

# 図説

## かながわのまち 解体新書



令和8(2026)年



## はじめに

県では、都市における人口・産業・土地利用・交通などの現況や将来見通しを把握するため、「都市計画基礎調査」を実施しています。

その調査結果をはじめ、各種データを基に、県の現況や動向をわかりやすくお伝えするため「図説 かながわのまち解体新書」を刊行しています。

昭和 59（1984）年の創刊以来、おおむね5年ごとに、その時々の県を取り巻く状況や課題を反映した改訂を重ねてきました。このたび、第9回目の刊行となります。

本書では、人口・世帯や市街化の動向、住宅・居住環境の状況など、県の現況を示す主要な指標をとりまとめるとともに、それらを踏まえた都市づくりの課題や方向性、さらには県の歴史について、図表を中心に分かりやすく整理しています。

今後、人口減少・少子・高齢化が進行し、都市づくりに関する課題は多様化・複雑化していきます。

本書が、こうした時代の動きを理解し、関心を高めていただく一助となれば幸いです。

最後に、本書の改訂にあたり、資料提供等にご協力いただいた関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

神奈川県県土整備局都市部都市計画課



# 目次

## 第1章 かながわの現況と都市づくりの課題

01 人口・世帯の動向		05 暮らしの今	
1 人口減少社会の到来	1	1 通勤・通学	43
2 少子・高齢化の進行	4	2 仕事・働き方	45
3 世帯の動向	6	3 学び・文化・スポーツの環境	47
4 地域で異なる人口分布	8	4 福祉・衛生に関わる環境	49
02 市街化の動向		5 高齢者の暮らし	51
1 土地利用と建物建設のルール	11	6 経済・消費活動	53
2 土地利用の現況と変化	13	06 産業の状況	
3 人口集中地区（D I D）の推移	17	1 商業	56
4 大規模な市街地整備（面的整備の状況）	19	2 工業	58
5 地区の整備	20	3 農林業	60
03 住宅・居住環境の状況		4 水産業	64
1 住宅の建て方・所有の状況	22	5 観光産業	65
2 空き家の状況	24	07 交通・物流	
04 生活基盤・生活環境の状況		1 公共交通	67
1 道路整備	25	2 物流	69
2 公園と緑地の整備・保全	27	08 災害等への備え	
3 上水道	29	1 大きな影響が想定される大地震への対応	71
4 下水道	31	2 自然災害の増加と災害防止対策	73
5 エネルギー	33	3 安全・安心な暮らし	75
6 廃棄物処理	35		
7 環境問題の顕在化	37		
8 景観形成の取組	39		



## 第2章 これからの都市づくり

---

01 かながわの県土・都市像……………	77	03 多様な主体による都市づくりの推進	88
02 都市計画の役割……………	86		

## 第3章 資料

---

01 かながわの姿……………	92	05 都市形成史……………	99
02 地形と水系……………	94	06 県政の歴史……………	105
03 温暖な気候……………	96	07 その他……………	107
04 かながわの歩み……………	97		



# 第1章

# かながわの現況と 都市づくりの課題

- 01 人口・世帯の動向
- 02 市街化の動向
- 03 住宅・居住環境の状況
- 04 生活基盤・生活環境の状況
- 05 暮らしの今
- 06 産業の状況
- 07 交通・物流
- 08 災害等への備え



# 01 人口・世帯の動向

## 1 人口減少社会の到来

神奈川県は令和7(2025)年1月現在で約920万人です。(図1-1:市町村別の人口)

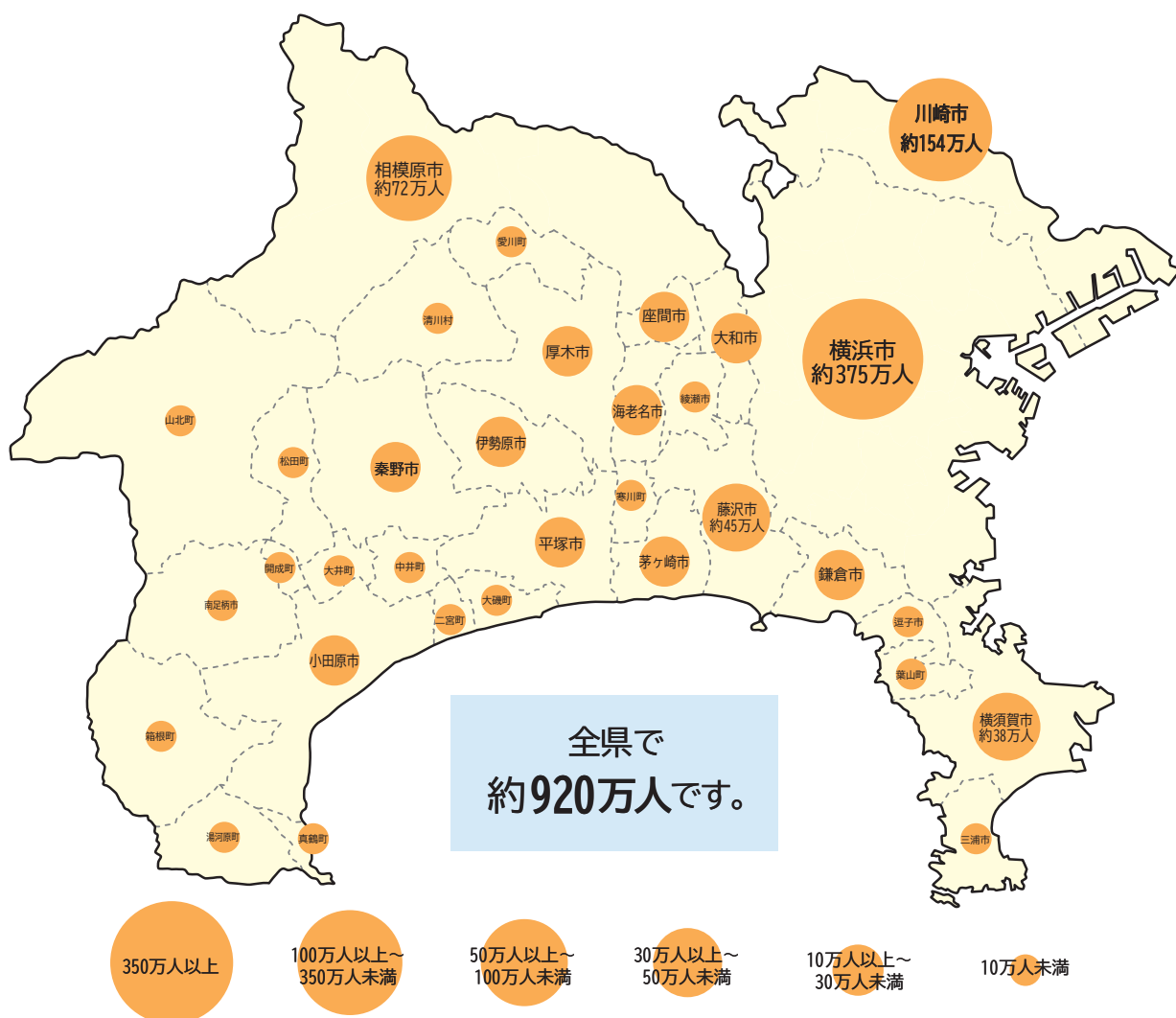
これは東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の総人口のおよそ4分の1にあたり、東京都に次いで2位となっています。本県の人口推移をみると、高度経済成長期(1950年代半ば~1970年代初頭)を中心に急激に増加しましたが、令和2(2020)年まで緩やかな増加傾向で続き、令和7(2025)年で減少に転じています。(図1-2:東京圏の人口の推移)

人口増減の要因には、転入数と転出数の差である「社会増減」と出生数と死亡数の差である「自然増減」があります。本県の「社会増減」は、転出数を転入数が上回る社会増を維持していますが、「自然増減」をみると、平成26(2014)年には、調査開始(昭和33(1958)年)以来、初めて死亡数が出生数を上回る自然減に転じており、令和6(2024)年も自然減となりました。このことから、県の人口構造は、自然減を社会増が補うことで人口が増加する構造に転換したと考えられます。転入数の増加に依存する構造は不安定であり、今後の人口維持が困難となる可能性があります。(図1-5:神奈川県の人口増減)

また、本県の将来推計人口については、実績値の令和2(2020)年頃をピークに、中位推計・低位推計ともに減少していく見通しです。そのため、人口減少社会の本格的な進行が懸念されます。(図1-6:神奈川県の総人口の将来予測)

### 1 市町村の人口

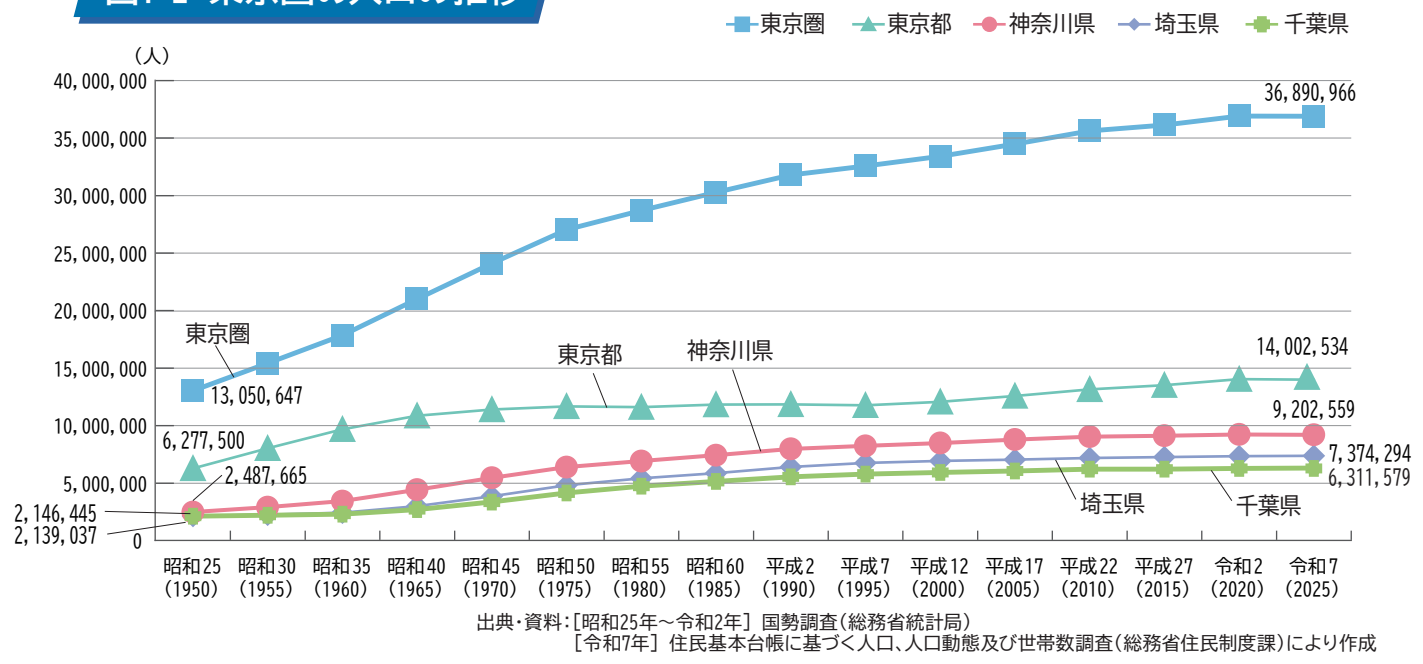
図1-1:市町村別の人口 (令和7(2025)年1月1日現在)



出典・資料:令和7年度市町村要覧 令和7年8月(神奈川県 市町村課)により作成

## 2 東京圏における神奈川県の人口の推移

図1-2: 東京圏の人口の推移



## 3 東京圏における社会増減・自然増減

図1-3: 東京圏の社会増減(転入数-転出数)

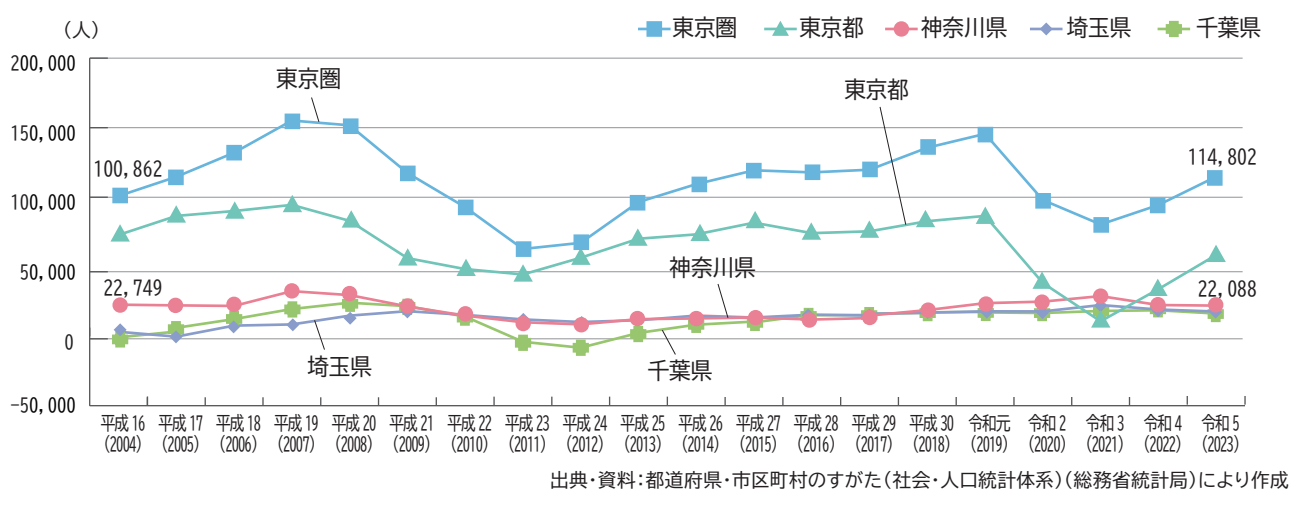
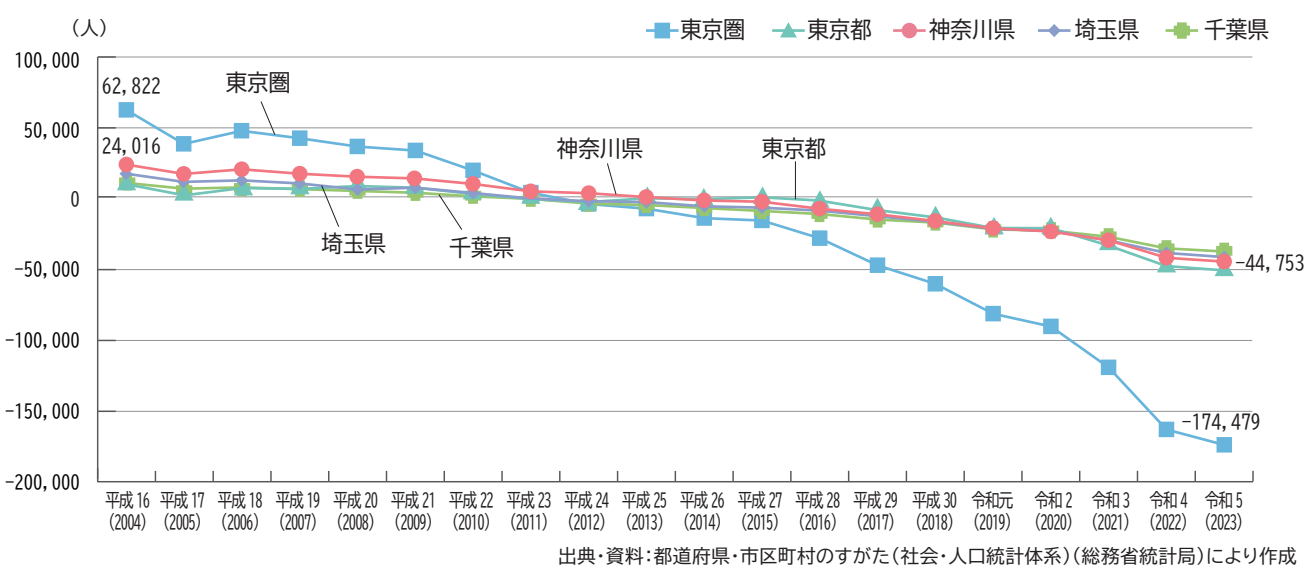


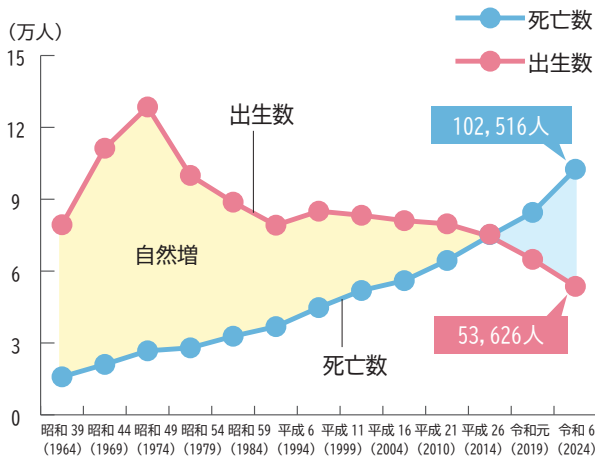
図1-4: 東京圏の自然増減(出生数-死亡数)



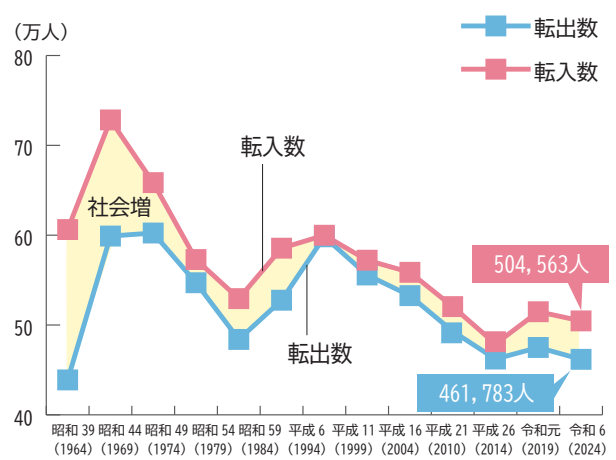
## 4 神奈川県における自然増減と社会増減の推移

図1-5: 神奈川県の人口増減

### 自然増減



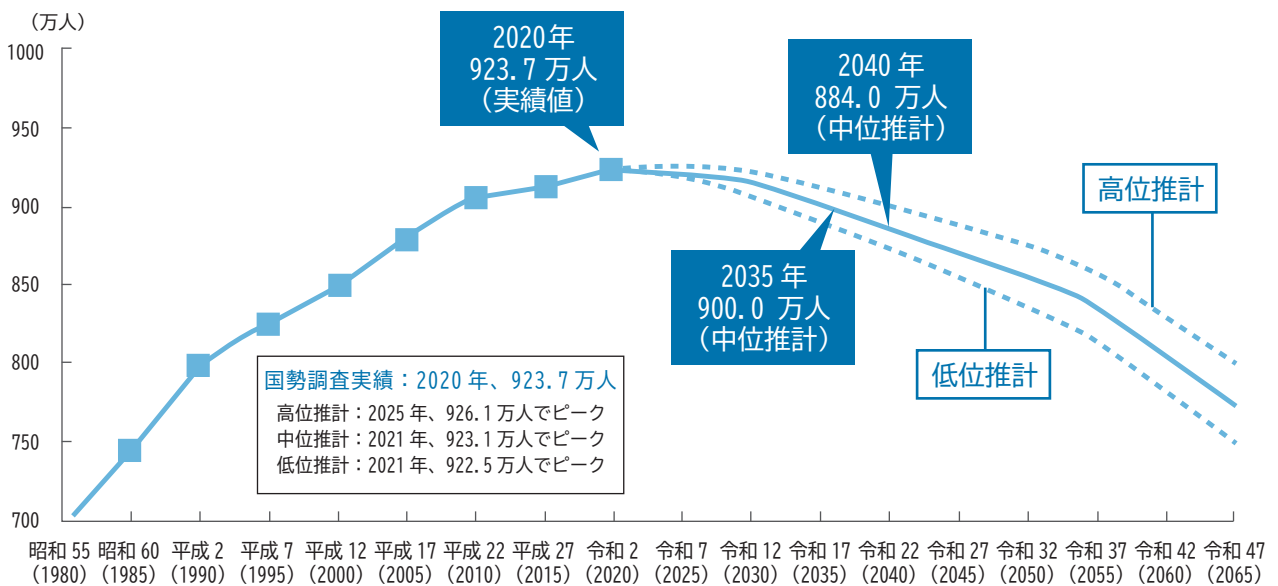
### 社会増減



出典・資料: 神奈川県人口統計調査結果(年報)(神奈川県 統計センター 人口・社会統計課)により作成

## 5 神奈川県の総人口の将来予測

図1-6: 神奈川県の総人口の将来予測



※将来の転入と転出によって生じる社会増減の程度に応じて、高位・中位・低位の3つのケースを設定して推計。

※出生率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2023年4月)」の出生率をもとに、神奈川の出生率を設定。

※1980年から2020年の人口は総務省「国勢調査」、2021年以降は県推計値。各年10月1日時点。

出典・資料: 神奈川県将来人口推計・将来世帯推計(2023年度推計)(神奈川県 総合政策課)により作成

## 2 少子・高齢化の進行

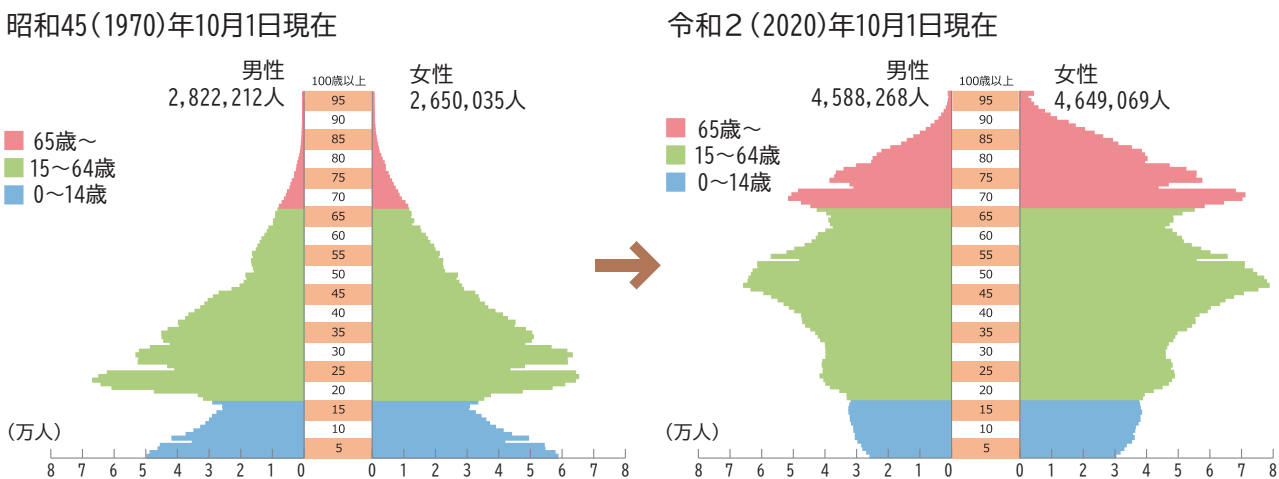
全国的に少子・高齢化が進むなか、神奈川県でも人口構造が大きく変化してきており、人口ピラミッドは0～14歳人口の割合が少ない、いわゆるつぼ型になっています。(図1-7:神奈川県の人口ピラミッド)また、本県を全国の人口ピラミッド(構成比)と比較すると、20～50歳代が高く、60歳代以上が低くなっています。(図1-8:神奈川県の人口ピラミッド(全国との対比))

年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)の割合をみると、県全体では、全国と比較して少子化は同程度の水準で、高齢化はやや緩やかに進行しており、令和7(2025)年の0～14歳の割合は約11%、65歳以上の割合は約26%となっています。(図1-9:少子・高齢化の進行)この割合を地域別にみると、三浦半島地域と県西地域で65歳以上の割合が3割以上と高くなっています。(図1-10:地域別人口の年齢(3区分)の割合)

このように、本県では少子・高齢化は比較的緩やかに進行していますが、合計特殊出生率は全国と比べて低い水準で推移しています。また、県下全域で既に超高齢社会を迎えていることから、今後の団塊世代の高齢化とともに、少子・高齢化が進行することが見込まれています。(図1-11:合計特殊出生率の推移)

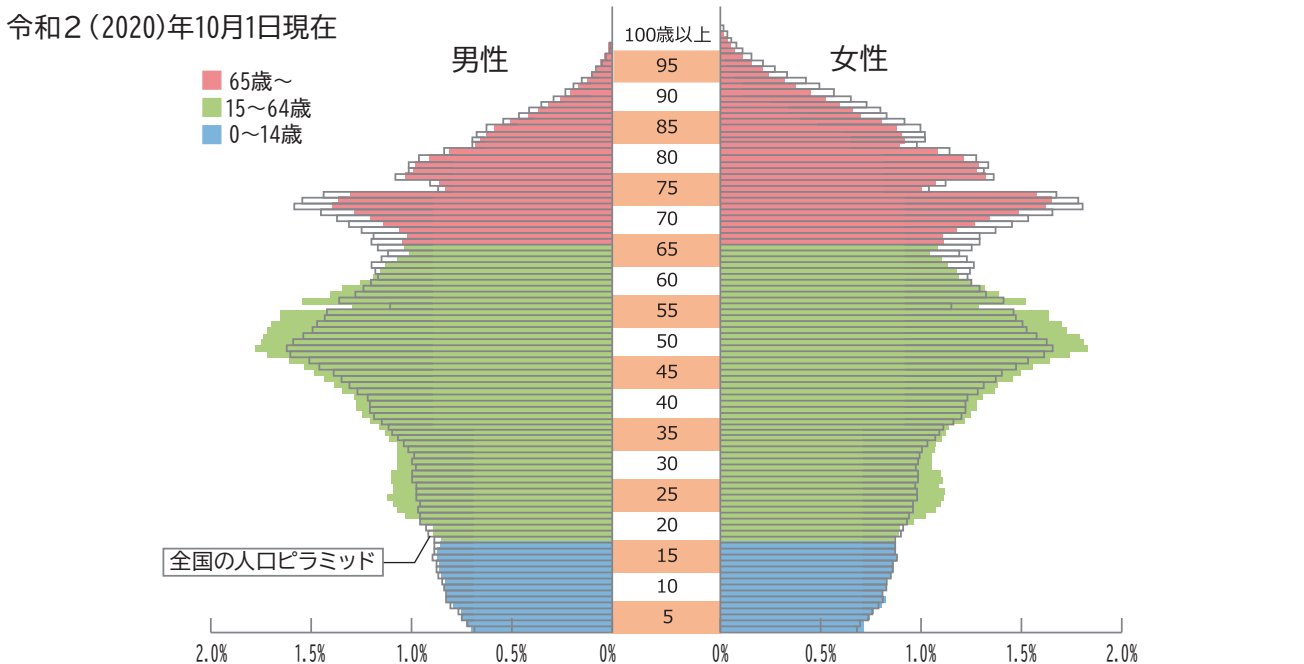
### 1 人口ピラミッド

図1-7:神奈川県の人口ピラミッド



出典・資料:国勢調査(総務省統計局)により作成

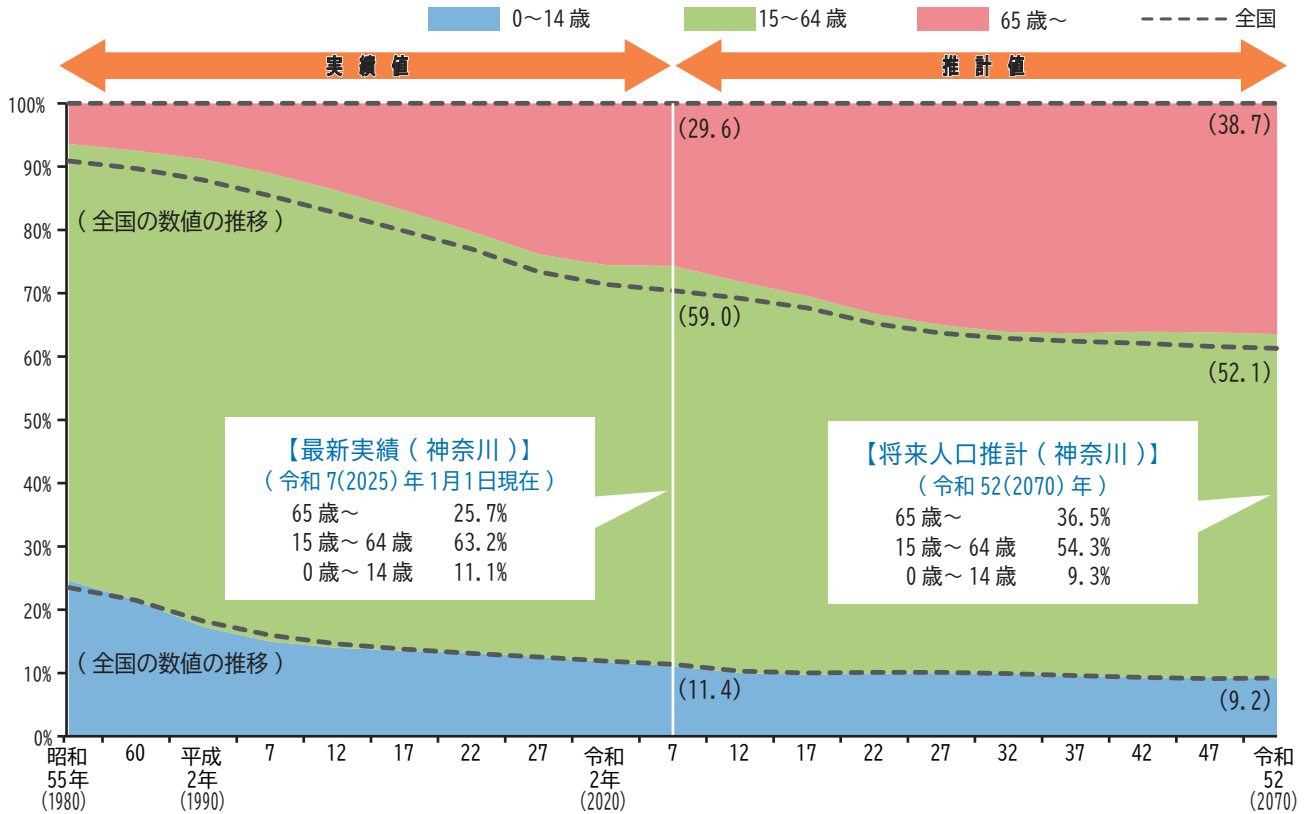
図1-8:神奈川県の人口ピラミッド(全国との対比)



出典・資料:国勢調査(総務省統計局)により作成

## 2 年齢(3区分割合の推移)

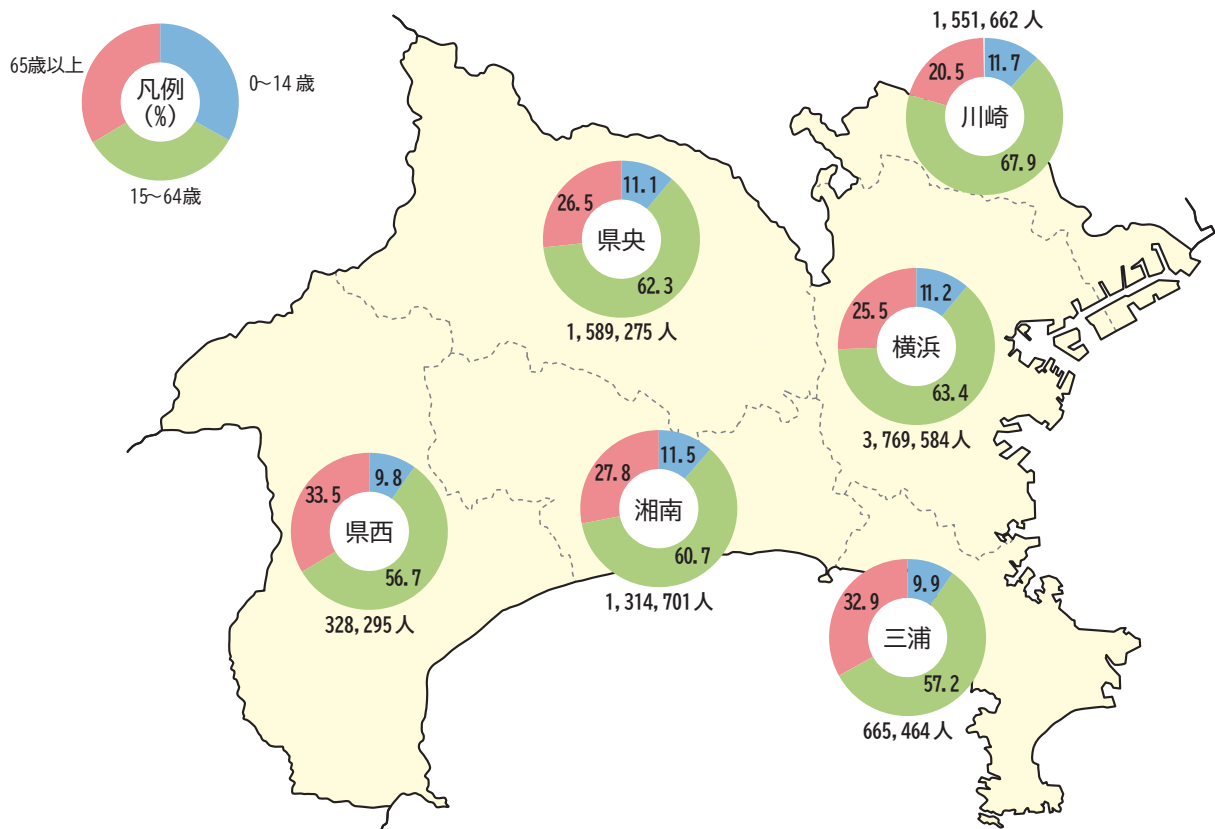
図1-9: 少子・高齢化の進行(実績値・推計値)(全国の数値)



出典・資料: [実績値]神奈川県年齢別人口統計調査結果(令和7年1月1日現在)(神奈川県 統計センター 人口・社会統計課)、国勢調査(総務省統計局)  
 [令和7年実績値のみ]住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和7年1月1日現在)(総務省住民制度課)  
 [推計値]神奈川県将来人口推計・将来世帯推計(2023年度推計)(神奈川県 総合政策課)、  
 日本の将来推計人口(全国)(国立社会保障・人口問題研究所)により作成

## 3 地域別人口の年齢構成

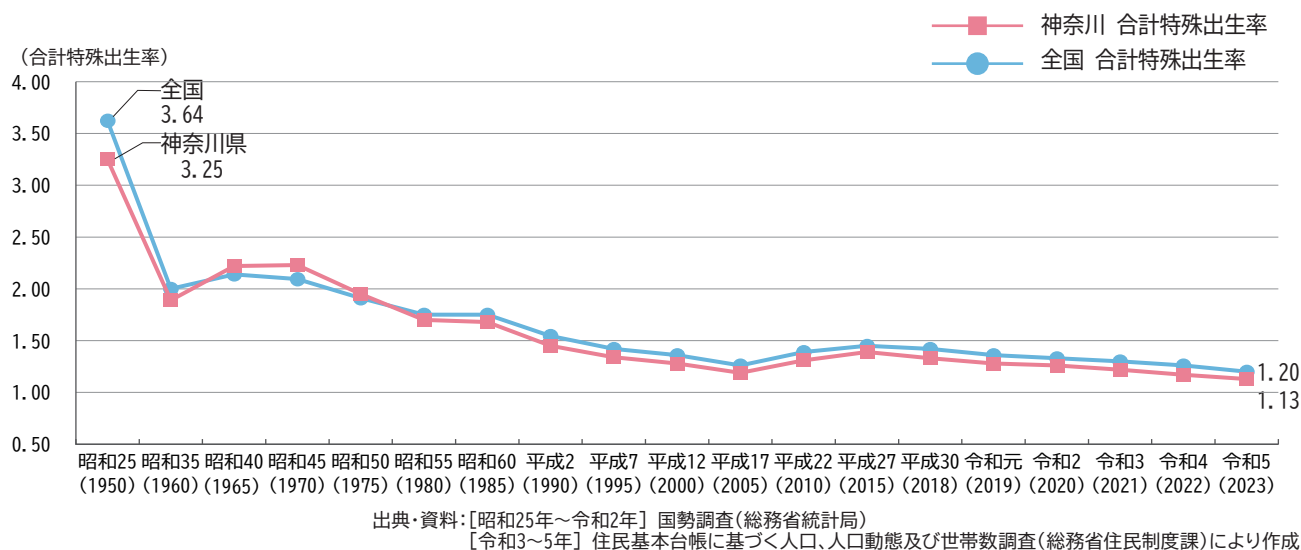
図1-10: 地域別人口の年齢(3区分)の割合



出典・資料: 神奈川県年齢別人口統計調査結果(令和7年1月1日現在)(神奈川県 統計センター 人口・社会統計課)により作成

## 4 合計特殊出生率の推移

図1-11: 合計特殊出生率の推移(全国・神奈川県)



## 3 世帯の動向

令和2(2020)年10月現在の神奈川県の人口は約923.7万人、世帯数は約422万世帯、1世帯あたり人員は2.19人となっています。平成2(1990)年と令和2(2020)年を比べると、この30年間で世帯数はおよそ1.5倍に増えているのに対し、1世帯あたり人員は約0.6人減少しています。(図1-12: 1世帯あたり人員と世帯数の推移、図1-13: 市区町村別1世帯あたり人員の変化)

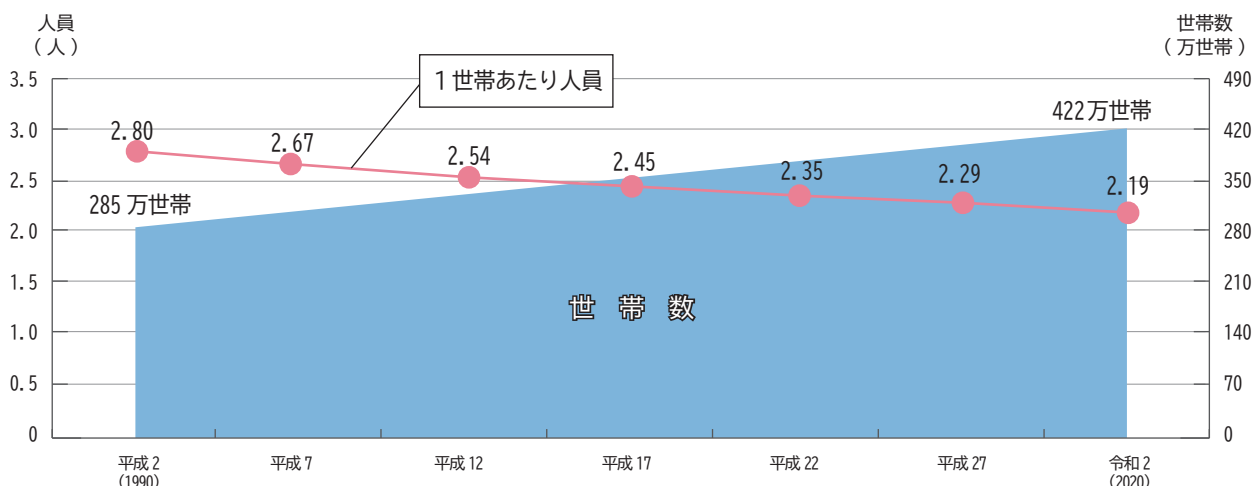
家族構成を比較してみると、令和2(2020)年と30年前の平成2(1990)年では、「子どもがいる世帯」や三世帯同居などの「核家族以外の世帯」の割合が減り、「夫婦のみの世帯」や「単身世帯」の割合が増えていることがわかります。(図1-14: 家族構成の変化)

これは東京圏の1世帯あたり人員の推移をみても同様の傾向が見られ、平成7(1995)年以降は4都県全てで3.0人未満になっています。(図1-15: 東京圏1世帯あたり人員の推移)

また、高齢者のみの世帯数(高齢単身世帯、高齢夫婦のみの世帯)は、令和2年の国勢調査結果を用いた令和6(2024)年の推計においても、今後も増加することが予測されています。(図1-16: 高齢者世帯数の将来予測)

### 1 世帯人員・世帯数の推移

図1-12: 1世帯あたり人員と世帯数の推移



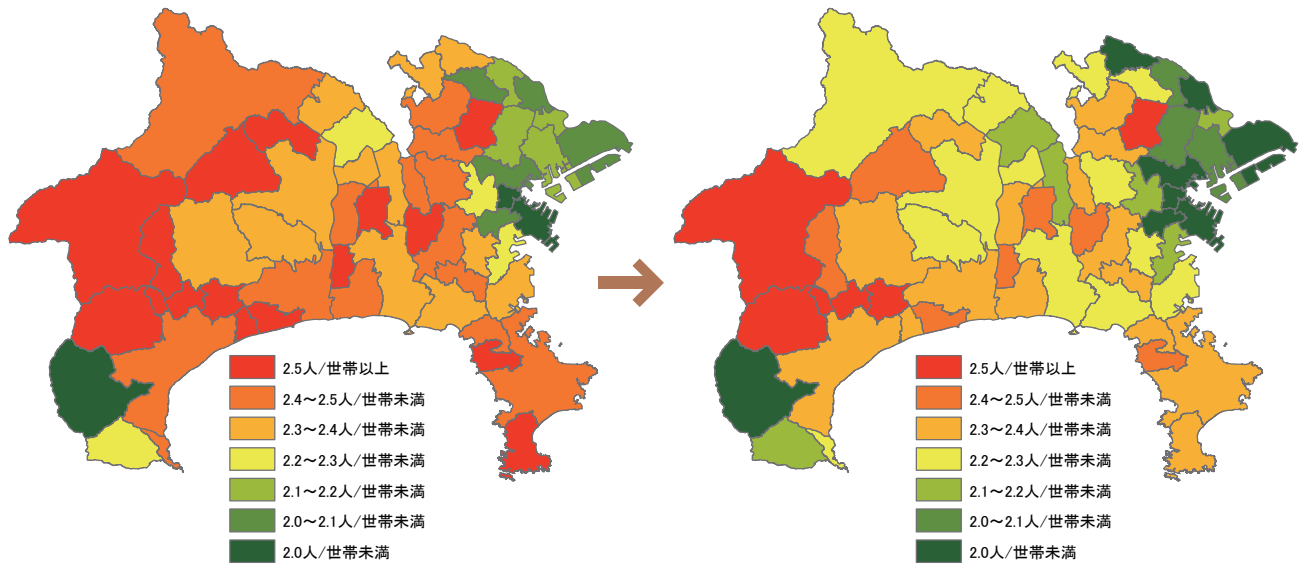
出典・資料: 『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

## 2 市区町村別1世帯あたり人員の変化

図1-13:市区町村別1世帯あたり人員の変化

平成27(2015)年

令和2(2020)年

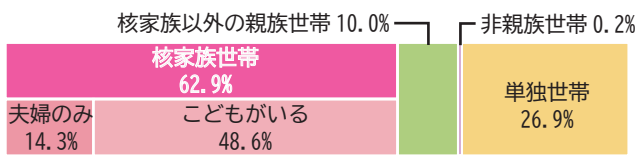


出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

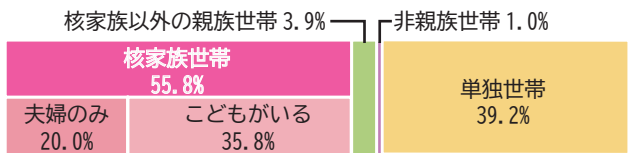
## 3 家族構成

図1-14:家族構成の変化

平成2(1990)年

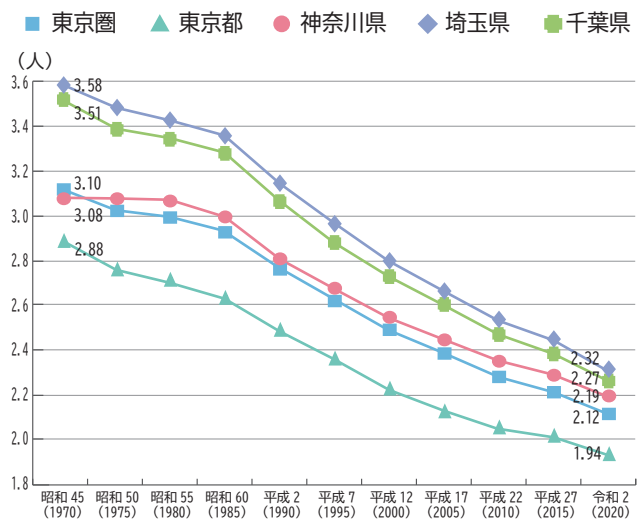


令和2(2020)年



## 4 東京圏1世帯あたり人員の推移

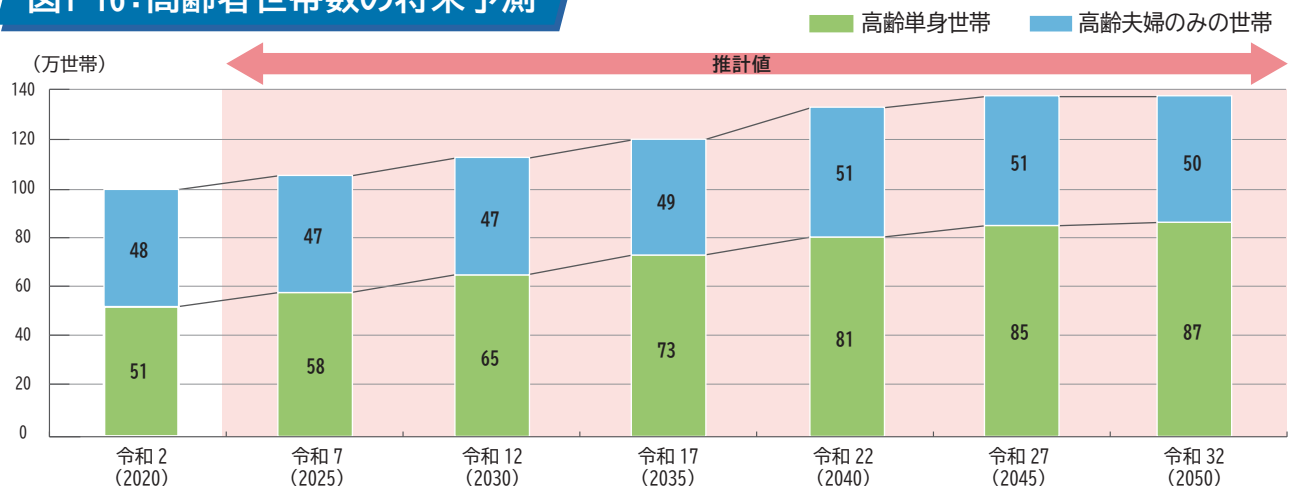
図1-15:東京圏1世帯あたり人員の推移



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

## 5 高齢者のみの世帯の増加

図1-16:高齢者世帯数の将来予測



## 4 地域で異なる人口分布

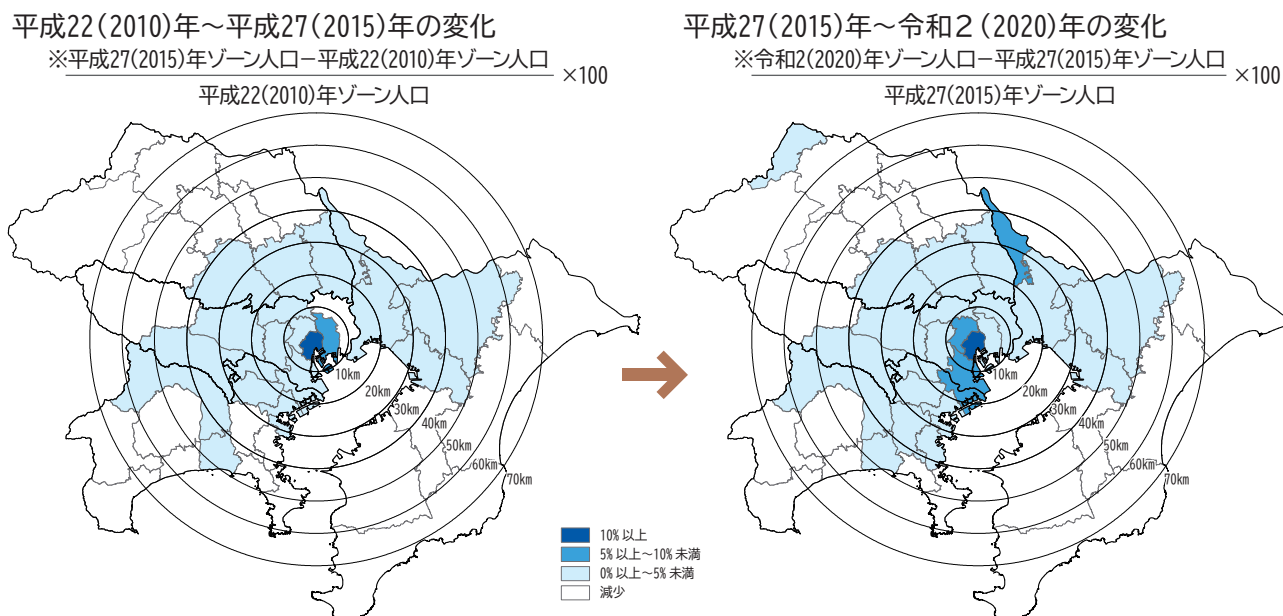
東京圏の人口の動きを、平成27(2015)年から令和2(2020)年の人口分布の変化で見ると、10%以上増加したゾーンは、東京都千代田区・中央区・港区のみです。また、平成22(2010)年から平成27(2015)年の変化と比較すると、増加していたゾーンにおいて、増加の割合が下がっていても、減少に転じているゾーンはありません。(図1-17:東京圏の人口増加率)

神奈川県は、増加傾向が続いているものの、地域別にみると既に人口減少が始まっている地域もあります。平成27(2015)年から令和2(2020)年の変化を見ると、東京都に隣接する川崎市や横浜市北部、藤沢市や開成町などにおいて、人口増加を示していますが、一方で、県西地域や県央地域西部、三浦半島地域、横浜地域南部などで人口が減少している地域がみられ、全县では人口増加は鈍化しています。(図1-18:市区町村別の人口増加率の変化、図1-19:地域政策圏域別の人口増減、図1-20:地域政策圏域別の将来人口推計)

本県の少子・高齢化の進行は、県内一様ではなく、地域による格差があります。現在、65歳以上の高齢者の人口割合が高い市町村や14歳以下の若年層の人口割合が低い市町村は、県西地域、三浦半島地域などにみられます。このように県内でも地域ごとに人口の状況は異なっています。(図1-21:市区町村別の年代別の人口割合)

### 1 東京圏の人口増加率

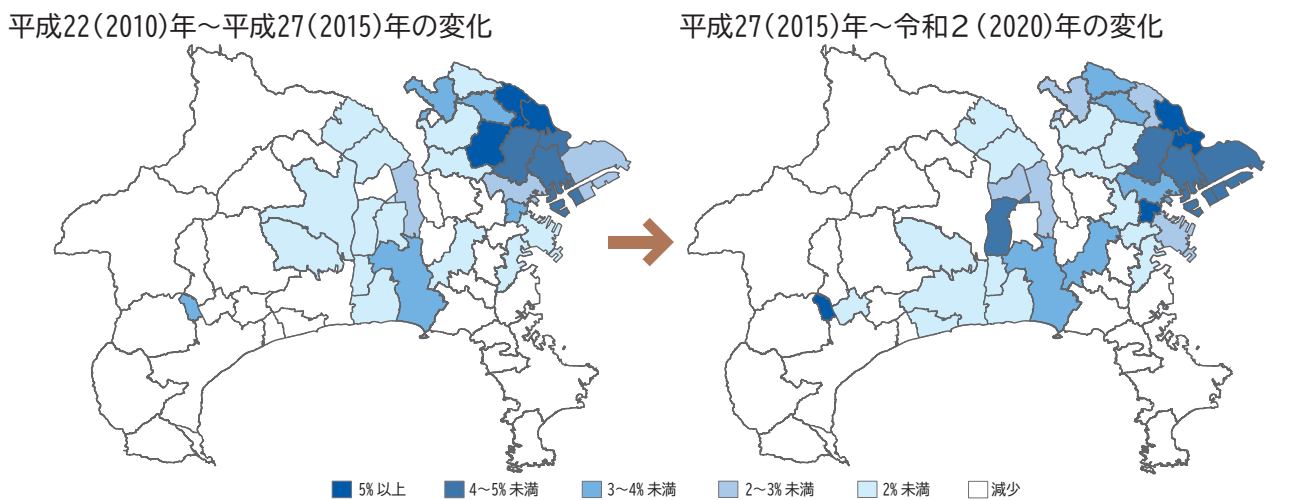
図1-17:東京圏の人口増加率



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

### 2 市区町村別の人口増加率

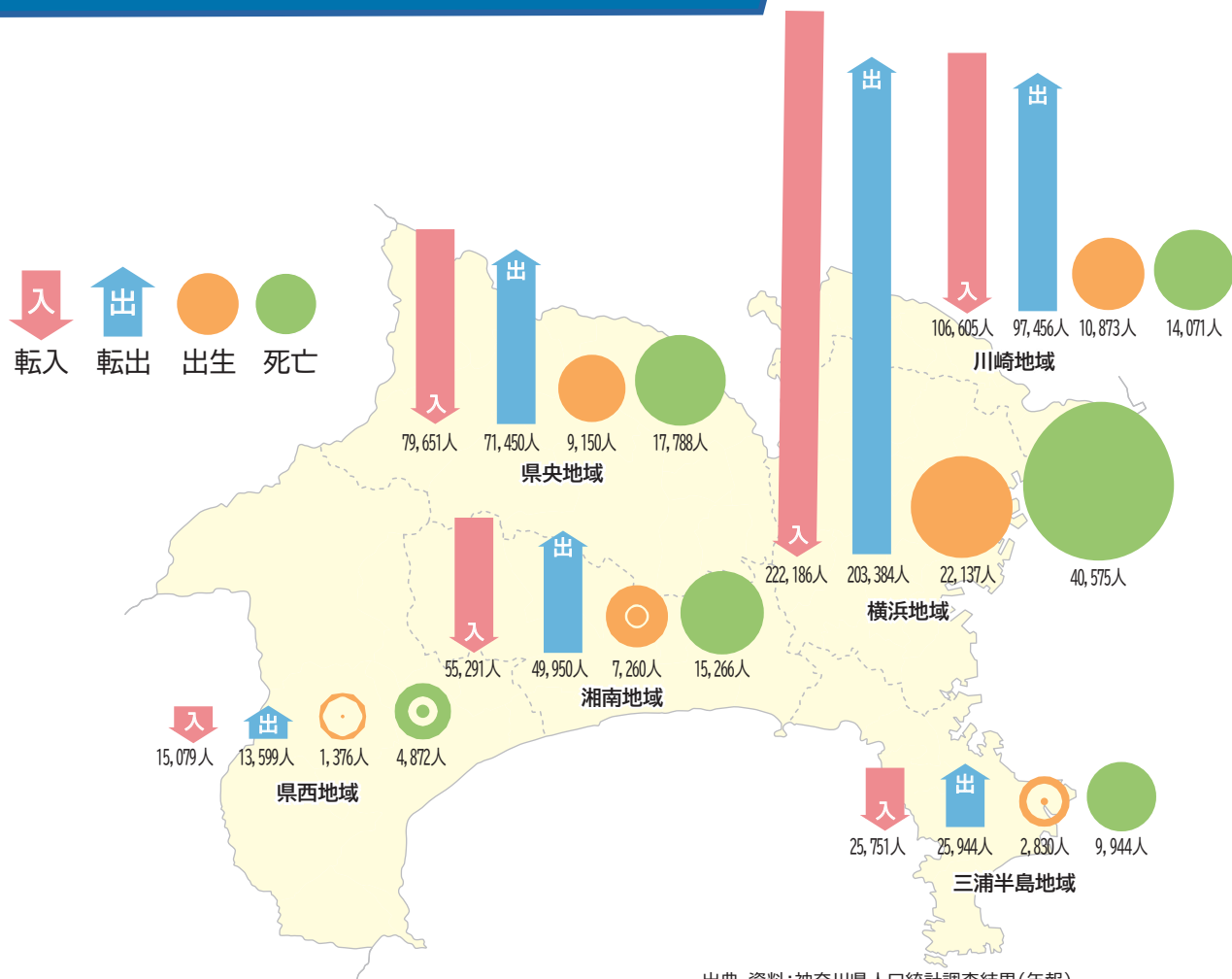
図1-18:市区町村別の人口増加率の変化



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

### 3 地域別の人口増減

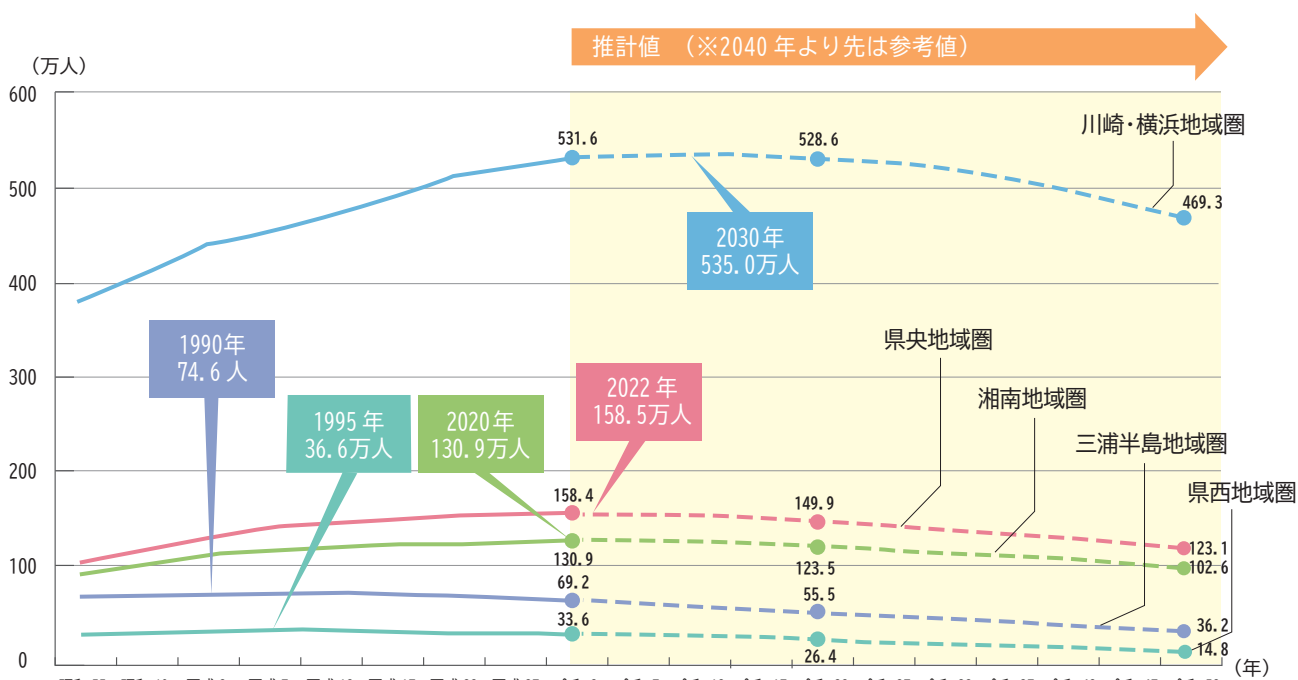
図1-19: 地域政策圏域別の人口増減(令和6年中)



出典・資料: 神奈川県人口統計調査結果(年報)  
(神奈川県 統計センター 人口・社会統計課)により作成

### 4 地域で異なる人口増加

図1-20: 地域政策圏域別の将来人口推計(中位推計)



※吹き出し内は、各地域圏の人口の最大値

出典・資料: 神奈川県将来人口推計・将来世帯推計(2023年度推計)  
(神奈川県 総合政策課)により作成

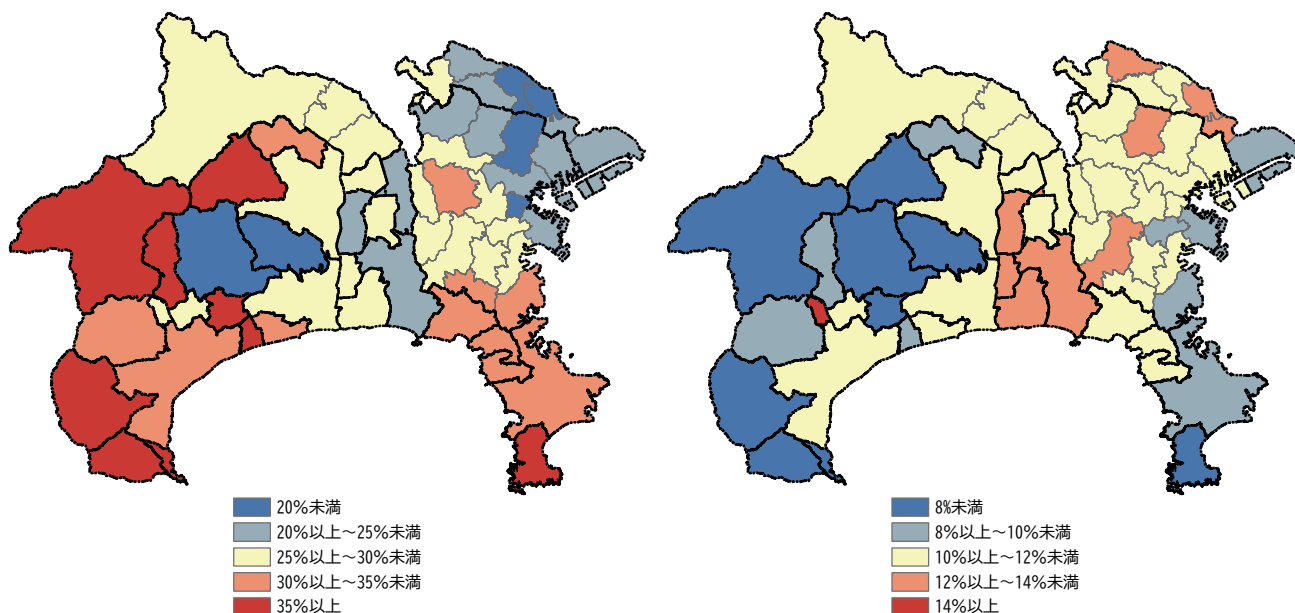
## 5 市区町村別の65歳以上の人口割合・14歳以下の人口割合

図1-21：市区町村別の年代別の人口割合

(令和7(2025)年1月1日現在)

65歳以上の人口

14歳以下の人口



出典・資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果(令和7年1月1日現在)(神奈川県 統計センター 人口・社会統計課)により作成

### 神奈川県における『人口・世帯の動向』からみる 都市づくりの課題

人口減少社会の到来と少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少による生産性の低下や地域で活動する担い手の不足、さらに医療・介護・福祉サービスの需要増加による財政負担の増大などを引き起こし、地域活力を低下させます。これにより、都市環境が悪化し、交通・買い物などの生活インフラの確保、都市インフラや公共施設の維持・保全が困難になることが懸念されています。

また、県内の人口分布や高齢化率は、地域ではっきりとした偏りがあります。これらは、行政サービスの提供や地域経済の活力の格差の拡大、防災対応への影響が見込まれます。

さらに、世帯の動向を見ると、世帯数は増加しているものの、単独世帯や高齢単身世帯の増加が顕著であり、地域コミュニティの希薄化や社会保障費の急増、自治体の財政負担の増大などが懸念されます。

そのため、地域の実情に応じて、基幹的な公共交通沿線に都市機能や居住を集約したコンパクトな都市づくりの推進や公共交通ネットワークによる連携強化を進める必要があります。

さらに、都市と自然のバランスを生かした住環境の改善・提供を通じて、若年層や子育て世代の定住を促進し、魅力ある都市づくりを進めることが不可欠です。

# 02 市街化の動向

## 1 土地利用と建物建設のルール

### 1 都市的土地利用規制

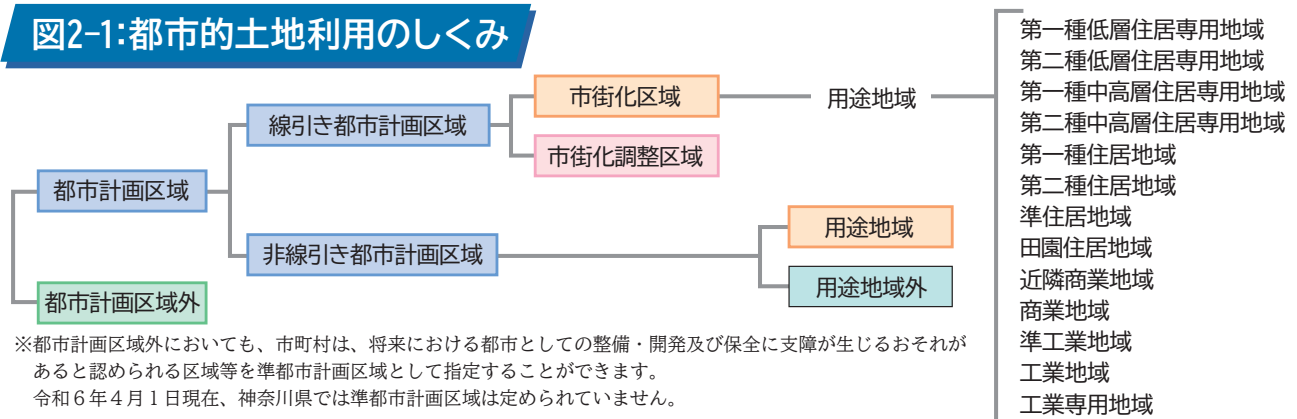
都市計画法では、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を、「都市計画区域」として指定することとしています。

都市計画区域では、「区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)」、「用途地域」などの都市計画を定め、計画的で秩序ある土地利用や建築物の建設を誘導しています。

「区域区分」は、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、効率的な公共投資及び計画的な市街地形成を図るために、市街化区域(優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)に分けています。これを「線引き」といいます。(図2-1:都市的土地利用のしくみ)

神奈川県では、清川村を除く19市13町に30都市計画区域が指定され、その面積は約199,774haとなっています。また、県土面積の約4割(都市計画区域の5割弱)が市街化区域、約3割(都市計画区域の約4割)が市街化調整区域となっています。(図2-2:都市的土地利用規制、図2-3:都市的土地利用規制面積区分)

図2-1:都市的土地利用のしくみ

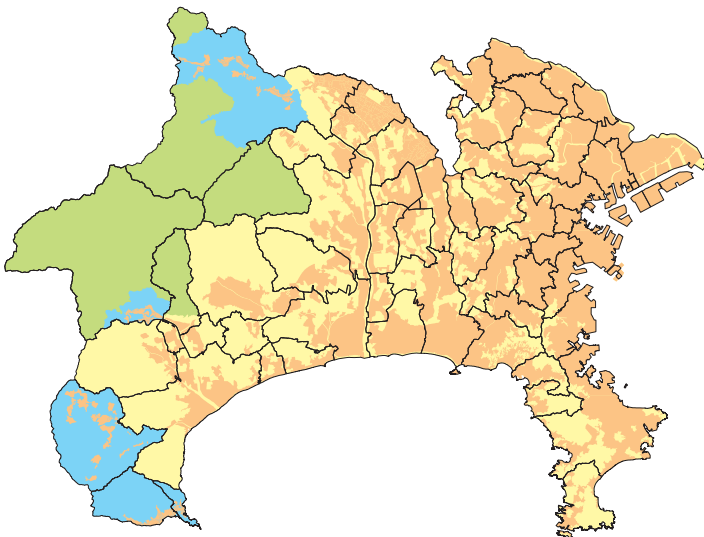


※都市計画区域外においても、市町村は、将来における都市としての整備・開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域等を準都市計画区域として指定することができます。  
令和6年4月1日現在、神奈川県では準都市計画区域は定められていません。

出典・資料:かながわの都市計画のあらまし(令和7年度)(神奈川県 都市計画課)により作成

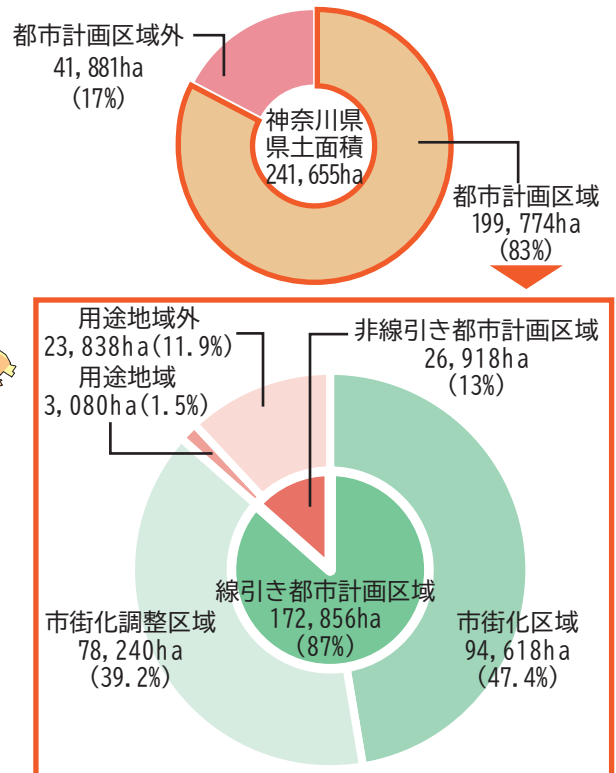
図2-2:都市的土地利用規制

- 市街化区域または非線引き区域で用途地域指定区域
- 市街化調整区域
- 非線引区域で用途地域指定区域外
- 都市計画区域外



出典・資料:都市計画決定情報データ2024年度(令和6年度)版(国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト運営事務局)により作成

図2-3:都市的土地利用規制面積区分



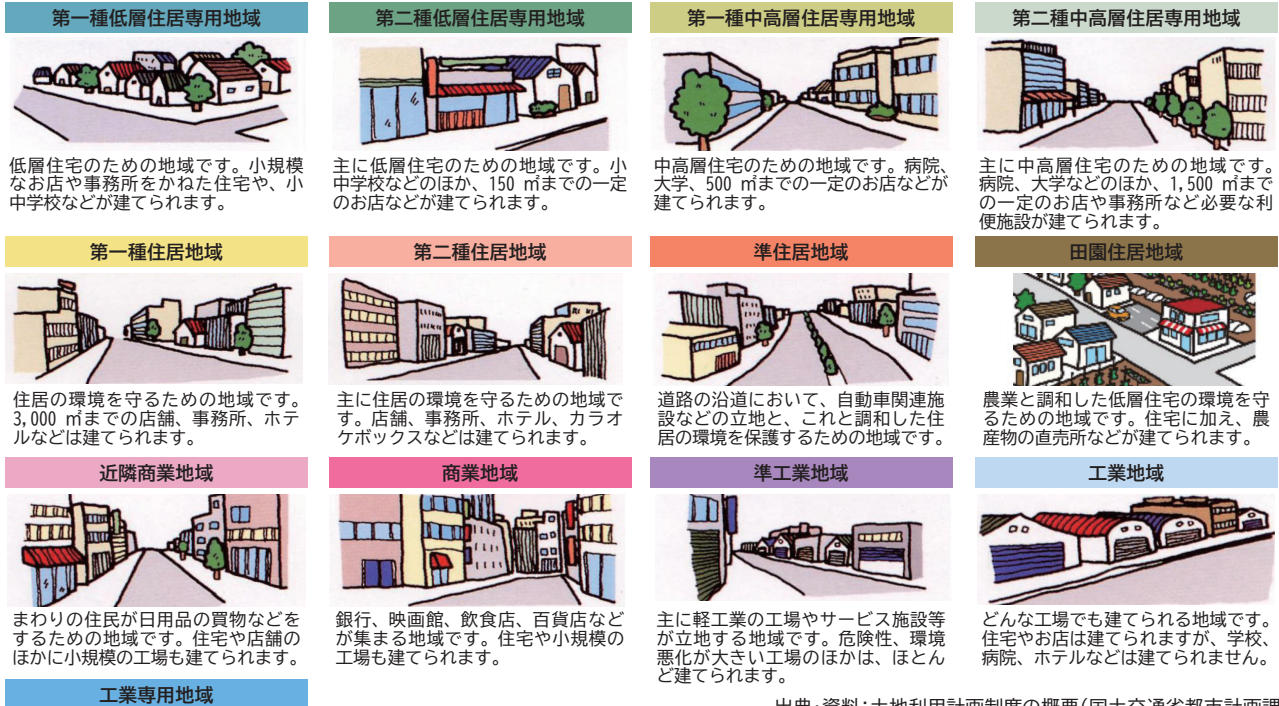
出典・資料:かながわの都市計画のあらまし(令和7年度)(神奈川県 都市計画課)により作成

## 2 用途地域

区域区分を行う都市計画区域(線引き都市計画区域)内の市街化区域及び区域区分を行わない都市計画区域(非線引き都市計画区域)の一部では、13種類の「用途地域」を定めており、種別に応じた建築物の用途や規模などを制限しています。(図2-4:13種類の「用途地域」ごとの概要)

神奈川県における用途地域区分をみると、住居系用途が約73%、商業系用途地域が約8%、工業系用途が約19%となっています。なお、全国的にみると、本県は住居系用途の占める割合が大きく(全国は令和6(2024)年で約67%)、工業系用途の占める割合は小さく(全国は約25%)となっています。また、都市計画区域内の市街化調整区域や都市計画区域外においても、地域の特性に応じて、用途地域の指定や建築物の形態制限(建ぺい率、容積率等)を行っています。(図2-5:用途地域指定状況と市街化区域の用途地域面積比)

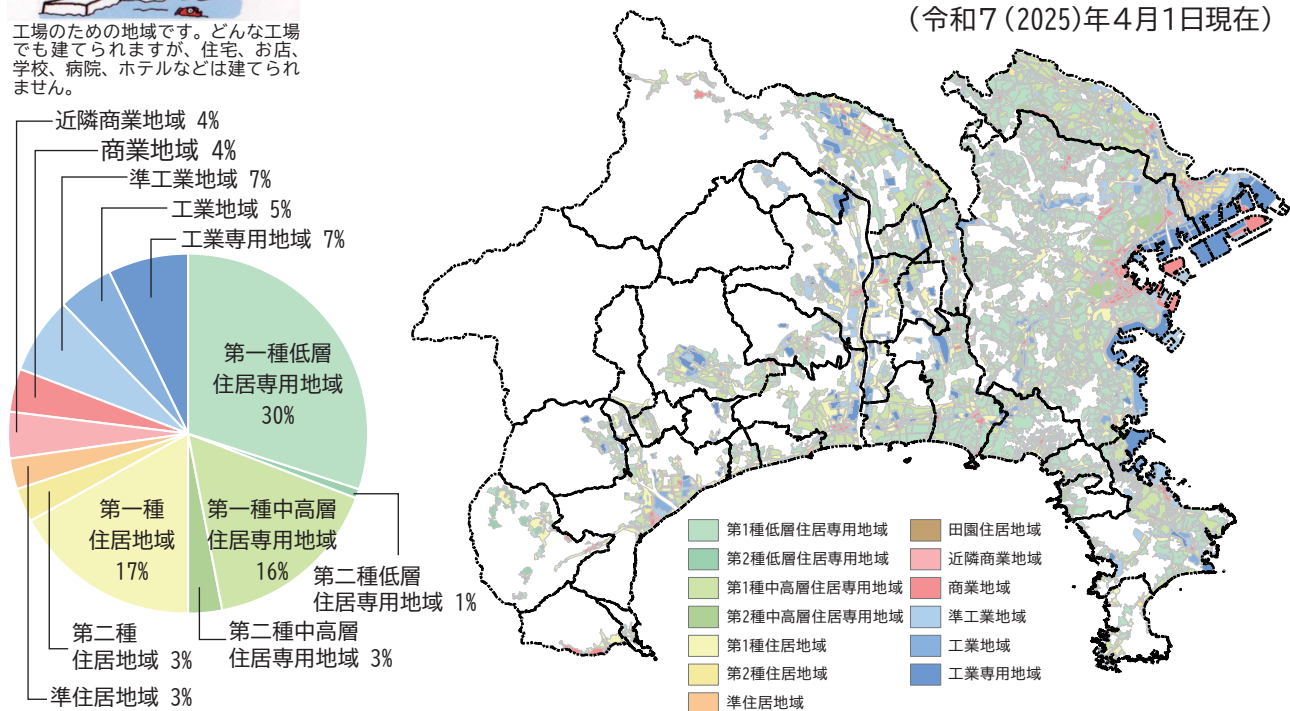
図2-4:13種類の「用途地域」ごとの概要



出典・資料:土地利用計画制度の概要(国土交通省都市計画課)

図2-5:用途地域指定状況と市街化区域の用途地域面積比

(令和7(2025)年4月1日現在)



出典・資料:かながわの都市計画のあらまし(令和7年度)(神奈川県 都市計画課)により作成

出典・資料:都市計画決定情報データ2024年度(令和6年度)版(国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト運営事務局)により作成

## 2 土地利用の現況と変化

### 1 土地利用現況

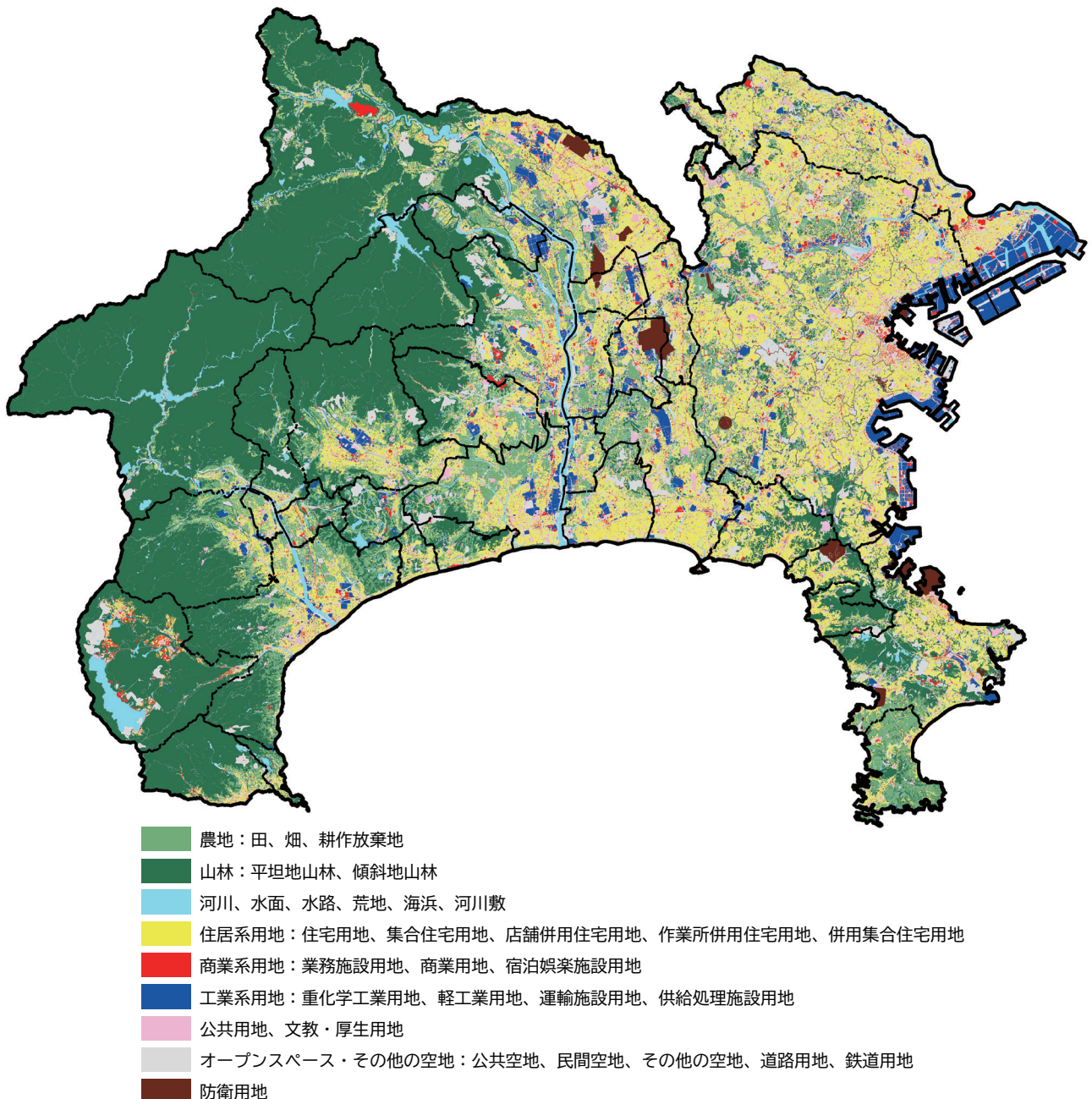
神奈川県は、山、川、海の変化に富んだ自然環境と、広大な市街地を併せ持つ地域です。農地は主に、三浦半島と相模川や酒匂川沿いの平野部に多く分布しています。また、相模湖から南西方面に広がる丹沢山地、箱根山地を経て芦ノ湖に至る地域は、山林を中心とした自然的な土地利用となっています。(図2-6:土地利用現況)

本県の市街地の状況を、住宅系、商業系、工業系に分けて説明すると、住居系用地は、県東部の横浜・川崎エリアから南に続く丘陵部や藤沢・茅ヶ崎エリア、また相模川以東の台地を中心に分布し、住宅用地率は、横浜市南区で5割を超えています。(図2-7:住宅用地率)

商業系用地は、鉄道駅周辺や幹線道路沿いに広がっており、商業・業務用地率は、横浜駅のある横浜市西区が第1位となっています。(図2-8:商業・業務用地率)

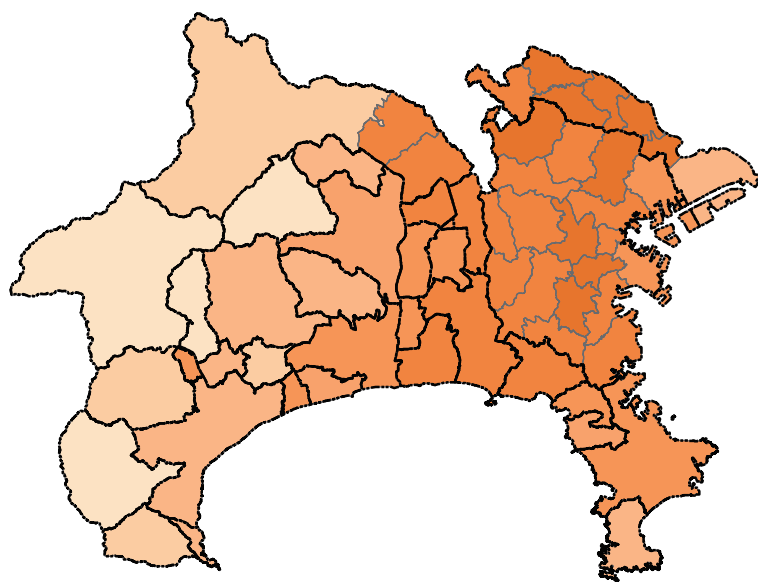
また、工業系用地は、県東部の東京湾に面した臨海部に南北の帯状に港湾と重化学工業用地などが連続しており、工業用地率は川崎市川崎区などで高くなっています。(図2-9:工業用地率)

図2-6:土地利用現況【令和2(2020)年】



出典・資料：『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図2-7:住宅用地率【総面積に占める住居系用地面積の割合】(令和2(2020)年)



住宅用地率 BEST 5

1. 横浜市南区	53.6%
2. 横浜市港南区	49.6%
3. 川崎市宮前区	46.3%
4. 川崎市中原区	44.1%
5. 横浜市青葉区	43.1%

出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査  
解析報告書』令和7年3月 都市  
計画課 により作成

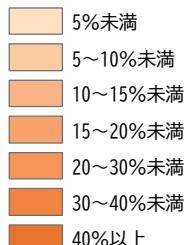
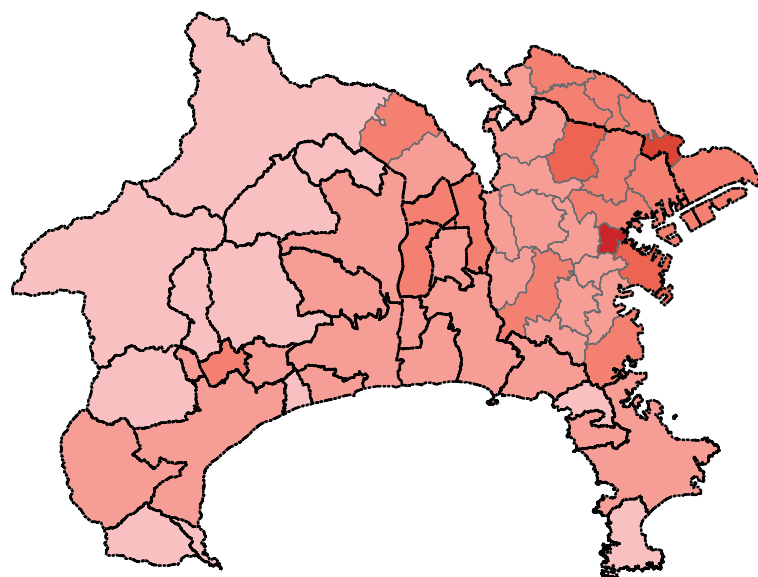


図2-8:商業・業務用地率【総面積に占める商業系用地面積の割合】(令和2(2020)年)



商業・業務用地率 BEST 5

1. 横浜市西区	14.5%
2. 川崎市幸区	9.4%
3. 横浜市中区	7.1%
4. 横浜市都筑区	6.8%
5. 川崎市川崎区	5.8%

出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査  
解析報告書』令和7年3月 都市  
計画課 により作成

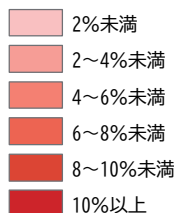
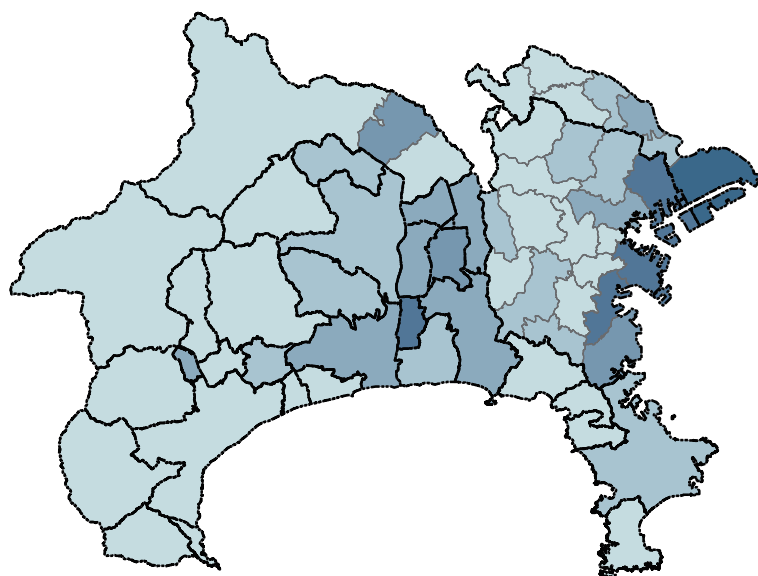


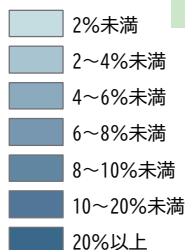
図2-9:工業用地率【総面積に占める工重化学工業・軽工業系用地面積の割合】(令和2(2020)年)



工業用地率 BEST 5

1. 川崎市川崎区	32.9%
2. 横浜市鶴見区	17.7%
3. 横浜市磯子区	11.5%
4. 寒川町	10.4%
5. 横浜市中区	10.3%

出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査  
解析報告書』令和7年3月 都市  
計画課 により作成

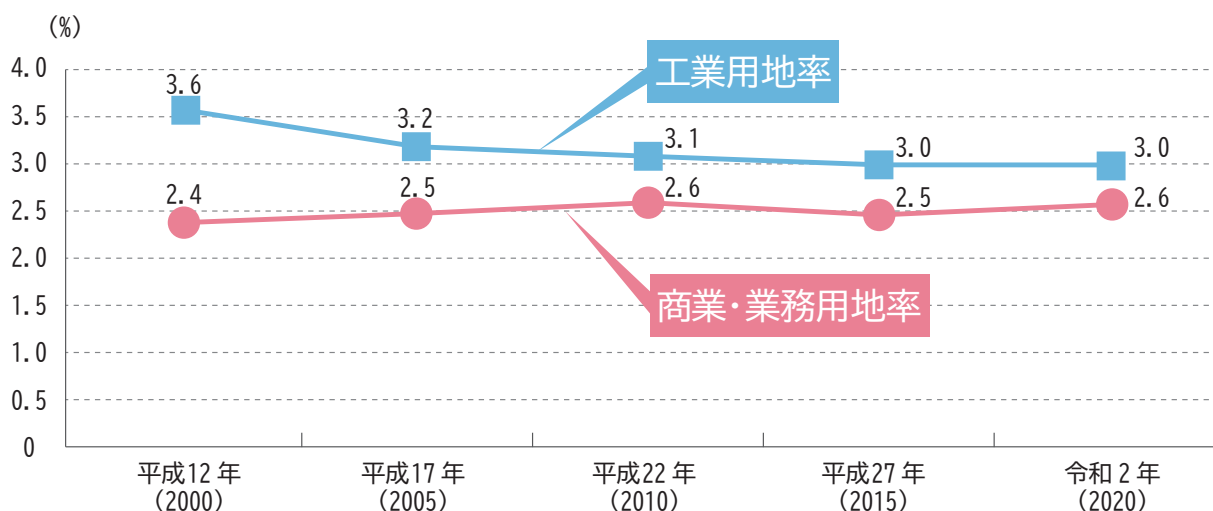


## 2 都市的土地利用の変化

近年、国内の生産コストの上昇や、アジア諸国における生産力の向上などに伴い、製造業の海外進出や生産機能の移転が増加していることから、工業用地率は減少傾向で商業・業務用地率は同水準で推移しています。(図2-10:商業・業務用地率及び工業用地率の推移)

市区町村別に平成27年度から令和2年度の商業・業務用地率の変化をみると、10%以上増加が6市町に対し、10%以上減少は2市町であり、全体の約6割が増加を示しています。一方、工業用地率の変化をみると、10%以上増加が1町(大磯町)に対し、10%以上減少が5市町あり、全体の約7割で減少しているのがうかがえます。(図2-11:商業・業務用地率の変化、図2-12:工業用地率の変化)

図2-10:商業・業務用地率及び工業用地率の推移

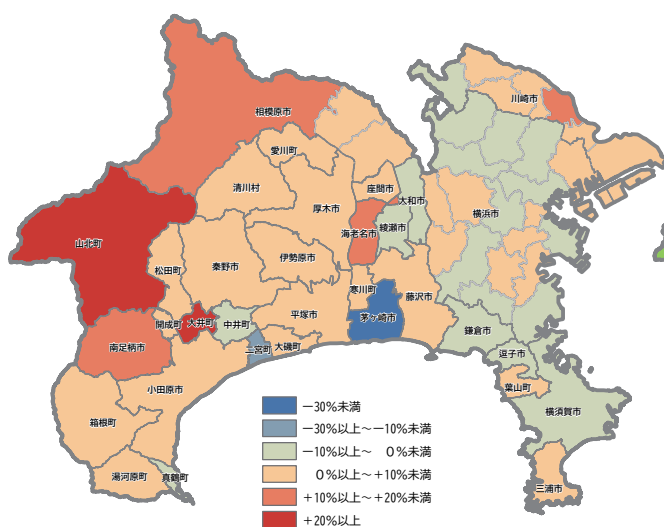


出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図2-11:商業・業務用地率の変化

平成27(2015)年度⇒令和2(2020)年度

※令和2(2020)年商業・業務用地-平成27(2015)年商業・業務用地  
ゾーン面積 ×100

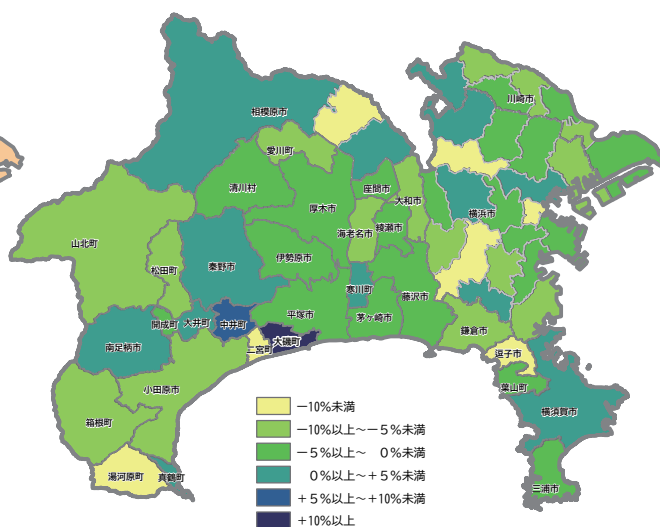


商業・業務用地: 土地利用区分の業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地の合計面積

図2-12:工業用地率の変化

平成27(2015)年度⇒令和2(2020)年度

※令和2(2020)年工業用地-平成27(2015)年工業用地  
ゾーン面積 ×100



工業用地: 土地利用区分の重化学工業用地、軽工業用地の合計面積

出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

### 3 自然的土地利用の変化

横浜市・川崎市などの大都市のイメージが強い神奈川県ですが、土地利用の割合をみると全県域の9.3%が農地、38.7%が森林で約半分が自然的土地利用となっています。(図2-13:土地利用の割合【自然的・都市的】)  
農地面積は、昭和40年代には都市化により急激に減少しましたが、最近はやるやかな減少傾向で推移しています。(図2-14:農地の変化、図2-15:森林の変化)

まとまりのある農地や森林は、緑やオープンスペースを提供してくれる貴重な資源であり、水源の確保や防災面においても、保全し活用することが重要です。

図2-13:土地利用の割合【自然的・都市的】

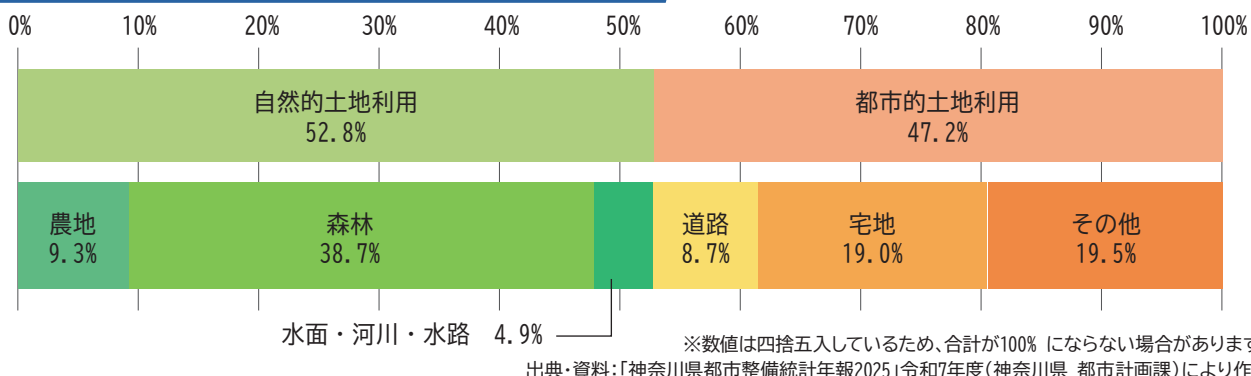
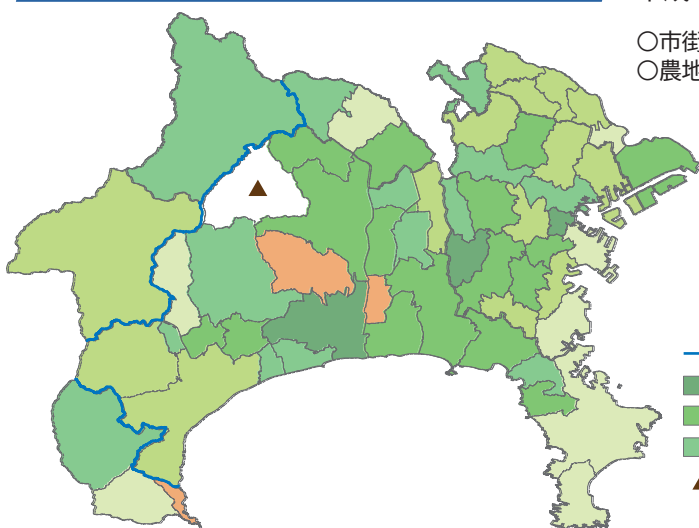


図2-14:農地の変化(農地の減少率)

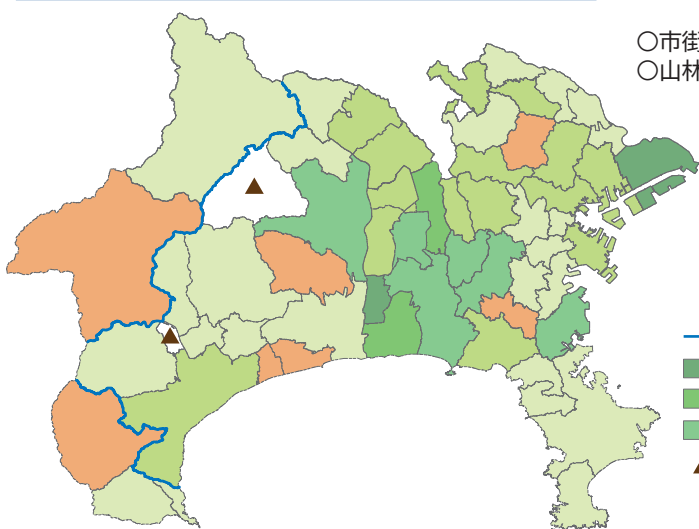
平成27(2015)年度⇒令和2(2020)年度



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図2-15:森林の変化(山林の減少率)

平成27(2015)年度⇒令和2(2020)年度



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

### 3 人口集中地区(DID)の推移

高度経済成長期の急激な人口増加にともない、人口集中地区(DID)は広がりました。人口集中地区の変遷をたどると、神奈川県都市化がどのように進んだかを知ることができます。(図2-16:人口集中地区(DID)の変化)

昭和35(1960)年の人口集中地区(DID)は、横浜市や川崎市を中心に東京湾に面した地域と相模湾に面した既成市街地及び大規模新開発地などに分布しています。昭和45(1970)年代以降、人口集中地区(DID)は横浜市南部、川崎市北部、相模川の東側へ、また、昭和55(1980)年代以降は相模川の西側や秦野市へと広がりました。平成2(1990)年代以降も、人口集中地区(DID)は拡大を続けますが、次第に緩やかな上昇カーブで推移しています。(図2-16:人口集中地区(DID)の変化、図2-17: DID面積の推移、図2-18: DID人口の推移)

人口集中地区(DID)の人口密度は昭和40(1965)年から昭和55(1980)年にかけて低下傾向にありましたが、昭和60(1985)年以降に再び上昇傾向に転じました。(図2-19: DID人口密度の推移)

令和2(2020)年のDID人口密度を市区町村別にみると、横浜市西区・南区、川崎市幸区・中原区・高津区で140人/haを上回り、既成市街地での人口集積傾向がみられます。(図2-20: DID人口密度の変化)

※人口集中地区(DID:Densely Inhabited District)

都市的地域を実態的に把握するため、国勢調査に導入された人口を指標とする単位。人口密度40人/ha以上の調査区が一体として人口5,000人以上にまとまっている地域をいいます。昭和30(1955)年前後、全国で大規模な市町村合併が進み、市部、郡部といった行政単位による都市的地域、農村的地域の判別が困難となったため、新たに都市的地域であることを示す指標として国勢調査の調査区を単位とし人口密集度を主とする判定を行うことになり、1960(昭和35)年に「人口集中地区」が設定されました。

#### 1 人口集中地区(DID)

図2-16: 人口集中地区(DID)の変化

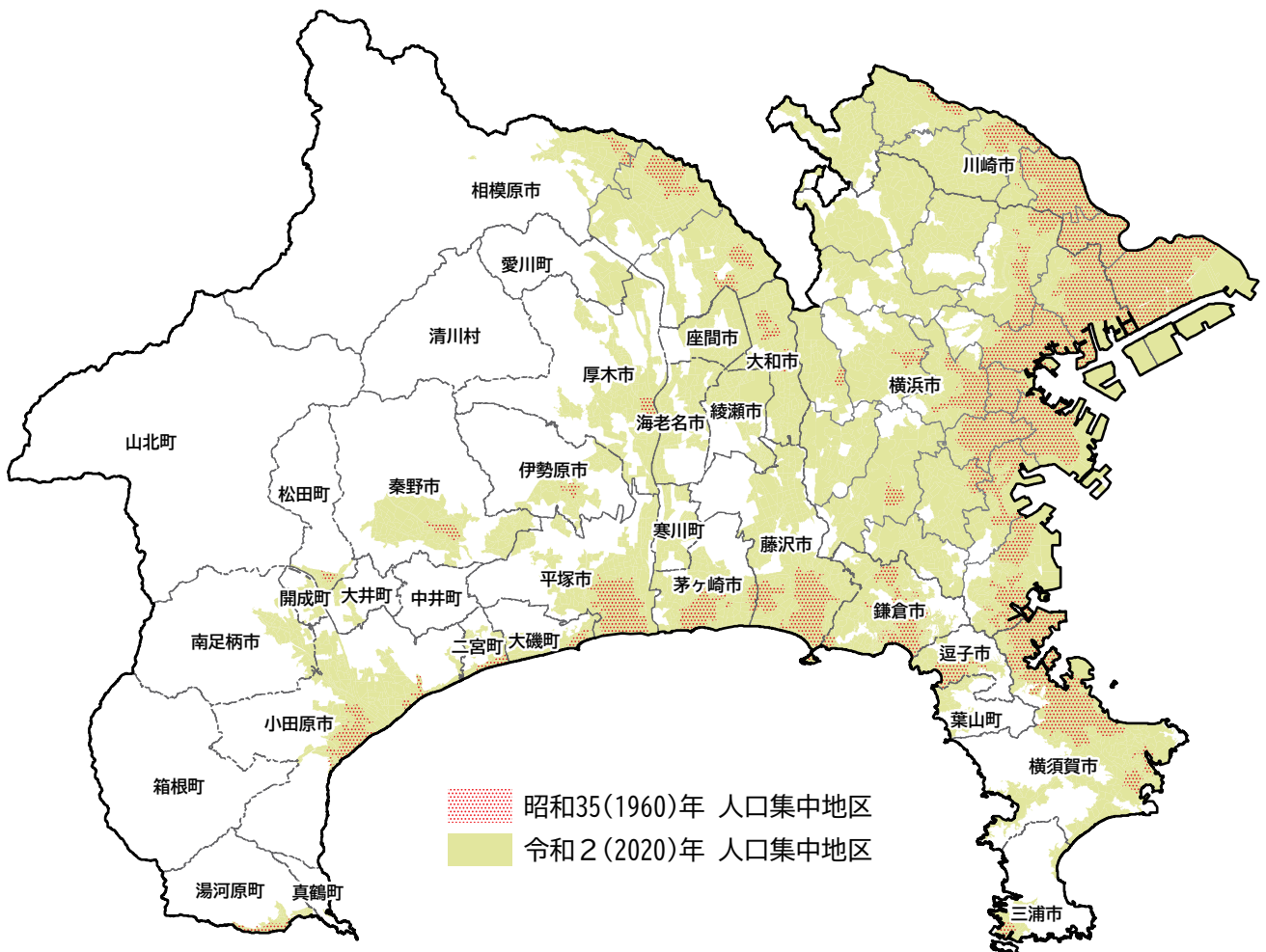
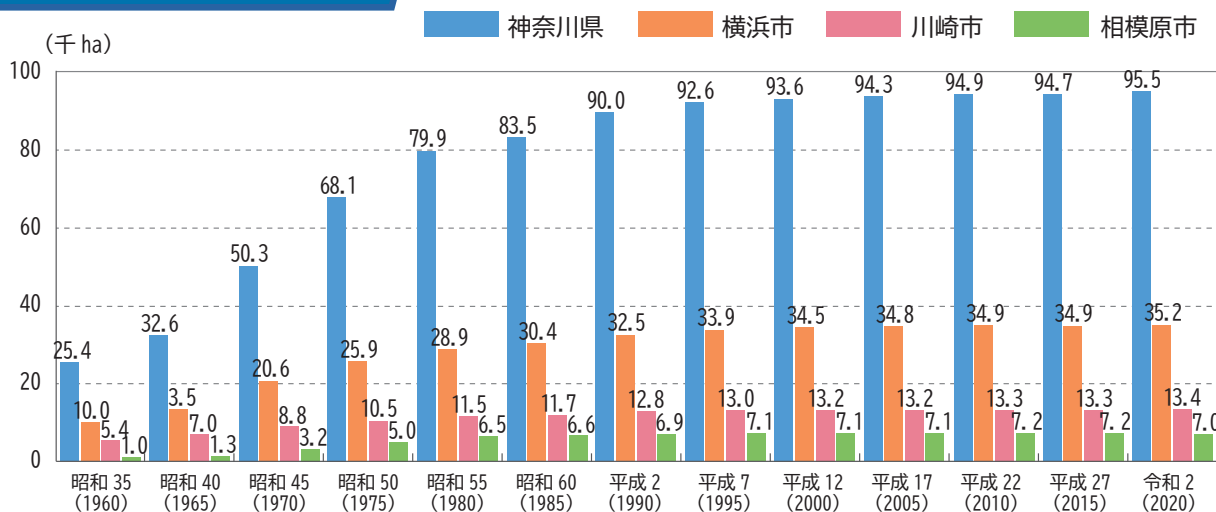
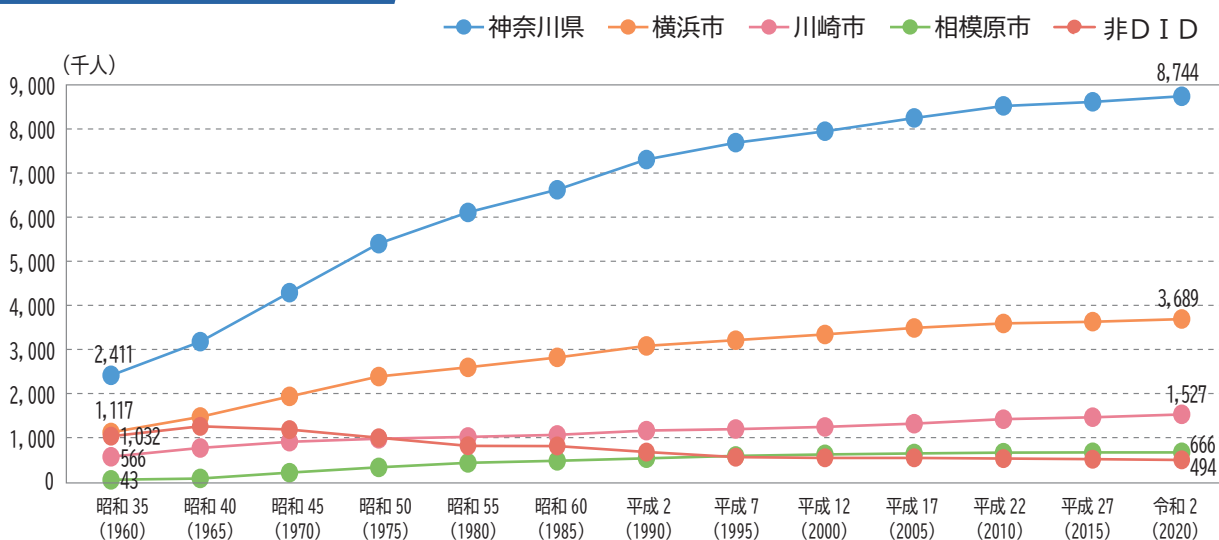


図2-17: DID面積の推移



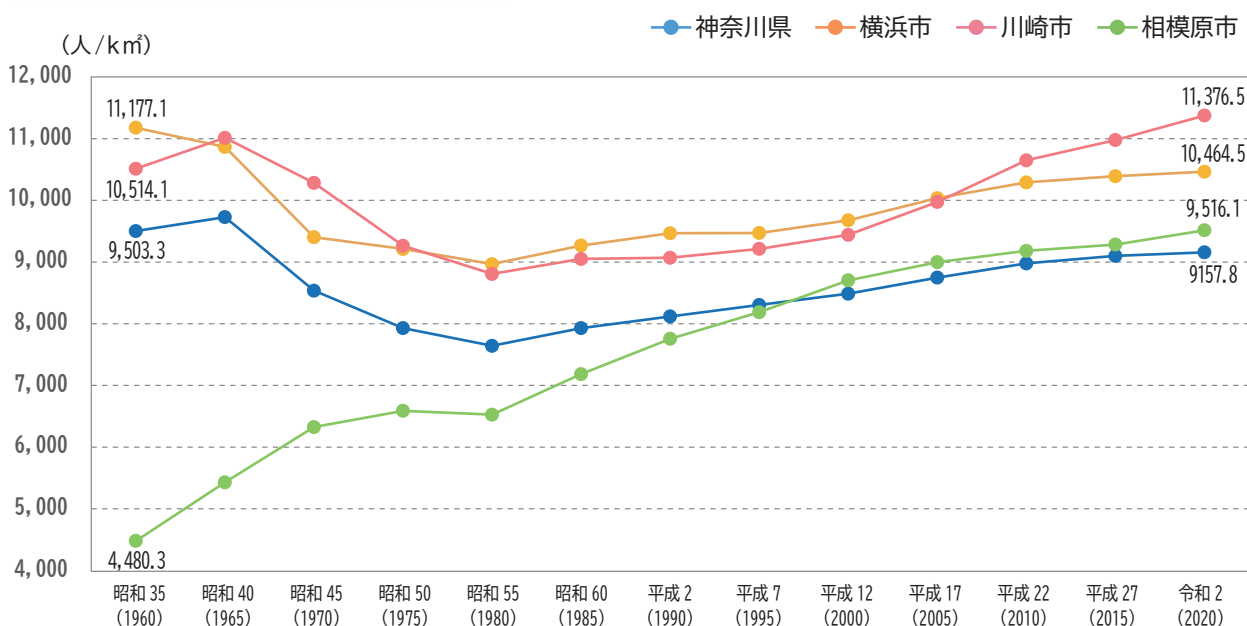
出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図2-18: DID人口の推移



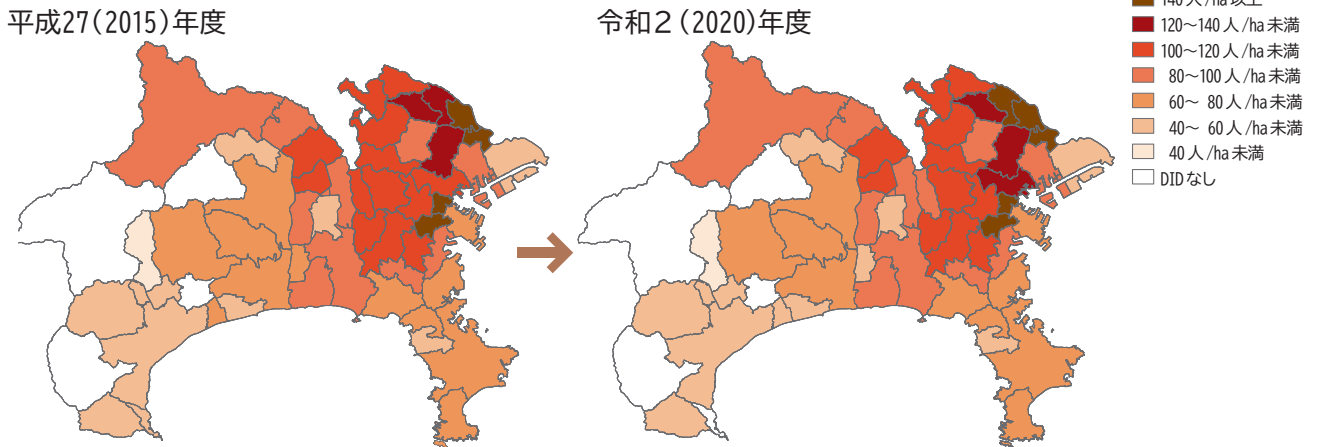
出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図2-19: DID人口密度の推移



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図2-20: DID人口密度の変化



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

神奈川県的人口集中地区(DID)面積は、石油ショックが終焉した昭和60(1985)年と昭和40(1965)年を比較すると、2.56倍、8万haを超え、20年間に県の市街地が急速に拡大したことを示しています。その後、人口集中地区(DID)面積は緩やかに拡大し続けました。しかし、平成22(2010)年~平成27(2015)年の変化は0.2%の減少と、昭和40(1965)年以降、初めて人口集中地区(DID)面積が縮小しています。また、昭和40(1965)年には97.3人/haであった人口集中地区(DID)の人口密度は低減し、平成17(2005)年には87.5人/haとなりましたが、その後、平成27(2015)年には91.0人/ha、令和2(2020)年には91.6人/haと再度上昇しています。

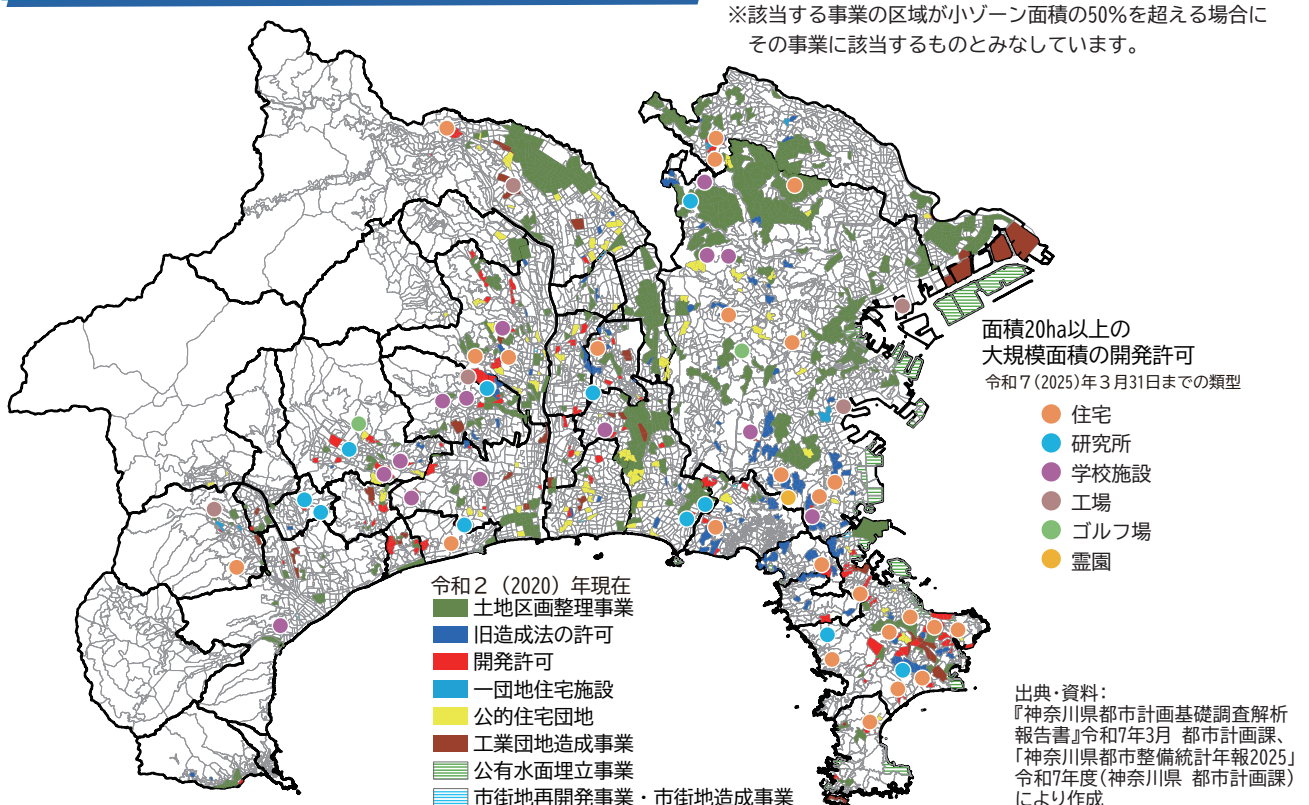
## 4 大規模な市街地整備(面的整備の状況)

神奈川県では高度経済成長期に、急激に人口が増加しました。人口の急増とともに産業が集積し、既成市街地では道路・公園などの整備の遅れ、木造住宅の密集地域や住宅と工場の混在など、住環境の悪化や災害に弱い地域が発生しました。郊外部でも、ミニ開発などにより、無秩序な市街地が形成される例がみられました。

こうした課題に対し、道路や公園など基幹的な都市施設を一体的に整備して居住環境を改善し、計画的な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業・市街地改造事業など、様々な事業手法が制度化されてきました。また、「線引き制度」と併せて、一定面積以上の開発行為にあらかじめ県知事の許可を義務づける開発許可制度により、水準の低い宅地造成を防止した市街地整備が行われてきました。(図2-21:大規模に面整備された地区の分布)

### 1 大規模面整備事業

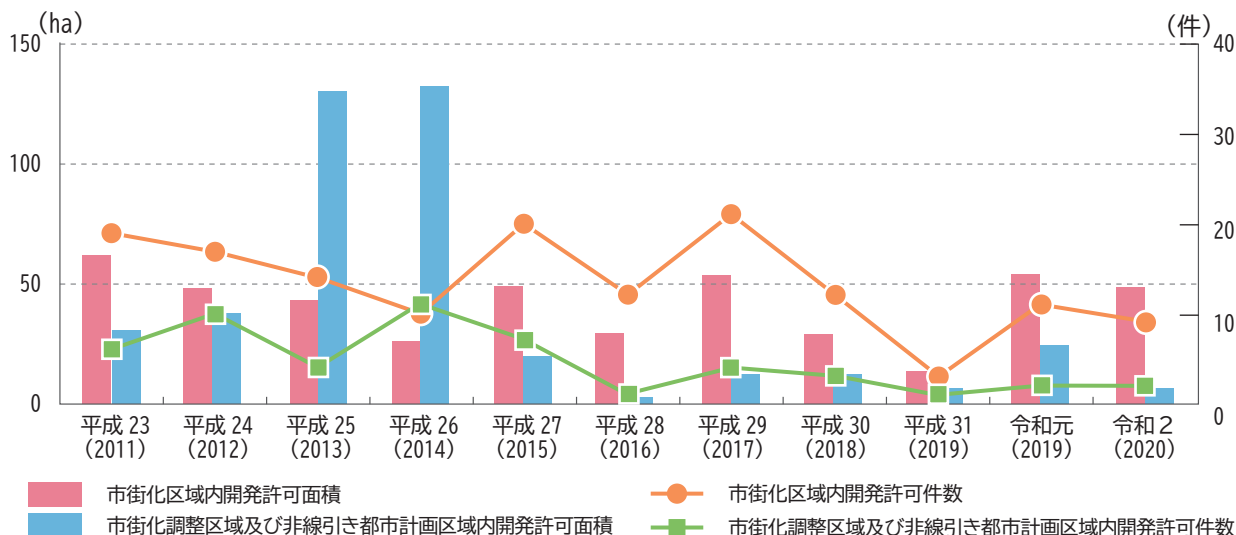
図2-21:大規模に面整備された地区の分布



## 2 開発許可(1ha以上)の状況

神奈川県における開発許可の状況は、平成23(2011)年度からの推移をみると、市街化区域内の開発許可件数は平成30(2018)年度までは増減を繰り返しつつ、概ね10件以上を維持していました。平成31年度には3件までに急減しましたが、令和元年度以降は10件前後で推移しています。また、許可面積は、年次によっては落ち込みがみられるものの、概ね50ha前後で推移しています。(図2-22:開発許可件数・面積の推移)

図2-22: 開発許可件数・面積の推移



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

## 5 地区の整備

面的整備の主な方法には、市街地再開発事業、土地区画整理事業、特定土地区画整理事業、開発許可による宅地造成、新住宅市街地開発事業、公有水面埋立事業、一団地の住宅施設、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業などがあります。

地区の整備を事業として実現するこれらの方法のほかに、都市計画として地区のルールを定める「地区計画」と、住民が地区のルールを作り、これを合意する「建築協定」があります。

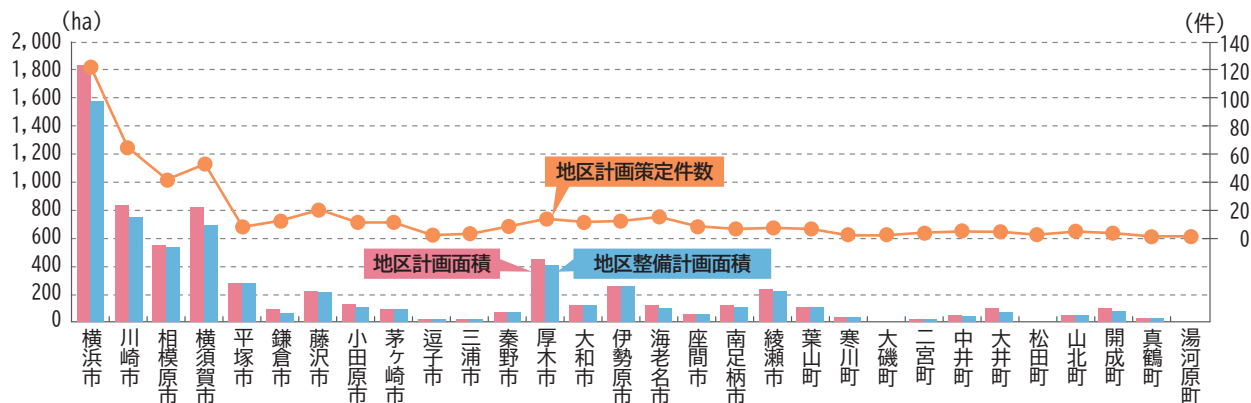
### 1 地区計画

地区計画は、昭和55(1980)年5月に創設され、地区の特性に応じて生活道路や公園などの地区施設及び建築物の用途・形態・敷地などに必要な事項を一体的、総合的に定め、その内容に沿った建築行為や開発行為を誘導・規制するものです。

県内では、昭和59(1984)年12月に横浜市の能見台地区で最初に策定されたのを皮切りに、令和3(2021)年3月31日時点で、30市町、463地区、6,755.2haで都市計画決定がされています。(図2-23:地区計画の決定状況)

図2-23: 地区計画の決定状況

令和3(2021)年3月末時点



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

表2-1: 地区計画における様々な制度等

再開発等促進区	工場跡地等相当規模の低未利用地区等において、土地利用の転換を円滑に推進し良好なプロジェクトを誘導するため、地区内の公共施設の整備と併せて、容積率制限、用途制限の緩和等を行う
開発整備促進区	大規模な劇場、店舗、飲食店等の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域を、開発整備促進区として地区計画に定めることができる
誘導容積型地区計画	地区整備計画において、公共施設が未整備な段階の容積率(暫定容積率)と公共施設整備後の容積率(目標容積率)の2つを定め明示することで、土地の有効高度利用を誘導する
容積適正配分型地区計画	適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、それぞれの地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成及び合理的な土地利用の促進を図るため、用途地域で指定された容積の範囲内で、区域内において容積を配分する
高度利用型地区計画	適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域について、建物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度等を定め、道路に接して有効な空地を確保し、容積率制限及び斜線制限を適用除外とすることにより、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る
用途別容積型地区計画	都心周辺部等の住商併存地域における住宅の立地誘導を図るため、住宅を設けた場合に容積率制限の緩和を行う
街並み誘導型地区計画	統一的な街並みを誘導するため、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を定めるとともに、前面道路幅員による容積率制限、斜線制限を適用除外とする
立体道路制度	道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことで、良好な市街地環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用を促進する
防災街区整備地区計画	防災機能が著しく低い密集市街地において、災害時における延焼防止、避難路確保のため必要な道路、建築物等を一体的かつ総合的に整備する必要がある場合に、建築物の構造に関する防火上必要な制限や建築物の間口率等を定め、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図る
歴史的風致維持向上地区計画	地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とする
沿道地区計画	沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限や建築物の間口率等を定める
集落地区計画	市街化調整区域等の集落地域において、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定めることで、これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可される
地区計画農地保全条例制度	まとまった農地が住宅と混在し、居住環境を形成している地域において、農業と調和した良好な居住環境を確保するため、きめ細やかに地区内のルールを定めることができる

出典・資料: まちづくり建築規制・誘導等(国土交通省)により作成

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/chikukeikaku.html>) (閲覧日: 令和7(2025)年12月2日)

## 2 建築協定

建築協定は、昭和25(1950)年に建築基準法とともに創設されたた制度で、市町村の条例で定められた対象地域内で、地区の特徴、特性を保ち、さらに強化しようとする住民が、自主的に建築制限を取り決め、これを運営しようとする際に、建築基準法の一般的な制限を上回る協定として、地区の土地所有者全員の合意のもとに取り決めるものです。

県内では、昭和32(1957)年に横浜市福富町通で締結されたのが最初で、昭和40年代半ばから協定件数が急増しました。令和7(2025)年11月1日現在では、399地区で締結されています。

出典・資料: 「神奈川県都市整備統計年報2025」令和7年度(神奈川県 都市計画課)により作成

### 神奈川県における『市街化の動向』からみる 都市づくりの課題

本県の土地利用現況を全国平均と比べると、宅地・道路の都市的土地利用の比率が著しく高い傾向にあります。また、高度経済成長期に大幅に減少した自然的土地利用は、減少幅は縮小しているものの、依然として減少傾向にあります。本県が豊富に有する自然的環境(森林、河川、農地、緑地など)の保全・管理を通じた自然と共生する都市づくりが重要です。

人口集中地区(DID)では、面積・人口・人口密度ともに微増傾向で推移しており、既成市街地に人口が集積されており、都市部への居住ニーズが高いことがうかがえます。近年は、急激な過密傾向が鈍化しており、これまでの都市計画制度や土地利用規制が一定の効果を発揮していると考えられます。なお、今後は都市部においても、人口密度の低下が予測されており、生活利便性の低下や空き地・空き家の増加による治安・景観の悪化などが懸念されることから、地域の実情に応じた居住、交通、医療、商業などの充足が求められます。

本県がこれまでに進めてきた市街地整備(面的整備)により、秩序ある質の高い市街地が形成されてきました。今後も、都市防災や自然再生などに配慮した快適で魅力ある都市空間の構築に向けて、新たな技術も活用した市街地整備による良好な都市環境を維持・発展させることが必要です。

# 03 住宅・居住環境の状況

## 1 住宅の建て方・所有の状況

住宅の建て方別構成をみると、共同住宅が半数を上回っており、一戸建がこれに次いでいます。(図3-1:住宅建て方別変化)

住宅の所有形態をみると、持ち家の割合は平成5(1993)年と比べて、令和5(2023)年にはやや上昇し、全体の約6割を占めるまでに増加しています。一方で、借家の割合はこの30年間で減少しています。(図3-2:住宅所有形態別変化)

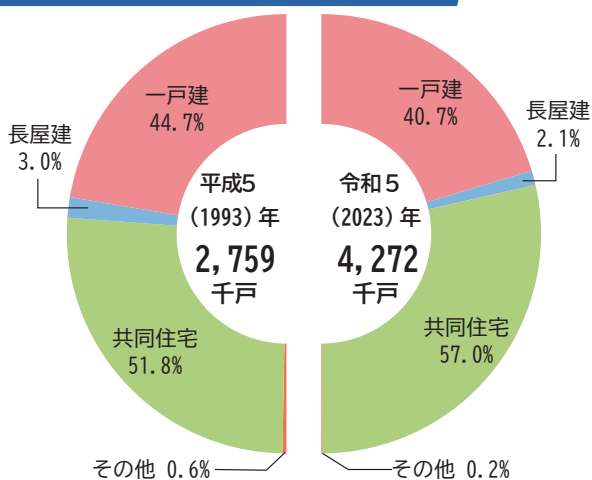
持ち家と民営借家の県内の分布をみると、持ち家の多い地域は県西部と相模湾沿岸、三浦半島などで、民営借家は県北東部、横浜市や川崎市などの都市部を中心に多いことがわかります。(図3-3:市区町村別の持ち家率と民営借家率)

県内の令和2(2020)年における持ち家数の約2,381.1千戸のうち、建築基準法改正により新耐震基準が導入された昭和56(1981)年より前に建築された住宅は約468.8千戸(19.7%)です。(図3-4:建築年度別住宅数)

このうち、耐震改修工事を行う、あるいは耐震診断を実施し耐震性の確保が確認された住宅は約51.6千戸(11%)です。(図3-5:住宅[持ち家]の耐震診断・耐震改修工事の実施状況)

### 1 住宅の建て方別変化

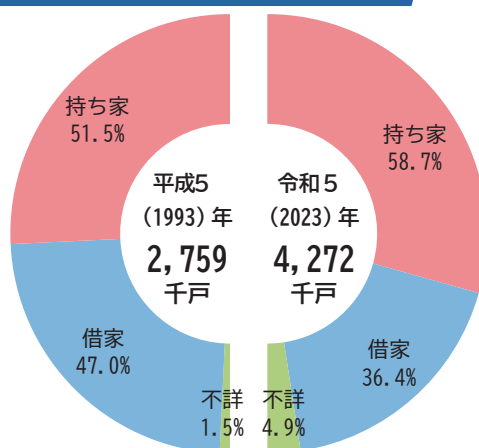
図3-1:住宅の建て方別変化



※数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。  
出典・資料:令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)により作成

### 2 住宅所有形態別変化

図3-2:住宅所有形態別変化

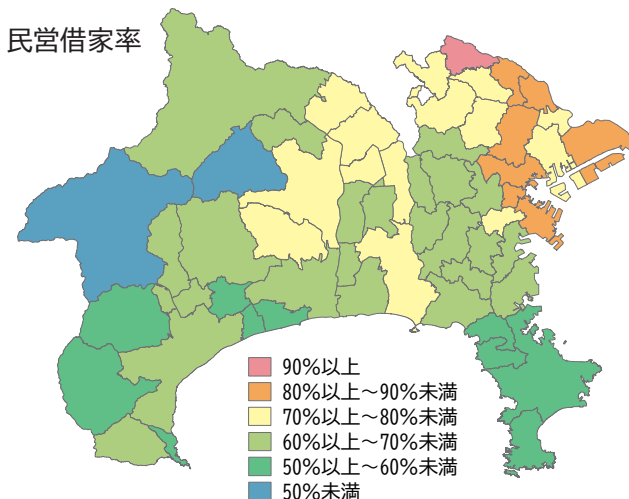
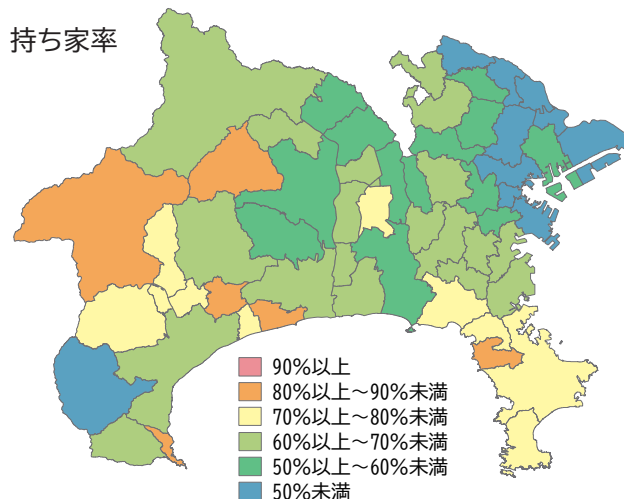


出典・資料:令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)により作成

### 3 神奈川県における持ち家の多い地域、借家の多い地域

図3-3:市区町村別の持ち家率と民営借家率

(令和2(2020)年度)

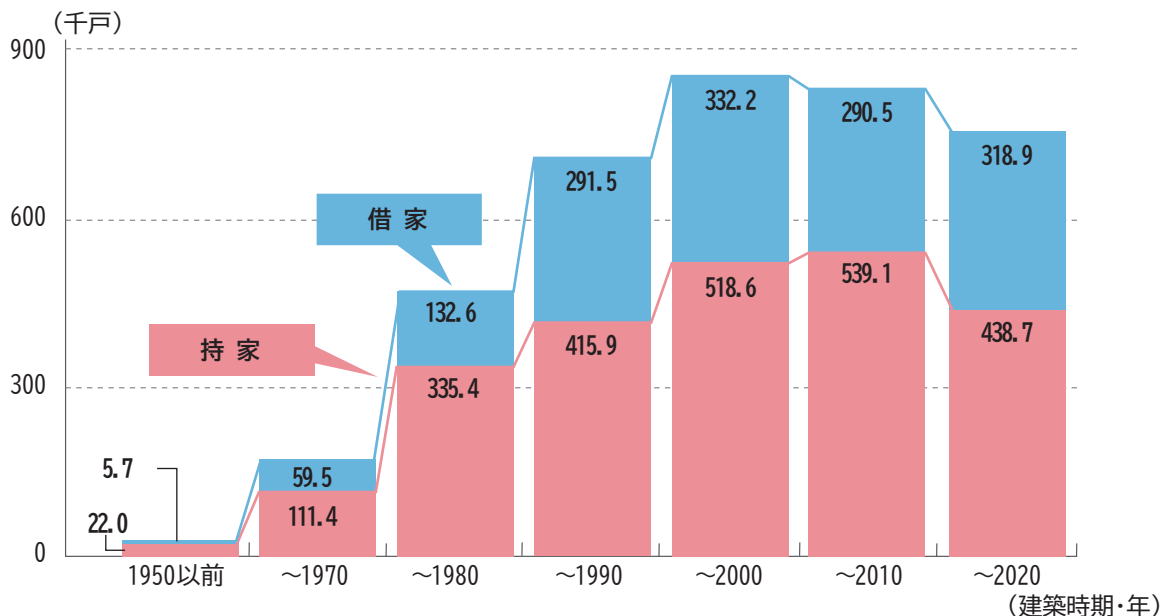


出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

## 4 建築年度別住宅数

### 図3-4:建築年度別住宅数

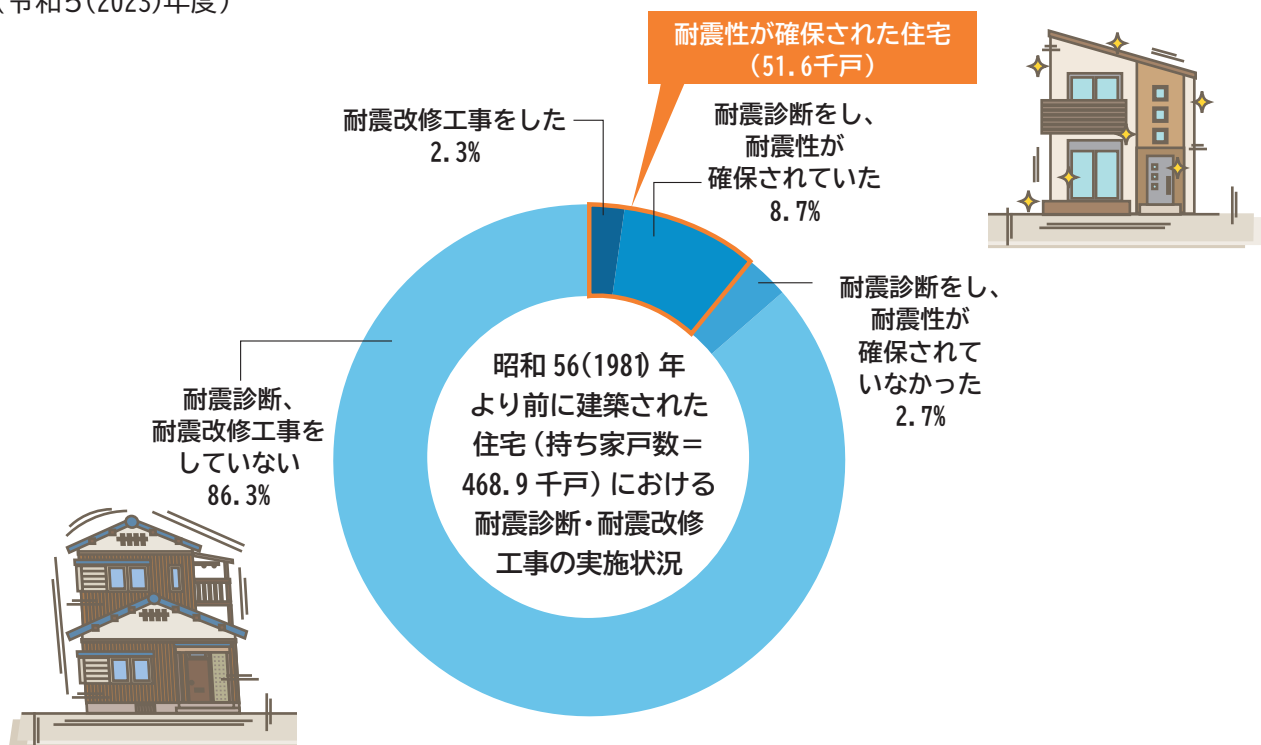
※令和5年住宅・土地統計調査における令和2(2020)年時点の持ち家戸数(2,381.1千戸)及び借家戸数1,430.9千戸(それぞれ総数から建築時期不詳を除いた住宅数)



出典・資料:令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)により作成

### 図3-5:住宅〔持ち家〕の耐震診断・耐震改修工事の実施状況

(令和5(2023)年度)



出典・資料:令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)により作成

## 2 空き家の状況

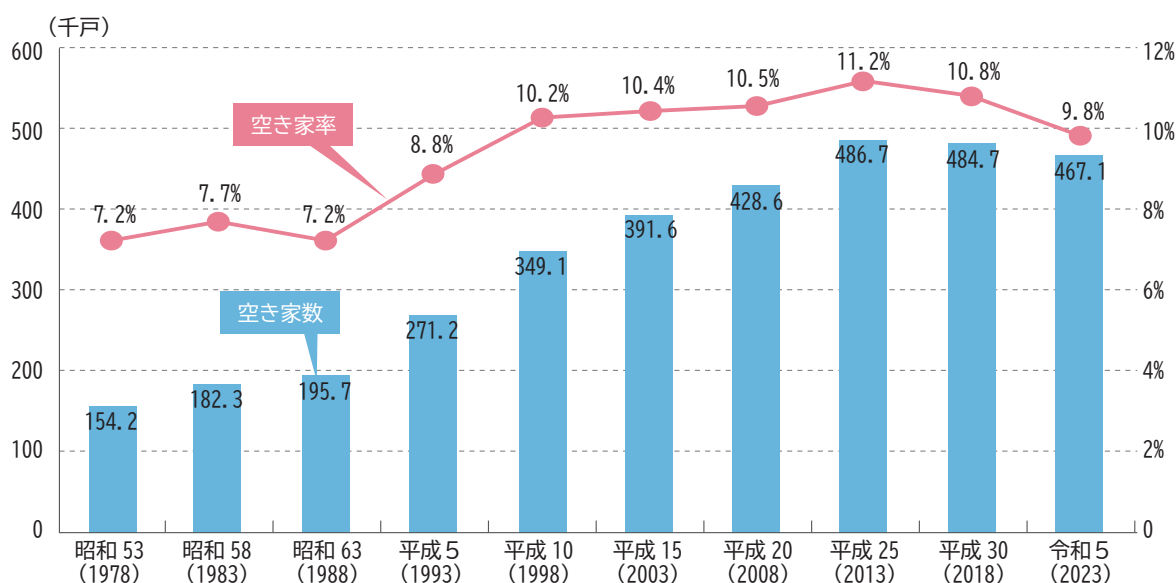
昭和53(1978)年の空き家率は7.2%、空き家数は約154.2千戸でした。1990年代に入ると増加が進み、平成5(1993)年には空き家率は8.8%、空き家数は271.2千戸と大きく上昇しました。その後も増加傾向は続き、平成10(1998)年には空き家率が10%台に達し、空き家数も349.1千戸へと拡大しました。2000年代以降も緩やかに増加が進み、平成25(2013)年には空き家率、空き家数ともに過去最高を記録しました。

直近の令和5(2023)年では、空き家率は9.8%とやや低下し、空き家数も467.1千戸へ減少しています。これは、空き家ストックの活用や既存住宅市場の活性化施策などが影響した可能性が考えられます。しかし、依然として400千戸を超える空き家が存在しており、空き家対策の重要性は高い状態です。(図3-6:空き家の推移)

### 1 年々増加する空き家\*(空き家率)

図3-6:空き家の推移

\*空き家:住宅・土地統計調査においては、「新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅」、「別荘・セカンドハウスなど普段は住んでいない臨時的な二次的住宅」及び転勤、入院などで長期不在の宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などの「その他の住宅」を合計したもの



出典・資料:令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)により作成

### 神奈川県における『住宅・居住環境の状況』からみる 都市づくりの課題

本県の住宅の建て方・所有の状況をみると、共同住宅が全体の過半を占め、次いで、一戸建て住宅が多い状況が把握できます。また、地域分布をみると、都市部に民営借家が集中し、郊外部で持ち家が多い構造が固定化しており、住まいの選択肢や居住特性、住宅更新に地域差が生じていることがうかがえます。また、民営借家が多い地域では、転居の頻度が高く、地域コミュニティの形成が困難になることが懸念されます。

また、本県では、昭和56(1981)年の新耐震基準導入以前に建築された住宅が2割存在し、このうち耐震改修工事の実施または耐震診断で耐震性が確認された住宅は1割程度にとどまっており、多くの住宅で耐震性確保が不十分な状況といえ、地震災害時の人的・物的被害の拡大を招くおそれがあります。

空き家の状況としては、これまでの各種対策等により、空き家の増加は鈍化していることがうかがえるものの、今後の人口減少に伴い、空き家が増加する可能性があります。加えて、適切な耐震性を備えていない空き家が増えることは、災害時の危険性の増大や地域景観の悪化、さらには不法投棄・治安悪化などの副次的問題を誘発する可能性があります。

これらのことから、居住水準、地域活力、防災力の確保のためにも、地域特性を踏まえた、総合的な住宅施策の推進が求められています。

# 04 生活基盤・生活環境の状況

## 1 道路整備

神奈川県における道路の総延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、26,033km(令和5年4月1日現在)で、その内訳は高速自動車国道100km、一般国道714km、主要地方道758km、一般県道673km、市町村道23,789kmとなっています。(出典:県勢要覧2024(令和6年度版)(神奈川県 統計センター))

地域内の道路面積の割合を示す道路率をみると、横浜市、川崎市、県央都市圏域の東側、湘南都市圏域の東側で、高いゾーン(12%以上)が広がっています。(図4-1:道路率(全県、市町村別))

混雑度をみると、一般国道及び県道の半分以上が混雑度1.0以上となっており、慢性的に渋滞していると推定される混雑度2.0以上の区間もあります。(図4-3:主要道路の混雑度)

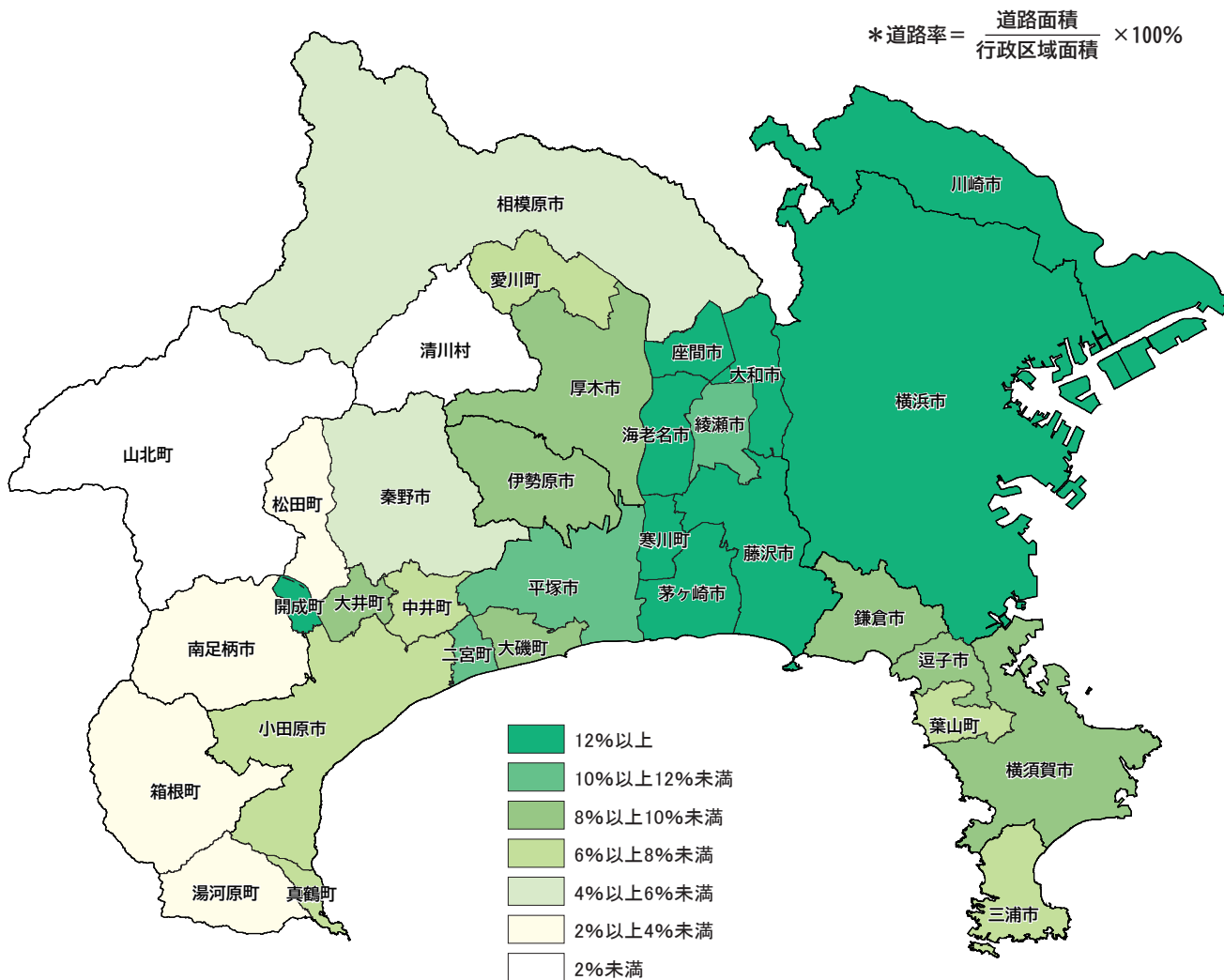
このため、本県では国等と協力し、新東名高速道路や横浜湘南道路、高速横浜環状南線などの自動車専用道路の整備促進を図るとともに、国道・県道・市町村道それぞれの交通機能を発揮し交通需要に対応できるようネットワークの整備を進めています。(図4-4:自動車専用道路網等の整備)

### ■道路の種類

一般に道路には、畦道や林道などさまざまな種類がありますが、ここでは道路法でいう「道路」を対象とします。道路法上の道路の種類は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種類に分類されます。

### 図4-1:道路率\*(全県、市町村別)

令和2(2020)年 全県:8.6%



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

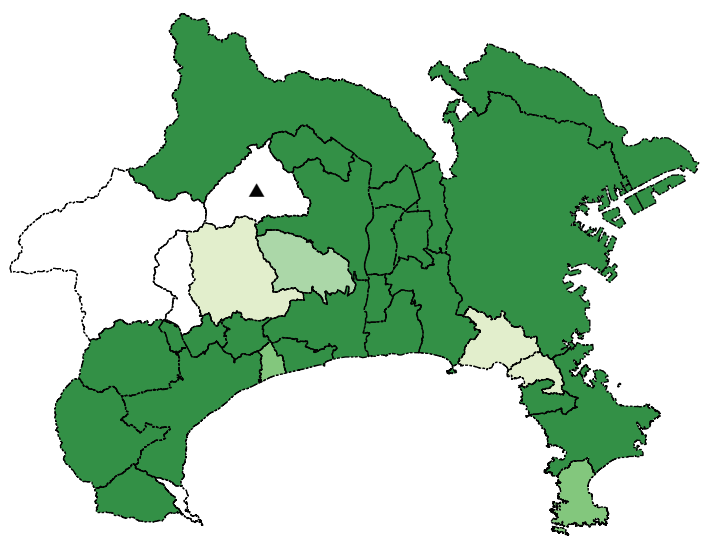
### 図4-2:都市計画道路の整備状況

令和6(2024)年3月31日現在

$$\text{改良率} = \frac{\text{都市計画道路改良済総延長km}^*}{\text{都市計画道路計画総延長km}} \times 100\%$$

\*改良済…道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長及び事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度未換算完成延長をいいます。

- 改良率
- 都市計画道路決定なし
  - 35%以上～40%未満
  - 40%以上～45%未満
  - 45%以上～50%未満
  - 50%以上
- ▲ 対象外(都市計画区域外:清川村)



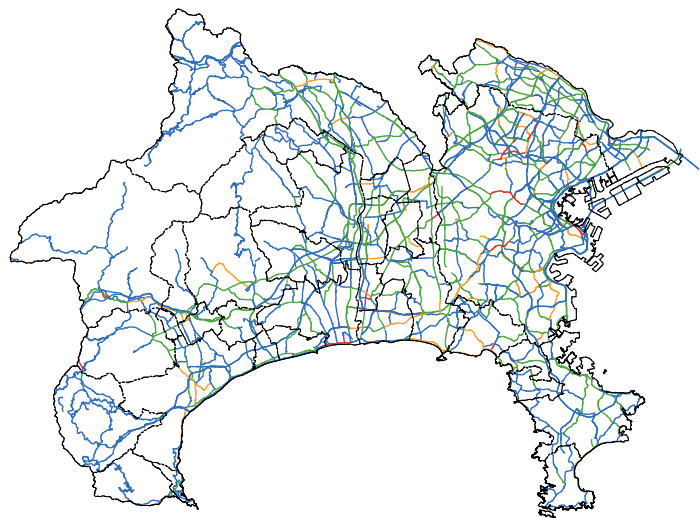
出典・資料:「神奈川県都市整備統計年報 2025」令和7年度(神奈川県 都市計画課)により作成

### 図4-3:主要道路の混雑度

令和4(2022)年3月31日【平日】

\*混雑度…対象区間における交通流の状況を定量的に評価する指標であり、交通量・旅行速度・占有率等を基に、道路がどのくらい混雑しているかを示します。

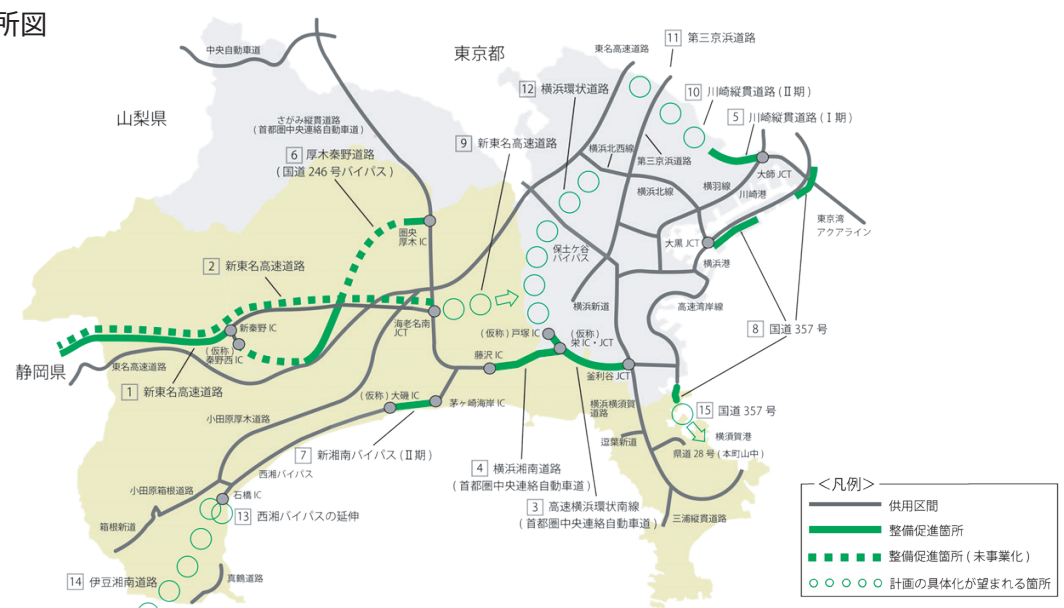
- 2.0以上
- 1.5以上～2.0未満
- 1.0以上～1.5未満
- 1.0未満



出典・資料:令和5年度神奈川県都市計画基礎調査県実態調査(神奈川県 都市計画課)により作成

### 図4-4:自動車専用道路網等の整備

#### ● 主な事業箇所図



#### ● 主な事業箇所表

整備促進箇所				計画の具体化が望まれる箇所			
路線・箇所名	箇所(区間)	R8～R17年度	備考	路線・箇所名	箇所(区間)		
1	新東名高速道路	新妻野IC～静岡環状	供用	9	新東名高速道路	海老名JCT以東	
2	新東名高速道路	海老名JCT～静岡環状(6車線化)	整備	10	川崎縦貫道路(Ⅱ期)	国道15号～海老名高速道路	
3	高浜環状道路(首都圏中央連絡自動車道)	金谷JCT～(仮称)戸塚IC	整備	11	第三京浜道路	東京外かく環状道路との接続	
4	横浜環状道路(首都圏中央連絡自動車道)	(仮称)東IC～JCT～藤沢IC	整備	12	横浜環状道路	西側区間	
5	川崎縦貫道路(Ⅰ期)	大塚JCT～国道15号	整備	13	西湘バイパスの延伸	石橋IC～小田原市榎町川	
6	厚木環状道路(国道246号バイパス)	厚木厚木IC～(仮称)妻野西IC	整備	14	伊豆湘南道路	奥西部～静岡県東部	
7	新海明バイパス(Ⅱ期)	茅ヶ崎海岸IC～(仮称)大塚IC	整備	15	国道357号	横浜買田区界町以南	
8	国道357号	都築境～横浜買田区界町	整備				

※供用:供用目標年度が公表されている箇所等  
 ※整備:整備促進を図る箇所(未事業化区間を含む)

※計画の具体化が望まれる箇所については、イメージでありルートを図示しているものではありません。

出典・資料:かながわのみちづくり計画<事業箇所編>(令和8年3月改訂)(神奈川県 道路企画課)により作成

## 2 公園と緑地の整備・保全

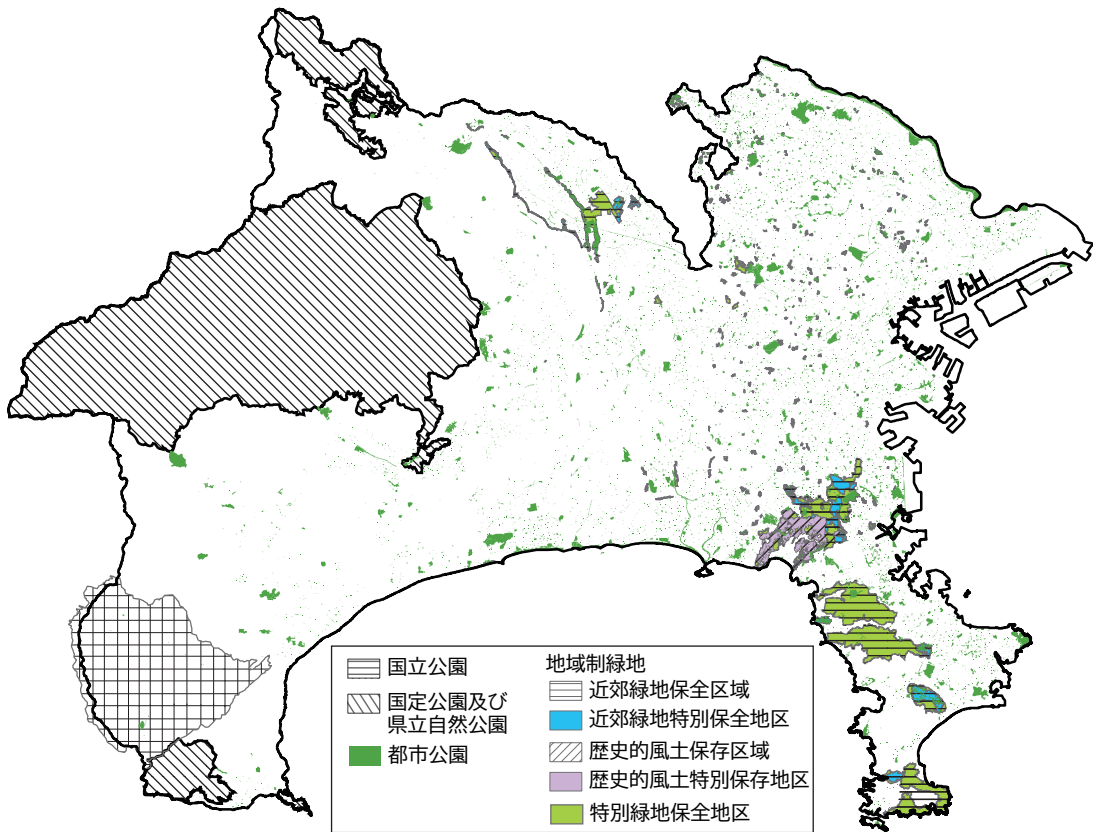
公園や緑地は、人と自然、人と人のふれあいの場を提供するとともに、良好な景観の形成や、都市の防災に寄与するなど、多くの機能を備えています。

大きく分けると、良好な自然的環境や景観の保全を目的に指定される「地域制緑地」と公共のオープンスペースとして整備される都市計画公園などの「施設緑地」があります。

地域制緑地は、令和6(2024)年度末で、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域や、都市計画法に基づく風致地区などで、約2万3千haが指定されています。特に、神奈川県の特徴の一つは、重要な歴史的文化遗产と一体となって保全すべき緑地である歴史的風土保存区域が、鎌倉市を中心に分布しているところです。(図4-5:都市公園と地域制緑地の分布、図4-6:県内の地域制緑地の数及び広さ)

施設緑地である都市公園についてみると、本県の1人あたり都市公園面積は、昭和45(1970)年の1.5㎡から、令和5(2023)年度末には5.84㎡へと拡大しており、公園整備は、着実に進んでいます。(図4-7:1人あたりの都市公園面積)

図4-5:都市公園と地域制緑地の分布



出典・資料：『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課、令和2年度神奈川県都市計画基礎調査市町調査（神奈川県 都市計画課）により作成

図4-6:県内の地域制緑地の数及び広さ

(令和7(2025)年3月31日現在)

種別	地区数	面積(ha)
近郊緑地保全区域	7	約 4,800.0
近郊緑地特別保全地区	10	約 856.7
特別緑地保全地区	293	約 850.8
歴史的風土保存区域	5	約 989.0
歴史的風土特別保存地区	13	約 573.6
風致地区	51	約 14,977.5

出典・資料：「神奈川県都市整備統計年報 2025」令和7年度（神奈川県 都市計画課）により作成

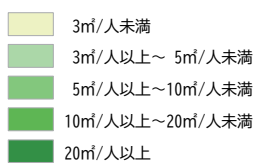
### 図4-7:1人あたりの都市公園面積\*

令和6(2024)年3月31日

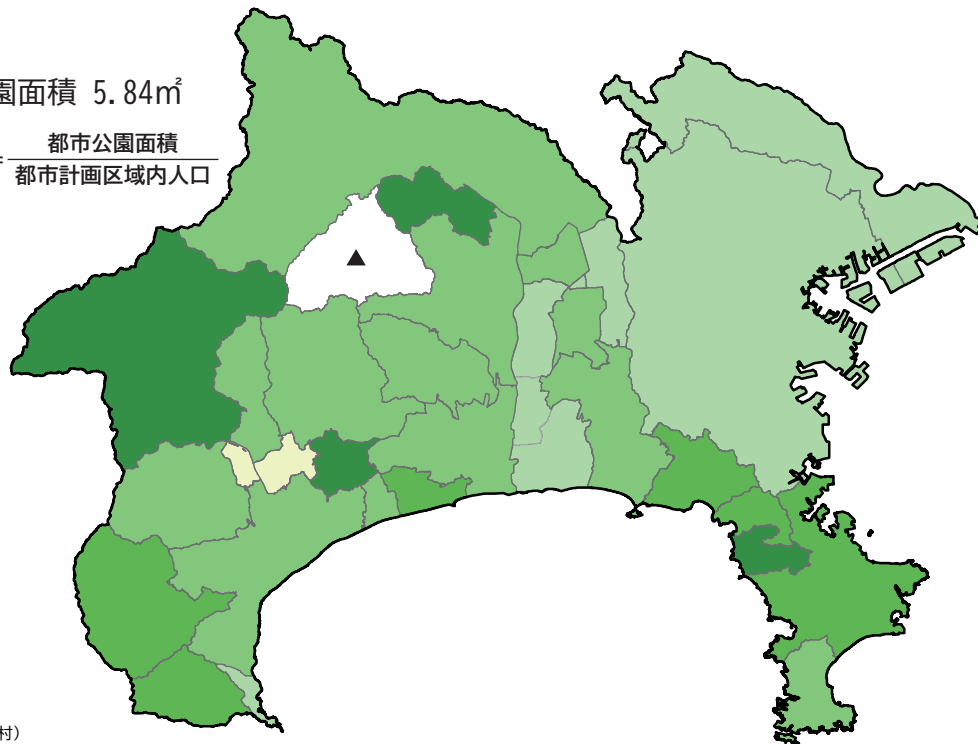
1人あたりの都市公園面積 5.84㎡

$$*1人あたり都市公園面積 = \frac{\text{都市公園面積}}{\text{都市計画区域内人口}}$$

1人あたりの都市公園面積

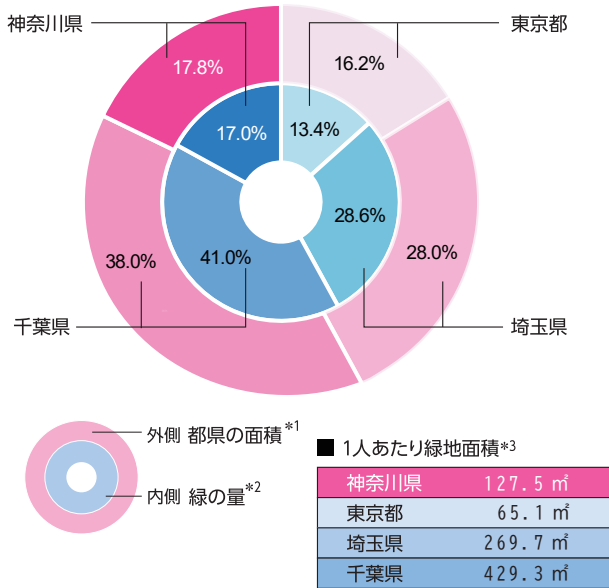


▲ 対象外(都市計画区域外:清川村)



出典・資料:「神奈川県都市整備統計年報2025」令和7年度(神奈川県 都市計画課)により作成

### 図4-8:東京圏の面積と緑地の比較



\*1 都府県の面積  
「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)」(国土交通省 国土地理院)

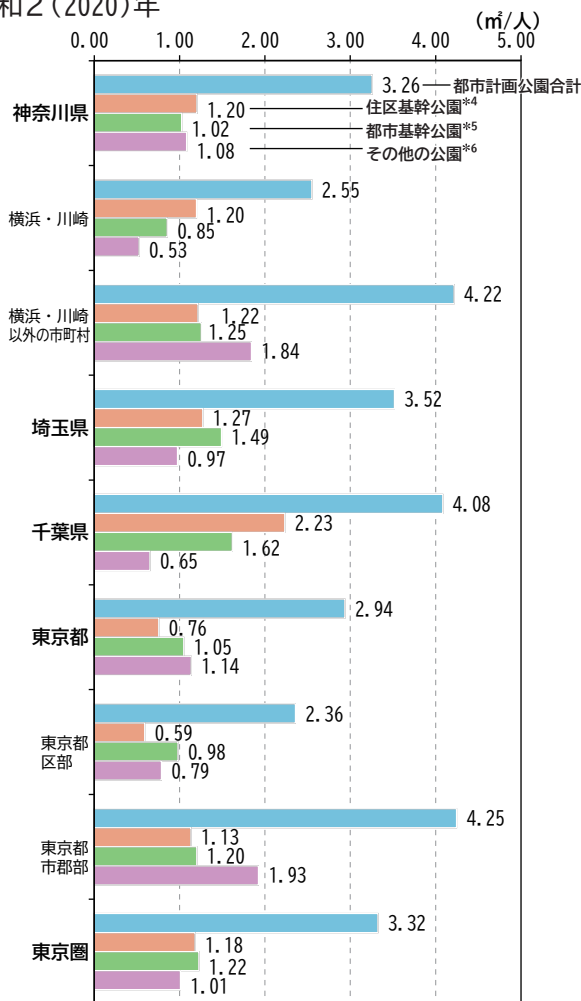
\*2 緑の面積  
 [農地] 埼玉県:令和6年度現在  
 千葉県:令和5年10月1日現在  
 東京都:令和6年度現在  
 神奈川県:令和5年度現在  
 [林地] 埼玉県:令和6年度現在  
 千葉県:令和6年度現在  
 東京都:令和6年度現在  
 神奈川県:令和5年度現在  
 [都市公園] 埼玉県:令和4年度現在  
 千葉県:令和6年度現在  
 東京都:令和7年4月1日現在  
 神奈川県:令和5年度現在

\*3 1人あたり都市公園面積 =  $\frac{\text{農地・林地・都市公園の合計}}{\text{各都府県人口【2025年10月1日現在】}}$

出典・資料:九都府県首脳会議 環境問題対策委員会  
 緑化政策専門部会 みどりの資料集により作成  
 (https://tokenshi-kankyo.jp/green/shiryuu.html)  
 (閲覧日:令和7(2025)年12月2日)

### 図4-9:東京圏の都市計画公園の整備水準

令和2(2020)年



\*4 住区基幹公園=街区公園+近隣公園+地区公園の供用面積  
 \*5 都市基幹公園=総合公園+運動公園の供用面積  
 \*6 その他の公園=風致公園+特殊公園+広域公園の供用面積

出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

### 3 上水道

神奈川県の水道には県企業庁(県営水道)のほか、横浜、川崎、横須賀各市の水道局や、市営、町営の上水道、簡易水道があります。(図4-10:広域水道施設と用水供給)

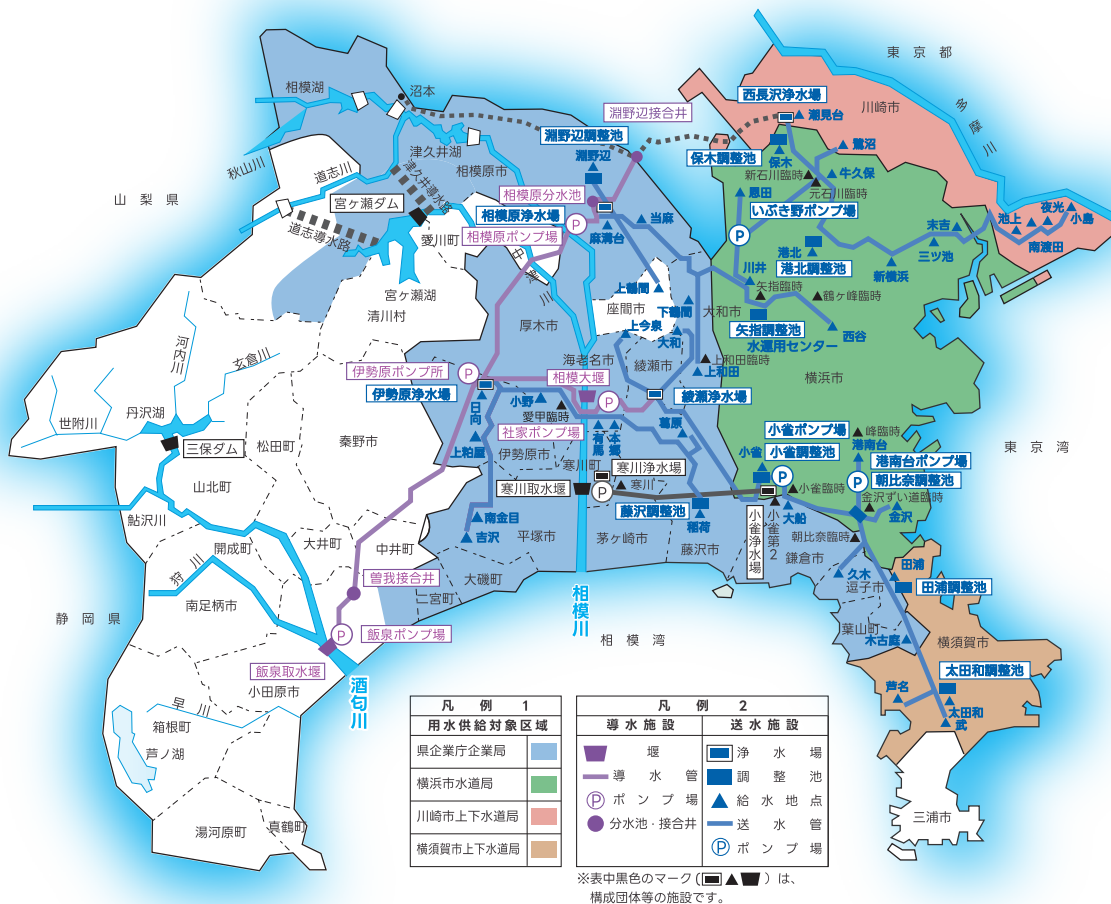
神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の4水道局へは、神奈川県内広域水道企業団から水が供給されており、その原水は、相模川水系と酒匂川水系から取水しています。川の取水堰から採取された用水は、様々な工程を経て浄化され、水道水として利用されています。水の安定的供給と発電を目的に、川の上流にはダムが建設され、相模川水系の宮ヶ瀬ダム、城山ダム、相模ダム、酒匂川水系の三保ダムなどがあります。貯水量では宮ヶ瀬ダムの18,300万 $m^3$ が最大です。(図4-11:主なダムの有効貯水容量、図4-16:水道水の生成過程)

本県の水道普及率は令和5(2023)年度末で99.9%に達しています。(図4-12:水道種類別普及状況、図4-13:市町村別水道普及状況)

県全体での給水量(令和4(2022)年度)を用途別にみると、生活用が最も多く、ついで業務・営業用が続きます。(図4-14:需要用途別給水量)

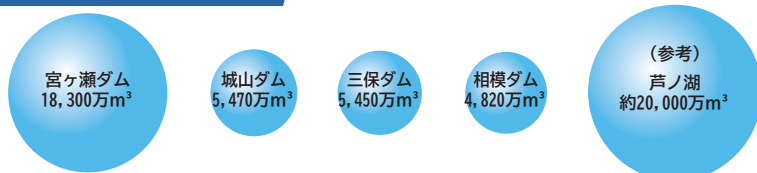
給水量全体は、平成7(1995)年度をピークに減少傾向にあります。(図4-15:給水量及び給水人口の推移)

図4-10:広域水道施設と用水供給



出典・資料：施設概要図(神奈川県内広域水道企業団)

図4-11:主なダムの有効貯水容量



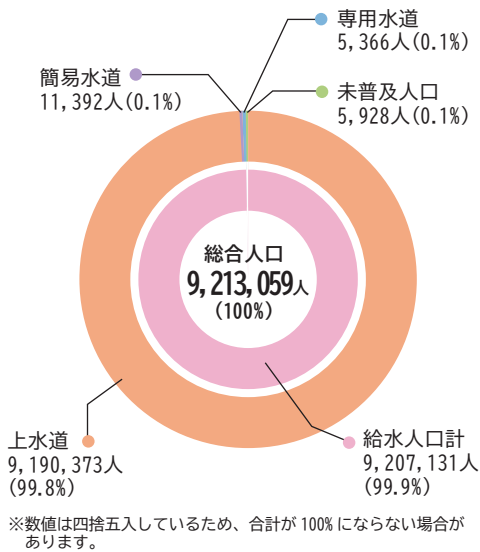
出典・資料：【宮ヶ瀬ダム】「宮ヶ瀬ダム」国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所ホームページにより作成 (<https://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/sagami00027.html>) (閲覧日：令和8(2026)年2月2日)

【その他】「神奈川県管理ダムの諸元一覧表」神奈川県企業局利水電気部利水課ホームページにより作成

(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/56437/syogennitirannhyou.pdf>) (閲覧日：令和8(2026)年2月2日)

図4-12:水道種別普及状況

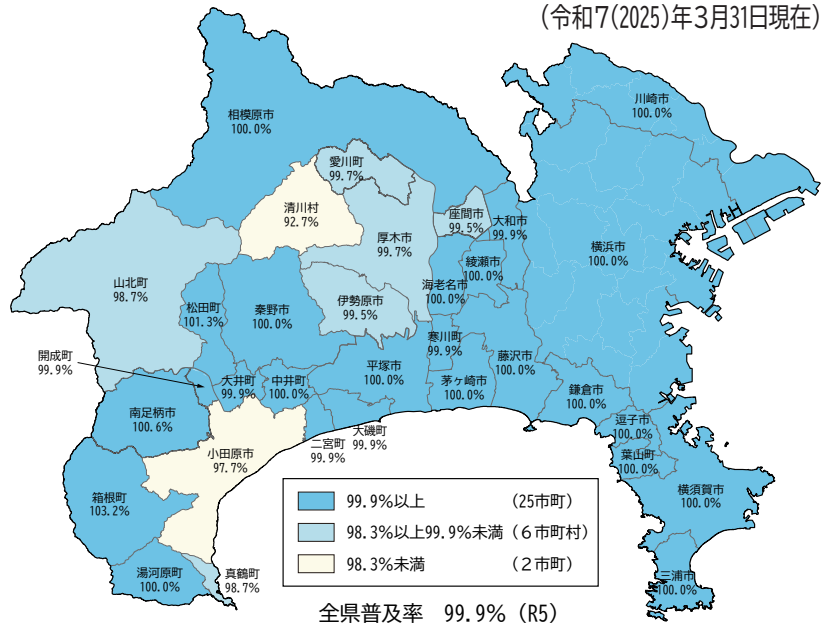
(令和7(2025)年3月31日現在)



出典・資料：令和6年度神奈川県水道（神奈川県生活衛生課）により作成

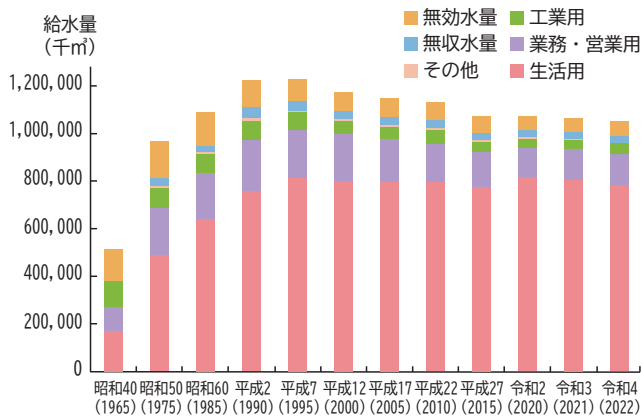
図4-13:市町村別水道普及状況

(令和7(2025)年3月31日現在)



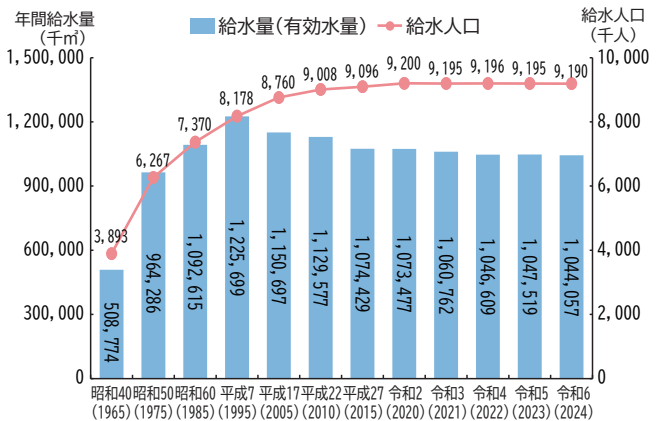
出典・資料：令和6年度神奈川県水道（神奈川県生活衛生課）により作成

図4-14:需要用途別給水量



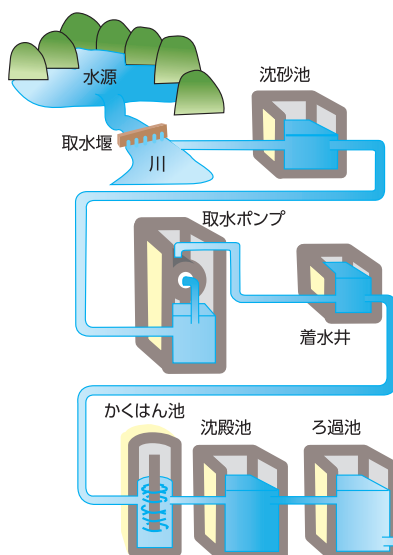
出典・資料：令和4年度神奈川県水道（神奈川県生活衛生課）により作成

図4-15:給水量及び給水人口の推移



出典・資料：令和6年度神奈川県水道（神奈川県生活衛生課）により作成

図4-16:水道水の生成過程



1人1日あたりの水の量

令和5(2023)年度における1人1日あたりの平均給水量は311Lです。

2Lのペットボトルに換算すると、1人が1日に使用する水は、なんと約156本分にもなります。

水は決して無限にある資源ではありません。これからも大切に使いましょう。

水 2L × 約156本!

出典・資料：令和5年度神奈川県水道（神奈川県生活衛生課）

出典・資料：神奈川県都市計画課 作図

4

下水道

神奈川県の下水道の歴史は、明治2（1869）年に横浜関内の外国人居留区で浸水対策として陶管が埋設されたことに始まります。その後、昭和に入り、川崎市や横須賀市（海軍基地が対象）で下水道整備が進められましたが、これらも主目的は浸水対策でした。一方、汚水処理を目的とした公共下水道は、横浜市が昭和 32（1957）年に事業へ着手したことを皮切りに、各都市でも順次整備が進められていきました。高度経済成長期においては、都市部への人口集中の影響などから公共水域の水質汚濁が進行し、水質保全の観点から下水道整備の必要性が強く認識されるようになりました。

本県では、相模川、酒匂川の汚濁対策と周辺地域の生活環境改善のため、昭和 44(1969)年から相模川流域下水道事業、昭和 48(1973)年から酒匂川流域下水道事業を開始しました。(図 4-17: 下水道状況)

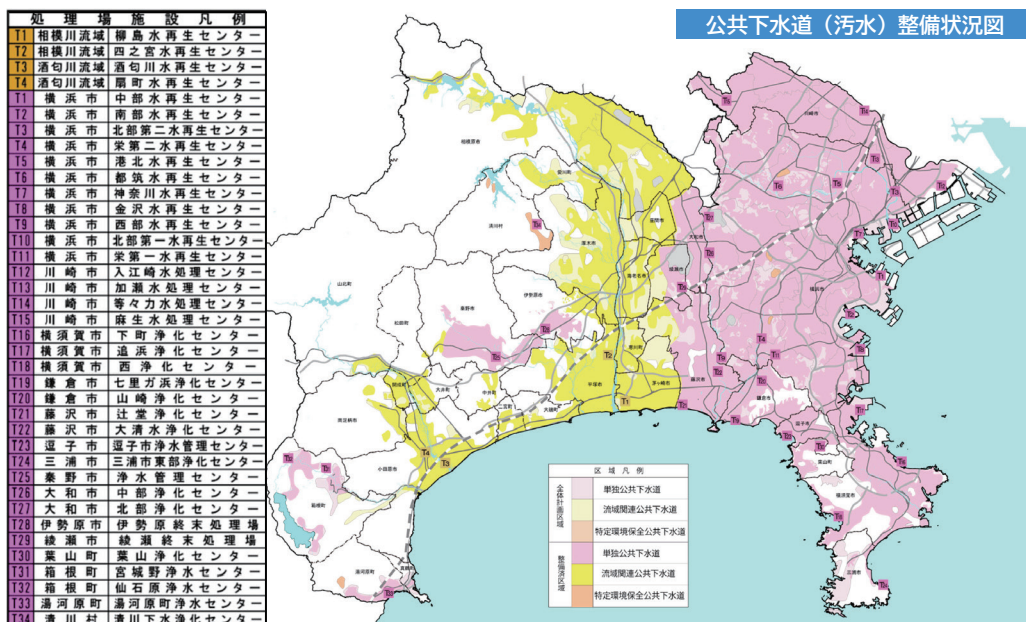
令和6（2024）年度末の下水道普及率は、全国平均の 81.4%に対し、神奈川県は 97.2%で東京都の 99.7%に次いで2位となっています。(図 4-18: 下水道普及率の推移)

下水道普及率が 90%以上の市町村は、平成 27(2015)年度の 17 市町村から令和 2（2020）年度には 18 市町村に増えています。(図 4-19: 市町村別下水道人口普及率の変化)

最近では、下水処理施設の一部空間を公園や太陽光発電設備等に活用する取組が進んでいます。また、新技術の導入により、温室効果ガスの排出量や消費電力、さらには臭気処理費用の削減も図られています。

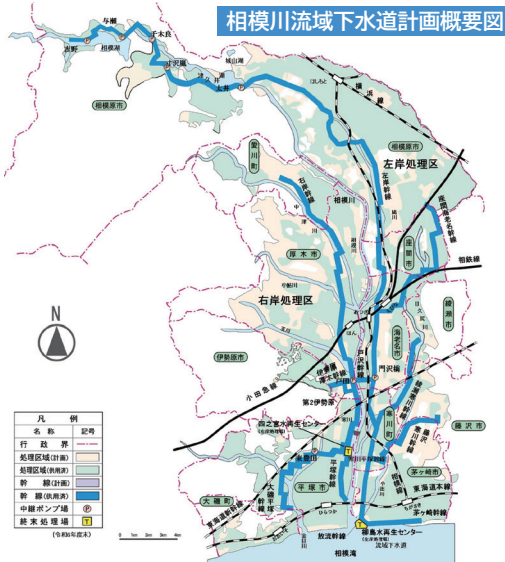
図4-17:下水道状況

令和6(2024)年度末

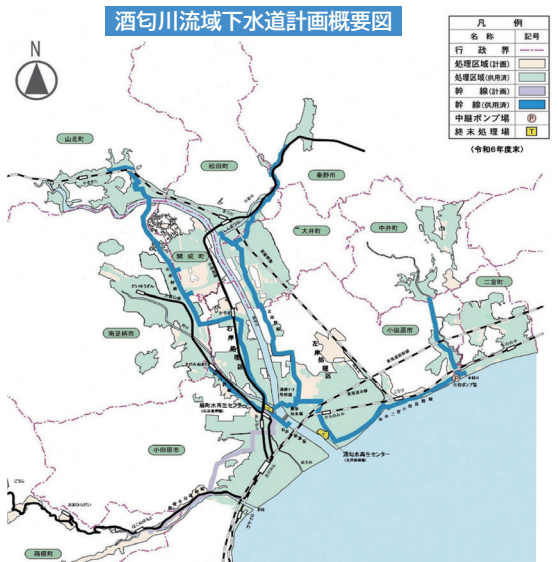


公共下水道（汚水）整備状況図

相模川流域下水道計画概要図



酒匂川流域下水道計画概要図



出典・資料：神奈川県の下水道事業（令和7年度）（神奈川県 下水道課）

図4-18:下水道普及率\*の推移

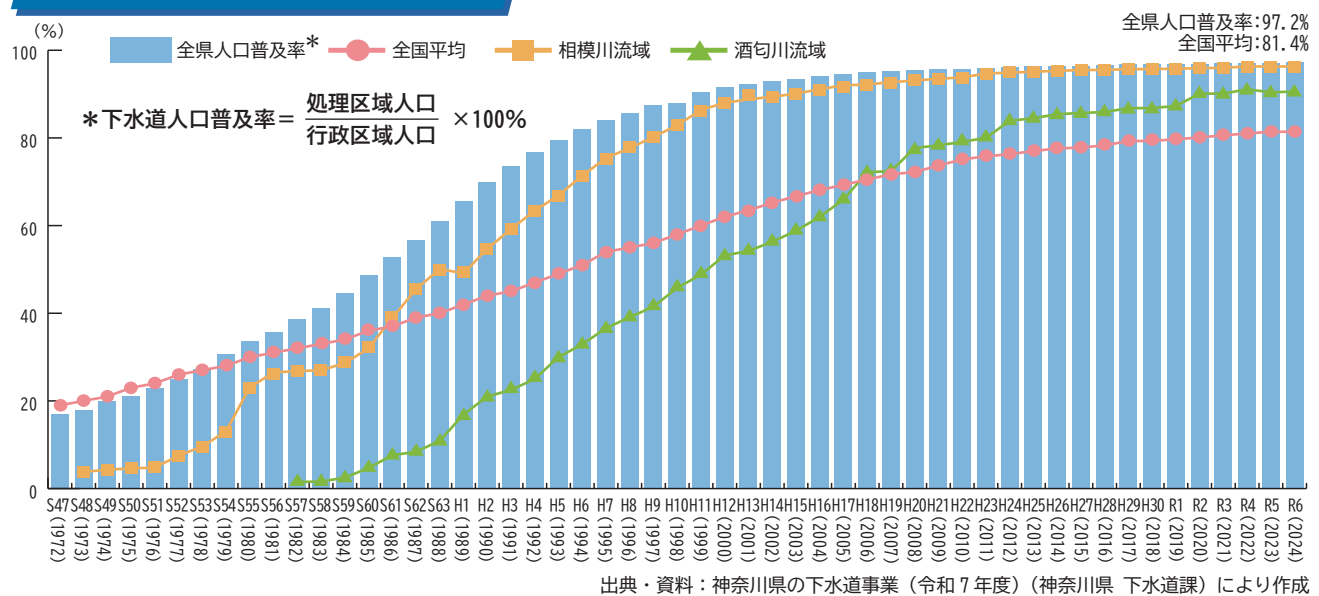


図4-19:市町村別下水道人口普及率\*の変化

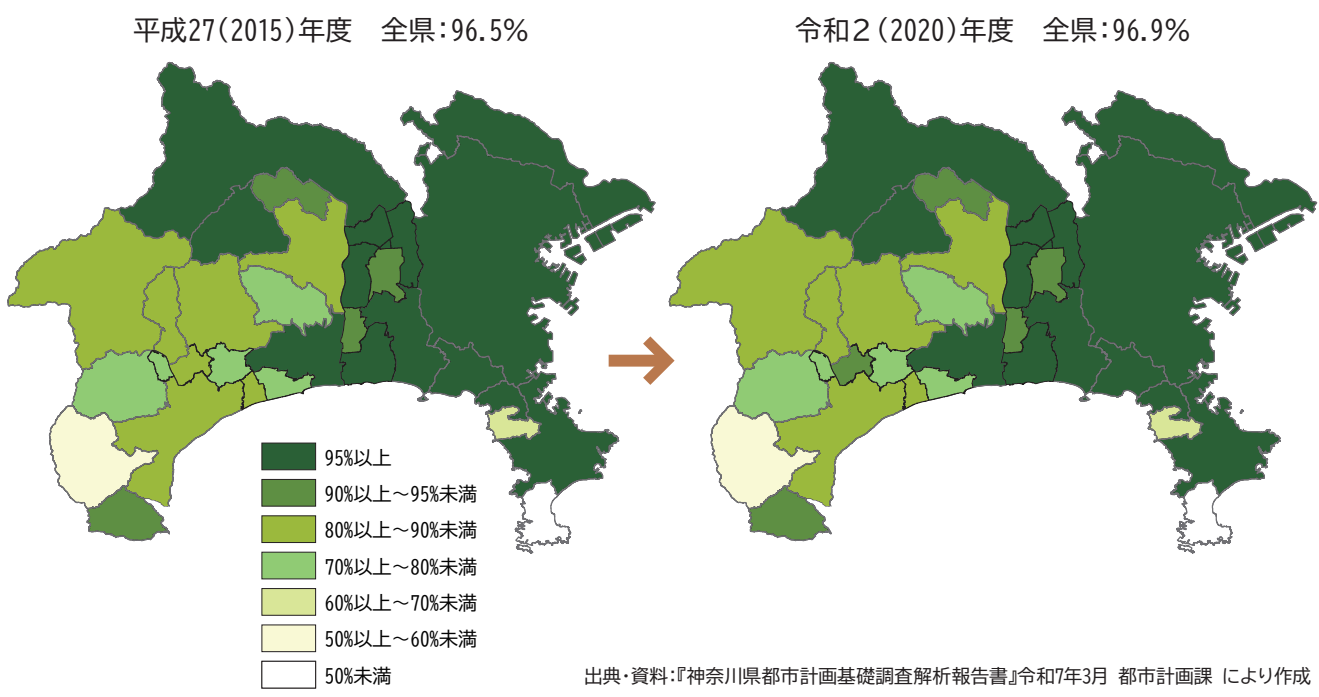
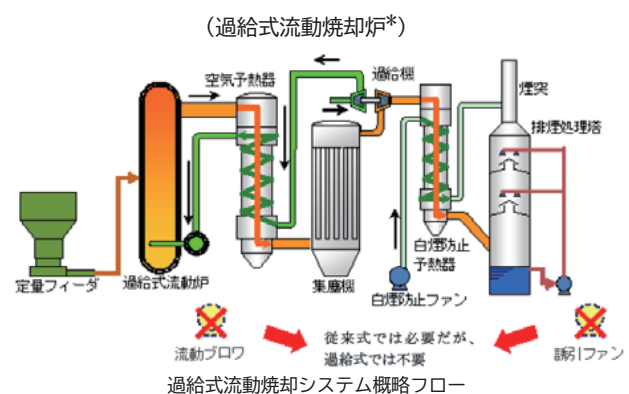


図4-20:新技術の導入事例



\*圧力下で下水汚泥を焼却し、排ガスで駆動する過給機によって圧縮空気が製造され、燃焼及び流動用の空気として利用します。従来に比べて温室効果ガスと消費電力の大幅な削減が可能となります。

出典・資料：神奈川県下水道事業（令和7年度）（神奈川県 下水道課）

図4-21:下水施設の上部を活用した事例



出典・資料：神奈川県下水道事業（令和7年度）（神奈川県 下水道課）

## 5 エネルギー

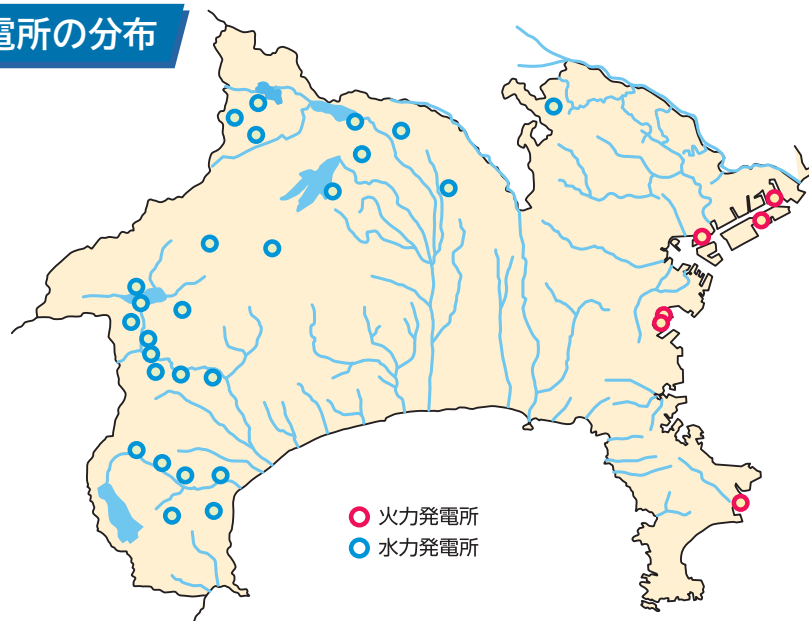
電気やガスは、神奈川県都市活動を支える重要かつ貴重なエネルギーです。県内の年間消費電力量は、平成22(2010)年度と比較して、削減傾向で推移し、令和5(2023)年では、平成22年比で約26%削減されています。(図4-23:県内の年間電力消費量)

また、年間電力消費量に占める分散型電源(再生可能エネルギー等)発電量の割合は、平成22(2010)年度には9.6%でしたが、令和3(2021)年度には20.3%に拡大しています。(図4-24:年間電力消費量に対する分散型電源発電量の割合)

近年は、地球環境問題、特に地球温暖化防止などに対する関心の高まりとともに、太陽光・風力などを利用した自然エネルギーや廃棄物を利用したリサイクルエネルギーなど、新エネルギー導入の重要性が高く認識されるようになり、新エネルギーを活用した事例が増えてきました。(図4-25:新エネルギーの導入事例)

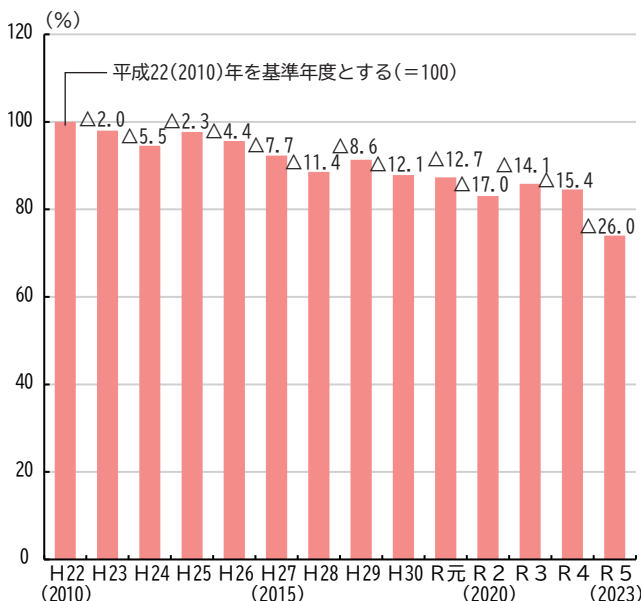
また、太陽光を利用した発電機器を有する住宅は増加傾向で推移しています。(図4-26:太陽光を利用した発電機器を有する住宅数)

図4-22:主な発電所の分布



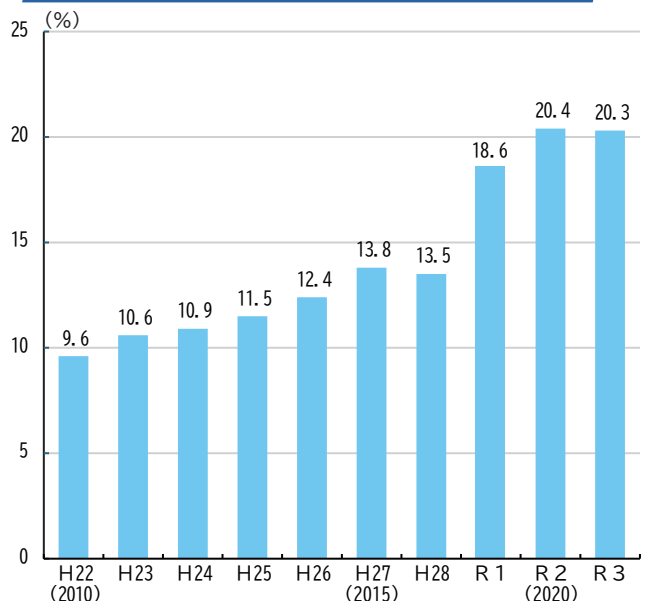
出典・資料: 令和7年版「わたしたちの神奈川県」(神奈川県 総合政策課)により作成

図4-23:県内の年間電力消費量



出典・資料: 都道府県別エネルギー消費統計(経済産業省資源エネルギー庁)により作成

図4-24:年間電力消費量に対する分散型電源発電量の割合



出典・資料: 神奈川県地球温暖化対策計画(令和6(2024)年3月)(神奈川県脱炭素戦略本部室)により作成

## 国のエネルギー政策の動向

「エネルギー基本計画」は、エネルギー政策基本法に基づき、我が国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すために政府が策定するものです。令和3(2021)年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定されて以降、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、経済安全保障上の要請が高まる中で、我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化してきました。

こうした背景を踏まえ、国は、令和7(2025)年2月に「第7次エネルギー基本計画」を策定しました。

本計画は、令和22(2040)年及びその先のカーボンニュートラルの実現に向けて、同時期に策定された「GX2040ビジョン」や「地球温暖化対策計画」と一体的に進めるものとされています。これにより、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指しています。

令和22(2040)年に向けた政策の方向性としては、経済合理的な対策から優先的に講じていくといった視点の下、「S+3E\*」の原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を可能な限り抑制する取組を推進していきます。

\* S:安全性(Safety)

3つのE:エネルギー安定供給(Energy Security)

経済効率性の向上(Economic Efficiency)

環境への適合(Environment)

出典・資料:第7次エネルギー基本計画(令和7年2月)(経済産業省資源エネルギー庁)により作成

## 図4-25:新エネルギーの導入事例

### ● 次世代型太陽電池の事例

(県庁に設置した次世代型太陽電池)

本県では、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電の導入を推進しています。しかし、従来型の太陽電池では、重くて設置できない工場の屋根等も多いため、軽量で柔軟な「ペロブスカイト太陽電池」や「カルコパイライト太陽電池」等の次世代型太陽電池に注目し、実証事業を行うなど早期普及に取り組んでいます。



写真:神奈川県 都市計画課

### ● 小水力発電の事例

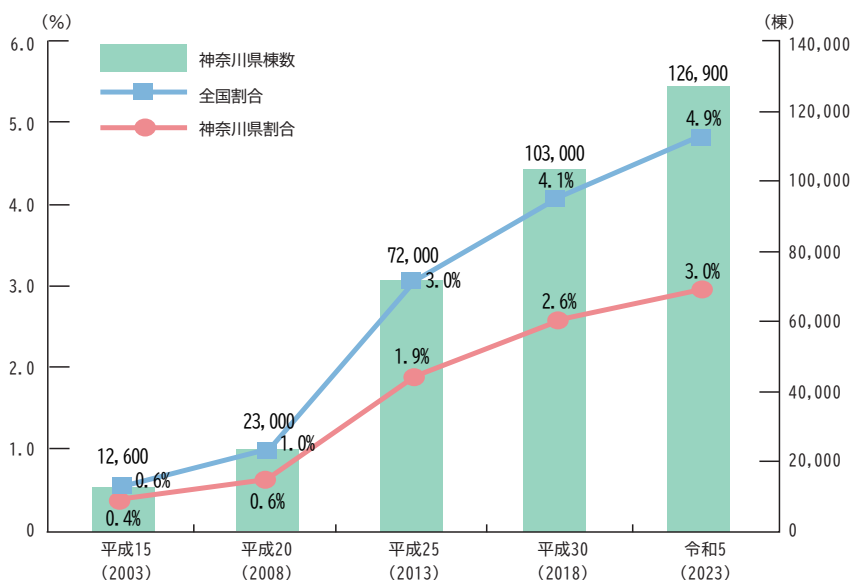
(早戸川取水えん堤を活用した小水力発電所)

企業庁では、県内小売電気事業者とパートナー契約を結び、小水力で発電した電気を県内で消費する仕組みを平成30(2018)年度から開始しています。現在、早戸川発電所で発電した電気が地産地消に活用され、再生可能エネルギーの普及に活用しています。



写真:神奈川県 発電課

## 図4-26:太陽光を利用した発電機器を有する住宅数



出典・資料:令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)により作成

## 6 廃棄物処理

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」により、事業活動に伴って生じた「産業廃棄物」とそれ以外の家庭生活などから排出される「一般廃棄物」に分類されます。(図4-27:廃棄物の分類)

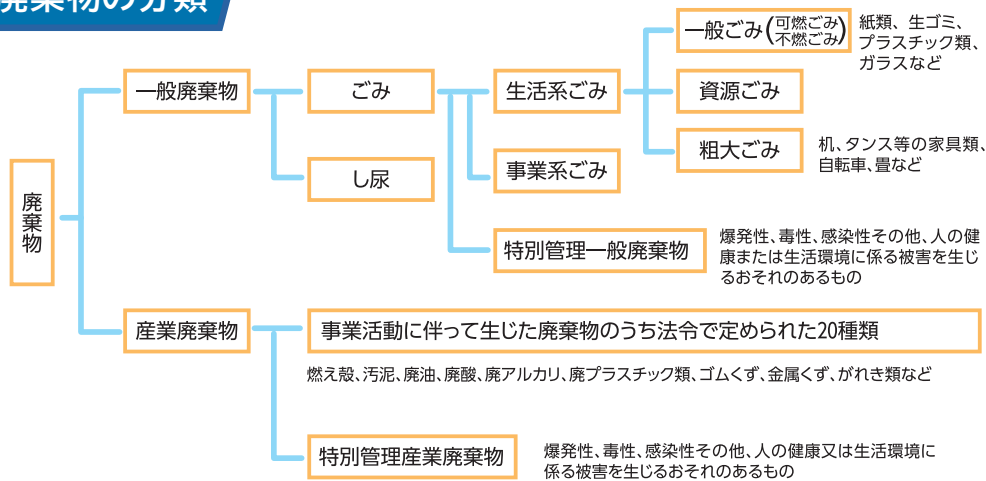
県内の令和5(2023)年度における一般廃棄物の排出量は260万トンで、近年の推移をみると平成15(2003)年度の386万トンから減少傾向にあります。(図4-29:一般廃棄物排出状況の推移)

また、産業廃棄物の排出量は概ね1,700万トンで推移しています。(図4-30:産業廃棄物排出状況の推移)

最終処分場の残余容量は、一般廃棄物については平成30(2018)年に600万m<sup>3</sup>までに増加しましたが、令和5(2023)年には528万m<sup>3</sup>に削減されています。なお、産業廃棄物についても34万m<sup>3</sup>で減少傾向にあります。(図4-31:最終処分場の状況(一般廃棄物)、図4-32:最終処分場の状況(産業廃棄物))

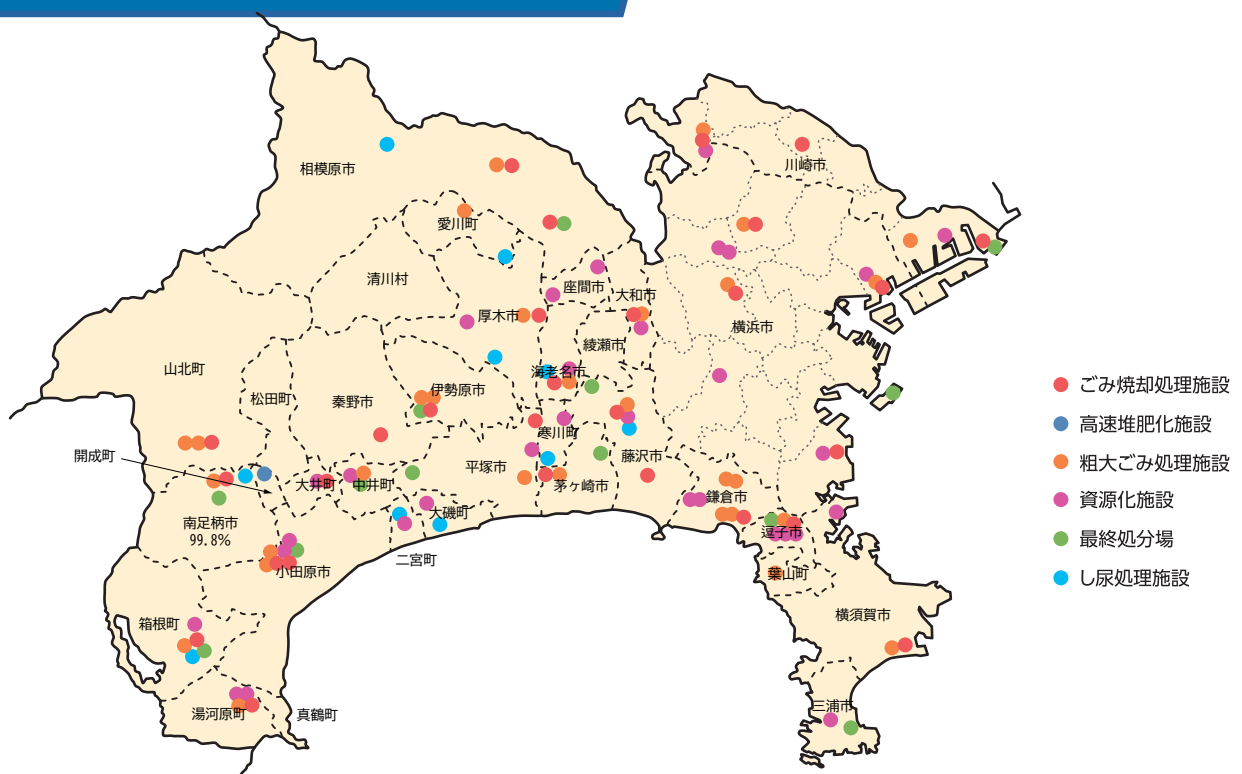
平成18(2006)年の容器包装リサイクル法の施行に伴い、プラスチック製容器包装のリサイクルが着実に進展しました。廃棄物の減量や再使用、再資源化の取り組みが進んで来ています。(図4-33:容器包装リサイクル法による分別収集量)

図4-27:廃棄物の分類



出典・資料:かながわ環境白書令和7年版(神奈川県 環境農政局)により作成

図4-28:一般廃棄物処理施設の稼働状況



出典・資料:令和5年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要(神奈川県 資源循環推進課)により作成

図4-29:一般廃棄物排出状況の推移

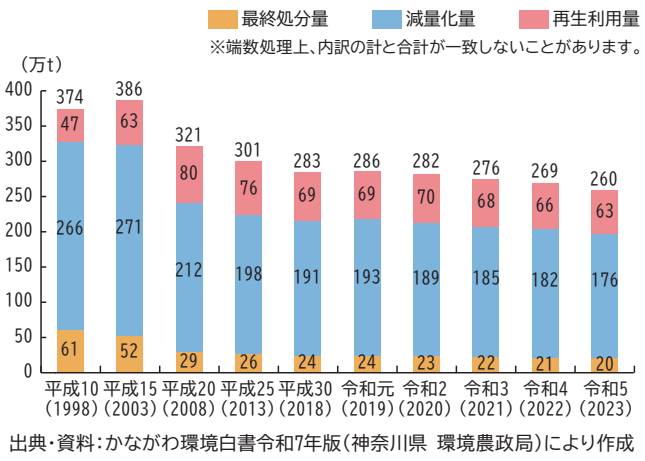


図4-30:産業廃棄物排出状況の推移

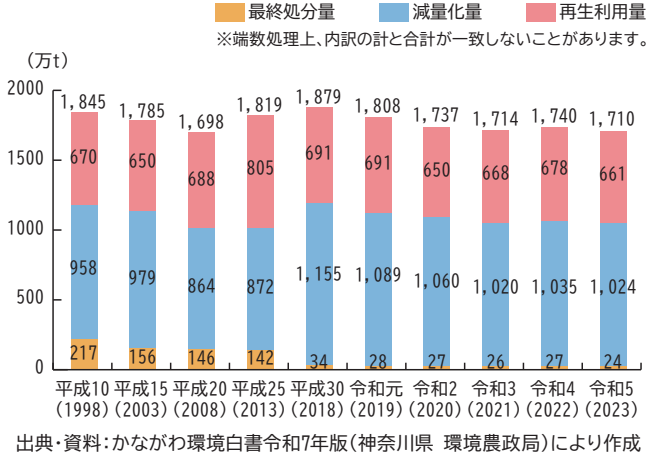


図4-31:最終処分場の状況(一般廃棄物)

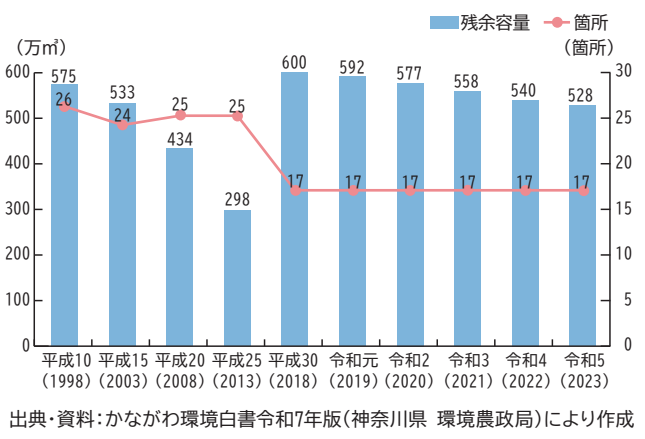


図4-32:最終処分場の状況(産業廃棄物)

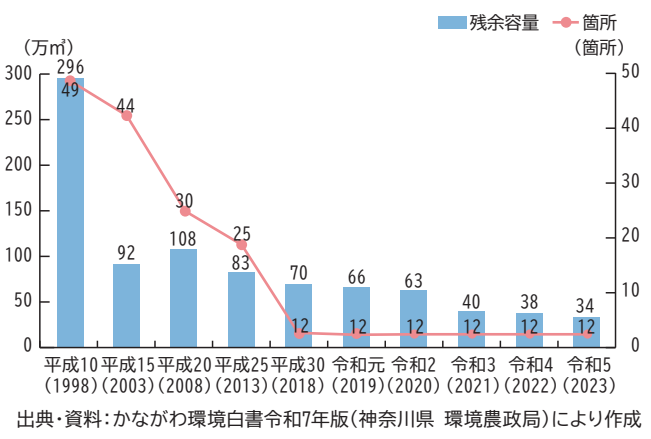
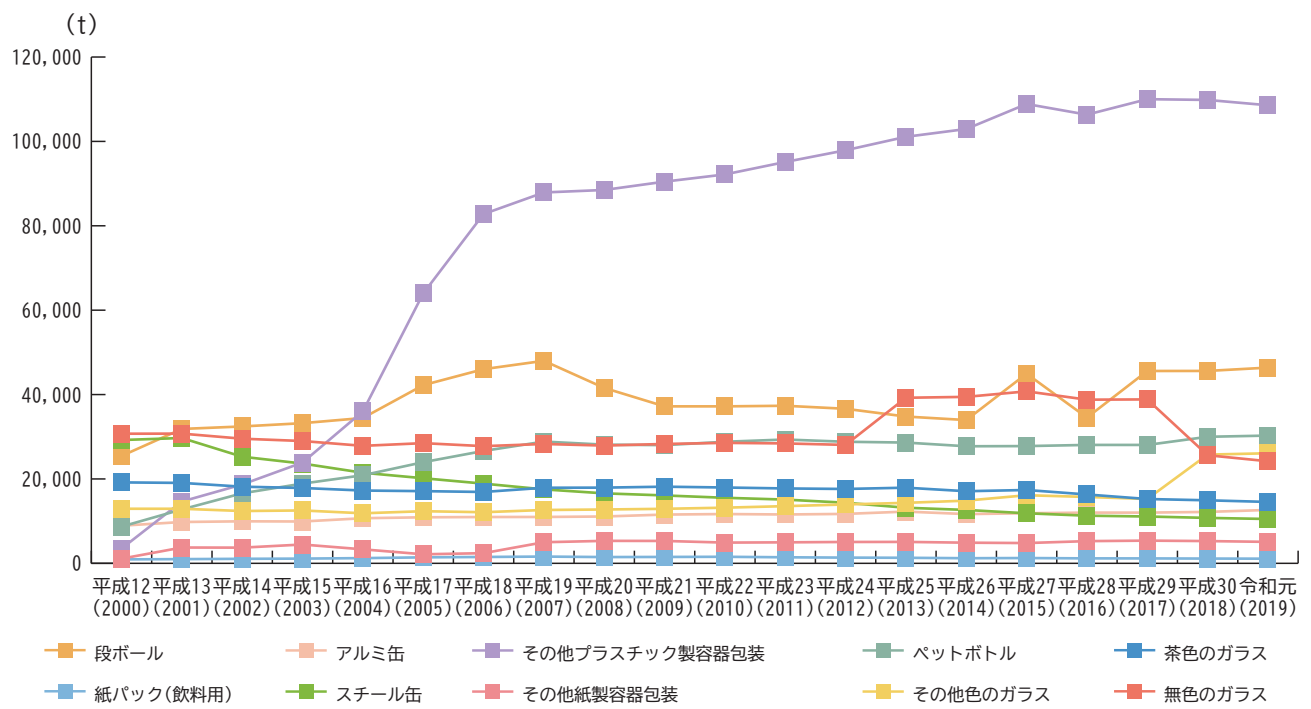


図4-33:容器包装リサイクル法による分別収集量 神奈川県の容器包装廃棄物の分別収集実績



## 7 環境問題の顕在化

神奈川県においても、環境問題は深刻化しています。県内では真夏日の発生回数が年々増加しており、その傾向は顕著です。また、県内の複数の都市部ではヒートアイランド現象が確認されており、人工排熱の増加、地表被覆の人工化による緑の減少、都市の高密度化などが主な要因とされています。(図4-34:地球温暖化(真夏日日数の推移)、図4-35:県内のヒートアイランドの発生状況)

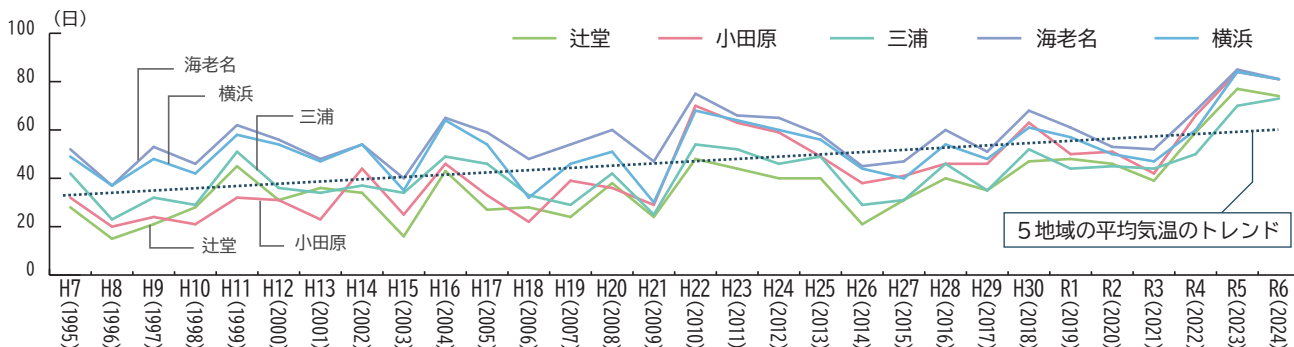
二酸化炭素排出量の推移をみると、平成2(1990)年度を基準年とした場合、令和3(2021)年度では、家庭部門で約1.3倍、業務部門で約1.1倍に増加しています。(図4-36:県内の二酸化炭素排出量の推移)

また、気候変動の影響に伴う自然災害の増加、農作物被害や動植物の分布の変化といった現象も顕在化するなか、「パリ協定」の発効を契機に、国際的にも気候変動への対応が強く求められています。県としても、環境負荷の少ない都市づくりを進めるため、次世代自動車の普及促進やグリーンインフラの推進、再生可能エネルギーの導入拡大などに取り組んでおり、地域レベルでの温暖化対策を一層強化していく必要があります。(図4-37:県内の再生可能エネルギーの導入量の現状、図4-38:県内の低公害燃料別自動車保有車両数)

森林は、雨水を蓄えゆっくり流し続けることから「緑のダム」と呼ばれています。そこで、水源地域の森林を水源かん養機能などの公益的機能の高い森林に変えていくため、県民・森林所有者と一体となって「水源の森林づくり」を平成9(1997)年度から進めています。(図4-39:水源の森林エリア、図4-40:水源の森林づくりの手法)

図4-34:地球温暖化(真夏日\*日数の推移)

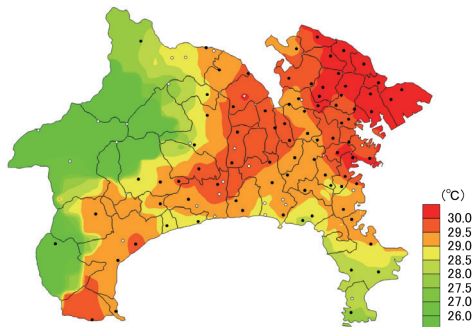
\*最高気温が30℃以上の日を真夏日とします。



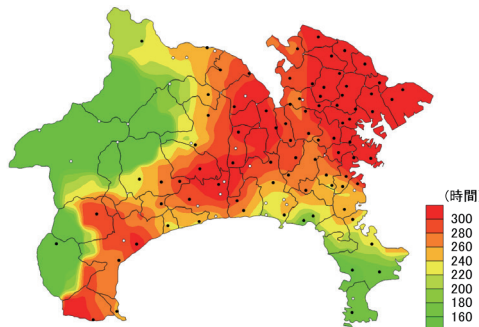
出典・資料:過去の天気データを基に作成(気象庁)により作成

図4-35:県内のヒートアイランドの発生状況

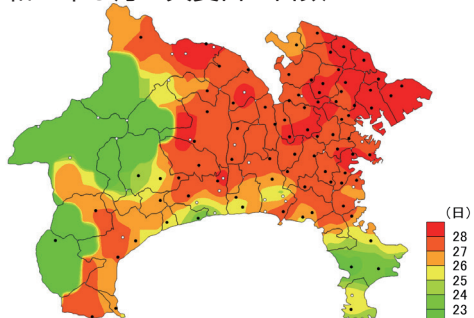
● 令和7年8月の平均気温



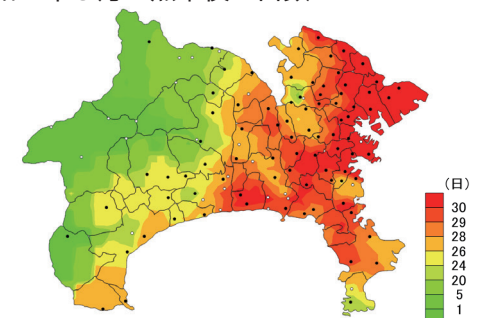
● 令和7年8月の30℃以上の延べ時間数



● 令和7年8月の真夏日の日数



● 令和7年8月の熱帯夜の日数



出典・資料:神奈川県内におけるヒートアイランドの発生状況(令和7(2025)年度)(神奈川県 環境科学センター)

図4-36:県内の二酸化炭素排出量の推移

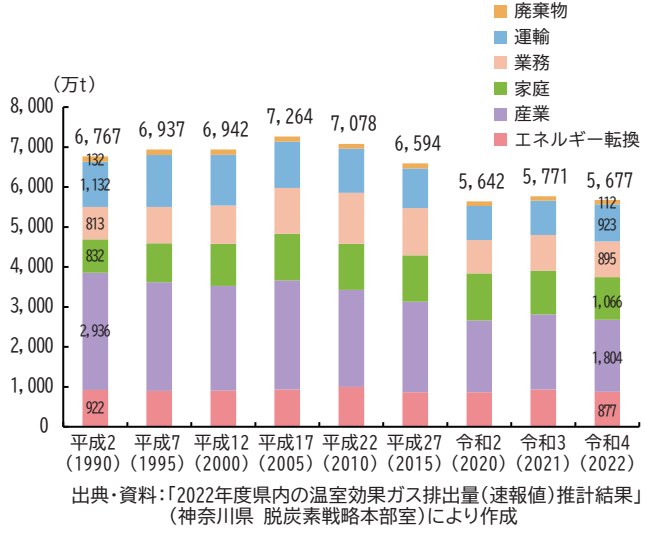


図4-37:県内の再生可能エネルギーの導入量の現状

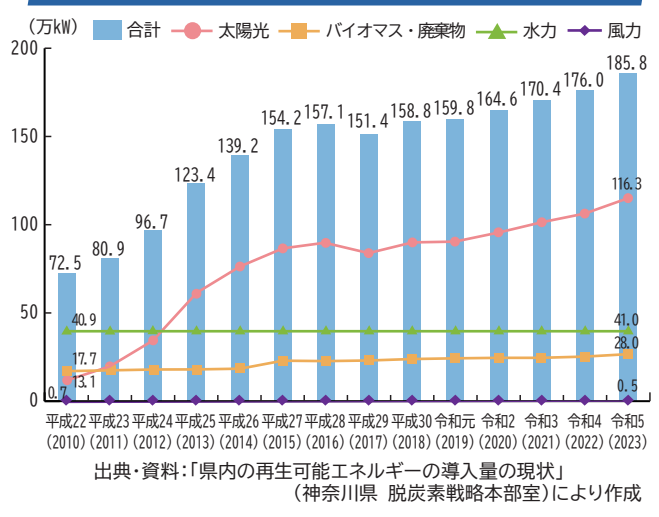


図4-38:県内の低公害燃料別自動車保有車両数

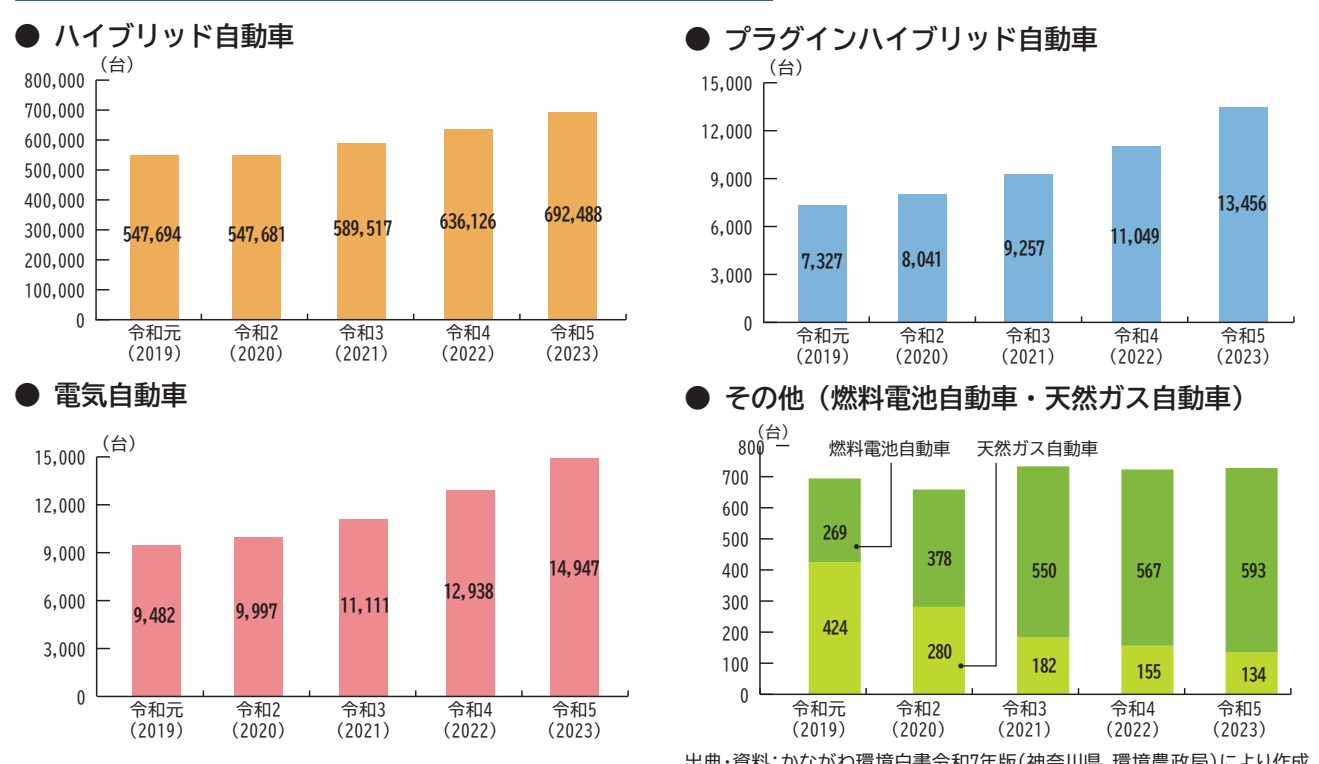


図4-39:水源の森林エリア

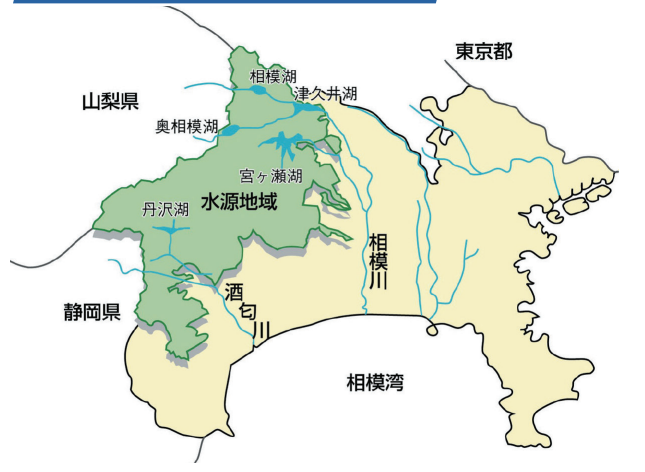
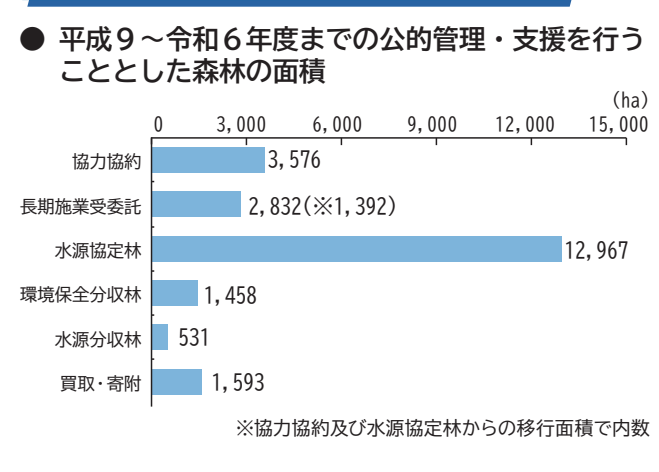


図4-40:水源の森林づくりの手法



## 8 景観形成の取組

平成17(2005)年、景観を主題にとらえた「景観法」が全面施行され、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、整備と保全が図られなければならない。」という基本理念が掲げられました。

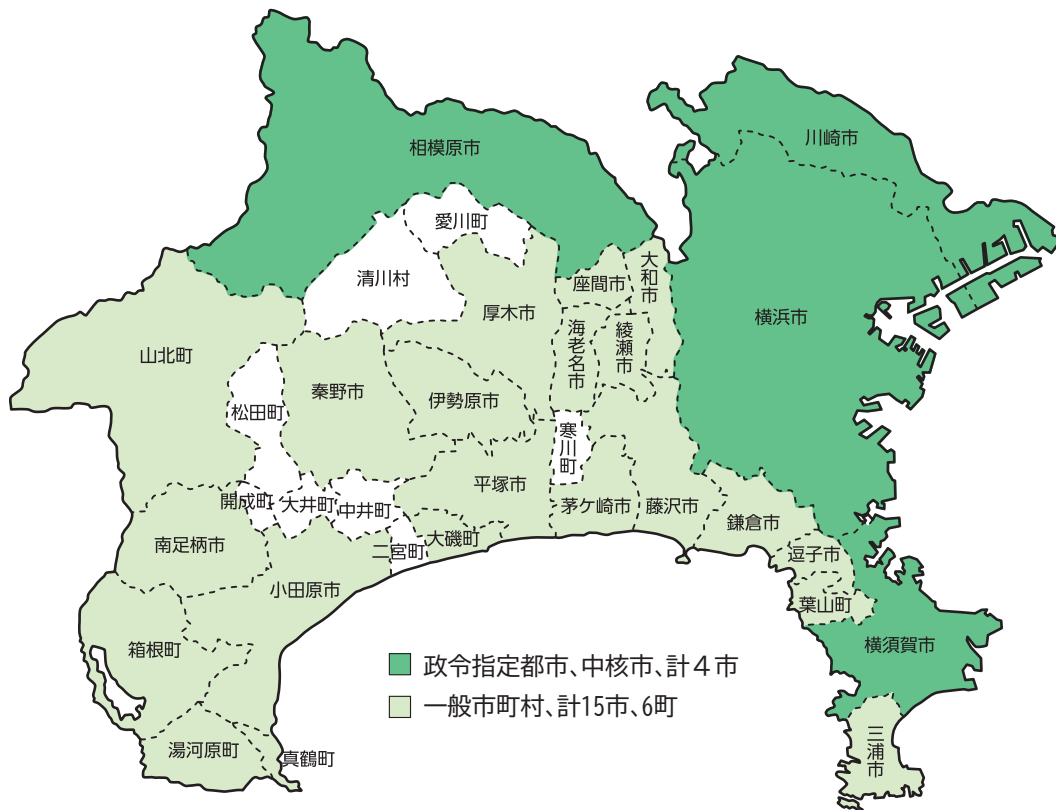
景観行政は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が主体的に担っていくことが望ましく、地方公共団体がそれぞれ役割を担い景観づくりに取り組んでいこう、景観行政団体の制度が定められました。

神奈川県では、景観づくりに積極的に取り組む市町村が多く、令和8(2026)年4月1日現在、景観法により景観行政団体とされる政令指定都市(3市)や中核市(1市)に加えて、一般市町村のうち15市6町が景観行政団体となっています。(図4-41:景観行政団体)

### 1 景観行政団体

図4-41:景観行政団体

(令和8(2026)年4月1日現在)



景観行政団体

市町村名	分類	同意(回答)の日	景観行政団体となった日	景観計画施行日	市町村名	分類	同意(回答)の日	景観行政団体となった日	景観計画施行日
神奈川県 (都道府県)			平成16年12月17日		逗子市		平成17年 9月28日	平成17年11月 1日	平成18年 7月 1日
横浜市 (政令市)			平成16年12月17日	平成20年 4月 1日	藤沢市		平成18年 1月 5日	平成18年 4月 1日	平成19年 4月 1日
川崎市 (政令市)			平成16年12月17日	平成20年 7月 1日	茅ヶ崎市		平成18年 1月 5日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
相模原市* (政令市)			平成16年12月17日	平成22年 4月 1日	座間市		平成18年 2月 2日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
横須賀市 (中核市)			平成16年12月17日	平成18年 7月 1日	箱根町		平成18年 2月 7日	平成18年 4月 1日	平成21年 6月 1日
真鶴町		平成16年12月17日	平成17年 1月16日	平成18年 6月 1日	大和市		平成18年 2月14日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
平塚市		平成16年12月17日	平成17年 1月24日	平成21年 4月 1日	三浦市		平成19年 7月25日	平成19年 9月 1日	平成27年 7月 1日
小田原市		平成16年12月17日	平成17年 2月 1日	平成18年 2月 1日	海老名市		平成20年 6月23日	平成20年 8月 1日	平成21年10月 1日
大磯町		平成16年12月27日	平成17年 2月 8日	平成21年 4月 1日	厚木市		平成21年 1月21日	平成21年 4月 1日	平成22年10月 1日
秦野市		平成17年 2月24日	平成17年 4月 1日	平成18年 4月 1日	伊勢原市		平成21年 3月13日	平成21年 5月 1日	平成26年 4月 1日
鎌倉市		平成17年 4月 1日	平成17年 5月 1日	平成19年 1月 1日	綾瀬市		平成22年 2月25日	平成22年 4月 1日	平成25年 1月 4日
葉山町		平成17年 5月25日	平成17年 7月 1日	平成22年 7月 1日	南足柄市		平成22年10月19日	平成22年12月 1日	平成24年12月13日
湯河原町		平成17年 7月14日	平成17年 9月 1日	平成19年 4月 1日	山北町		平成30年 1月18日	平成30年 2月22日	平成30年 6月18日

景観行政団体以外の市町村については、県が景観行政団体となります。

\*相模原市は景観行政団体移行時点では中核市。

\*景観法の改正により、市町村が景観行政団体として事務を行う際に必要だった都道府県知事への「同意を要する協議」は「同意を要さない協議」とされたため、山北町は「回答の日」となります。

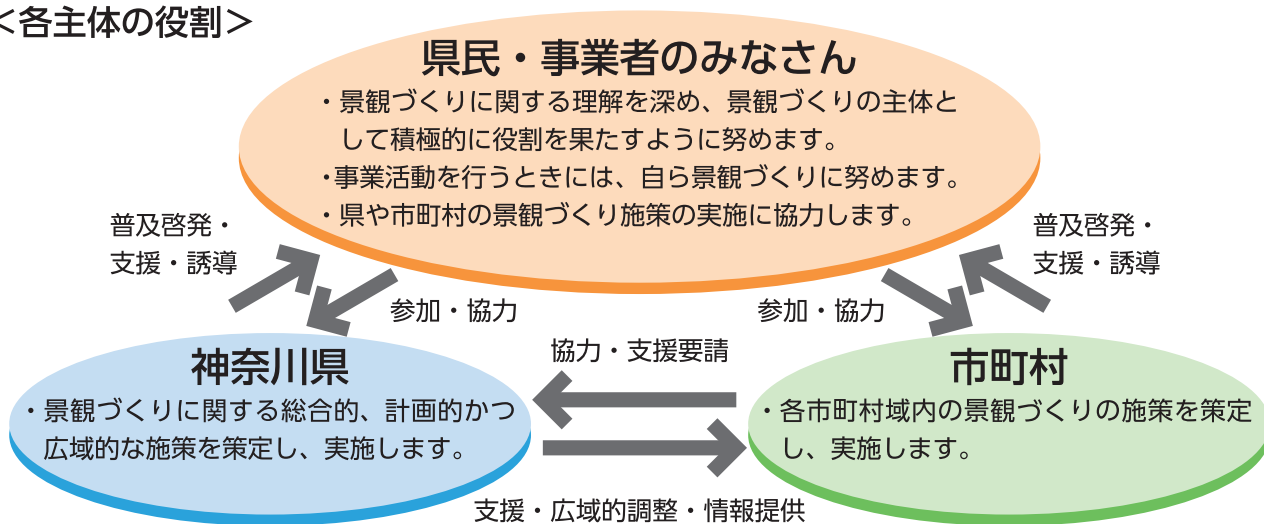
出典・資料:「神奈川県内の景観行政団体」(神奈川県 都市整備課)により作成

## 2 神奈川の景観づくり(各主体の役割)

### 神奈川県景観条例に基づく取組み

- ・神奈川県では、平成 18(2006)年 12 月に「神奈川県景観条例」を施行し、平成 19(2007)年 8 月には、条例第 7 条に基づく「神奈川県景観づくり基本方針」を策定しました。
- ・「神奈川県景観条例」では、景観づくりの基本理念、景観づくりに関わる県・県民・事業者の責務、県の景観づくり施策の基本事項などを定めています。
- ・「神奈川県景観づくり基本方針」では、景観づくりに関わる各主体(県・県民・事業者・市町村)の役割を定め、県が県民・事業者のみなさんや市町村の景観づくりを支援していくための施策の方針や、広域的な景観づくりの方向性を示しています。

### <各主体の役割>

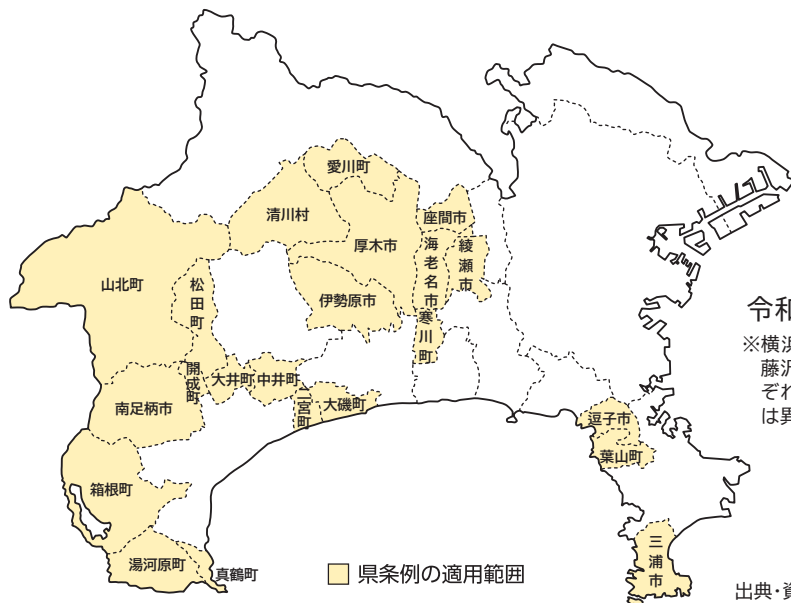


出典・資料:神奈川の景観づくり(神奈川県 都市整備課)

## 3 神奈川県屋外広告物条例の概要

屋外広告物は、目的地までの案内など様々な情報の提供に広く利用されており、また、街に活気をもたらすものでもあります。しかしながら、自由に広告が出されることになると、街並みや自然景観を乱したり、広告物の落下などにより事故の要因となることも考えられます。

そこで、神奈川県では「良好な景観の形成」「風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」を図るために、屋外広告物法に基づいて、「神奈川県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示などに関する基準を定めています。政令市・中核市は屋外広告物法に基づく条例を独自に制定することができます。そのほかの市町村は景観法に基づく景観行政団体となり県との協議を行うことにより、制定が可能になります。



出典・資料:「かながわの屋外広告物」(神奈川県 都市整備課)により作成

## 4 地域の景観を生かしたまちづくり

これまで、人口増加や経済成長に対応し、経済性、効率性及び機能性を重視した都市整備が進められてきました。しかし、成熟社会を迎え、画一的な都市景観のあり方が問われている中で、地域の特性が再認識され、人々の多様な価値観を満たす魅力ある空間の形成が求められています。景観づくりに当たっては、県民等と行政が一体となり、地域の自然、歴史、人々の生活、経済活動などの調和を図るとともに、豊かな生活を追及し、未来へ継承していくことが必要です。

### 図4-42: 邸園文化圏再生構想

邸園文化圏再生構想とは、相模湾沿岸地域一帯に残る、邸宅、庭園や歴史的建造物について、所有者、県民、行政などの協働により、新たな文化発信の場や地域住民と来訪者による多彩な交流の場として、保全活用し、地域の活性化につなげようとする構想です。



出典・資料:「邸園文化圏再生構想」(神奈川県 都市整備課)

### 図4-43: 大磯近代歴史文化公園ゾーンの形成

大規模な邸園群が集積している大磯町では、緑豊かで歴史的なたたずまいが楽しめる公園的なゾーンを形成するため、「旧吉田茂邸の再建と公園整備」、「邸園の特別公開」を行うなど、歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりを所有者、町などと連携して取り組んでいます。

また、平成29年11月に「明治150年」関連施策の一環として、国と地方公共団体との連携の下、「明治記念大磯邸園」を設置することが閣議決定されました。



出典・資料:「邸園文化圏再生構想」(神奈川県 都市整備課)

## 神奈川県における『生活基盤・生活環境の状況』 からみる都市づくりの課題

人口減少や少子・高齢化、国際化の進展といった社会の大きな変化は、地域によっては中心市街地や地域産業の衰退を招いています。一方で、企業活動や人々のライフスタイルが多様化することで、新たなビジネスや産業が生まれるきっかけにもなっています。

こうした変化に持続的に対応していくためには、地域を支える社会インフラを適切に維持・更新し、その価値を最大限に活かすことが欠かせません。

特に、道路・交通ネットワーク、上下水道、公共施設などの既存ストックを計画的に活用しながら、地域の魅力を高める取り組みを進めていく必要があります。

そのためには、行政・企業・住民など多様な主体が連携し、最新のICTやデジタル技術を積極的に取り入れることで、インフラ管理の高度化や地域サービスの効率化を図ることが重要です。

これからの都市づくりでは、インフラを基盤として「人・モノ・情報」が円滑に行き交うネットワークを形成し、ライフスタイルや産業構造の変化に柔軟に対応できる都市構造を実現することが求められます。こうした取組によって、地域の活力を持続的に維持・形成していくことが期待されます。

# 05 暮らしの今

## 1 通勤・通学

通勤や通学などのために人が移動することによって、ある地域に昼間集まる人数と、居住している人数には違いがあります。

神奈川県内の昼夜間人口比を市区町村別にみると、多くの地域で昼間人口より夜間人口が多く、居住する市区町村以外に通勤・通学する人が多くなっていることがわかります。(図5-1:昼夜間人口比)

平成27(2015)年から令和2(2020)年の東京都への通勤者数の変化をみると、神奈川県では、川崎市中原区・幸区・川崎区及び横浜市の一部で5%以上の増加がみられますが、その他では減少しています。(図5-2:東京都への通勤者数の変化)







平成30(2018)年の神奈川県内外の地域間流動をみると、横浜市～東京区部間が最も多く、次いで川崎市～東京区部間、神奈川県(政令市以外)～横浜市間、横浜市～川崎市間が多くなっています。(図5-4:地域間の1日あたりのトリップ数)

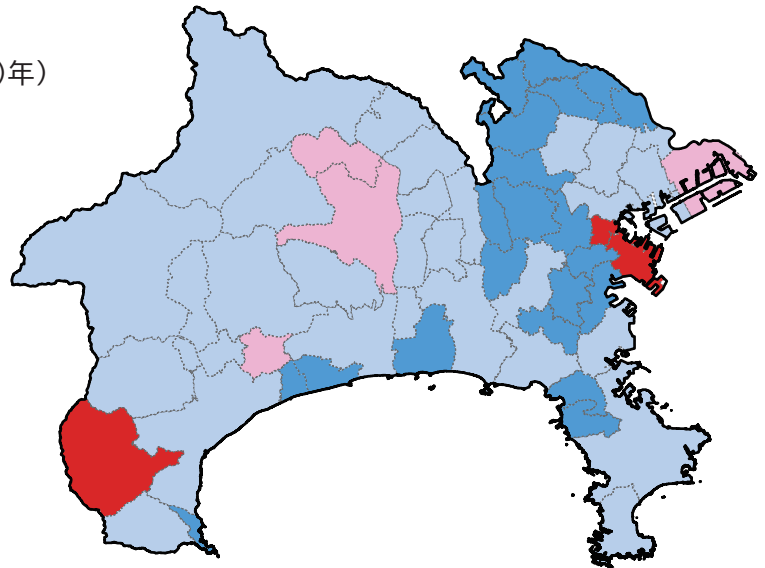
また、平成20(2008)年と平成30(2018)年の神奈川県内の代表交通手段別分担率をみると、鉄道分担率が県内の全地域で増加しています。(図5-5:代表交通手段の構成)

### 1 通勤・通学

#### 図5-1:昼夜間人口比 (令和2(2020)年)

- ※ 昼夜間人口比=昼間人口/夜間人口
- ※ 昼間人口:常住地からの通勤・通学による流入・流出人口を加減して算出した「従業地・通学地による人口」。
- ※ 夜間人口は「常住地人口」

- 0.85未満 昼夜間人口比が1.0以下で、小さくなればなるほど、その地域での就業者が少ないことが分かります。 < 
- 0.85以上～1.0未満 昼夜間人口比が1.0であれば、昼間の人口と夜間の人口がほぼ同じことになり、職住隣接地域であると考えられます。 ÷ 
- 1.0以上～1.5未満 昼夜間人口比が1.5以上であれば、昼間の人口が夜間の人口の1.5倍以上ということになり、業務地域であるといえます。 > 
- 1.5以上

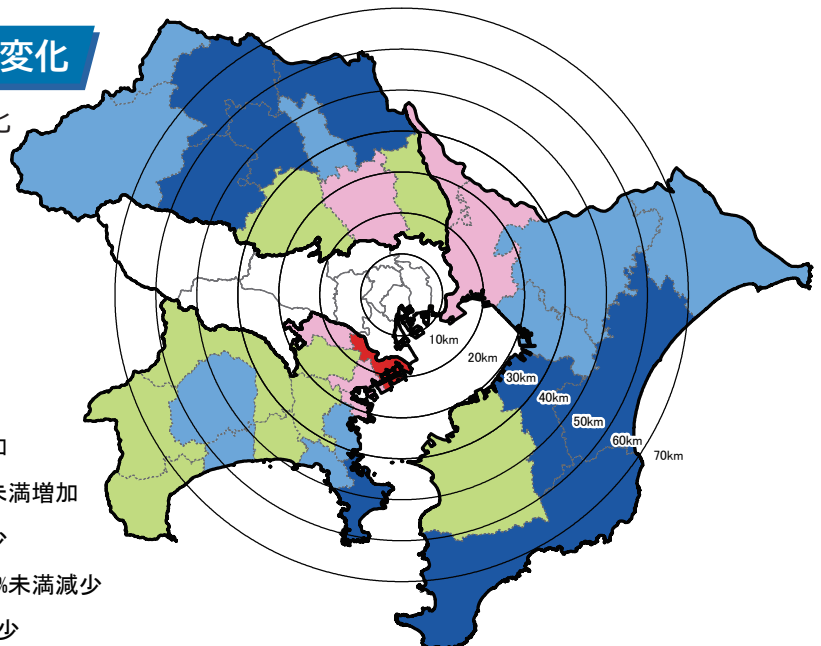


出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

#### 図5-2:東京都への通勤者数の変化

平成27(2015)年～令和2(2020)年の変化

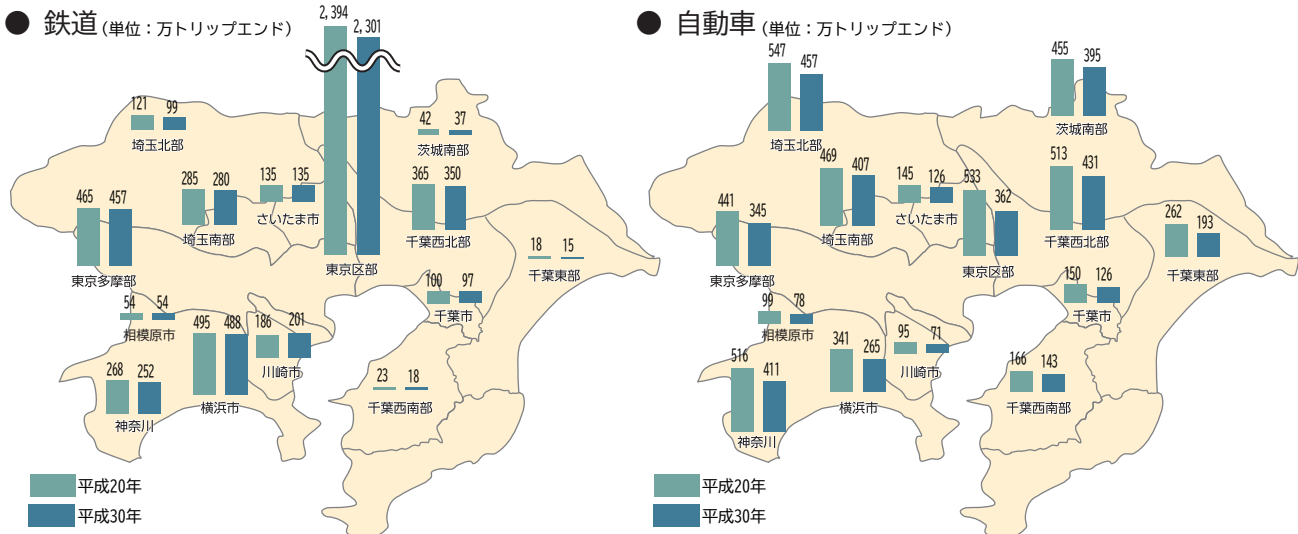
- 5%以上増加
- 0%以上5%未満増加
- 5%未満減少
- 5%以上10%未満減少
- 10%以上減少



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

## 2 地域別の発生集中量

図5-3:地域別の鉄道・自動車発生集中量



出典・資料:第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会)により作成

## 3 地域間の人の動き

図5-4:地域間の1日あたりのトリップ数

(平成30(2018)年)

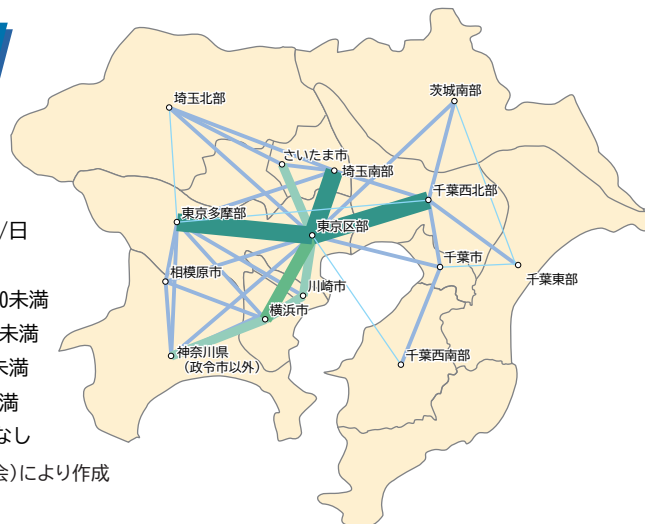
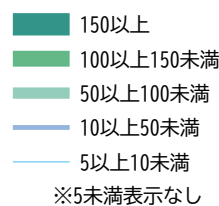
### ■パーソントリップ調査とトリップの概念

パーソントリップとは「人(パーソン)の動き(トリップ)」を意味しています。パーソントリップ調査は、「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1日の全ての動きを捉えるものです。

トリップとは、人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位をいい、1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数えています。

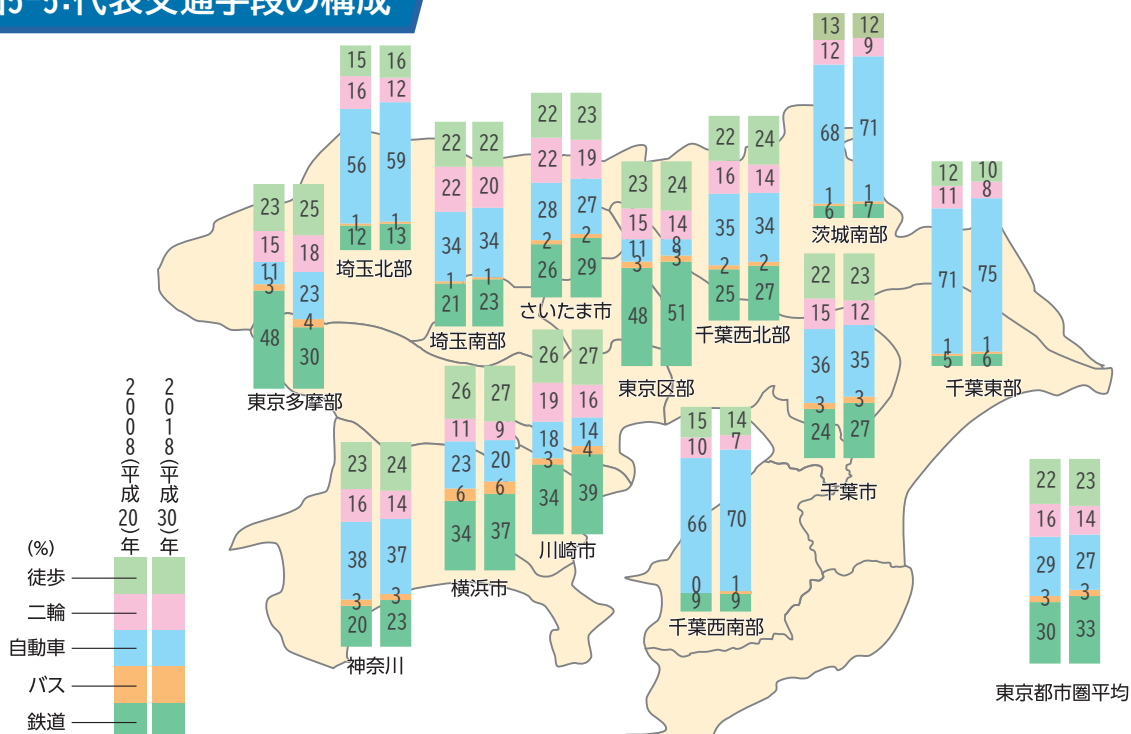
調査の結果は、望ましい都市交通体系のあり方を検討する際に用いられます。

単位: 万トリップ/日



出典・資料:第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会)により作成

図5-5:代表交通手段の構成



出典・資料:第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会)により作成

## 2 仕事・働き方

神奈川県の人々がどのような仕事に従事しているのかについて、産業の3分類の内訳を平成27(2015)年と令和2(2020)年で比較すると、構成割合に大きな変化はみられません。しかし、第3次産業の割合がやや増加し、約75%を占めています。(図5-6:神奈川県における産業構造の割合)

市区町村別に産業別人口を見ると、第1次産業の従事者が10%を超える地域は、三浦市のみです。第2次産業の割合が高いのは寒川町と山北町です。一方で、横浜市や川崎市の一部の区をはじめ、県東部、箱根町、大磯町などでは、第3次産業の割合が80%を超え、サービス業などに従事する人の割合が非常に高くなっています。(図5-7:市区町村別就業人口構成図)

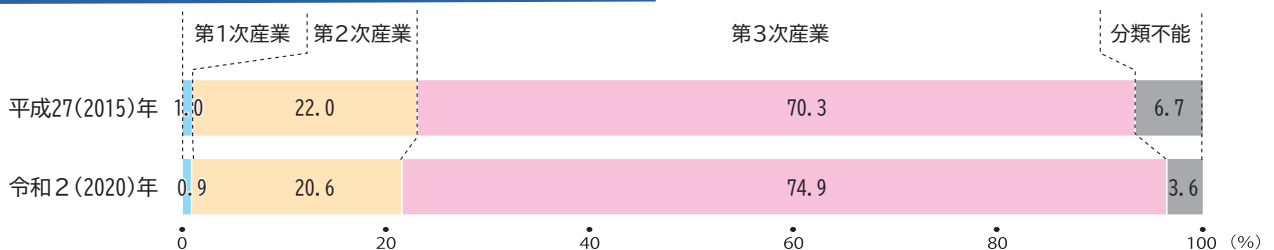
居住している市区町村内で就業している割合(自市区町村内就業率)をみると、70%以上となっているのは箱根町のみです。60%以上70%未満の市区町村は横須賀市と厚木市です。一方、県東部では30%未満の地域も多くみられます。(図5-9:自市区町村内就業率)

神奈川県の完全失業率は、平成21(2009)年をピークとして低下しており、全国と比べると概ね全国平均を下回る水準でした。しかし、令和2(2020)年以降は、全国平均を上回る水準で推移しています。(図5-10:完全失業率の推移)

また、神奈川県全体(農林業雇用者以外)の働き方を就業時間でみると、男女計では全国平均とほぼ同程度となっています。一方で、女性は令和5(2023)年時点で、全国平均よりやや短く、週あたり約1.2時間の差があります。(図5-11:就業時間の比較)

### 1 就業状況

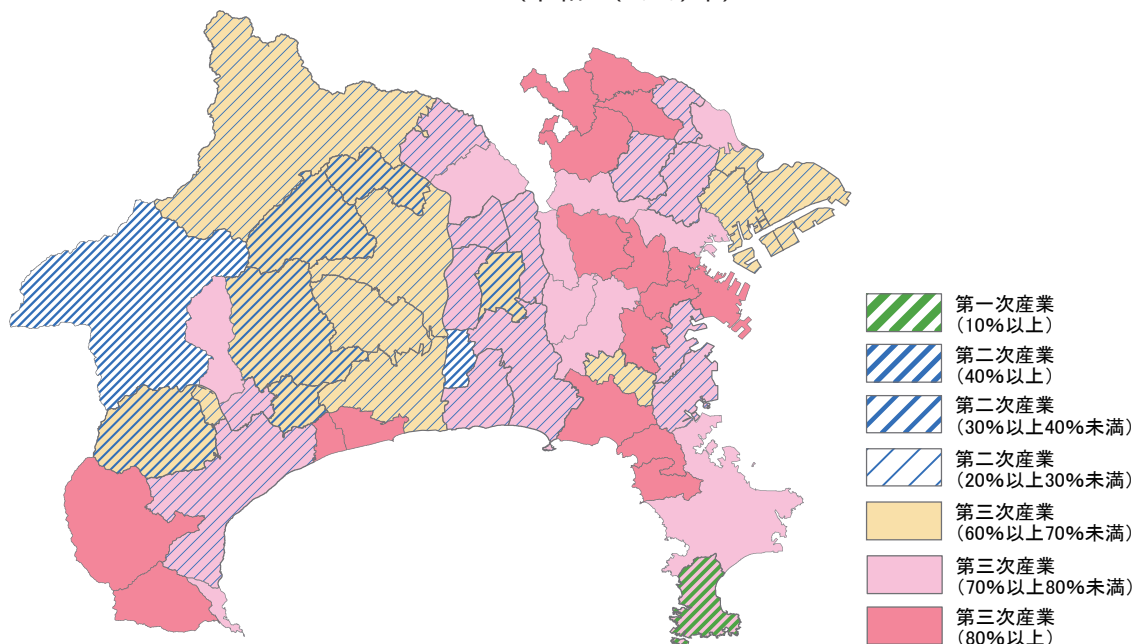
図5-6:神奈川県における産業構造の割合



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図5-7:市区町村別就業人口構成図

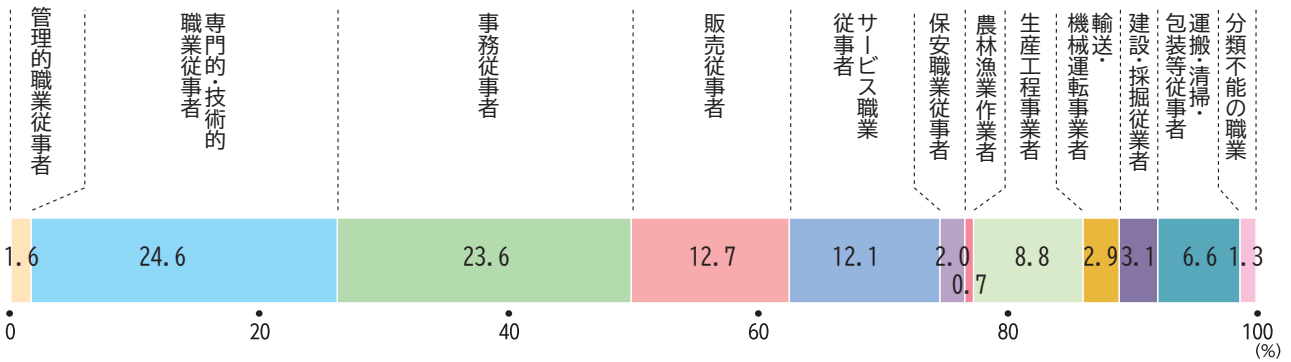
(令和2(2020)年)



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図5-8:職業別就業者割合

(令和6(2024)年平均)



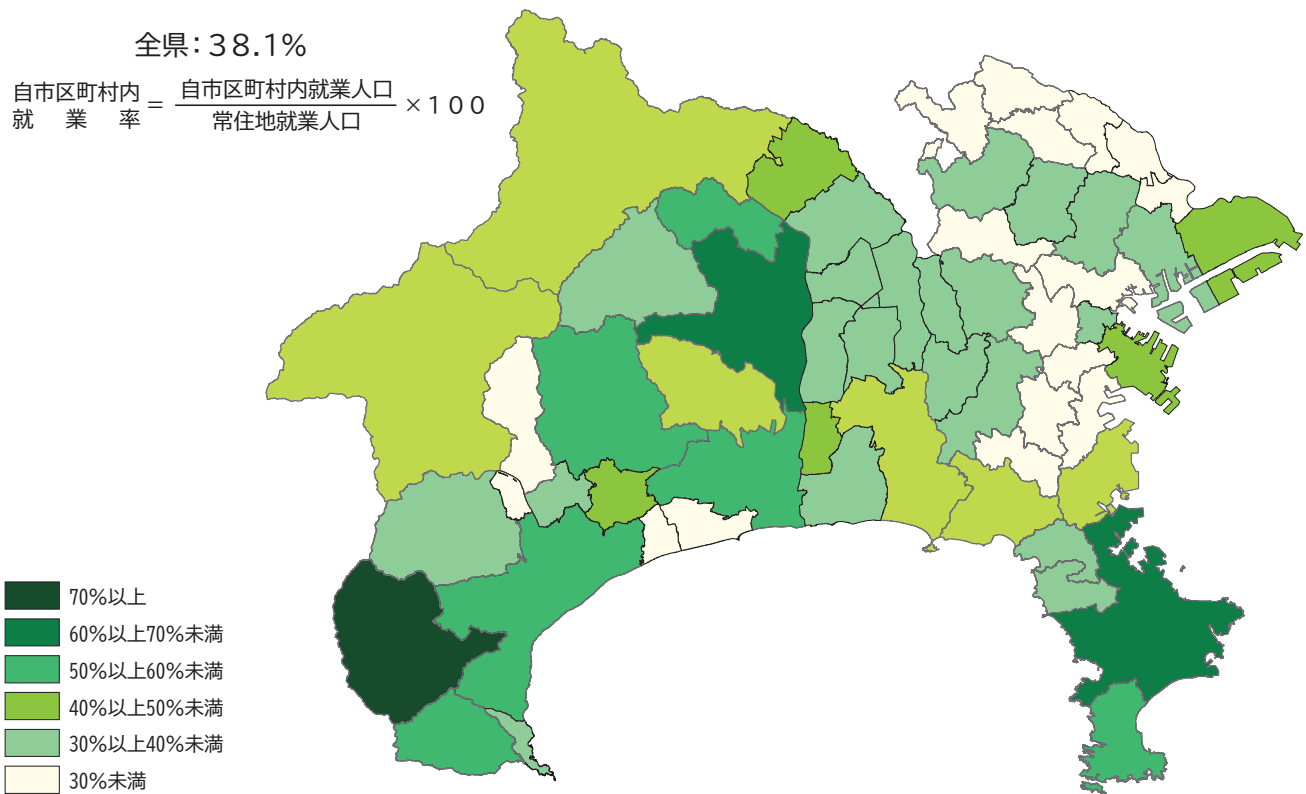
出典・資料: 神奈川県労働力調査結果報告2024年平均(2025年3月)(神奈川県 統計センター 労働統計課)により作成

図5-9:自市区町村内就業率

(令和2(2020)年)

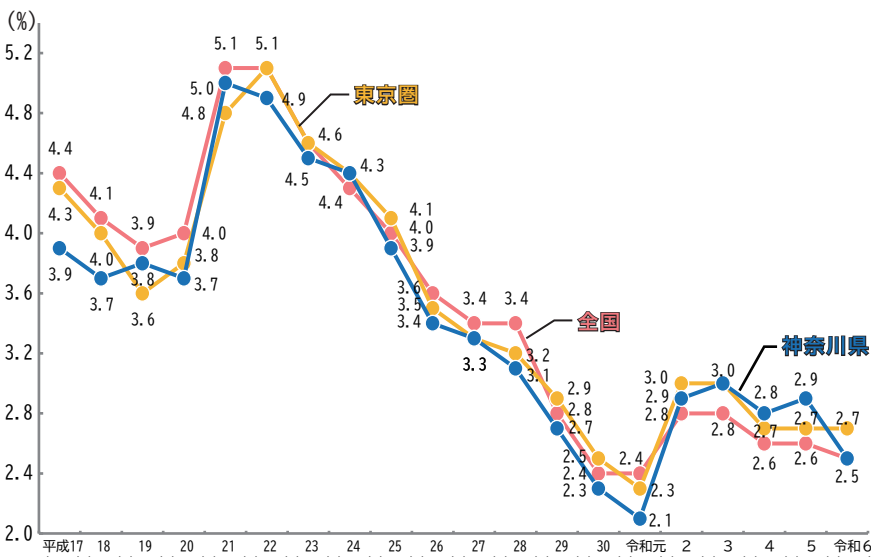
全县: 38.1%

$$\text{自市区町村内就業率} = \frac{\text{自市区町村内就業人口}}{\text{常驻地就業人口}} \times 100$$



出典・資料: 『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図5-10:完全失業率の推移



出典・資料: 神奈川県労働力調査結果報告2024年平均(2025年3月)(神奈川県 統計センター 労働統計課)により作成

図5-11:就業時間の比較

(令和6(2024)年)

平均週間就業時間【神奈川県】 (時間/週)

神奈川県	男女計	男	女
令和元(2019)年	37.1	41.8	30.8
令和2(2020)年	35.9	40.2	30.1
令和3(2021)年	35.9	40.4	30.1
令和4(2022)年	36.3	40.8	30.5
令和5(2023)年	36.5	41.0	30.8

平均週間就業時間【全国】 (時間/週)

全国	男女計	男	女
令和元(2019)年	38.0	42.6	32.3
令和2(2020)年	36.9	41.1	31.7
令和3(2021)年	36.9	41.1	31.7
令和4(2022)年	37.0	41.2	31.9
令和5(2023)年	37.1	41.3	32.0

出典・資料: 神奈川県労働力調査結果報告2024年平均(2025年3月)(神奈川県 統計センター 労働統計課)により作成

### 3 学び・文化・スポーツの環境

神奈川県教育施設数(令和7(2025)年度)は、小学校が877校、中学校が472校となっています。高等学校の施設数は、県全体では227校で、市区町村別では、藤沢市が15校で最も多く、次いで横須賀市、鎌倉市が多くなっています。(図5-12:小・中学校数、図5-13:高等学校数)

大学・短期大学の施設数は、県全体では65校で、市区町村別では、横浜市が24校で最も多く、次いで川崎市(11校)、相模原市(8校)、厚木市(5校)の順になっています。(図5-14:大学・短期大学数)

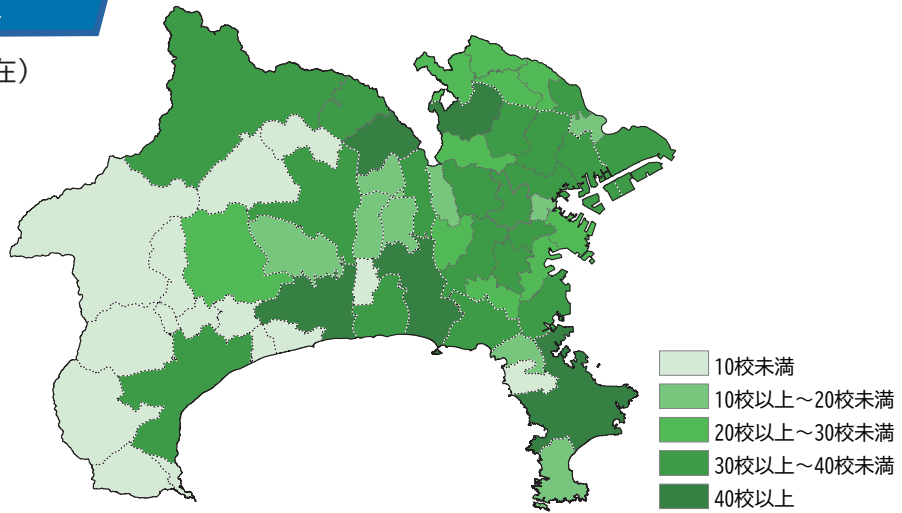
県内には、数多くの博物館や科学館、動物園、水族館などがあり、古くからの文化を今に伝える歴史ある施設から、最先端の設備を備えた施設まで、種類豊富な学びの場がそろっています。(図5-15:博物館等の分布)

スポーツ施設については、陸上競技等の大規模な大会開催が可能な施設、地域に開放された施設、マリンスポーツや専門競技用の施設など、多様な施設が整備されています。(図5-16:スポーツ施設の分布)

文化活動施設についてみても、1,000人以上を収容できる大規模な施設が多数あり、音楽や演劇などの活動の場として広く利用されています。(図5-17:文化活動施設の分布)

図5-12:小・中学校数

(令和7(2025)年5月1日現在)



出典・資料: 令和7年度神奈川県学校基本統計(学校基本調査報告書)(神奈川県 統計センター 消費・教育統計課)により作成

図5-13:高等学校数

(令和7(2025)年5月1日現在)

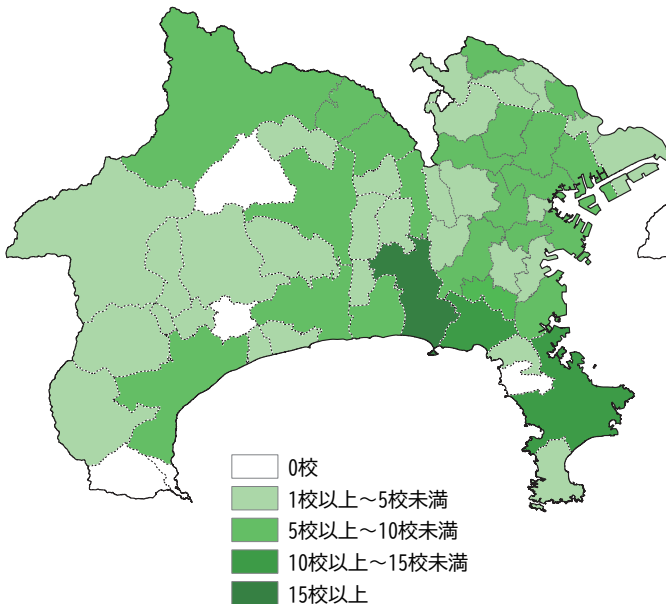
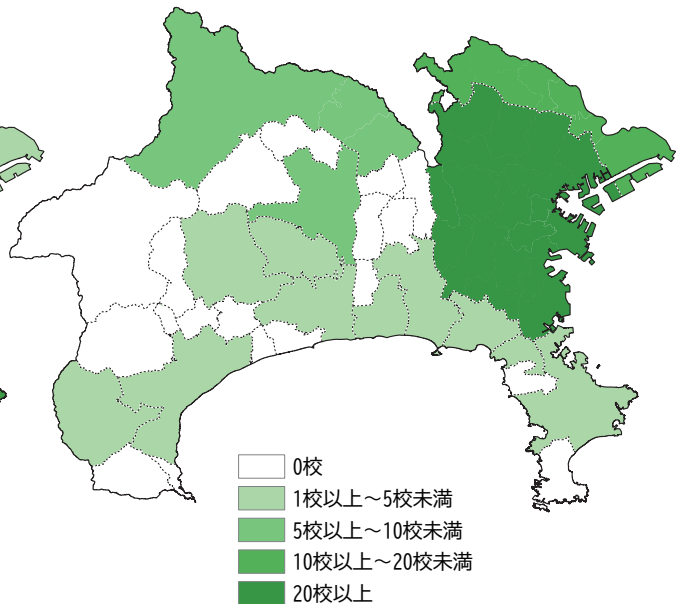


図5-14:大学・短期大学数

(令和7(2025)年12月時点)



出典・資料: 令和7年度神奈川県学校基本統計(学校基本調査報告書)(神奈川県 統計センター 消費・教育統計課)により作成

出典・資料: 神奈川県都市計画課調べ  
※本資料の大学・短期大学数は、本キャンパスの所在地に基づいて集計

図5-15:博物館等の分布

「かながわの公共施設 各施設を探す」において「博物館・美術館等」、「動物園」、「水族館」に分類されているものを示します。

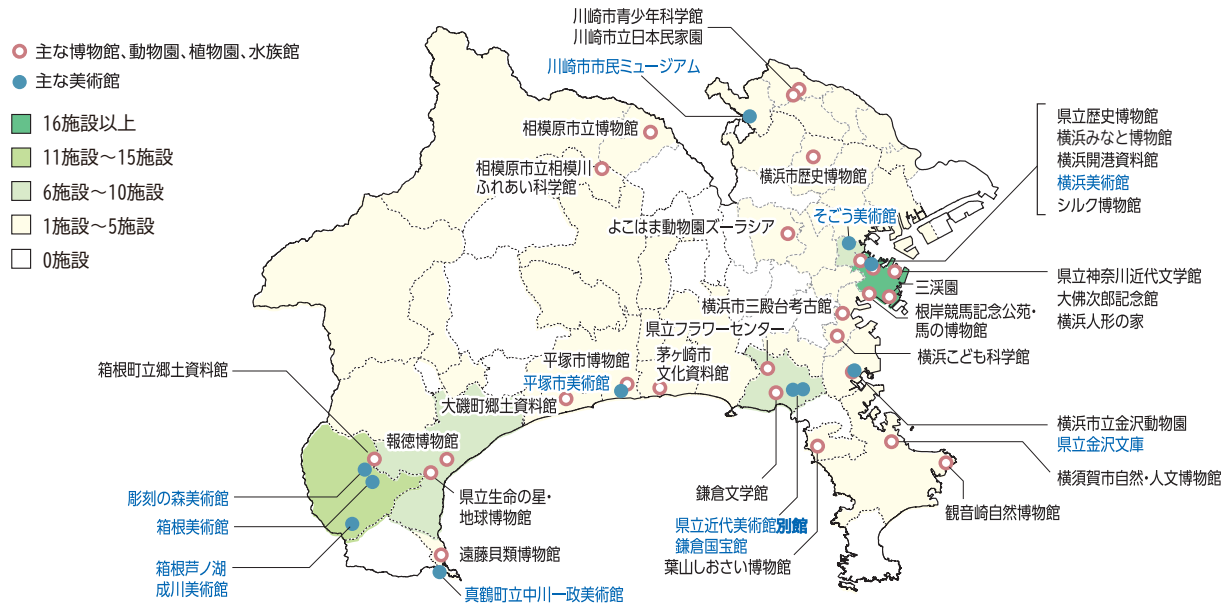


図5-16:スポーツ施設の分布

「かながわの公共施設 各施設を探す」において「スポーツ施設」に分類されているものを示します。

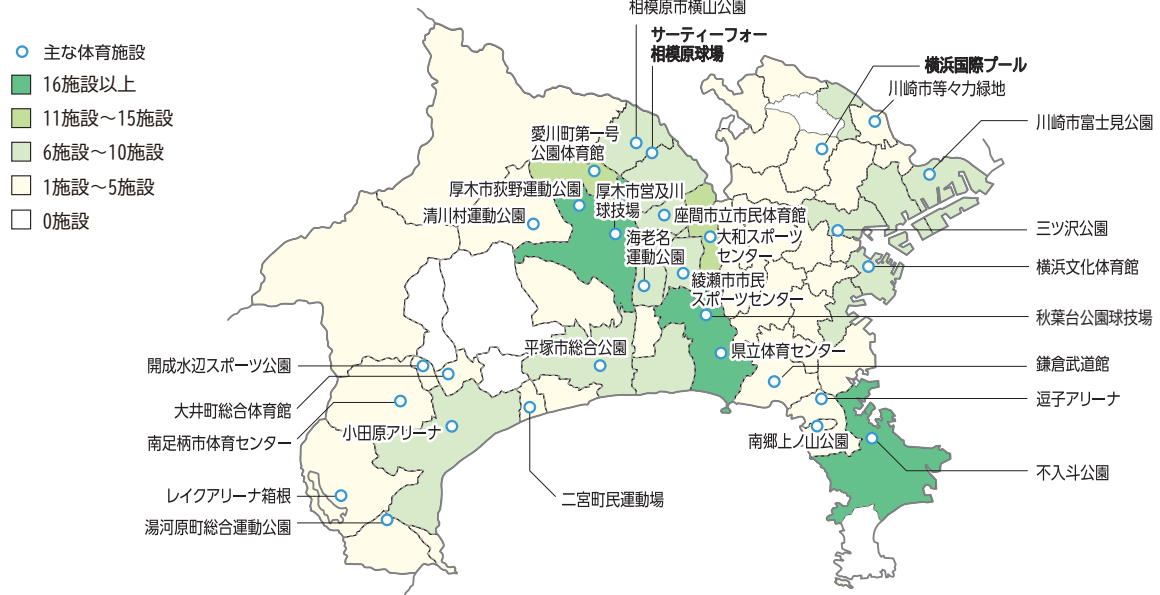
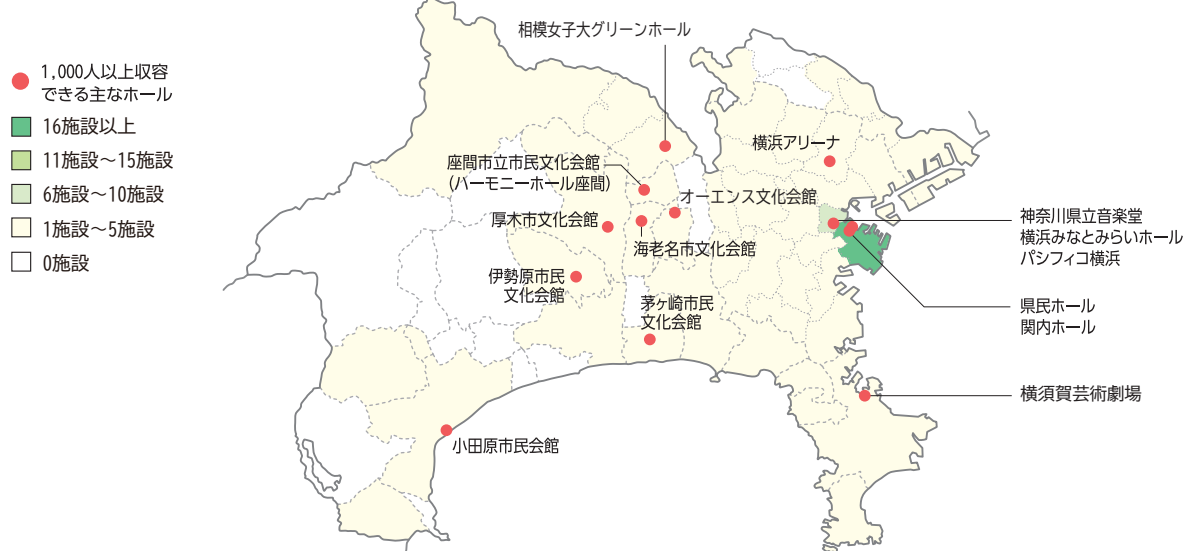


図5-17:文化活動施設の分布

「かながわの公共施設 各施設を探す」において「文化会館・会議室」に分類されているものを示します。



出典・資料：「かながわの公共施設」(一般財団法人神奈川県厚生福利振興会ホームページ) により作成 (https://www.k-kfukuri.or.jp/public\_works/koukyou-shisetsu) (閲覧日：令和7(2025)年12月2日)

# 4 福祉・衛生に関わる環境

神奈川県では、高齢者福祉をはじめ、児童福祉、障がい者福祉などの福祉活動や医療衛生の環境整備が進められています。

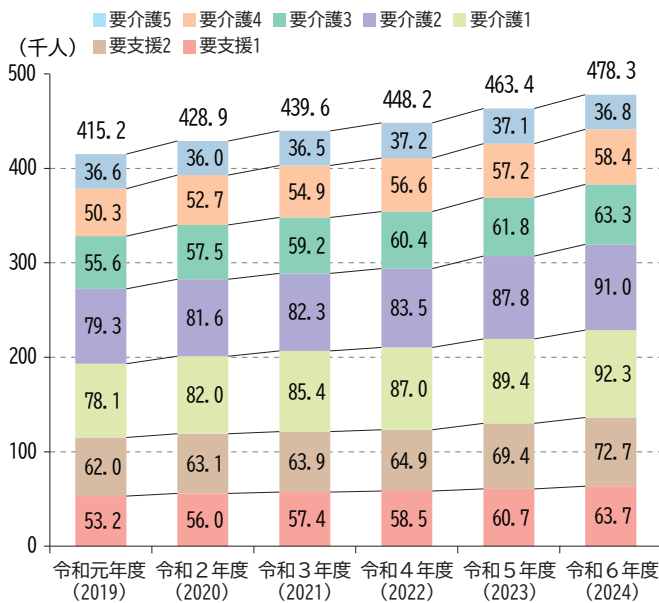
高齢者福祉の分野では、令和6(2024)年度時点で約48万人の方が要支援・要介護認定を受け、介護保険サービスを利用されています。これに加え、介護予防や生きがい活動支援など、県や市町村では独自に多様なサービスを展開しており、介護サービス利用者数は年々増加している状況です。(図5-18:要支援・要介護認定者数の推移、図5-19:介護サービス利用者の推移)

障がい者福祉の分野では、令和6(2024)年度時点で障がいのある方は約45万人となっています。福祉施設入所者数は近年緩やかに減少している一方で、地域における生活の場として機能するグループホーム(共同生活援助事業所)の利用者数が増加傾向にあります。(図5-20:障がい者数の推移、図5-21:福祉施設入所者数とグループホームの利用人数の推移)

本県では、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を制定し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、高齢者や障がい者が安全で快適に利用できる施設の整備に取り組んでいます。(図5-22:神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の適合施設等、図5-23:神奈川県内の駅とバスのバリアフリー状況)

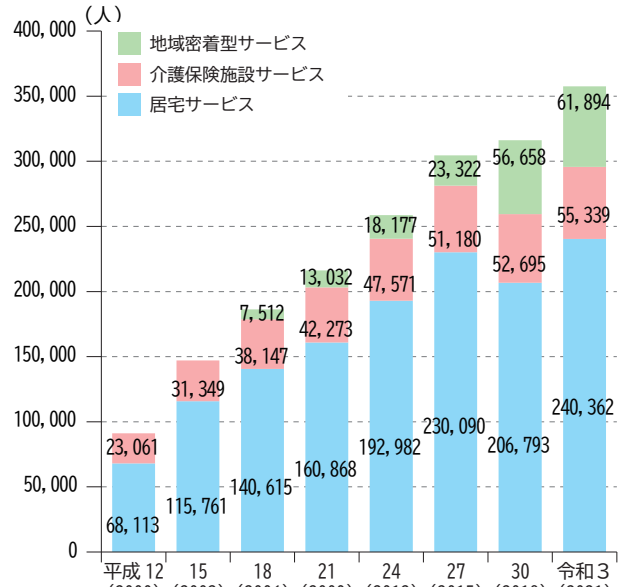
## 1 介護保険事業の状況

図5-18:要支援・要介護認定者数の推移



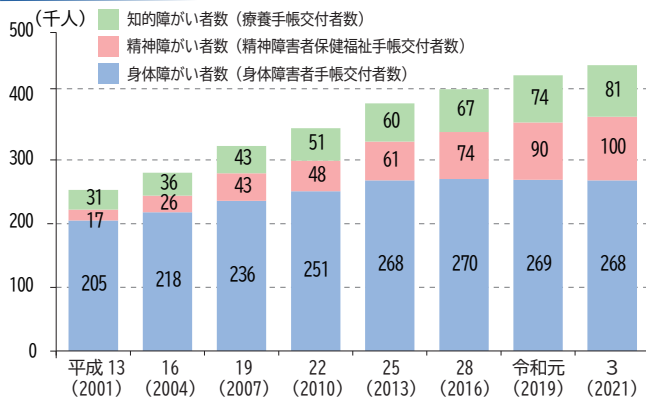
出典・資料:「介護保険事業状況報告(月報・暫定版)」(神奈川県 高齢福祉課)により作成

図5-19:介護サービス利用者の推移



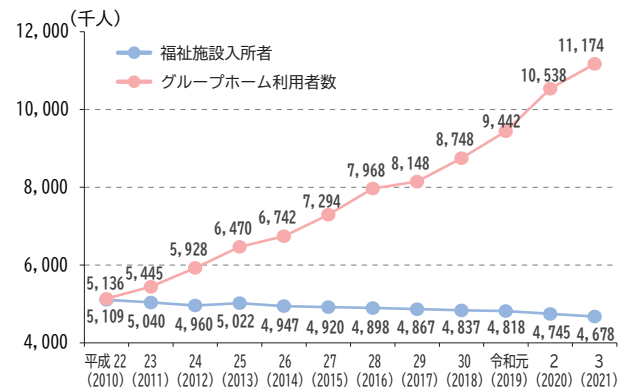
出典・資料:神奈川県高齢者居住安定確保計画(令和6年3月)(神奈川県 高齢福祉課)により作成

図5-20:障がい者数の推移



出典・資料:神奈川県地域福祉支援計画[第5期](令和6年10月見直し)(神奈川県 地域福祉課)により作成

図5-21:福祉施設入所者数とグループホームの利用人数の推移



出典・資料:神奈川県地域福祉支援計画[第5期](令和6年10月見直し)(神奈川県 地域福祉課)により作成

## 2 バリアフリーの状況

図5-22:神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の適合施設等

### ● みんなのバリアフリー街づくり条例の適合施設等

神奈川県では、不特定かつ多数の者が利用する施設を公共的施設とし、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするため、「みんなのバリアフリー街づくり条例」に定める整備基準への遵守を求めています。そのうち、特に公共性が高い施設を指定施設とし指定施設の新築や改築等をする場合は、知事との事前協議を義務付けています。そして、条例の整備基準に適合した場合は施設所有者等の請求に基づき「みんなのバリアフリー街づくり条例適合証」を交付しています。

※横浜市と川崎市はそれぞれ独自に「福祉のまちづくり条例」を施行しており、県条例は適用されません。

※右図に集計されている施設は全項目適合施設、条例第13条ただし書き適用施設及びみんなのトイレを整備した施設の中で、施設所有者等から公表の同意が得られた施設です。



出典・資料: 「みんなのバリアフリー街づくり条例適合施設等」(神奈川県 地域福祉課ホームページ) により作成  
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p685280.html>) (閲覧日: 令和8(2026)年2月10日)

図5-23:神奈川県内の駅とバスのバリアフリー状況

### ● 県内鉄道駅舎のバリアフリー化状況 (令和7(2025)年3月31日)

総駅数: 389 駅

1日の平均利用人員が3千人以上の駅数	駅の出入口からホームまでの段差が解消済みの駅数	移動等円滑化基準に適合する障害者対応型改札口の設置駅数
324 駅	318 駅	318 駅
移動等円滑化基準に適合する障害者対応型券売機の設置駅数	移動等円滑化基準に適合する視覚障害者誘導用ブロックの設置駅数	移動等円滑化基準に適合する障害者対応型トイレの設置駅数
295 駅	140 駅	287 駅

### ● 県内鉄道のホームドア設置状況 (令和7(2025)年3月31日)

県内鉄道駅 / ホームドア設置状況	利用者数10万人以上の駅 / ホームドア設置状況
389 駅/103 駅	44 駅/28 駅

出典・資料: 「県内の鉄道駅のバリアフリー化の状況」(神奈川県 交通政策課ホームページ) により作成  
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/f7144/p26127.html>) (閲覧日: 令和7(2025)年12月2日)

### ● 県内の「人にやさしいバス」の導入状況 (令和2(2020)年3月時点)

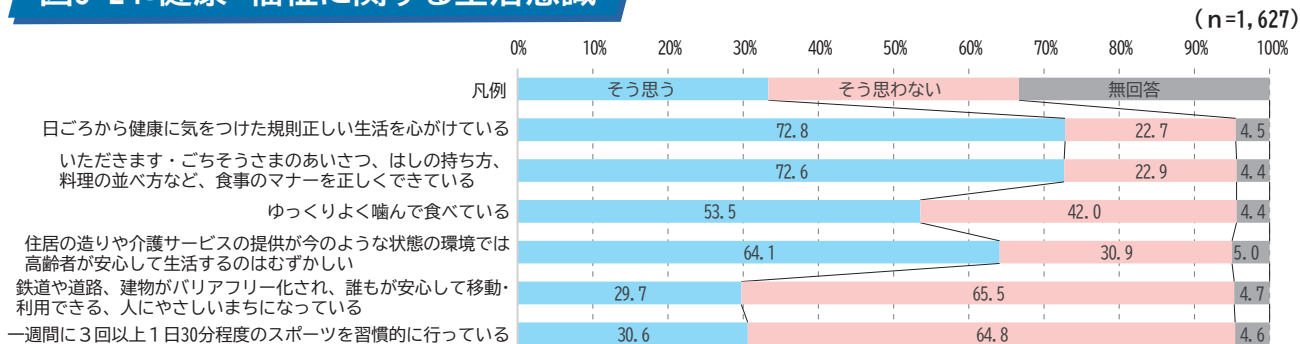
総車両数: 5,495 両

リフト付きバス	スロープ付きワンステップバス	スロープ付きノンステップバス
38 両	1,422 両	3,614 両

出典・資料: かながわ交通計画 (令和4年3月改定) (神奈川県 交通企画課) により作成

## 3 健康・福祉について

図5-24:健康・福祉に関する生活意識



出典・資料: 令和7年度県民ニーズ調査結果(基本調査) (神奈川県 情報公開広聴課) により作成

## 5 高齢者の暮らし

要支援・要介護認定(介護保険第1号被保険者認定)を受けていない高齢者は、高齢者全体の約8割になっています。(図5-25:介護保険第1号被保険者数の内訳)

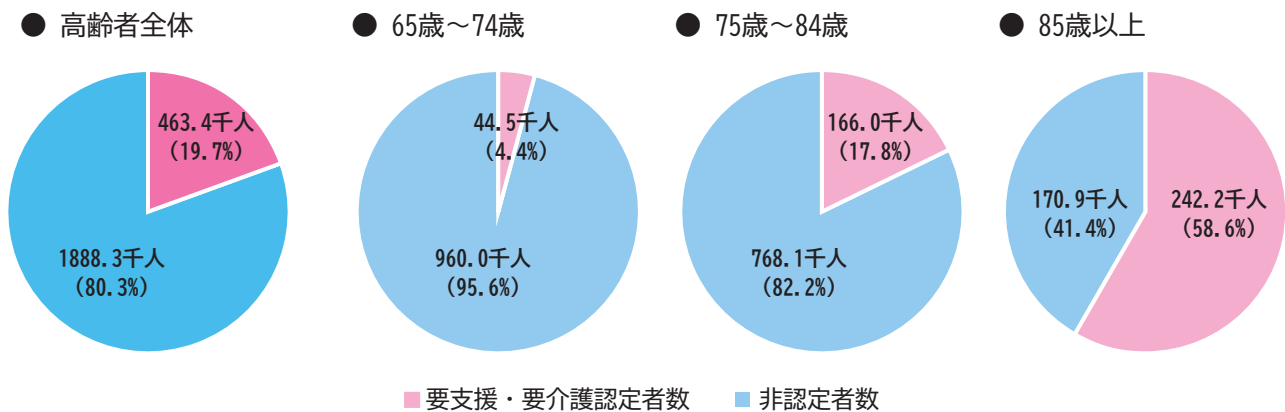
また、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示す「健康寿命」について、令和5(2023)年の状況を見ると、神奈川県では男性が73.28歳(全国平均72.57歳)で全国第5位、女性は74.71歳(全国平均74.45歳)で全国45位となっています。(図5-26:健康寿命と平均寿命(健康寿命と平均寿命の状況))

神奈川県における外出率の推移を年齢層別にみると、65歳～84歳の外出率は、平成10(1998)年から平成20(2008)年にかけて10%以上大きく増加しました。しかし、平成30(2018)年は、平成20(2008)年と比べると、減少に転じています。(図5-27:神奈川県の年齢別の外出率の推移、図5-28:神奈川県の1人1日あたりトリップ数の推移)

一方、高齢者の交通流動は、平成20(2008)年と平成30(2018)年を比べると約1割増加しています。(図5-29:高齢者の交通流動の変化)

### 1 元気な高齢者

図5-25:介護保険第1号被保険者数の内訳 (令和5(2023)年度末現在)

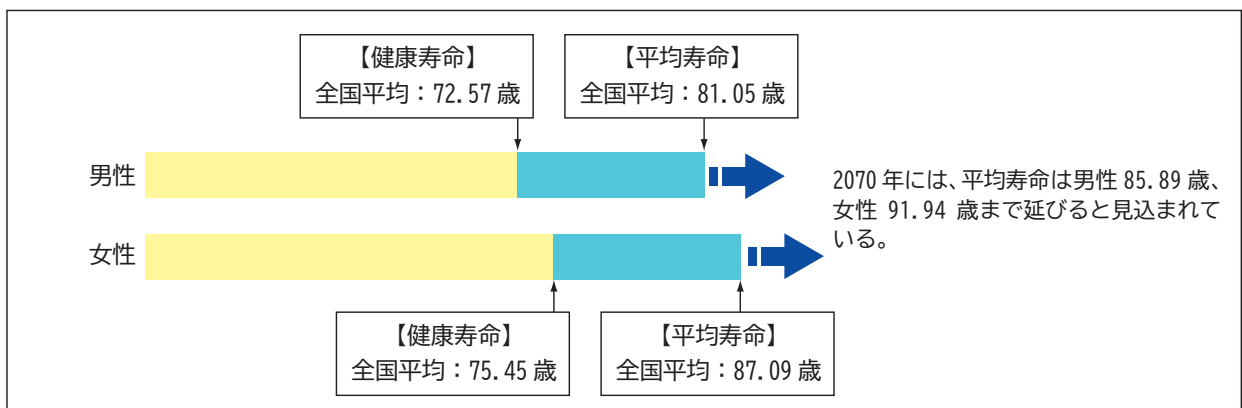


出典・資料:介護保険事業状況報告令和5年度(厚生労働省老健局介護保険計画課)により作成

図5-26:健康寿命と平均寿命(健康寿命と平均寿命の状況) (令和4(2022)年)

【本県の健康寿命】

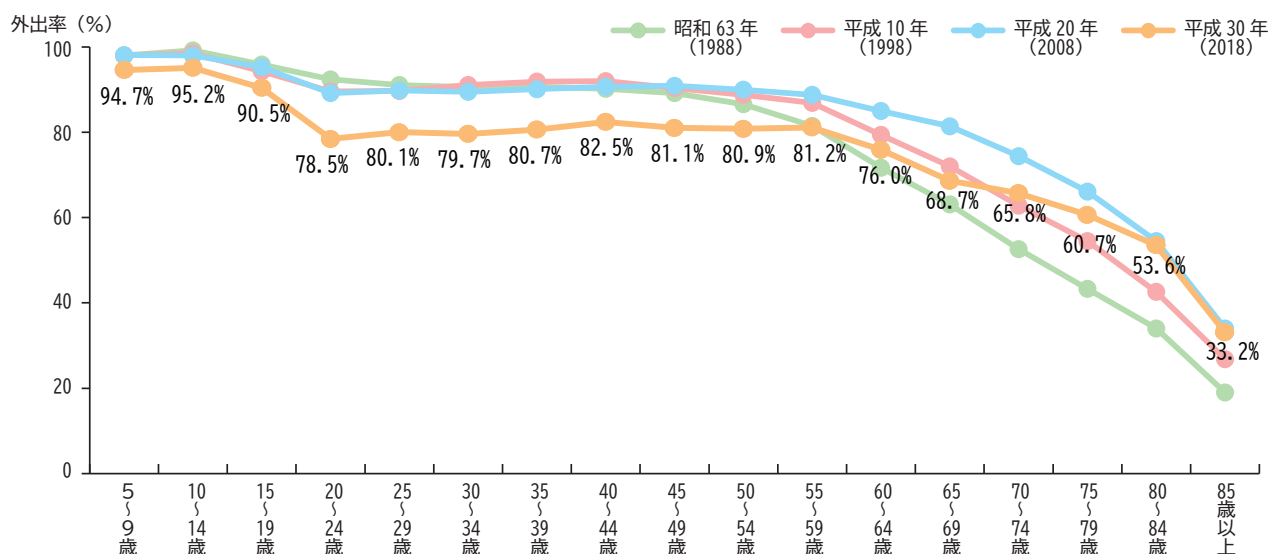
男性:73.28歳 全国5位(1位は静岡県73.75歳)  
女性:74.71歳 全国45位(1位は静岡県76.68歳)



出典・資料:【実績】健康寿命の令和4年値について(厚生労働省健康・生活衛生局健康課)  
【将来】高齢社会白書令和7年版(厚生労働省)により作成

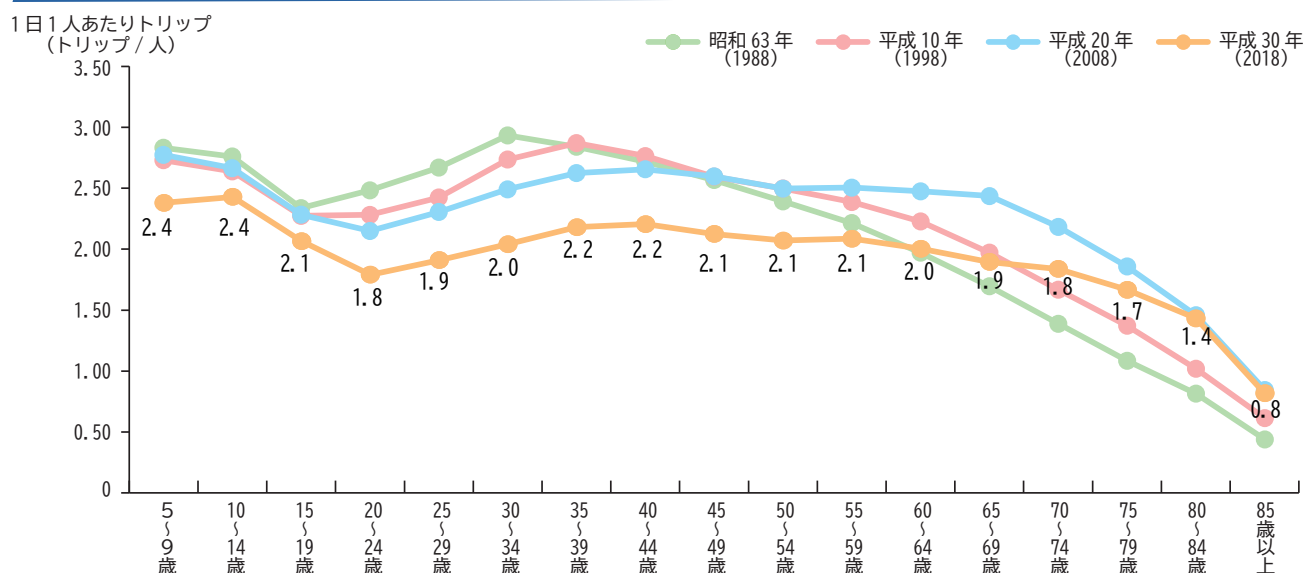
## 2 高齢者の外出状況

### 図5-27: 神奈川県の高齢者の年齢別の外出率の推移



出典・資料: 第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会)により作成

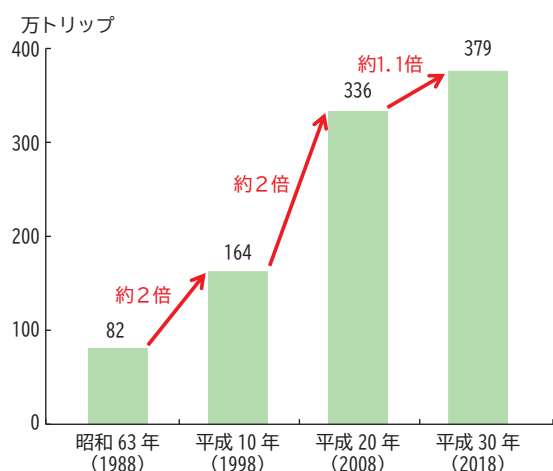
### 図5-28: 神奈川県の高齢者の1人1日あたりトリップ数の推移



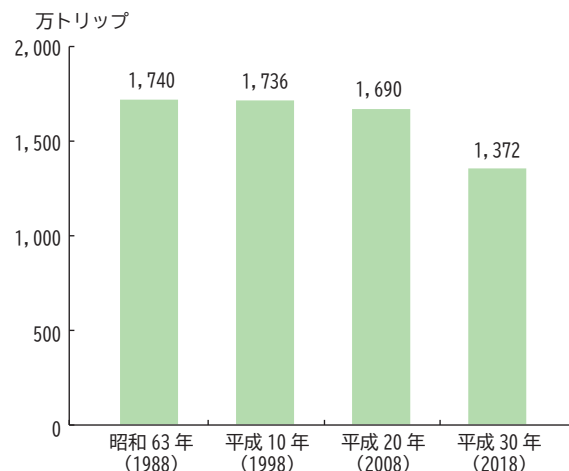
出典・資料: 第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会)により作成

### 図5-29: 高齢者の交通流動の変化

● 神奈川県の高齢者トリップ数



● 神奈川県の高齢者以外トリップ数



出典・資料: 第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会)により作成

# 6 経済・消費活動

神奈川県内の地価動向は、バブル経済崩壊以降、住宅地、商業地とも全体的に下落傾向がみられましたが、平成21(2009)年以降は概ね微増傾向で推移しています。(図5-30:地価の推移)

地域別に令和7(2025)年の地価の平均価格をみると、住宅地の価格は、横浜市中区・港北区や川崎市中原区・幸区で約40万/m<sup>2</sup>以上となっており、東京都心への交通利便性の高い地域や横浜の都心部で高くなっています。また、商業地の価格は、横浜市西区・神奈川区・中区・港北区・青葉区、川崎市川崎区・高津区・中原区及び鎌倉市で100万円/m<sup>2</sup>以上となっています。(図5-31:市区町村別の地価の平均価格)

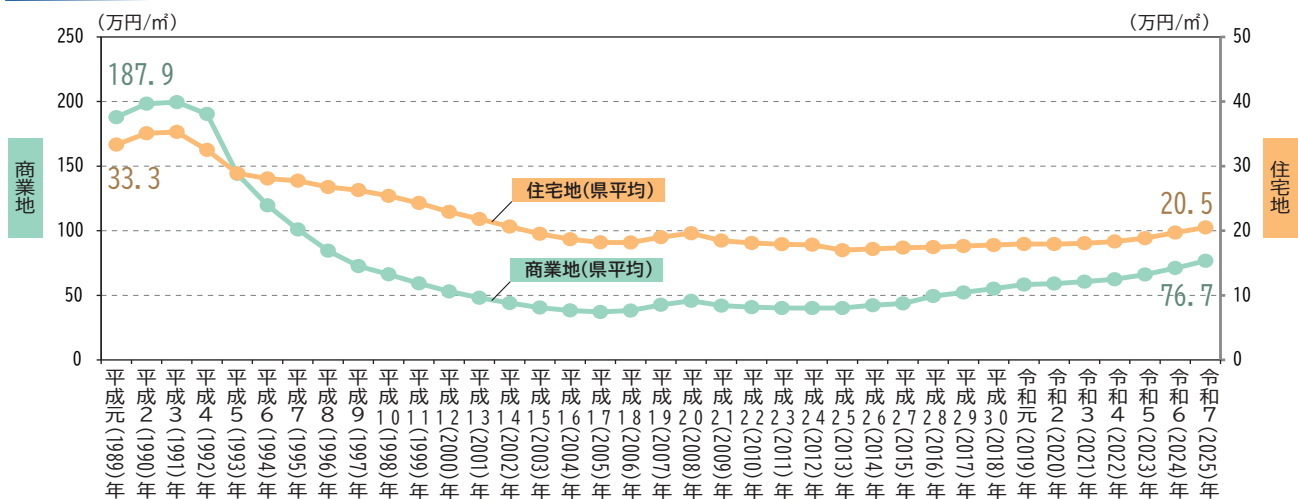
県民の経済活動の状況を表す県内総生産は、平成27(2015)年度以降、概ね微増傾向で推移しており、令和5(2023)年度の経済成長率は、全国を上回っています。(図5-32:県内総生産(名目)と経済成長率)

県民一人当たりの所得は、これまで全国平均より高い水準で推移していましたが、令和4(2022)年度には全国平均を下回り、令和5(2025)年度では一人あたり約334.9万円となっています。(図5-33:1人あたり県民所得)

一方、県内の政令3市における消費者物価指数(基準:令和2(2020)年)は、令和3(2021)年は100を下回っていましたが、令和4(2022)年以降は100を上回って推移しています。(図5-34:消費者物価指数の推移)

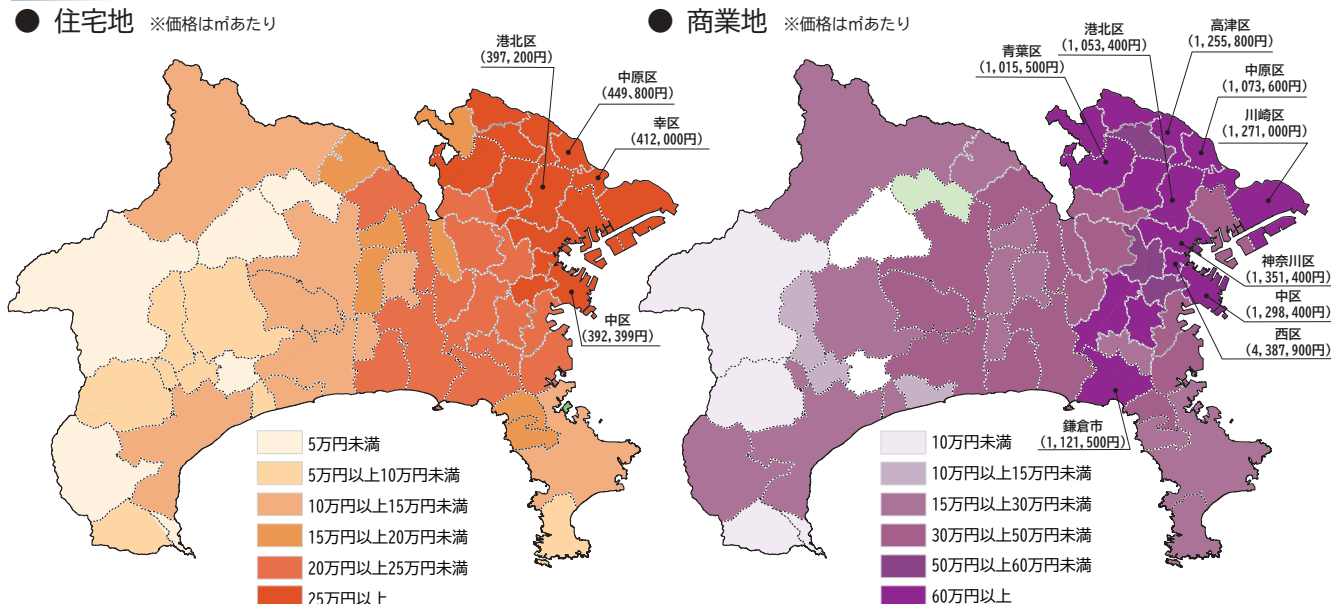
## 1 地価

図5-30:地価の推移



出典・資料:地価調査の概要(令和7年地価調査)(神奈川県 土地水資源対策課)により作成

図5-31:市区町村別の地価の平均価格 (令和7(2025)年7月1日時点)

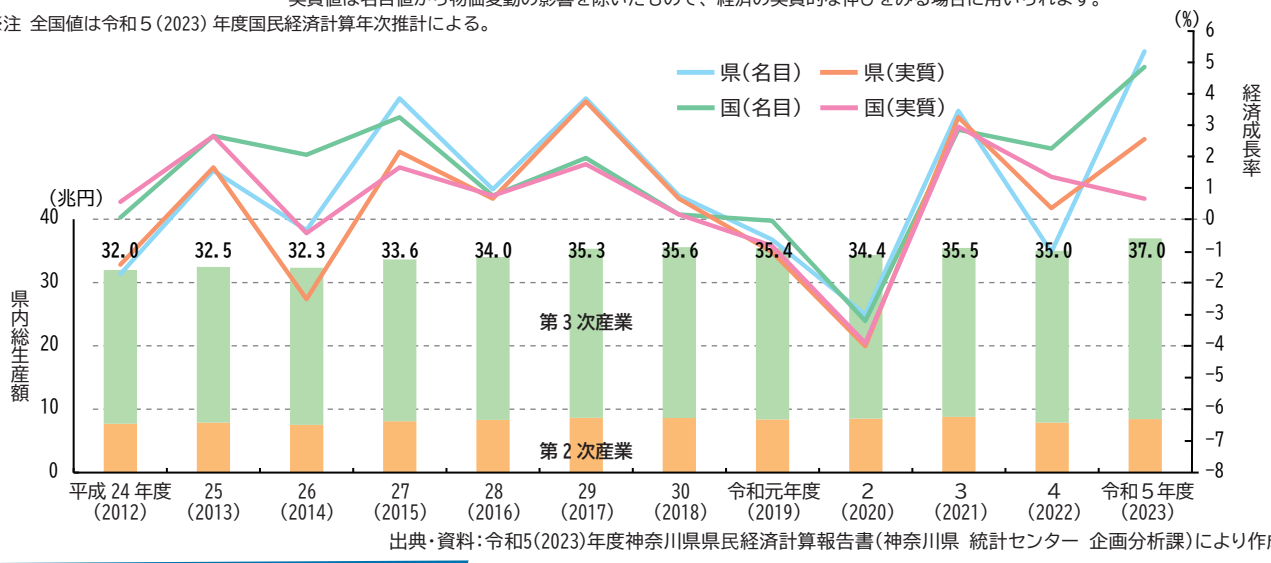


出典・資料:地価調査の概要(令和7年地価調査)(神奈川県 土地水資源対策課)により作成

## 2 経済・消費

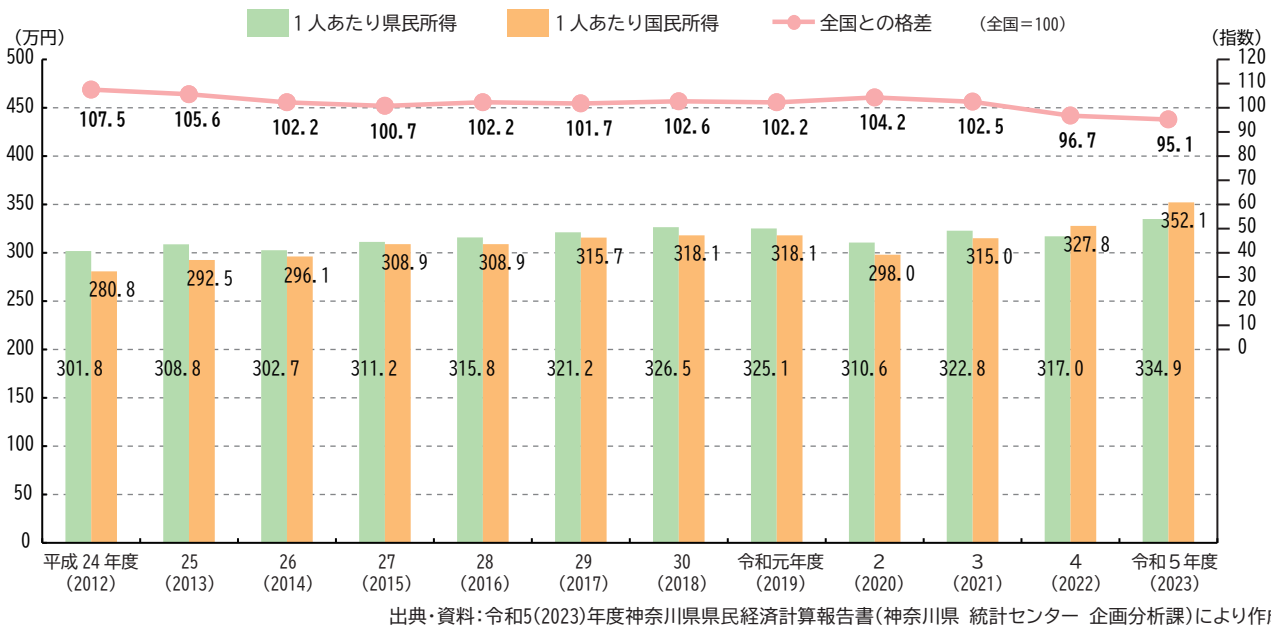
### 図5-32: 県内総生産(名目)と経済成長率

※名目経済成長率、実質経済成長率：県内総生産の名目値の対前年度増減率を名目経済成長率、実質値の対前年度増減率を実質経済成長率と呼んでいます。実質値は名目値から物価変動の影響を除いたもので、経済の実質的な伸びをみる場合に用いられます。  
 ※注 全国値は令和5(2023)年度国民経済計算年次推計による。



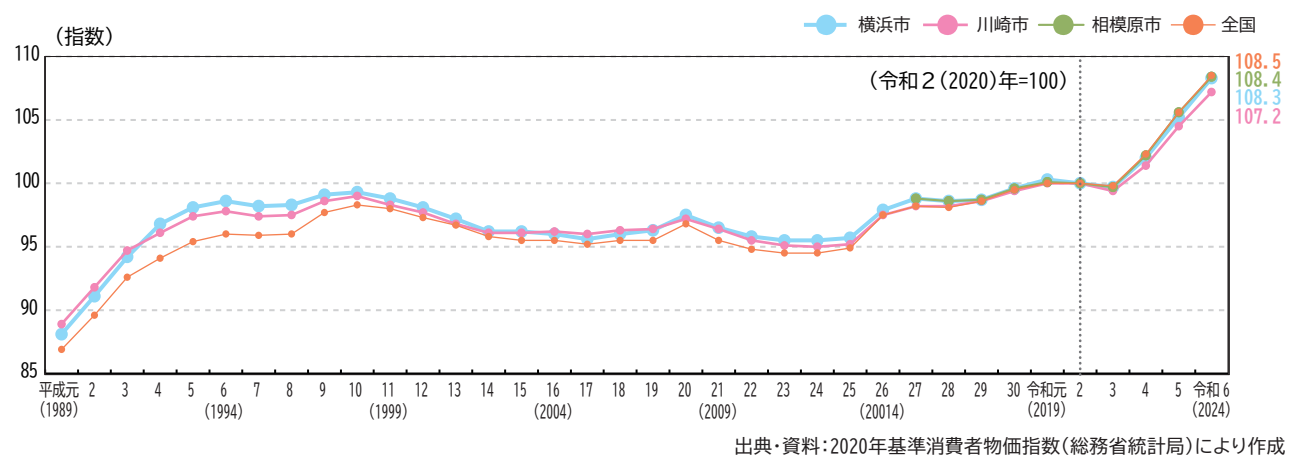
### 図5-33: 1人あたり県民所得

※注 全国値は令和5(2023)年度国民経済計算年次推計による。



### 図5-34: 消費者物価指数の推移

※消費者物価指数：消費者が生活上重要な支出の対象となる各種の商品やサービスの価格、家賃の変化を総合した平均的な物価の変動を示すための指標です。商品・サービスを約600の品目に区分して、各品目ごとの毎月の価格を調査し、家計の消費支出額に占める割合を総合的に加味し、全体の物価の変化を測定しています。消費者物価指数は、基準年の物価を100として、どれだけ物価が変化したかを表したものです。



## 神奈川県における『暮らしの今』からみる 都市づくりの課題

今後、人口減少と少子・高齢化が本格的に進行するなかで、誰もが安全・安心に、そして幸せに暮らし続けられる社会の実現が求められています。

そのため、通勤・通学はもとより、高齢者が通院や買い物をする際にも無理なく移動できるよう、最先端技術を活用した地域公共交通の充実や、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備に、引き続き取り組むことが大切です。

また、将来にわたって暮らしやすさが実感できる持続可能な生活を支えていくため、「コンパクト+ネットワーク」の考え方にに基づき、学び・文化・スポーツ、福祉・衛生に関わる施設、商業施設など、暮らしに欠かせない都市機能について、広域的な視点から、バランスの取れた配置を誘導していくことが重要です。

## 1 商業

安政6(1859)年の横浜開港を機に、明治に入ってから西洋文化の門戸として栄えた横浜を中心として、神奈川県は商業や貿易面で発展を遂げてきました。

神奈川県における昭和63(1988)年～令和3(2021)年の商業の推移をみると、年間商品販売額は平成3(1991)年の約25兆5千億円をピークにその後は減少傾向に転じ、平成26(2014)年には約16兆9千億円まで減少しましたが、平成28(2016)年には約22兆5千億円に増加し、令和3(2021)年には約22兆3千億円となっています。事業所数の推移をみると、平成3(1991)年の約9万店をピークに、その後は減少し、令和3(2021)年には約6万1千店となっています。従業者数の推移をみると、細かな増減はあるものの概ね増加傾向で推移しており、令和3(2021)年は約66万3千人となっています。(図6-1: 神奈川県の商業の推移)

暮らしに身近な商店街の推移をみると、平成24(2012)年度は1,111商店街がありましたが、年々減少し、平成30(2018)年度には1千商店街を下回り、令和5(2023)年度には933商店街となっています。(図6-2: 神奈川県の商店街数の推移)

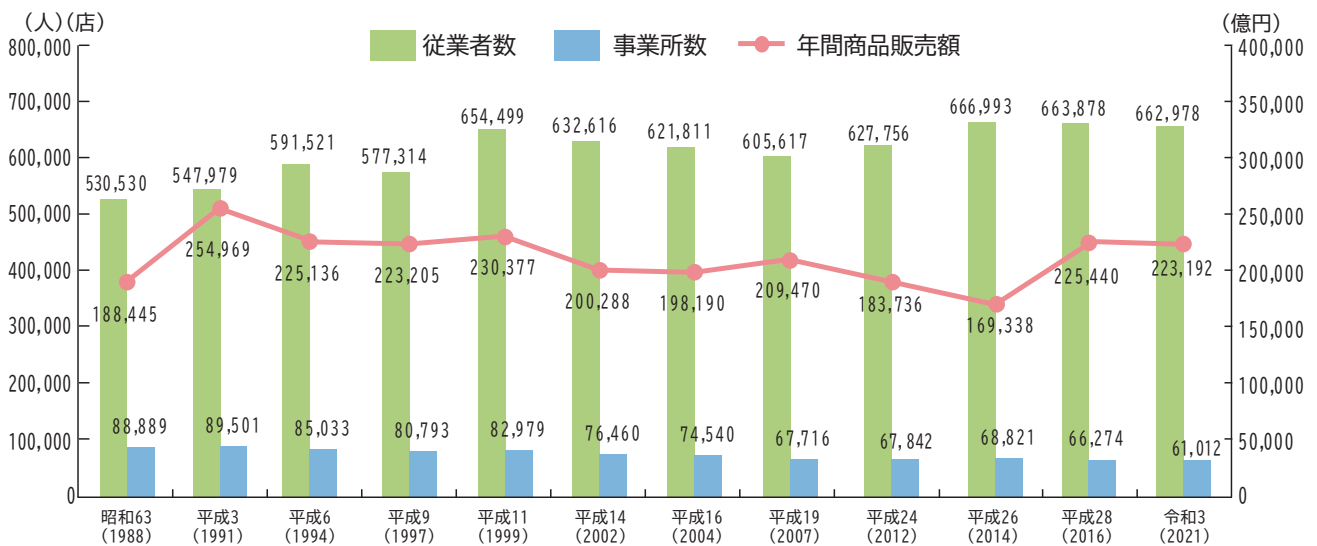
東京圏に占める割合をみると、商店数、販売額ともに神奈川県は東京都に次いで2番目で、商店数、小売業年間商品販売額ともに約2割となっています。(図6-3: 東京圏の商業の変化)

また、商業力の指標である商業販売力係数の変化をみると、東京圏の商業力は上昇がみられますが、神奈川県は平成23(2011)年に比べると、令和2(2020)年では0.03ポイント低下し、0.84ポイントとなっており、東京圏全体の商業販売力係数を下回っています。(図6-4: 東京圏における商業力(商業販売力係数)の変化)

同様に、神奈川県内における市区町村別の商業力をみると、三浦市、海老名市、座間市、大井町で0.2ポイント以上の上昇となっており、商業的な魅力や購買の集積度が高まっています。その一方で、半数以上の市区町村においては、商業力(商業販売力係数)が低下しています。(図6-5: 神奈川県における商業力の変化)

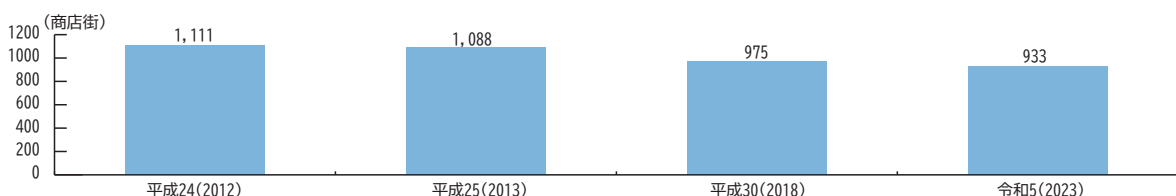
### 1 神奈川県の商業、商店街の推移

図6-1: 神奈川県の商業の推移



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図6-2: 神奈川県の商店街数の推移

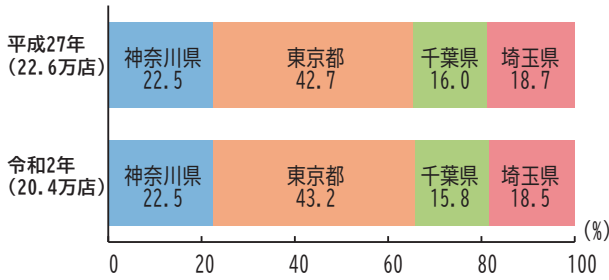


出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

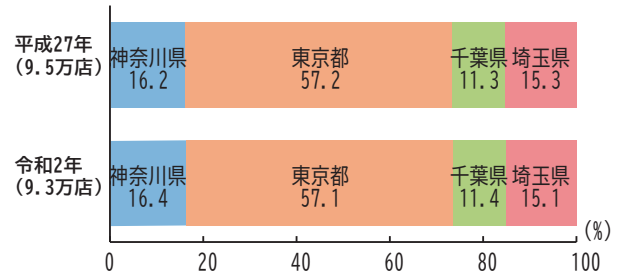
## 2 東京圏における事業所数、年間商品販売額の割合

図6-3:東京圏の商業の変化

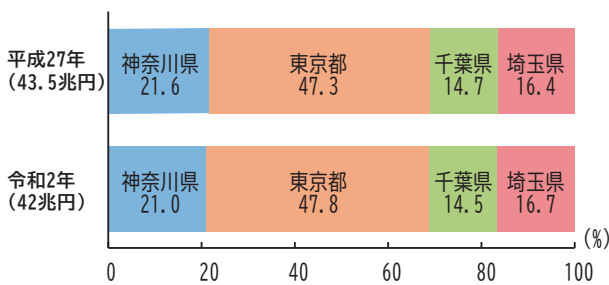
### ● 事業所数(小売業)



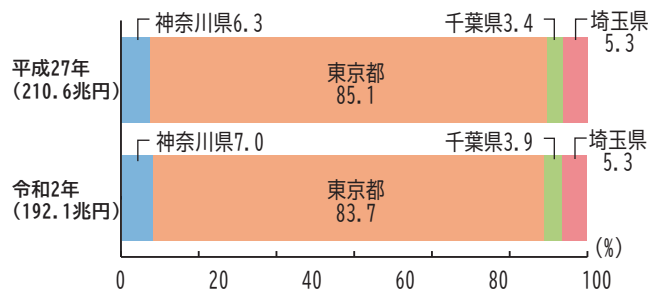
### ● 事業所数(卸売業)



### ● 年間商品販売額(小売業)



### ● 年間商品販売額(卸売業)



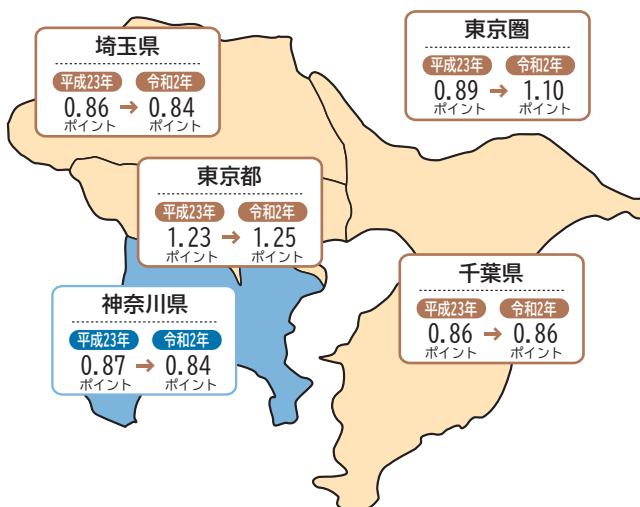
出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

## 3 商業力(商業販売力係数\*)の変化

\*商業販売力係数 = 都県あるいは各市区町村の人口一人当たりの小売業の年間商品販売額  
東京圏の人口一人当たりの小売業の年間商品販売額

図6-4:東京圏における商業力  
(商業販売力係数)の変化

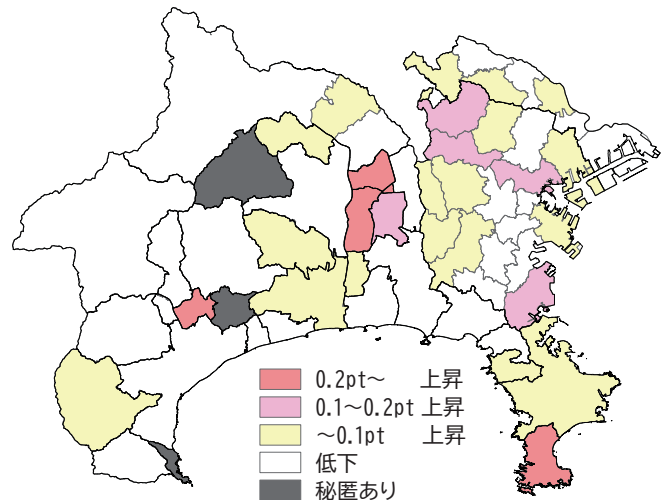
平成23(2011)年~令和2(2020)年



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図6-5:神奈川県における商業力  
(商業販売力係数)の変化

平成23(2011)年~令和2(2020)年

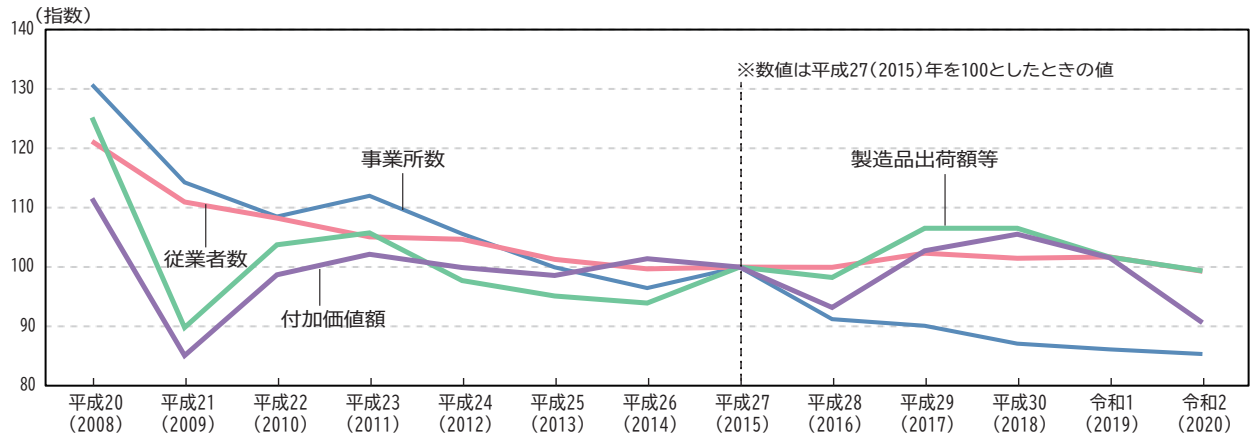


出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成



## 2 県内の工業の動向

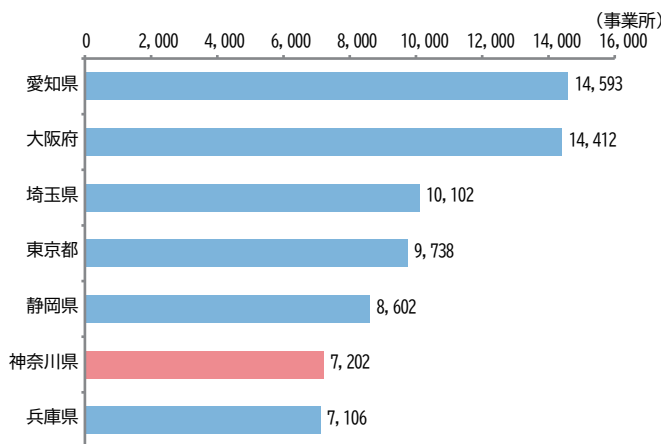
図6-7:県内の工業の動向



出典・資料: 経済構造実態調査、令和3年経済センサス-活動調査(総務省統計局)により作成

## 3 全国事業所数 (従業者数4人以上の事業所)

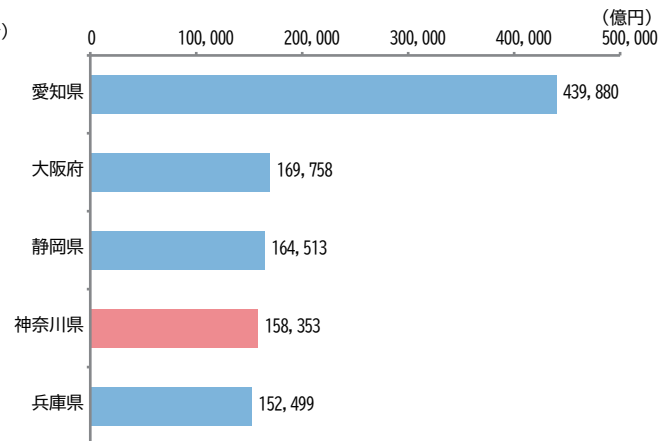
図6-8:全国事業所数 (令和3(2021)年)  
(上位7都道府県)



出典・資料: 経済構造実態調査、令和3年経済センサス-活動調査(総務省統計局)により作成

## 4 製造品出荷額等 (従業員4人以上の事業所)

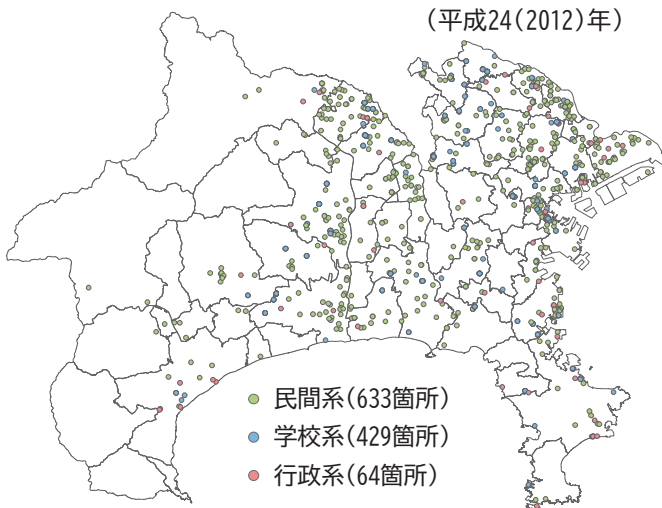
図6-9:製造品出荷額等 (令和3(2021)年)  
(上位5都道府県)



出典・資料: 経済構造実態調査、令和3年経済センサス-活動調査(総務省統計局)により作成

## 5 研究所の立地分布

図6-10:神奈川県の研究所の立地分布 (平成24(2012)年)



出典・資料: 『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課により作成

## 6 さがみロボット産業特区の取組

図6-11:さがみロボット産業特区の取組



出典・資料: 「さがみロボット産業特区」(神奈川県 産業振興課)により作成

### 3 農林業

神奈川県は農業産出額の推移をみると、平成2(1990)年をピークに減少に転じていますが、令和2年(2020)年から微増し、令和5(2023)年には686億円となっています。その約半数を野菜が占め、次いで果実、鶏卵、豚、花きと続いています。(図6-12:農業産出額の推移、図6-13:農業産出額の内訳〔神奈川県、全国〕)

各地域では地域の特色を生かした農林水産物があり、「地産地消」が注目され、県内の野菜の流通の約37%が直売で扱われています。(図6-14:地域の特色を活かした農林水産物、図6-15:県内野菜の流通実態)

農地や森林は、緑やオープンスペースを提供する貴重な資源であるとともに、水源の保全や防災の観点からも重要な役割を果たしています。しかし、これらの農地を支える農業従事者の現状をみると、高齢化が深刻に進んでおり、男女とも65歳以上の従事者が約6割を占めています。(図6-16:農業従事者数の推移、図6-17:農業従事者の半数が高齢者)

さらに、後継者不足などによる農業従事者の減少は、今後の耕作放棄地の増加につながる可能性が高く、地域の農地の維持管理にも影響が及ぶことが懸念されます。(図6-18:耕地面積の推移、図6-19:耕作放棄地の推移)

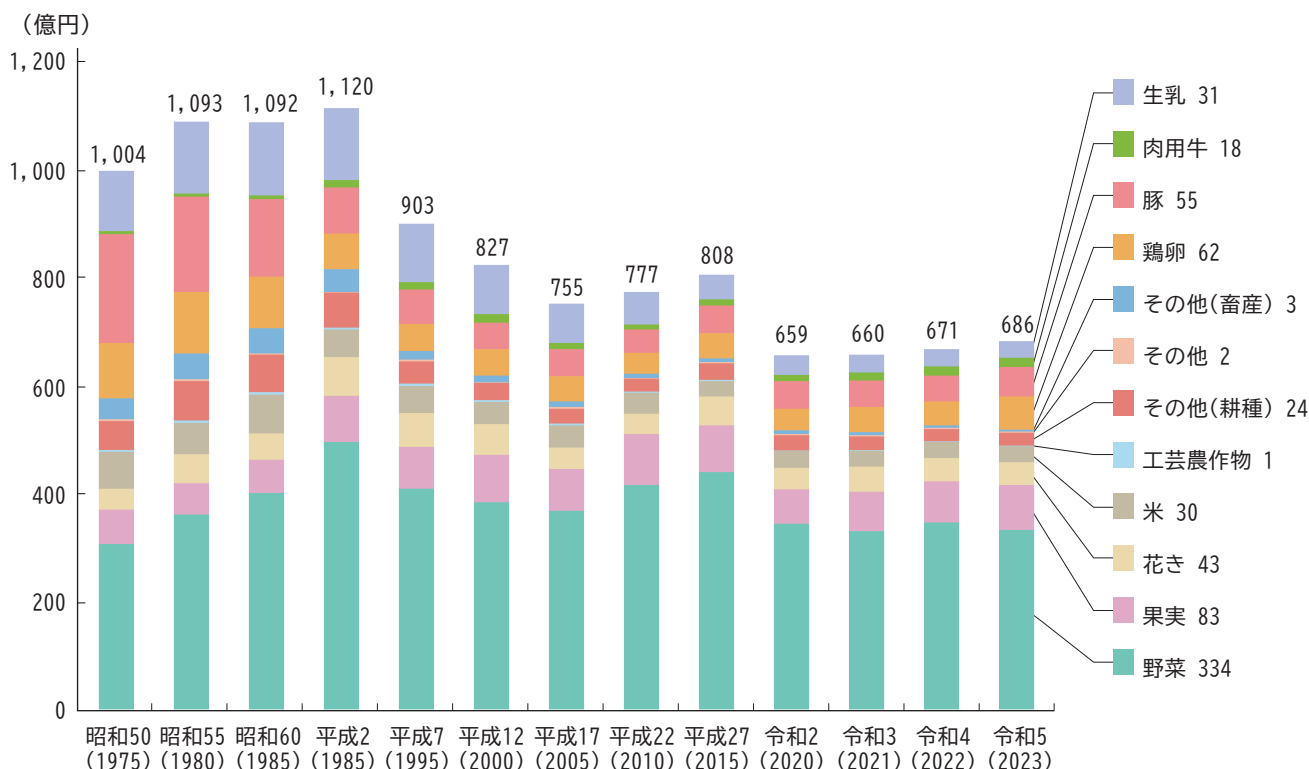
目的別の農地転用面積の推移をみると、農地面積は都市化の進行により急激に減少していましたが、近年では、全体としてゆるやかな減少傾向で推移しています。目的別の内訳をみると、住宅用地への転用が全体の約半数を占めていますが、平成27(2015)年以降は、その他(駐車場など)への転用割合が増加しています。(図6-20:目的別農地転用面積の推移)

本県の森林面積は、県土の約4割の94,400haです。戦中から戦後にかけての大量の森林伐採により裸地状態であった山々は、その後、スギ・ヒノキの植林が進められ、緑が回復しました。森林資源のうち、スギ・ヒノキ人工林は、36年生以上の森林が96%を占め、資源の成熟化が進んでいます。なお、これらの人工林は、間伐や枝打ちなどの保育が必要です。(図6-21:森林の状況、図6-22:保育している森林と造林の面積)

県産木材は、柱などの建築用材のほか、土木用資材やバイオマス発電用チップなどとして、県内外で流通、消費されています。また、素材(丸太)のほかに、健康食品としても注目されるしいたげなどのきのこ類や、たけのこ、竹材、木炭などの特用林産物も精算されています。(図6-23:主な特用林産物生産量の推移)

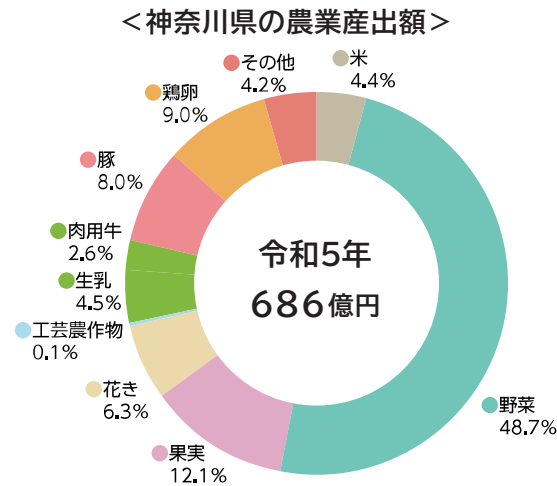
#### 1 農業産出額

図6-12:農業産出額の推移



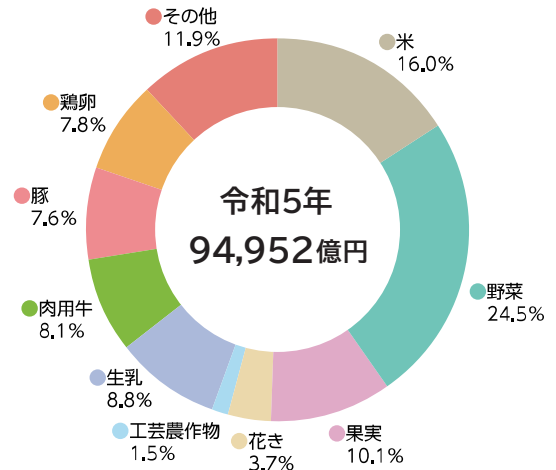
出典・資料:わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

図6-13:農業産出額の内訳



※ 工業農作物…茶、なたね、こんにゃくなど 収穫後、加工して用いる作物  
 ※ 表示単位未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

＜全国の農業産出額＞



出典・資料:生産農業取得統計(農林水産省)により作成

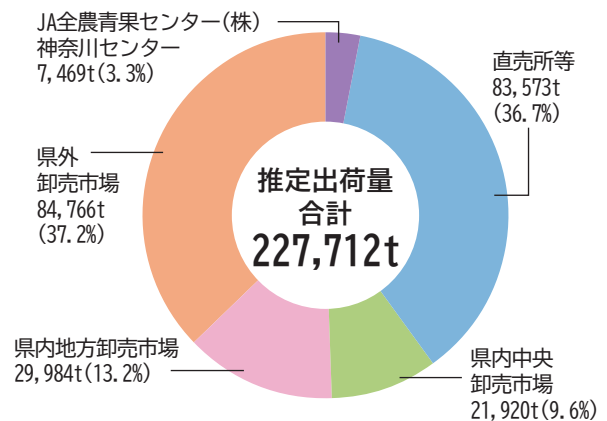
2 地域の特徴を活かした農林水産物

図6-14:県内農林水産物



出典・資料:わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)

図6-15:県内野菜の流通実態

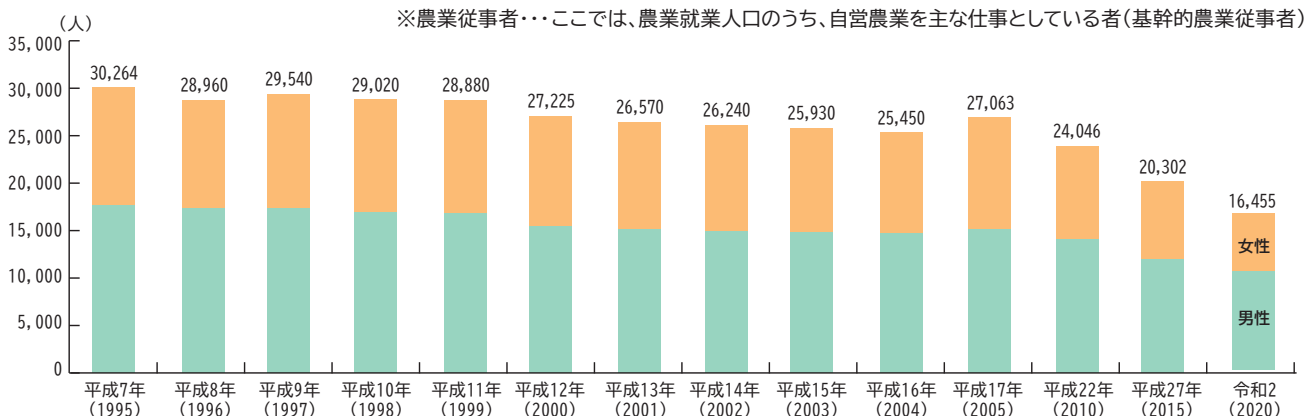


※かんしょ、ばれいしょを含む。  
 ※直売等には一部県外向けを含む。  
 ※県外卸売市場には一部果実や加工品を含む。  
 ※指定出荷量は令和4年農林水産省の作況調査(野菜)等より推計。

出典・資料:わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

3 農業従事者の実態

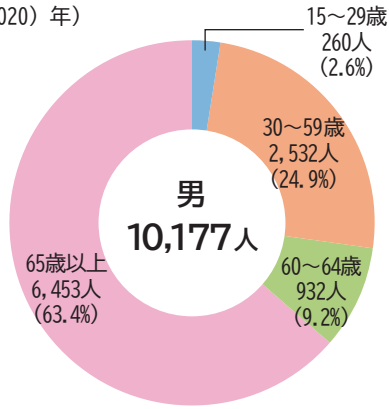
図6-16:農業従事者数の推移



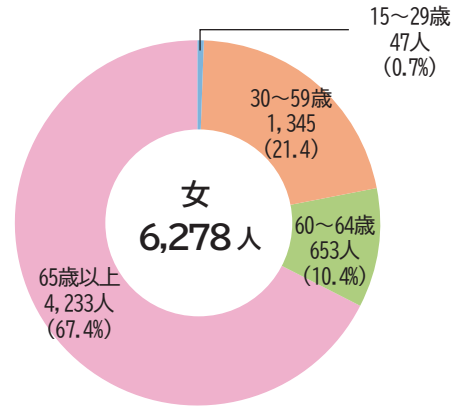
出典・資料:わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

### 図6-17:農業従事者の年齢別割合

(令和2(2020)年)



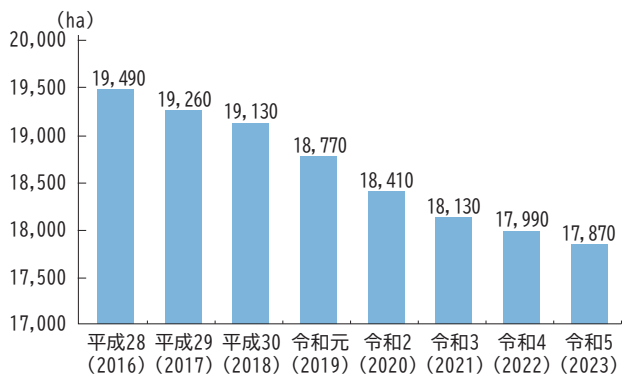
※基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、農業を主な仕事としている人



出典・資料:わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

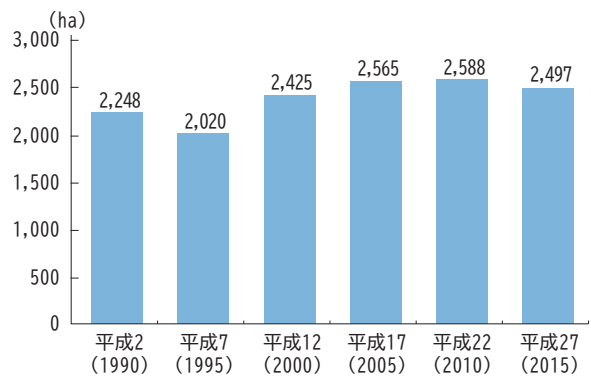
## 4 耕地面積・耕作放棄地の状況

### 図6-18:耕地面積の推移



出典・資料:県勢要覧2024(令和6年度版)(神奈川県 統計センター 統計管理課)により作成

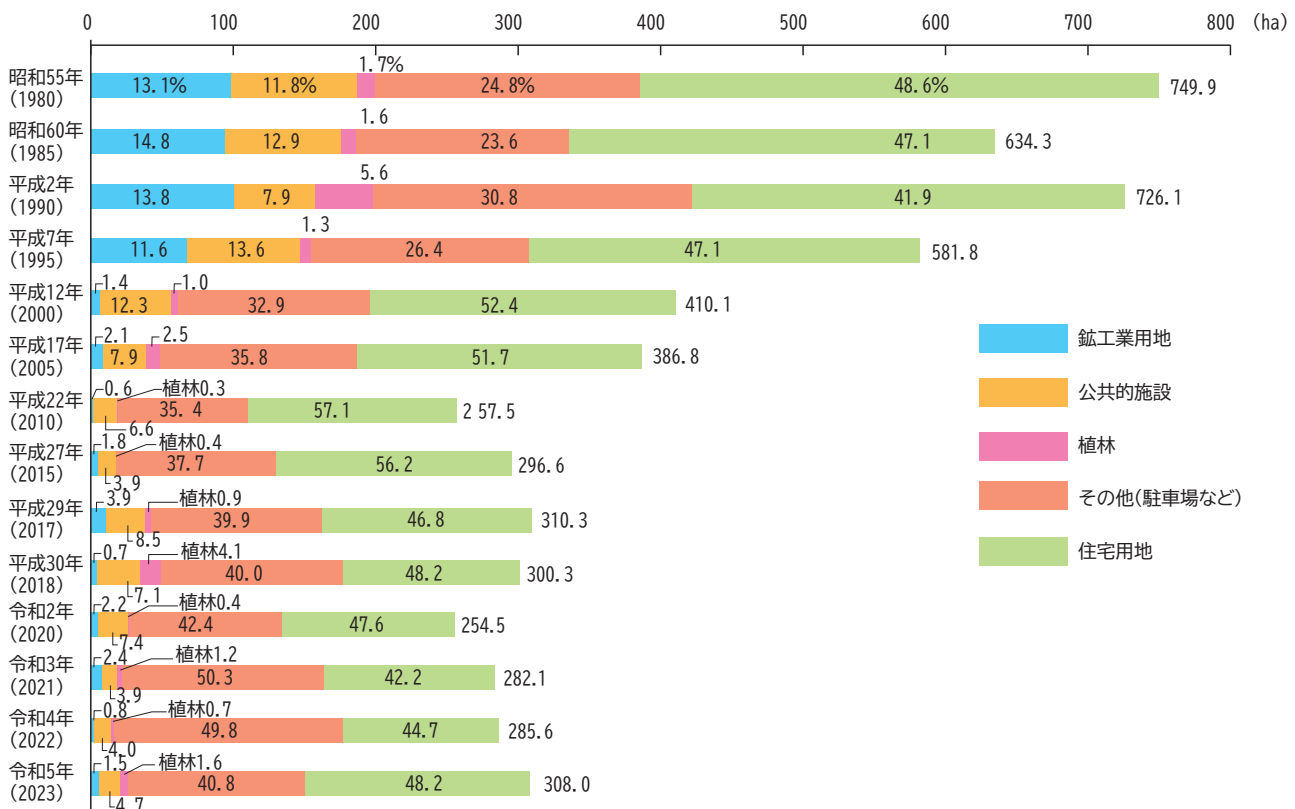
### 図6-19:耕作放棄地の推移



出典・資料:農林業センサス(農林水産省)により作成

## 5 目的別農地転用面積の推移

### 図6-20:目的別農地転用面積の推移



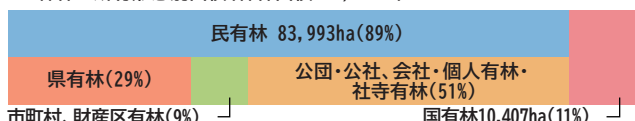
出典・資料:わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

## 6 森林の状況

図6-21:森林の状況

(令和6(2024)年4月)

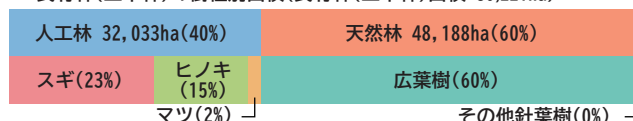
● 森林の所有形態別面積(森林面積 94,400ha)



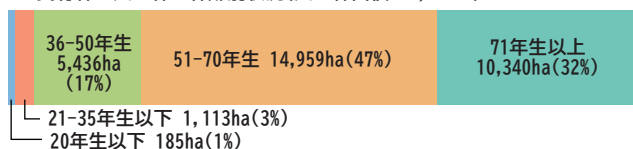
● 私有林の林相別面積(私有林面積 83,993ha)



● 私有林(立木林)の樹種別面積(私有林(立木林)面積 80,221ha)



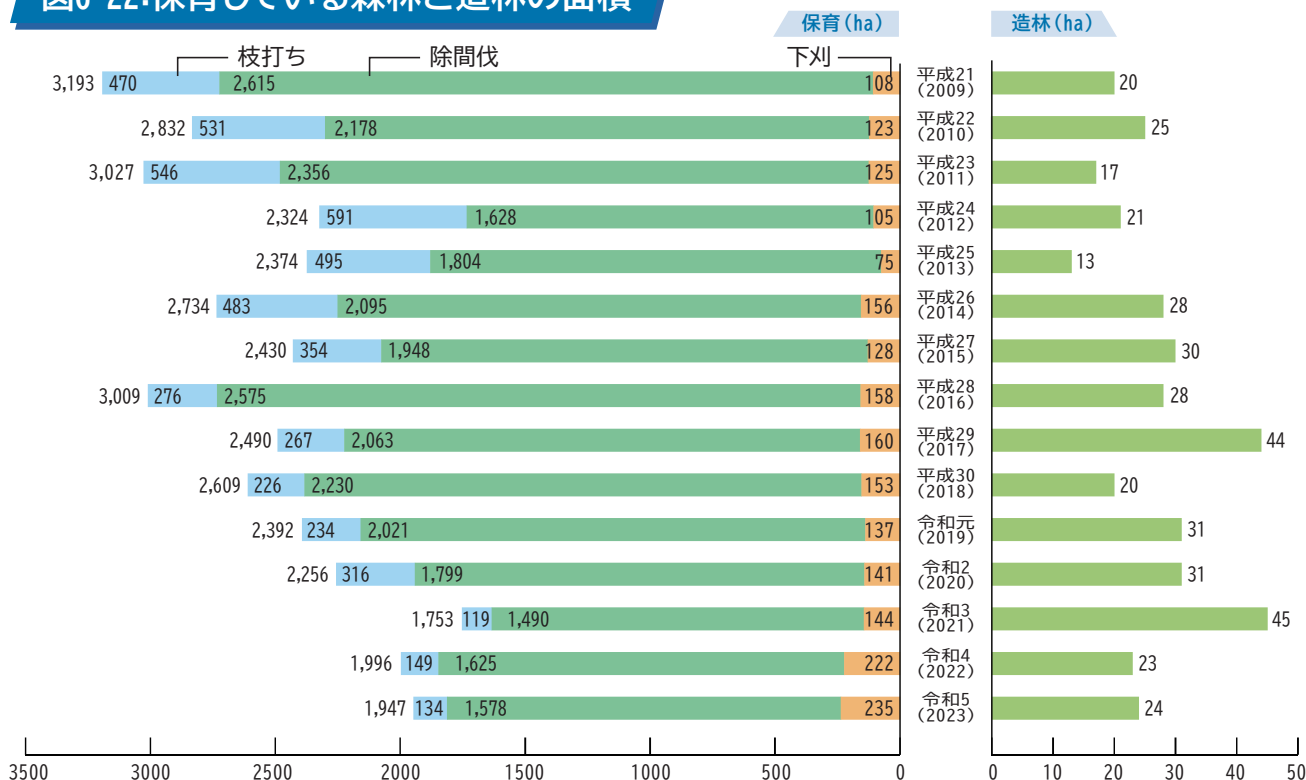
● 私有林の人工林の林齢別状況(人工林面積 32,033ha)



出典・資料:わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

## 7 森林の保育(手入れ)

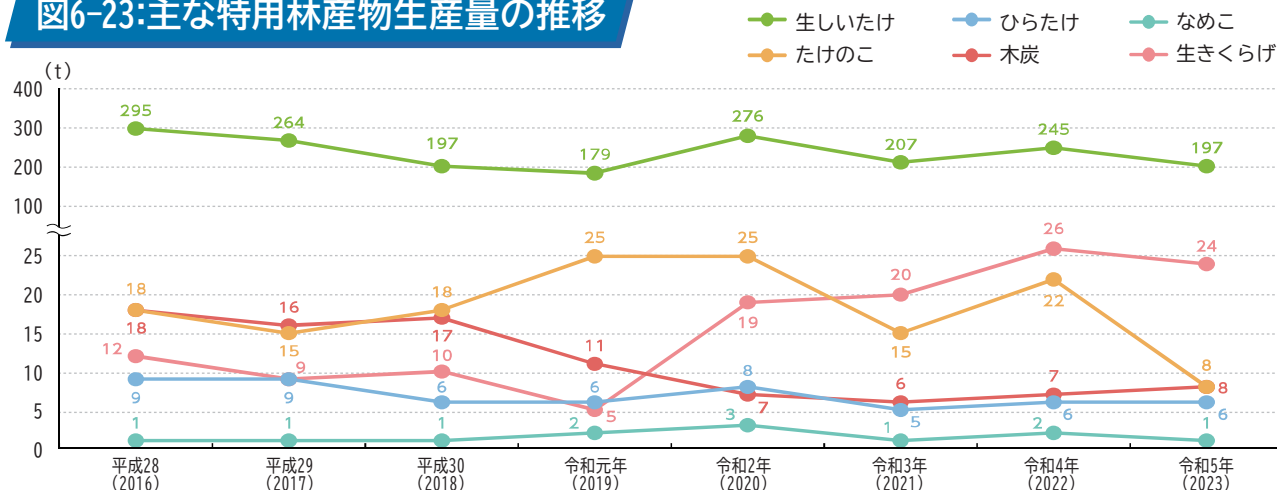
図6-22:保育している森林と造林の面積



出典・資料:わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

## 8 主要な特用林産物生産量の推移

図6-23:主な特用林産物生産量の推移



出典・資料:わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業(令和7年度版)(神奈川県 環境農政局 総務室)により作成

## 4 水産業

神奈川県では、まぐろはえ縄などの遠洋漁業、定置網、まき網、刺網などの沿岸漁業、はえ縄や釣りにより底魚を漁獲する沖合漁業など様々な漁業が行われています。中でも、三浦半島地域には、第三種漁港のうち「水産業の振興上特に重要」である特定第三種漁港に指定された三崎漁港などがあります。県内には規模、機能の異なる多数の漁港が整備されており、第一種漁港から特定第三種漁港まで大小26の漁港があります。

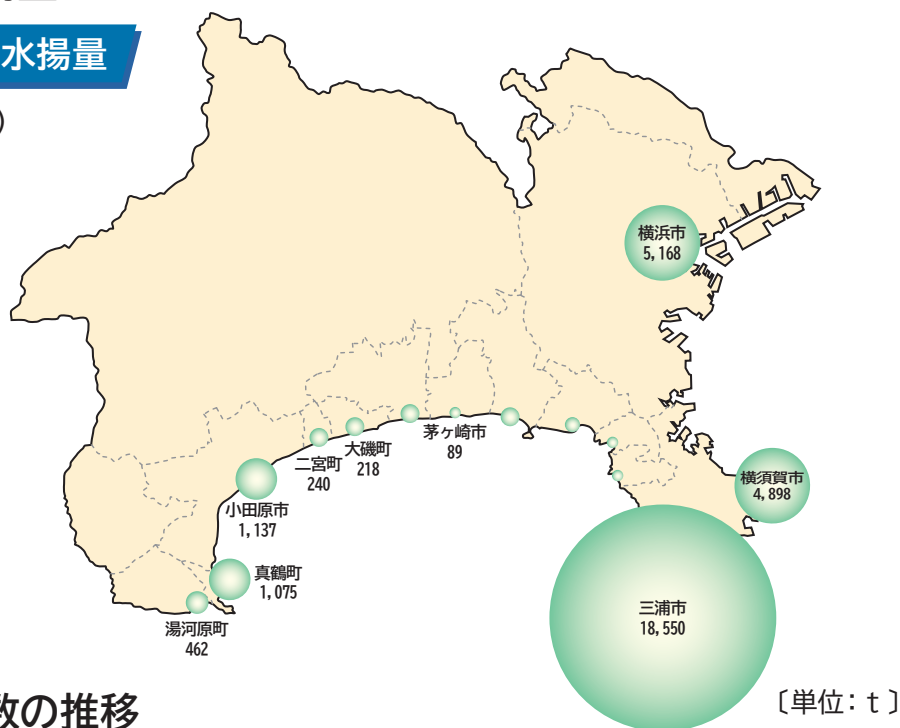
市町村別の水揚量では、三浦市が約1万9千トンで第一位、次いで横浜市、横須賀市、小田原市、真鶴町が多くなっています。(図6-24:市町村別水揚量)

漁業就業者数は減少傾向が続いており、令和5(2023)年には1,392人となり、昭和50(1975)年の5,300人から約3,900人(約74%)減となっています。(図6-25:漁業就業者数の推移)

### 1 市町村別水揚量

図6-24:市町村別水揚量

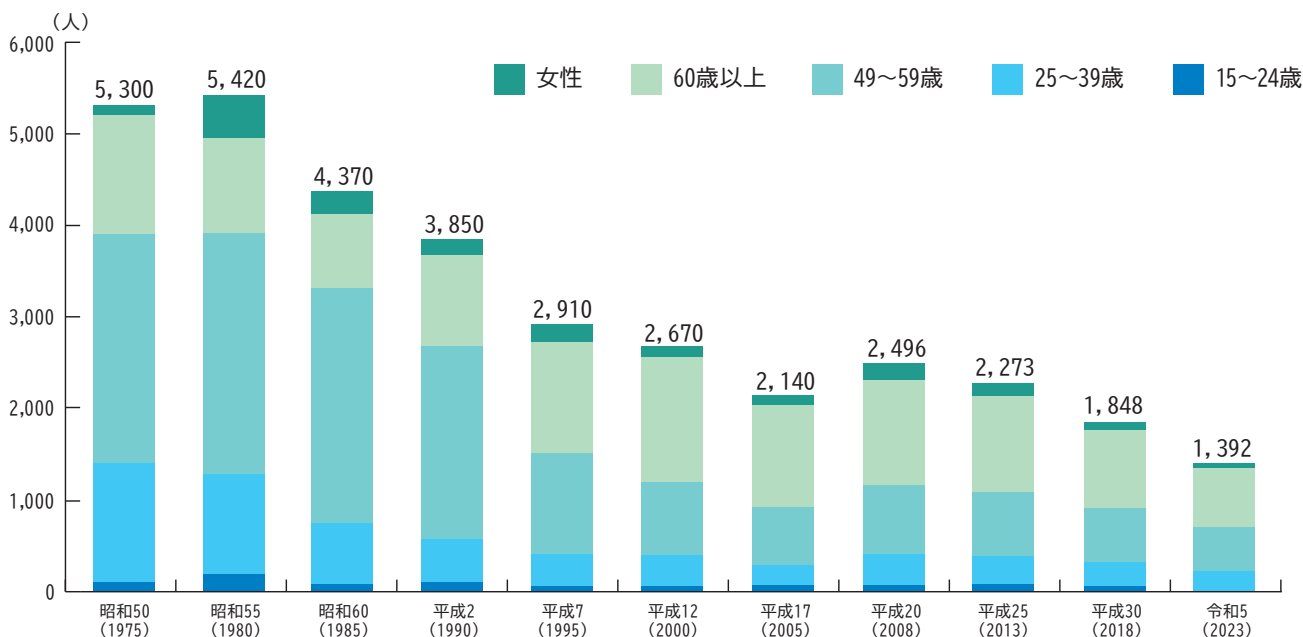
(平成30(2018)年)



出典・資料:海面漁業生産統計調査(農林水産省)により作成

### 2 漁業就業者数の推移

図6-25:漁業就業者数の推移



出典・資料:2023年漁業センサス(農林水産省)により作成

## 5 観光産業

神奈川県には、国内のみならず海外からも多くの観光客が訪れており、観光産業に支えられているまちもたくさんあります。近代日本の幕開けの地となった横浜、歴史と文化の香りあふれる鎌倉や城下町・小田原、日本を代表する温泉地の箱根・湯河原、そして、丹沢・大山の緑豊かな山並みと三浦半島から湘南海岸、真鶴半島に至る美しい海岸線など豊かな自然があります。

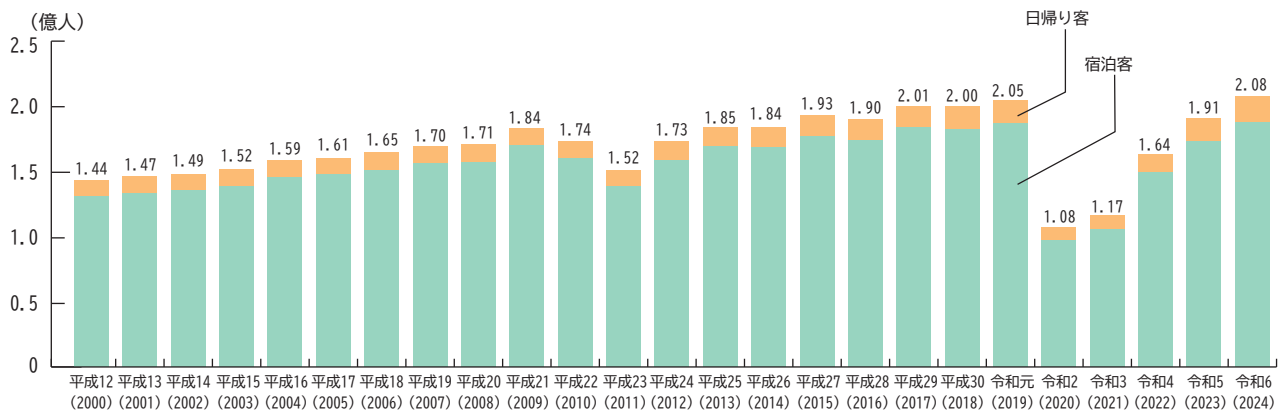
神奈川県内の入込観光客数は、平成12(2000)年以降、令和元(2019)年までは増加傾向で推移していました。しかし、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、前年の半数近くまで減少しました。その後は、回復が進み、令和6(2024)年には年間の入込観光客数が2億人を超え、新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻りました。(図6-26:県内の入込観光客数の推移)

近年、アジア諸国の経済発展を背景に、国は東南アジア諸国を中心としたビザ要件の緩和や免税制度の拡充を進めてきました。加えて、LCC(格安航空会社)の新規就航や大型クルーズ船の寄港増加などにより、特にインバウンド(外国人観光客の誘致)を取り巻く環境は大きく変化しました。その結果、訪日外国人は、平成25(2013)年に1,000万人、平成28(2016)年に2,000万人、平成30(2018)年に3,000万人を突破し、令和6(2024)年には3,687万人に達しました。これは、10年前の平成26(2014)年と比較すると約3倍に相当します。(図6-27:訪日外国人の推移[全国])

また、神奈川県への訪日外国人も、令和6(2024)年には約325万人に達しており、増加傾向となっています。(図6-28:神奈川県への訪日外国人と訪問率の推移[全目的]、図6-29:市町村別入込観光客数)

## 1 県内の入込観光客数の推移

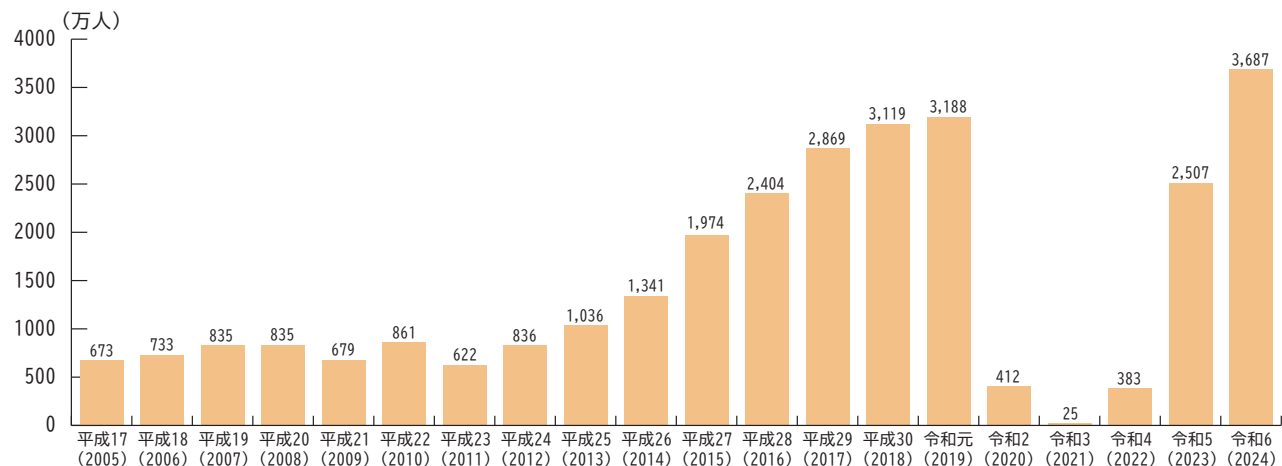
図6-26:県内の入込観光客数の推移



出典・資料:令和6年神奈川県入込観光客調査報告書(神奈川県観光振興対策協議会)により作成

## 2 訪日外国人の推移

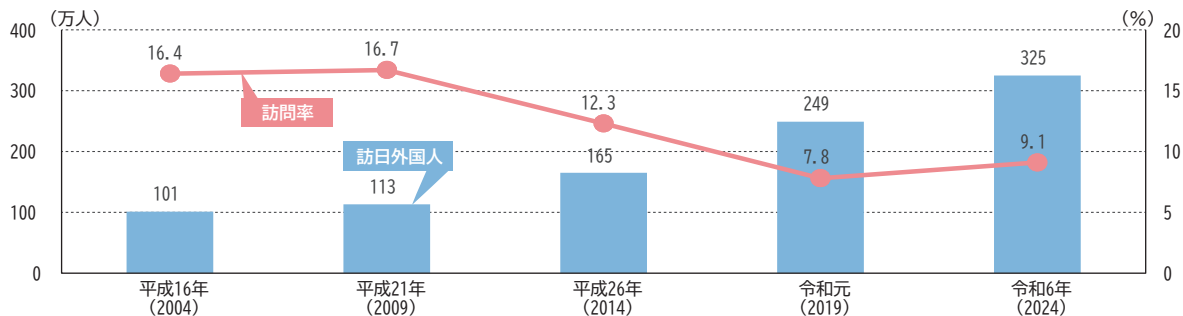
図6-27:訪日外国人の推移[全国]



出典・資料:令和6年神奈川県入込観光客調査報告書(神奈川県観光振興対策協議会)により作成

### 3 神奈川県を訪日外国人の推移

図6-28:神奈川県への訪日外国人と訪問率の推移[全目的]



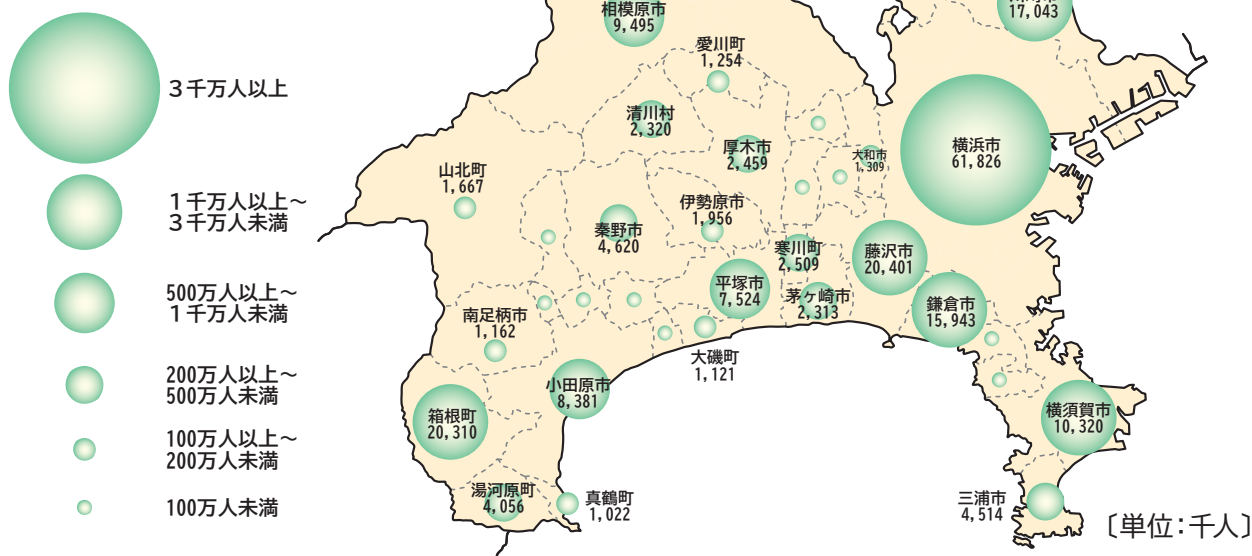
※訪問率：国が、国内の主要な空港・海港から出国する訪日外国人からサンプル調査で聞き取った日本旅行中に当該地を訪問した割合

出典・資料：[平成16年～令和元年]図説 かながわのまち解体新書2021年(神奈川県 都市計画課)  
[令和6年]インバウンド消費動向調査(旧訪日外国人消費動向調査)(観光庁)により作成

### 4 市町村別入込観客数

図6-29:市町村別入込観客数

(令和6(2024)年)



出典・資料：令和6年神奈川県入込観光客調査報告書(神奈川県観光振興対策協議会)により作成

## 神奈川県における『産業の状況』からみる 都市づくりの課題

商業の状況を見ると、都市部(横浜市、川崎市など)における経済力の比重が大きく、市区町村間での商業力格差が拡大しています。また、商店街の減少など、地域拠点の生活利便機能の衰退に伴う、地域内の購買力の低下(県外への流出)がうかがえます。工業の状況では、事業所数が継続的に減少傾向にあり、地域間で産業集積に偏りもみられ、産業競争力の低下が懸念されます。製造業の基盤強化に向けて、研究開発拠点の整備や老朽化した臨海部インフラの更新が必要です。また、農林業・水産業の状況としては、従事者の高齢化と後継者不足により、地域資源の喪失や防災・景観の機能も保有する農林水産資源を持続的に保全・活用するための、適正な土地利用の推進、担い手の確保や維持管理が重要です。

さらに、観光産業では、県内には国際的な観光地である横浜・箱根・鎌倉をはじめ、県内各地に自然資源を活かした眺望・景観スポットや歴史的建造物などの多様な観光資源があります。増加する国内外の観光客の来訪を促進するため、都市インフラの整備や広域観光の形成を行い、観光消費を地域に循環させる仕組みづくりが必要です。

# 07 交通・物流

## 1 公共交通

### 1 鉄道

神奈川県は、JR東日本及びJR東海が13路線、延長311.6km、駅数111駅、その他の私鉄が25路線、延長308.3km、駅数238駅、横浜市営地下鉄が3路線、延長53.4km、駅数40駅(令和7(2025)年9月30日現在)となっています。令和6(2024)年度において、1日に、およそ740万人が鉄道を利用しています。(図7-1:鉄道交通網、資料:神奈川県交通関係資料集(令和7年度版))

1日の乗車人員の多い駅は、横浜駅の100.1万人、次いで武蔵小杉駅21.5万人、川崎駅19.4万人、藤沢駅19.3万人(いずれも令和6(2024)年度)で、横浜駅に利用者が集中しています。(図7-2:主要駅の1日平均乗車人員)

令和6(2024)年度において、1日の中でも通勤・通学で混雑する朝のラッシュ時に、混雑率\*が150%以上となる路線は、JR東海道本線(川崎→品川:154%)、JR南武線(武蔵中原→武蔵小杉:153%)及び湘南モノレール江の島線(富士見町→大船:153%)が挙げられます。(資料:神奈川県交通関係資料集(令和7年度版))

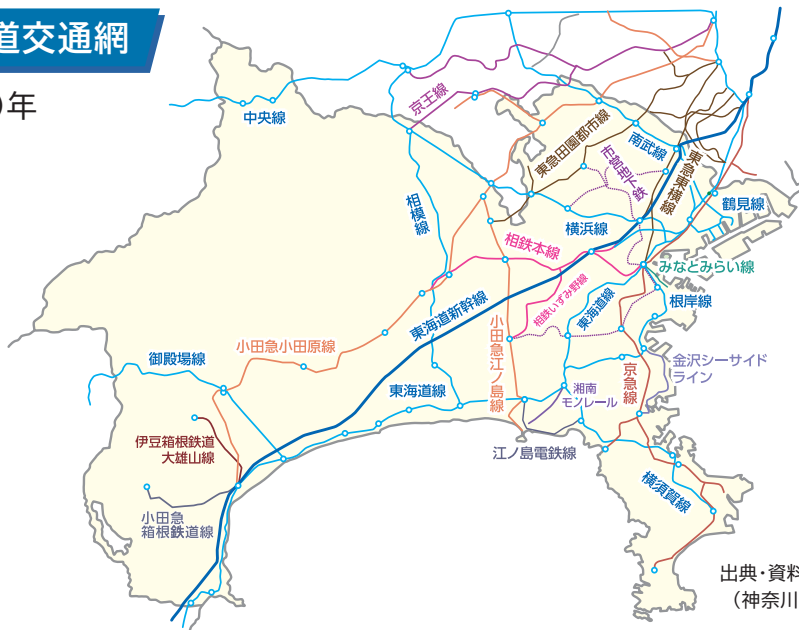
バスの輸送人員は、平成4(1992)年度以降、減少傾向で推移してきました。その後、平成23(2011)年度からは増加に転じ、微増傾向が続いていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により、輸送人員は大きく減少しました。現在は、徐々に回復傾向がみられます。(図7-3:県内のバス輸送量)

バスは地域の暮らしを支える重要な交通手段です。近年は、路線が届きにくい地域を補うコミュニティバスの導入や、多くの利用者を快適に輸送できるノンステップ連節バスの活用など、使いやすい移動サービスの環境整備が進んでいます。(図7-4:地域の暮らしを支えるコミュニティバス、図7-5:連節バスの活用)

\*混雑率=輸送人員÷輸送力(座席定員+立席定員)×100%

### 図7-1:鉄道交通網

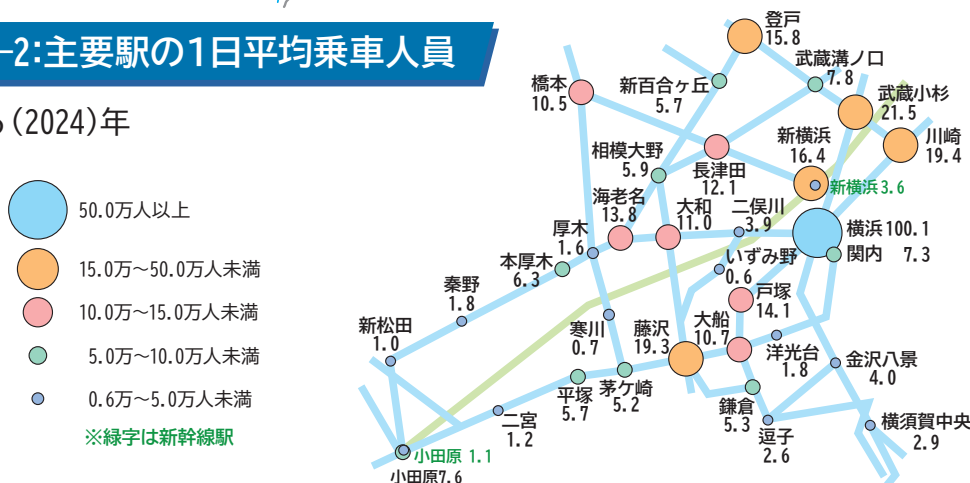
令和6(2024)年



出典・資料:図説かながわのまち解体新書2016年(神奈川県 都市計画課)を基に作図により作成

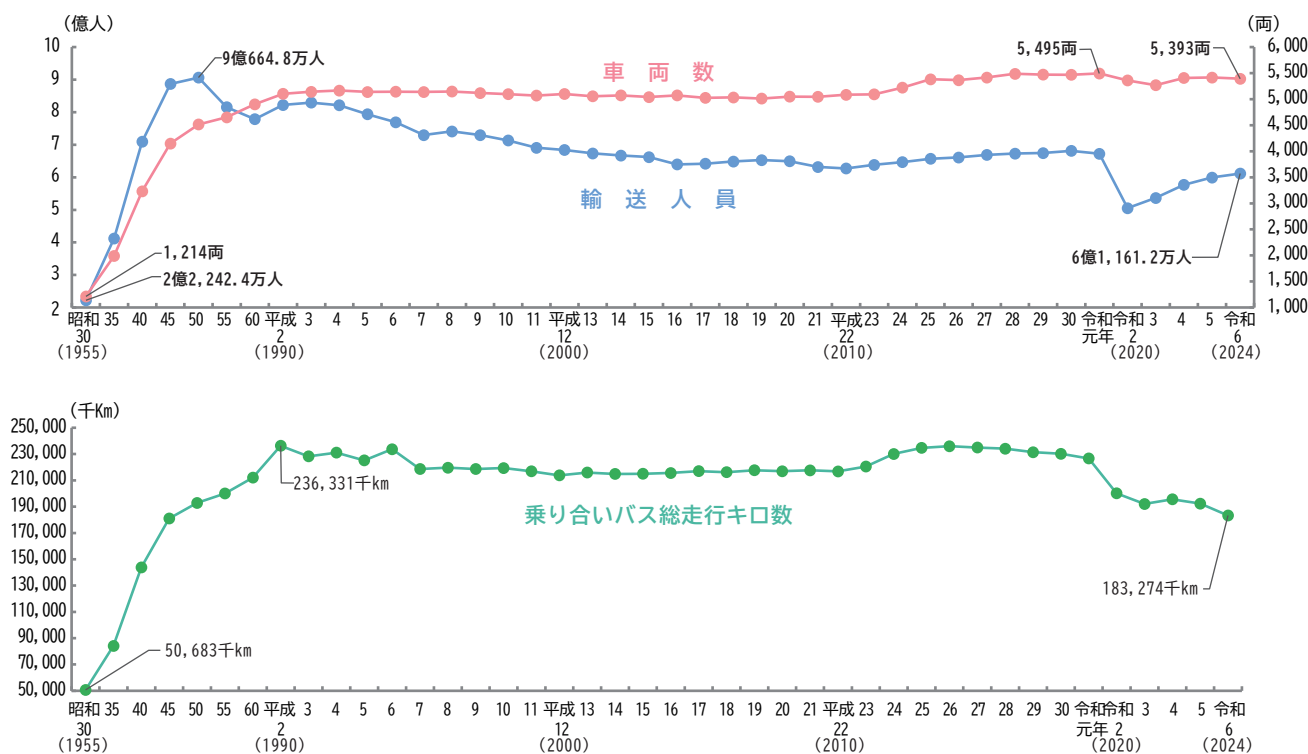
### 図7-2:主要駅の1日平均乗車人員

令和6(2024)年



## 2 バス交通

図7-3: 県内のバス輸送量



※ コミュニティバス、高速バス、乗り合いタクシーを専門に運行する事業者を除きます。  
出典・資料: 神奈川県交通関係資料集(令和7年度版)(神奈川県 交通政策課)により作成

図7-4: 地域の暮らしを支えるコミュニティバス

- コミュニティバスとは、鉄道や一般のバス路線が通っていないなど交通の不便な地域の移動手段を確保するために、自治体が発行して運行している地域密着型のバスです。



▲ コミュニティバスえぼし号(茅ヶ崎市) 写真:茅ヶ崎市

図7-5: 連節バスの活用

- 連結バスとは、車体が2つ以上の部分に分かれており、中央付近を蛇腹(じゃばら)と呼ばれる可動式の接続部分でつないだ大型バスのことです。
- 通常の路線バスよりも多くの乗客を運べるうえに車体が曲がる構造になっているため、曲がり角などでも柔軟に走行できるのが特徴です。



▲ 臨港バス(川崎市) 写真:川崎市

## 2 物流

神奈川県で生産される農産物や工業製品は、国内外のさまざまな地域へ運ばれます。取扱重量で最も多いのは工業品で、金属機械工業品と軽工業品を合わせると全体の約4割(40.4%)を占めており、次いで、農林水産品(12.9%)、化学工業品(10.6%)の取扱が多くなっています。(図7-6: 神奈川県の品目別物流発生割合(重量))

物流の動きを重量で見ると、神奈川県から他県への動きでは、静岡以西への動きが最も多く、次いで、関東地方(東京都を除く)、東京都区部が多くなっています。一方、県外から神奈川県への動きでは、関東地方(東京都を除く)からが最も多く、次いで海外、静岡以西からの動きが多くなっています。(図7-7: 物流の動き)

輸送手段別にみると、県内輸送は9割以上はトラックが担っており、鉄道及び船舶の利用はほとんどありません。一方、県外から県内への長距離輸送では船舶の利用割合が相対的に高く、全体のおよそ2割を占めています。(図7-8: 物の動き: 輸送手段構成)

神奈川県全域の1日の物流発生量は約67万トン/日、物流集中量は約53万トン/日となっています。地域別にみると、川崎市及び横浜市の臨海部で特に多くなっています。(図7-9: 物流発生・集中量)

また、1日の貨物車発生台数は15万台/日、集中台数は11万台/日です。地域別では、横浜市・川崎市の臨海部に加えて、湘南地域や県央地域でも貨物車の発生・集中が多くみられます。(図7-10: 貨物車発生・集中量)

図7-6: 神奈川県の品目別物流発生割合(重量)

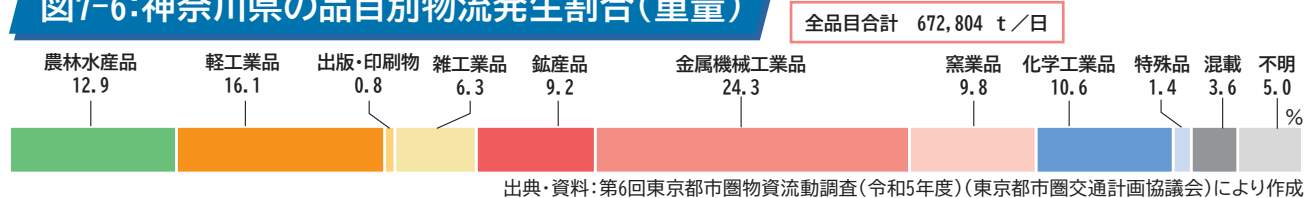


図7-7: 物流の動き

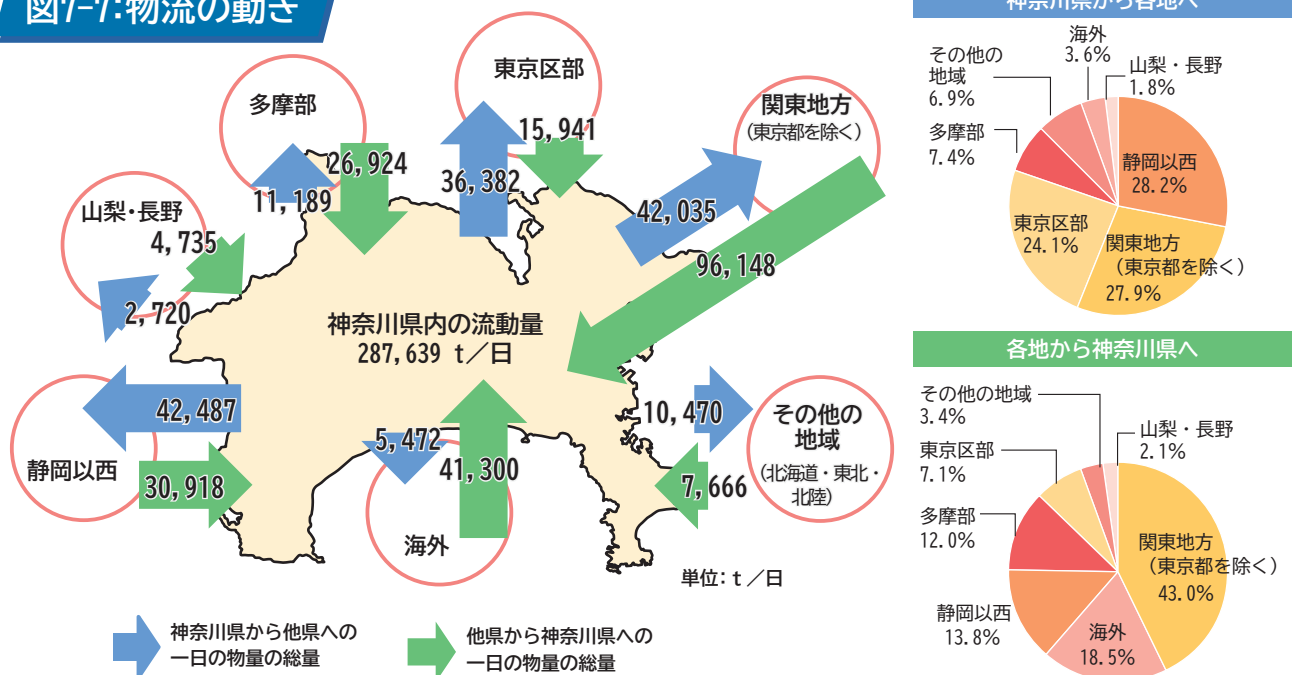


図7-8: 物の動き: 輸送手段構成

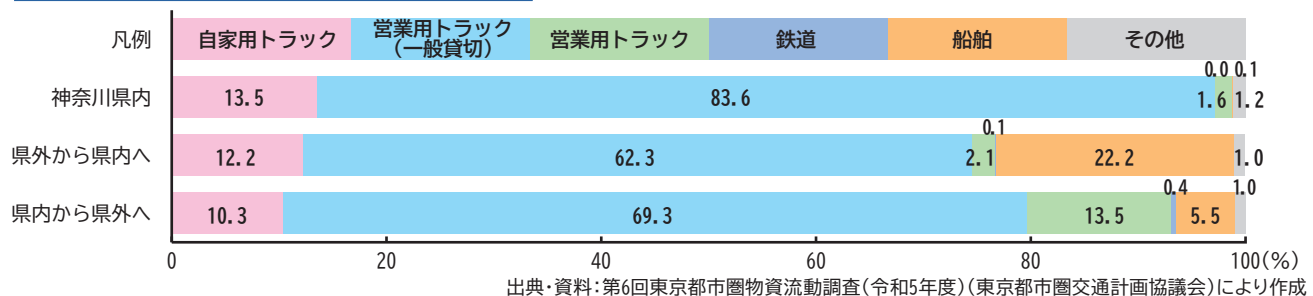
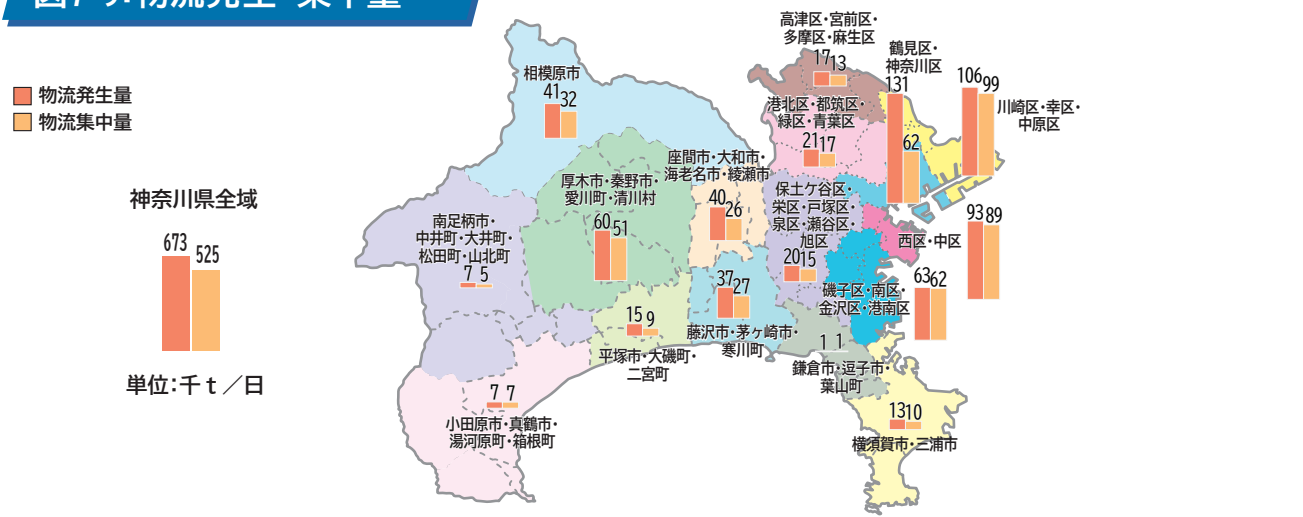
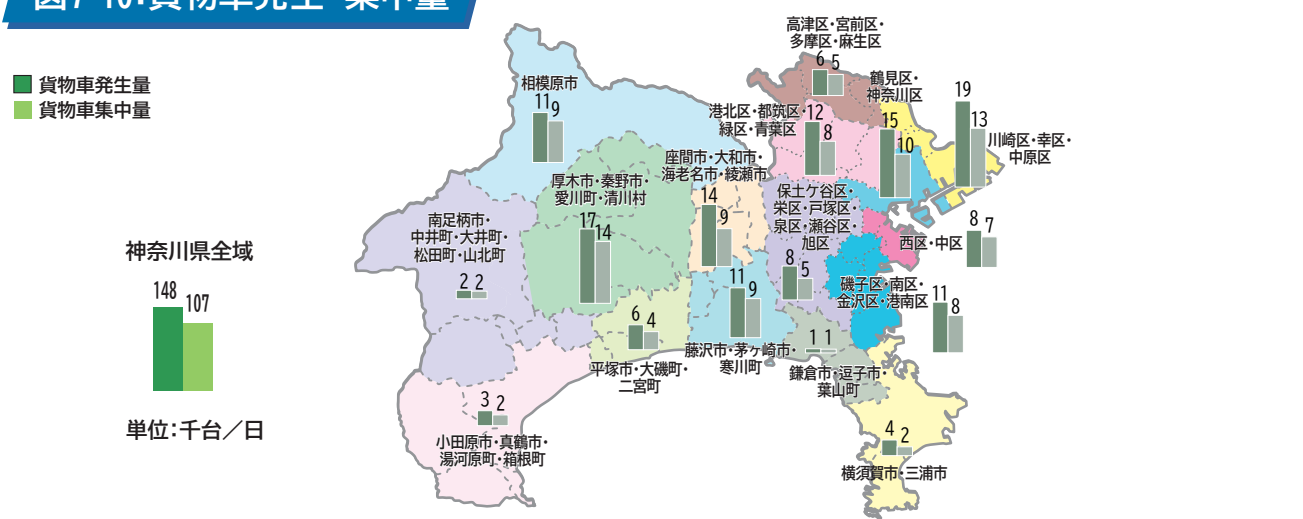


図7-9:物流発生・集中量



出典・資料: 第6回東京都市圏物流流動調査(令和5年度)(東京都市圏交通計画協議会)により作成

図7-10:貨物車発生・集中量



出典・資料: 第6回東京都市圏物流流動調査(令和5年度)(東京都市圏交通計画協議会)により作成

## 神奈川県における『交通・物流』からみる 都市づくりの課題

神奈川県では、令和3年以降、金沢シーサイドライン金沢八景駅延伸区間の複線開業や、東急電鉄新横浜線(日吉-新横浜間)、相模鉄道新横浜線(羽沢横浜国大-新横浜間)の開通など、鉄道インフラの整備が着実に進んできました。これにより、利便性や輸送力の向上が図られています。また、バス交通についても、バスロケーションシステムの導入やコミュニティバス・デマンド交通の運行など、「日常生活を支える地域の移動手段」としてのサービス向上に取り組んでいます。一方で、運転手不足などの影響により、一部路線の撤退や減便が進む状況もみられます。

今後、「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、公共交通が担う役割はますます重要になります。また、円滑な人流・物流を広域的に支えるため、交通ネットワークの維持・強化が求められています。

こうした課題に対応するため、自動運転車など新技術を活用した新たな交通モードに対応した交通施設の整備やMaaS(Mobility as a Service)\*といった概念を踏まえたスマートモビリティ社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これらの取組により、利用者ニーズに応じた利便性の高い移動手段の確保だけでなく、高齢者等の外出機会の拡大や環境負荷の低減といった、持続可能な都市づくりに資する効果が期待されます。

\* MaaS .. 出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念

# 08 災害等への備え

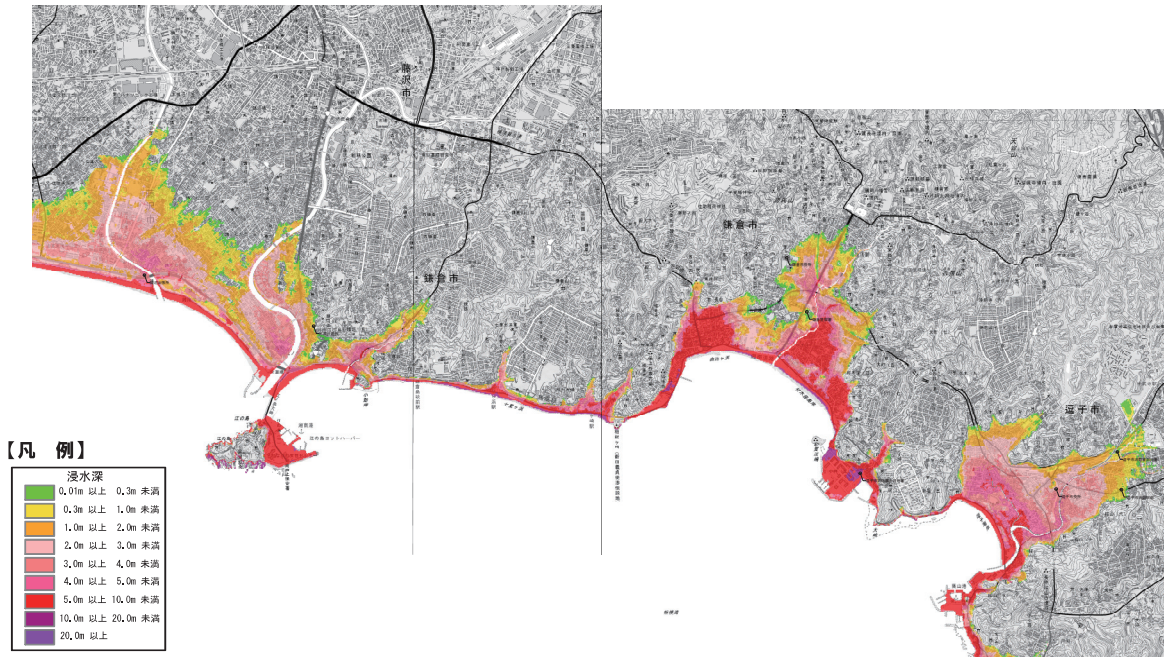
## 1 大きな影響が想定される大地震への対応

南海トラフ巨大地震や都心南部直下地震など、本県に大きな影響を与える地震や津波の発生が懸念されています。県では、東日本大震災の経験を踏まえ、県、県民、事業者等が協働し、着実に地震災害対策を進めるため、神奈川県地震災害対策推進条例を制定しました。条例は、分かりやすい構成で、県、県民及び事業者が取り組む対策を規定し、それぞれの役割分担を明確にしました。また、津波対策や帰宅困難者対策など本県の特徴に基づく対策を位置づけています。今後、この条例に基づき、市町村、国等と連携して地震災害対策に継続して取り組むとともに、県民、事業者による自助・共助の取組を促進することが必要です。

令和2(2020)年の都市計画基礎調査結果をみると、対平成27(2015)年度比で、津波災害警戒区域及び津波想定区域とも人口及び65歳以上人口が増加しており、災害発生時の避難行動等に対する懸念も高まっています。(図8-5:防災に配慮したゆとりある市街地の形成)

また、津波災害警戒区域等における土地利用転換が促進された面積をみると、平成27(2015)年度以降、令和2年度までに当該区域において住宅用地や商業用地の比率が高まっており、災害発生時の被害の拡大が危惧されます。(図8-6:津波災害警戒区域等における土地利用転換が促進された面積割合)

図8-1:神奈川県津波浸水想定図(鎌倉市・藤沢市・逗子市)



出典・資料：神奈川県津波浸水想定図平成27年3月(神奈川県 河港課)を基に作図

図8-2:想定地震(6地震)の主要被害一覧

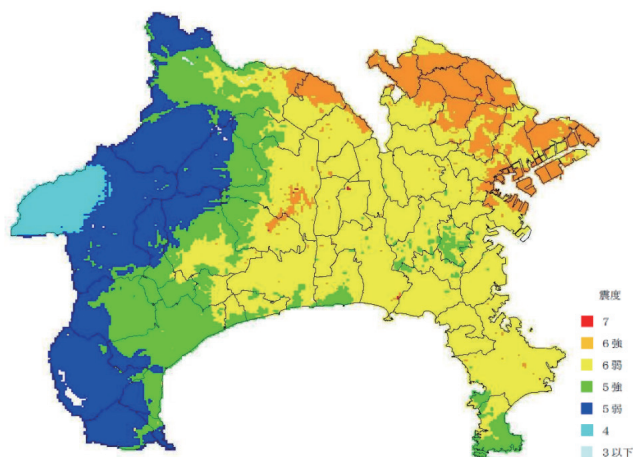
(冬の平日18時の場合・津波のみ平日0時)

想定地震	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
マグニチュード	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
死者数(人)	1,850	700	260	330	790	19,780
津波死者(深夜0時)	0	0	120	330	780	6,070
災害関連死(人)	4,260	1,590	170	220	340	9,460
全壊棟数(棟)	42,920	15,830	3,430	2,970	5,770	303,300
半壊棟数(棟)	169,670	73,670	15,750	13,230	19,280	384,410
焼失棟数(棟)	6,450	1,760	190	190	210	55,270
直接経済被害(億円)	71,240	28,150	6,080	6,340	8,940	259,280

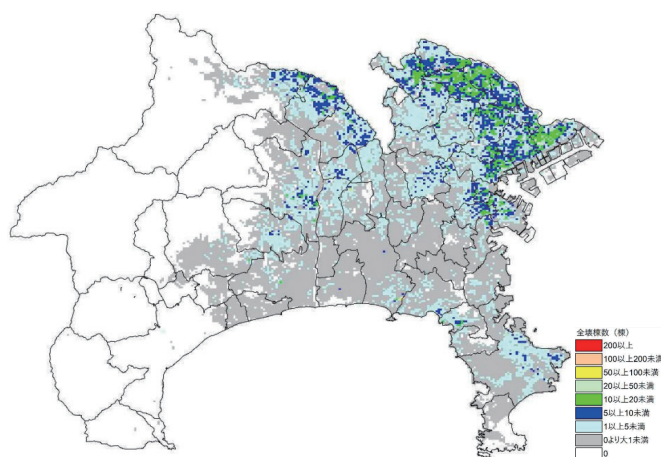
出典・資料：神奈川県地震被害想定調査報告書(令和7年3月)(神奈川県 危機管理防災課)により作成

図8-3: 都心南部直下地震の被害想定

● 震度分布図



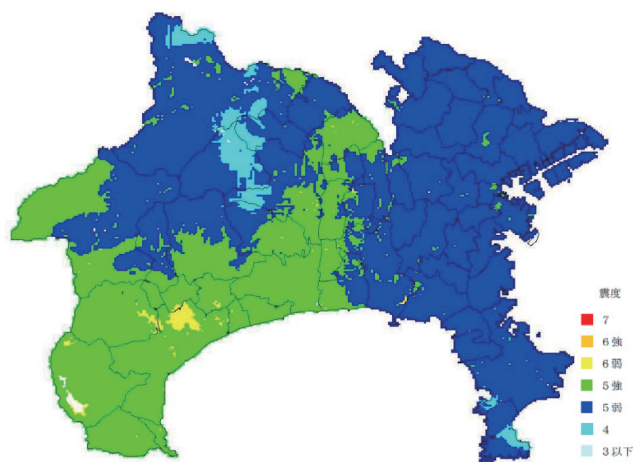
● 建物の全壊棟数想定図



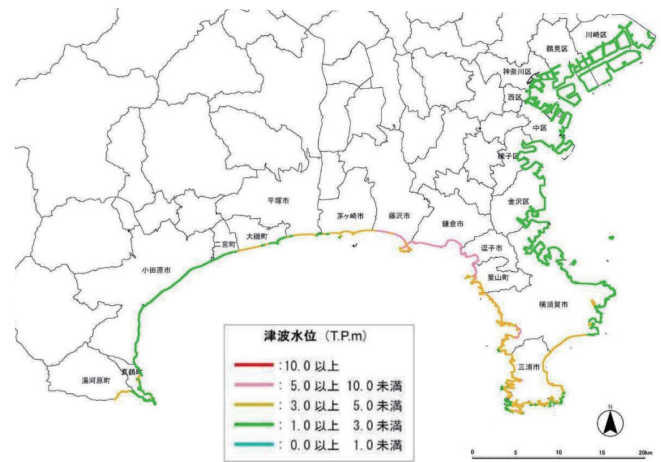
出典・資料：神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）（神奈川県 危機管理防災課）により作成

図8-4: 南海トラフ巨大地震の被害想定

● 震度分布図



● 津波の最大水位図



水位は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.m）として表示しています。

出典・資料：神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）（神奈川県 危機管理防災課）により作成

図8-5: 防災に配慮したゆとりある市街地の形成

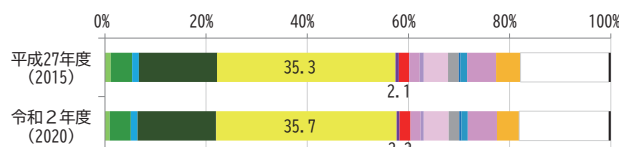
指標	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
津波災害警戒区域等の人口（人）	57.3千人 814.4千人	57.7千人 832.3千人
津波災害警戒区域等の住宅系建物数	18,653戸 152,908戸	18,776戸 152,687戸
津波災害警戒区域等の要配慮者施設数	366棟 4,317棟	366棟 4,183棟
津波災害警戒区域等の65歳以上人口	14.9千人 189.7千人	15.8千人 196.9千人

※上段：津波災害警戒区域  
下段：津波浸水想定区域

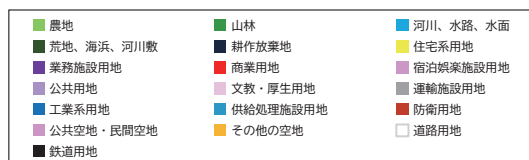
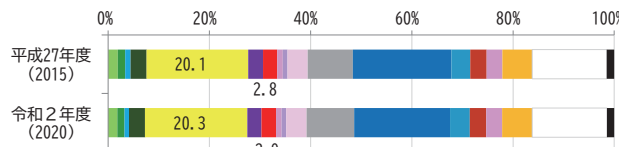
出典・資料：『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課により作成

図8-6: 津波災害警戒区域等における土地利用転換が促進された面積割合

● 津波災害警戒区域



● 浸水想定区域



出典・資料：『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課により作成

## 2 自然災害の増加と災害防止対策

神奈川県には、活火山である箱根山をはじめ、起伏に富んだ地形や傾斜地の山林、河川、海岸など、多様で豊かな自然環境があります。しかし、これらの地域は、同時に災害が発生しやすい場所でもあります。さらに、無秩序な開発によって災害は誘発されることもあるため、自然と共存しつつ、災害を防ぐためには、適正な保全策の実施や開発に対する規制・誘導が不可欠です。(図8-7:箱根山 有史以降の火山活動)

近年、がけ崩れは年間15~180件程度で発生し、年によって大きな変動があります。一方で、短時間強雨(時間雨量30mm以上)の発生件数は増加傾向にあります。(図8-8:がけ崩れの発生状況、図8-9:県内の降雨の状況)

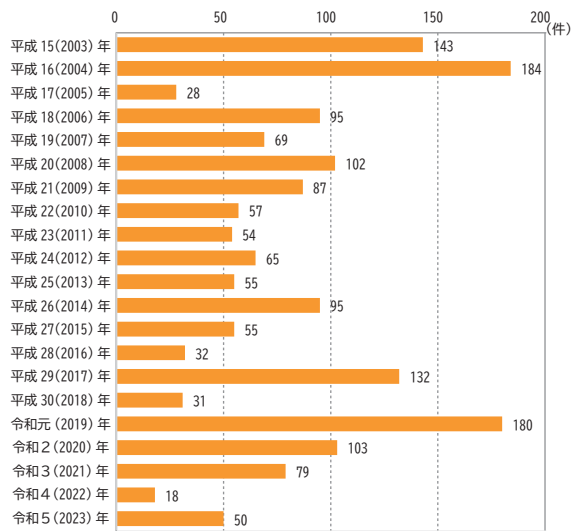
また、土砂災害特別警戒区域の指定により、土砂災害発生時に特に警戒すべき区域が明らかになるなど、火山災害、土砂災害、浸水被害、大雪など、多様な自然災害から生命や財産を守るための取組がこれまで以上に重要となっています。(図8-11:災害対策に関わる法規制、図8-12:災害対策に関わる法規制(上位5市町村別))

図8-7:箱根山 有史以降の火山活動

年代	現象	活動経過・被害状況等
12世紀後半から13世紀ごろ	水蒸気噴火	3回の火砕物降下。噴火場所は大涌谷付近。
昭和8(1933)年	噴気・温泉異常 噴気	2月。大涌谷の噴気孔の移動、焼子(うばこ)温泉湧出量減少。 5月10日。大涌谷の噴気孔で大音響とともに噴出、死者1名。
昭和9(1934)年	鳴動、熱	2月。駒ヶ岳付近で鳴動、山麓一部、地上上昇し、樹木枯死、土塊の盛上り。22日午後4時頃、駒ヶ岳北西の神山との鞍部で噴気が発生し、噴気の高さは200mに及び、翌日まで活動。
昭和28(1953)年	(山崩れ)	7月26日。早雲(そうん)地獄で山崩れ、死者10名、負傷者16名。全壊家屋1棟。翌日も時々山崩れ。火山活動との関係不明。
昭和49~53(1974~78)年	噴気	74年9月~78年2月。大涌谷噴気地帯の移動。樹木枯死。
平成13(2001)年	地震・地殻変動	6~10月(最大M2.8小田原市久野で震度2)。箱根山を中心に膨張を示す地殻変動。群発地震発生直後から、大涌谷から上海場付近にかけて噴気地帯が拡大し、大涌谷にある数箇所、蒸気井の噴出の弱いが増した(暴噴)。
平成20(2008)年	地震・地殻変動	4月駒ヶ岳付近で一時的に地震増加(最大M2.6)。9月湖尻付近及び芦ノ湖北部で一時的に地震増加(最大M2.5)。12月駒ヶ岳付近で一時的に地震増加(最大M2.8)。6月より、箱根山を中心に膨張を示す地殻変動。
平成23(2011)年	地震	3月~4月。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、駒ヶ岳から芦ノ湖付近、金時山付近、大涌谷北部での地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日15:08 M4.6(震度5弱)、3月21日23:14 M4.2(震度2)。
平成27(2015)年	ごく小規模水蒸気噴火	4月26日から地震増加、有感地震多発、5月初め頃からは大涌谷温泉供給施設の噴気が増大した。 6月29日から7月1日にかけてごく小規模な噴火が断続的に発生。6月29日07:32に火山性微動を観測した後、地震活動がさらに活発化し、降灰や空振を観測。また同日の現地調査にて新たな噴気孔(15~1火口)を確認、その後数日でさらに3つの新たな噴気孔を確認。 これ以降、10月頃まではたびたび噴出現象を確認。また地震の多い状態も継続した。
令和元(2019)年	地震・地殻変動	大涌谷周辺の想定火口域で活発な噴気活動が継続するなか、3月中旬から山体浅部と深部それぞれの膨張を示すと考えられる地殻変動を観測。4月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5月中旬に急増(最大M2.6)したが、9月以降、地震活発化の前の状態になる。

出典・資料:出典・資料:火山活動の状況(箱根山)(気象庁ホームページ)により作成  
([https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity\\_info/315.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/315.html))

図8-8:がけ崩れの発生状況

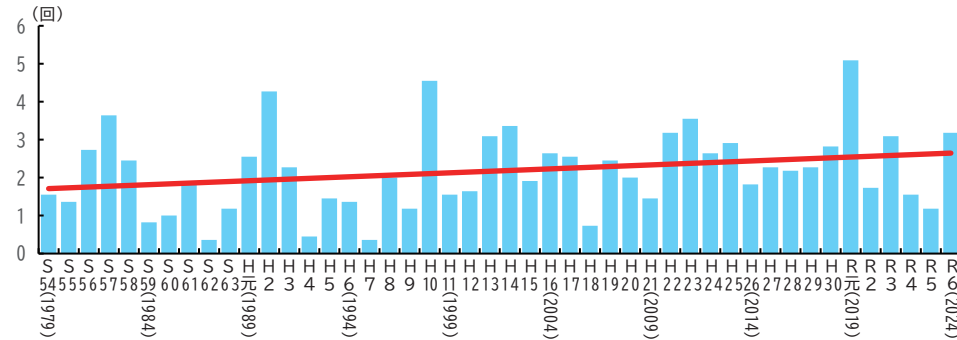


出典・資料:都道府県別土砂災害発生状況(国土交通省)により作成  
([https://www.mlit.go.jp/river/sabo/jirei/h15-r5\\_doshasaigaikensuu\\_r5.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/sabo/jirei/h15-r5_doshasaigaikensuu_r5.pdf))  
(閲覧日:令和8(2026)年2月2日)

図8-9:県内の降雨の状況

[時間雨量30mm以上の年間発生回数]

\*県内のアメダス観測地点(1地点あたり)における1時間降水量が30mm以上の年間発生回数



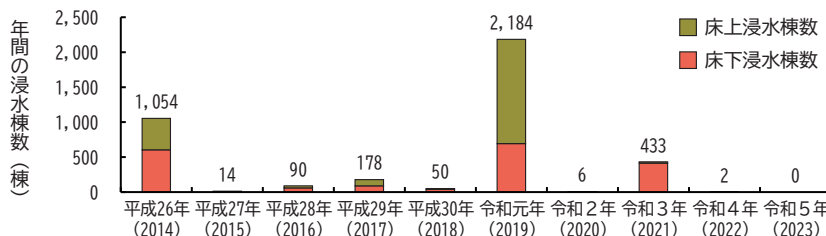
出典・資料:「気象観測データの長期変化の傾向」(気象庁ホームページ)により作成  
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/data/jma-obs/index.html>)

【アメダス観測地点】



気象庁「アメダス観測地点」より  
※江ノ島観測所は平成4年2月8日をもって観測を終了し、これに替わって辻堂観測所が平成4年2月10日から観測を開始しています。

図8-10:県内の浸水棟数



出典・資料:水害統計調査(国土交通省河川計画課)により作成

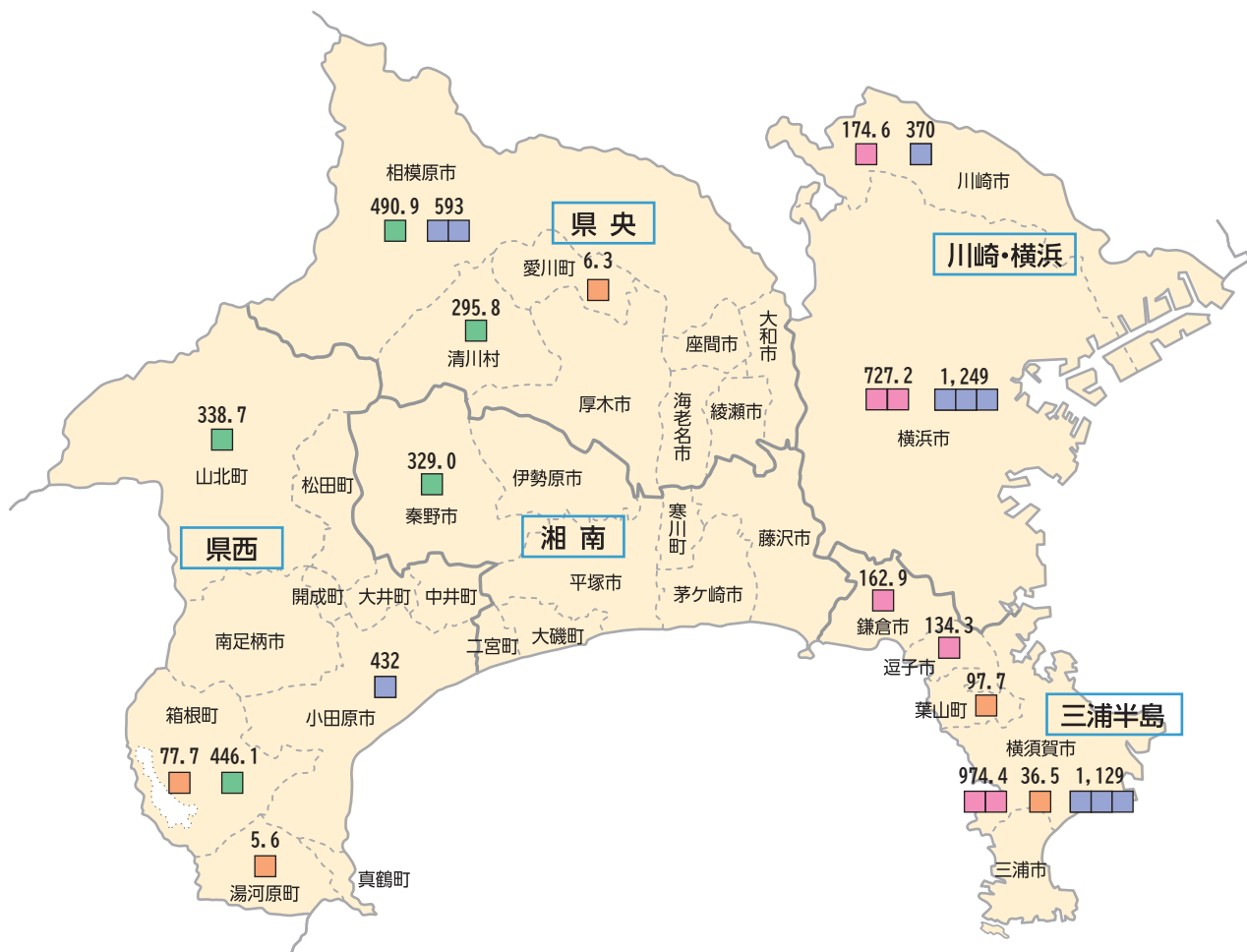
図8-11：災害対策に関わる法規制

● 地域別の法指定状況(令和2(2020)年)

都市圏域	急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害特別警戒区域		地すべり防止区域		砂防指定区域	
	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)
川崎・横浜	816	918.5	1,619	-	0	0	0	0
三浦半島	642	1,411.3	1,628	-	13	134.2	20	99.7
県央	38	77.7	1,068	-	1	6.3	241	1,009.4
湘南	51	61.2	570	-	0	0	104	455.9
県西	43	74.6	1,456	-	3	83.3	339	1,345.7
全県	1,590	2,543.3	6,341	-	17	223.7	704	2,910.7

出典・資料：『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

図8-12：災害対策に関わる法規制(上位5市町村別)



※急傾斜地崩壊危険区域(単位:ha)  
 地すべり防止区域(単位:ha)  
 砂防指定区域(単位:ha)  
 土砂災害特別警戒区域(単位:箇所)  
 □1マスは500ha未満

凡例	指定区域等	内容
■	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域崩壊するおそれのある急傾斜地等
■	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項に基づく地すべり防止区域 地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等
■	砂防指定地	砂防法第2条に基づく砂防指定区域 砂防設備を要する土地、治水上砂防の為一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地等
■	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域 建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域等

出典・資料：『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

### 3 安全・安心な暮らし

日々の暮らしにおいて、安全・安心の確保は、最も基本となるテーマの一つです。

交通事故件数は、長期的には減少傾向で推移していましたが、令和2(2020)年以降は、増加傾向に転じています。同様の傾向は、高齢者の交通事故件数及び死者数の推移でもみられます。(図8-13:交通事故件数と死者数の推移、図8-14:高齢者の事故件数と死者数の推移)

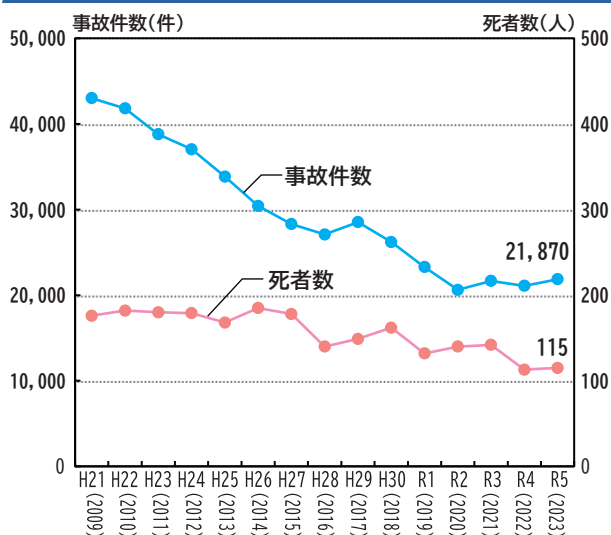
刑法犯認知件数は、平成14(2002)年の約19万件をピークに減少を続け、平成21(2009)年には10万件を下回りました。その後も、しばらく減少傾向で推移していましたが、令和4(2022)年から増加に転じています。(図8-16:刑法犯認知件数と検挙率の推移)

安全で安心な暮らしの実現には、事故や犯罪時の弱者になりやすい高齢者の被害を防ぐことや、次の世代を担う子どもの安全・安心を守るといった視点などに配慮して、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

県内の防災拠点となる公共建築物の耐震化の状況は、令和6(2024)年時点で97.7%で、全国平均96.8%を上回っています。引き続き、防災拠点や公共建築物の耐震化を更に促進することが必要です。(図8-17:防災拠点となる公共建築物等の耐震化の状況)

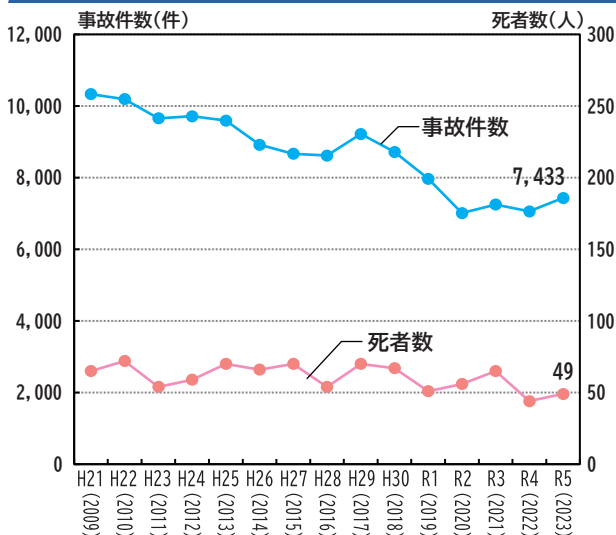
#### 1 事故

図8-13:交通事故件数と死者数の推移



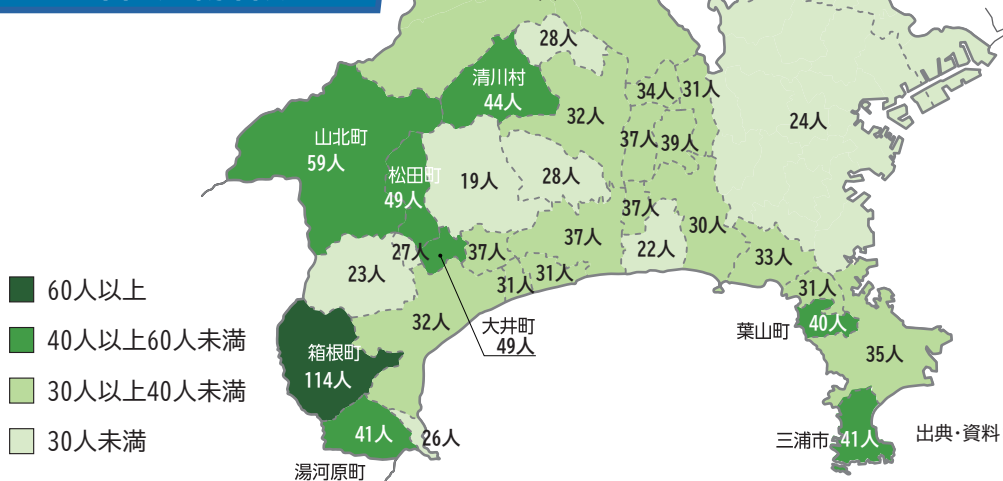
出典・資料:県勢要覧2024(令和6年度版)  
(神奈川県 統計センター 統計管理課)により作成

図8-14:高齢者の事故件数と死者数の推移



出典・資料:県勢要覧2024(令和6年度版)  
(神奈川県 統計センター 統計管理課)により作成

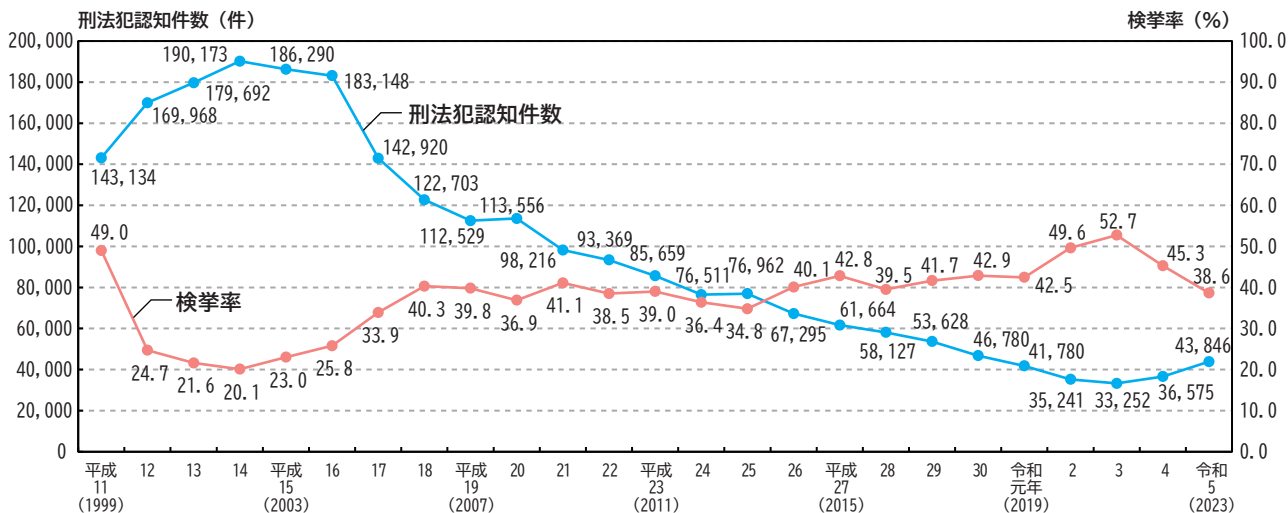
図8-15:人口1万人あたりの交通事故による年間死傷者数



出典・資料:県勢要覧2024(令和6年度版)  
(神奈川県 統計センター 統計管理課)により作成

## 2 犯罪

図8-16: 刑法犯認知件数と検挙率の推移



出典・資料: 県勢要覧2024(令和6年度版)(神奈川県 統計センター 統計管理課)により作成

## 3 防災

図8-17: 防災拠点となる公共建築物等の耐震化の状況

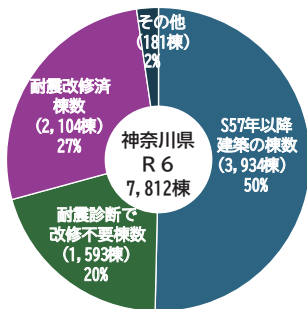
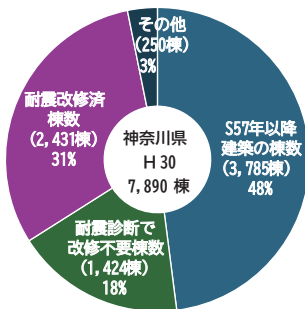
(令和6(2024)年4月1日現在)

### ● 神奈川県

平成30(2018)年 ⇒ 令和6(2024)年

耐震化率: 96.8%

耐震化率: 97.7%

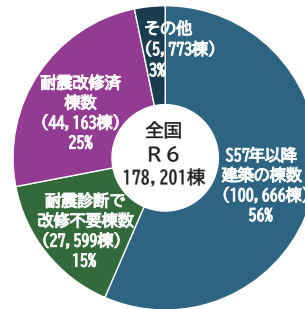
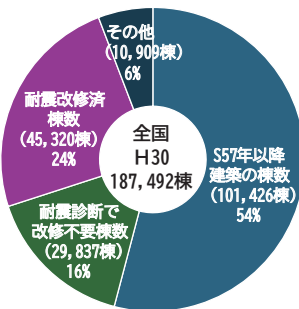


### ● 全国

平成30(2018)年 ⇒ 令和6(2024)年

耐震化率: 94.2%

耐震化率: 96.8%



出典・資料: 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果(総務省報道資料)により作成  
([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01shoubo01\\_02001093.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubo01_02001093.html))  
(閲覧日: 令和7(2025)年12月2日)

## 神奈川県における『災害等への備え』からみる 都市づくりの課題

本県では、大地震による大きな影響が想定されるなか、地震・津波リスクが高い地域で高齢者人口が増えており、避難の困難化や被害拡大が懸念されています。また、津波災害警戒区域でも住宅・商業地が増えていることから、土地利用と防災の両立が課題となっています。

また、火山・急傾斜地・河川など多様な自然環境により、土砂災害や浸水被害のリスクが高まるとともに、近年の短時間強雨の増加により災害発生の不確実性も高まっています。一方で、自然環境が持つ防災機能を生かしつつ、危険区域での適正な開発誘導と住民の避難行動につながる対策の強化が求められます。

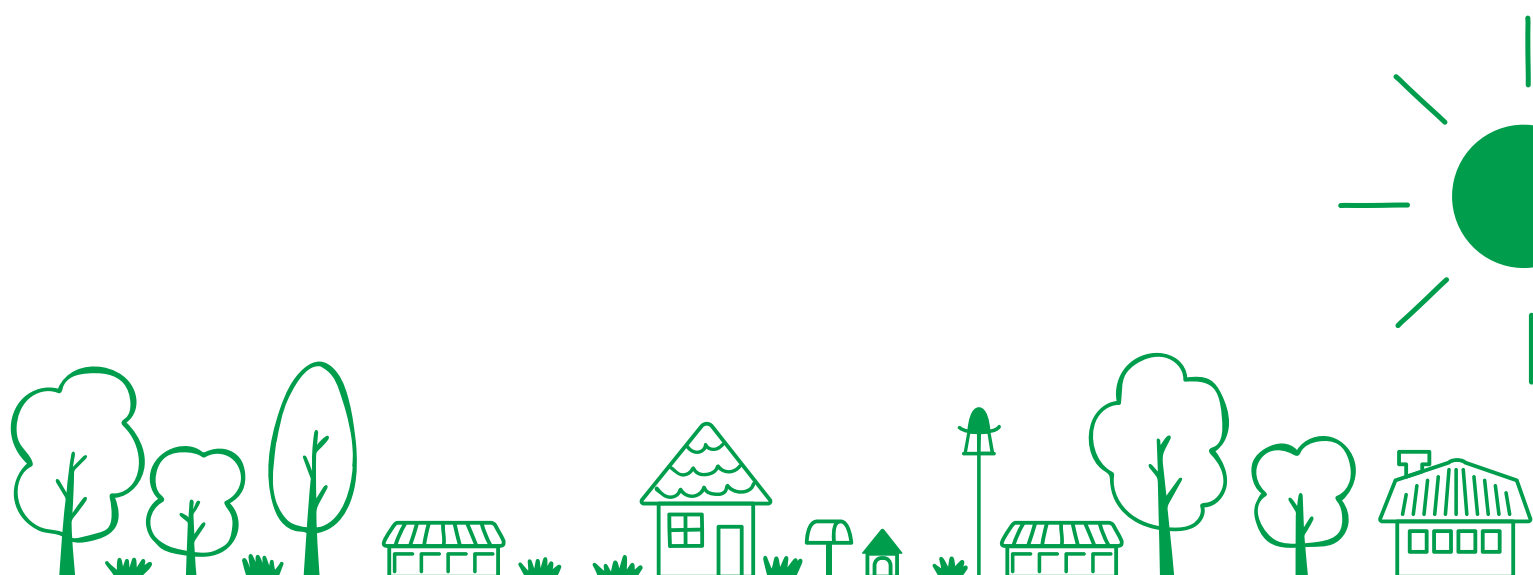
さらに、人口減少や高齢化の進行によりコミュニティの維持が難しくなるなか、災害に強い安全な市街地の形成や、誰もが安心して暮らせる都市づくりが一層求められています。こうした状況を踏まえ、日常生活における安全確保と、防災・減災力の向上に配慮した住環境の整備は、これまで以上に重要となっています。また、防災拠点である公共建築物の耐震化は進んでいるものの、災害時の被害拡大を防ぎ、被害を最小限に抑えるためには、地域全体を視野に入れた総合的な防災対策の強化が不可欠です。



## 第2章

# これからの都市づくり

- 01 かながわの県土・都市像
- 02 都市計画の役割
- 03 多様な主体による都市づくりの推進



# 01 かながわの県土・都市像

神奈川県では、総合的かつ計画的な都市づくりを推進するため、将来を展望した「神奈川の県土・都市像」を描き、その実現に向け、県土全体の方針を示した「かながわ都市マスタープラン」を令和3年3月に改定しています。

本プランは、具体の都市づくりや大規模地震などによる被災後の都市復興（復興事前準備を含む）にあたり、県域もしくは市町村域といった行政の範囲を越えるような、広域的な課題に対する都市づくりの基本的な方向性の提示、広域的な事業に関する調整機能といった役割を担っています。

ここでは「かながわ都市マスタープラン」の概要を示します。

## 1 これからの都市づくりにむけて

今後は、既存ストックを賢く使うとともに、技術の進展を生かしながら、地域の個性を磨きつつ地域の実情に応じてコンパクトで安全性が高い都市づくりと、交流と連携による活力と魅力あふれる都市づくりを進め、安定・成熟した持続可能な社会とすることが必要です。

そこで、都市づくりの基本方向を定めるにあたり、時代の変化と見通しを踏まえ、これからの都市づくりに向けた7つの課題について整理しています。

### 〈時代の変化と見通し〉

#### 少子高齢化の進行と人口減少社会の本格化

- 県の人口推計では、県は2020(令和2)年頃をピークに人口減少に転じると予測
- 少子高齢化の進行や人口減少社会の本格化などを踏まえた都市づくりが求められている

#### 気候変動、環境問題の顕在化

- 農作物への被害、動植物の分布域の変化などが顕在化
- 「パリ協定」の発効など気候変動への対応が国際的に強く意識
- 今後も県民、NPO、企業、行政が連携した環境負荷の低減や景観形成に配慮した取組みが求められている

#### 災害の頻発・激甚化と安全・安心の意識の高まり

- 地震・津波、火山災害、風水害や土砂災害などが頻発・激甚化。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、県民の安全・安心は脅かされている
- 防災・減災対策をはじめ、防災意識社会の構築や都市復興に備えた事前の準備、コミュニティの維持・形成や防犯性の向上に配慮した住環境の整備が求められている

#### 国際化の進展と産業構造の転換

- 産業や経済のグローバル化、外国人観光客や外国籍県民の増加、が進行
- 海外からの人やモノの受入れ体制の強化やアジアをはじめとする諸外国を相手とした産業の活性化に資する環境整備、観光振興や産業構造の転換に対応した取組み、SDGsやESG投資を踏まえた取組みが求められている

#### 新技術のまちづくりへの展開

- Society5.0の実現を目指して、最先端のテクノロジーを取り入れたまちづくりにより、様々な課題の克服を図ることが求められている

#### 既存ストックの老朽化、官民連携の進展

- 既存ストックの老朽化が進むとともに、厳しい財政状況が続くことが懸念される中、広域連携および官民連携による都市づくりが進展している
- 既存ストックの効率的な維持管理や活用、エリアマネジメントなど多様な主体による都市づくり、対流を促進する都市づくりによる持続可能な都市運営などが求められている

### 〈これからの都市づくりの課題〉

(1) 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり

(2) 地域の実情に応じた「コンパクト+ネットワーク」による都市づくり

(3) 地域の個性を生かした交流と連携による都市づくり

(4) 地域活力を維持・形成する都市づくり

(5) 大規模災害などからいのちとくらしを守る都市づくり

#### (横断的視点)

(6) 新技術を生かした都市づくり

(7) 多様な主体による都市づくり

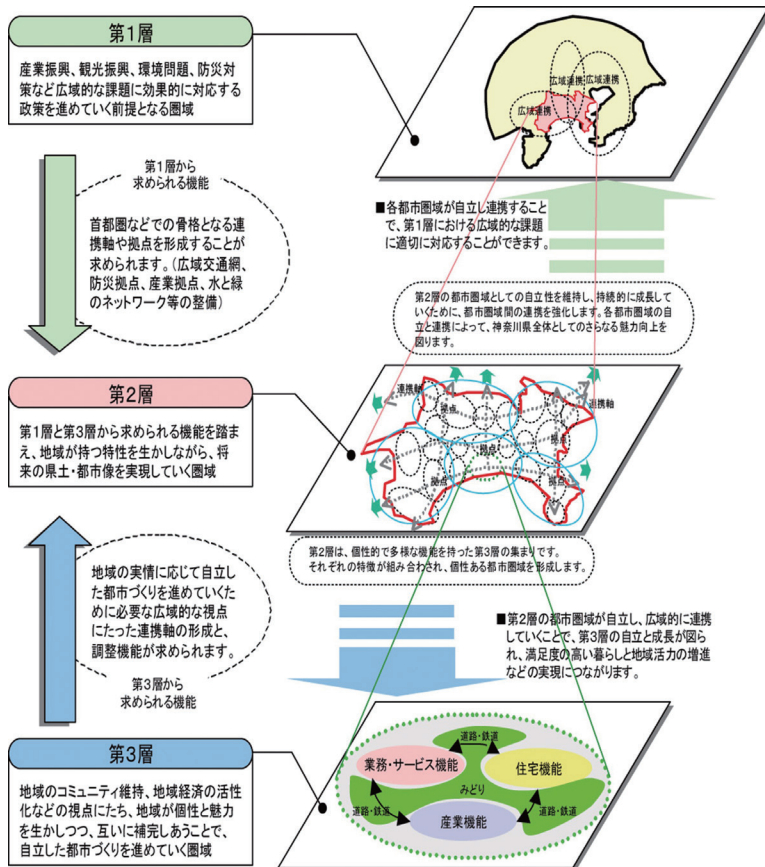
## 2 都市づくりの基本方向

### 神奈川の都市構造のとらえ方

環境、産業、防災などの広域的な課題や、少子高齢化・人口減少などに伴う地域の課題に対応するため、神奈川の都市構造を多層・多機能型としてとらえて、今後の都市づくりを進めていくこととしています。

この多層・多機能型の都市構造は、県域を越える第1層と地域レベルの第3層、そして、第1層と第3層で求められる様々な機能や役割を県土全体で受け止める第2層の3つの層で構成されています。

「かながわ都市マスタープラン」は、このような都市構造のとらえ方に基づき、活力と魅力あふれる県土を形成していくため、第2層（県土レベル）における都市づくりの基本方向を示しています。

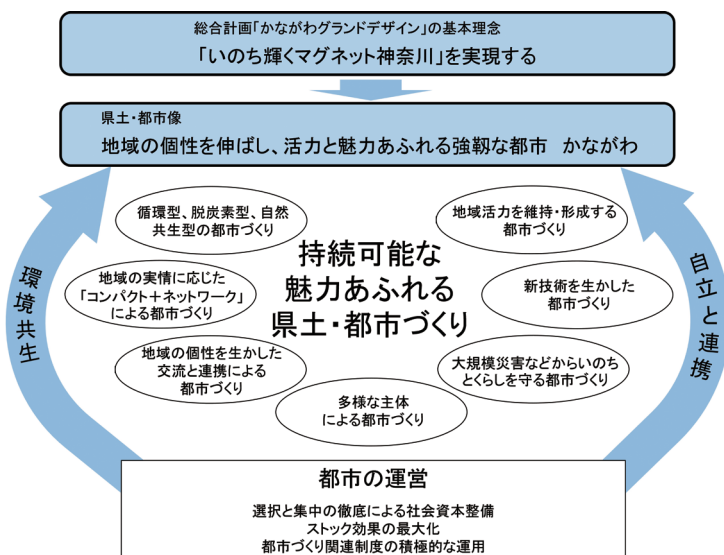


### 県土・都市像

将来（2040年代前半）を展望した県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市かながわ」とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた魅力あふれる機能と空間を備える県土・都市づくりをめざします。

県土・都市像の実現に当たっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開します。

その際、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、特区制度との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めます。また、地域の個性を生かし、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化、都市づくり関連制度の積極的な運用といった「都市を運営する」といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを実現します。



## SDGs (持続可能な開発目標) との関係について

SDGs (持続可能な開発目標)は、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

本プランでは、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりをめざしており、SDGsがめざすゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」を中心として、理念を共有しています。

今後も本プランで広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進していき、世界的な課題の解決にも役割を果たしていきます。



資料：国際連合広報センター

## 多様性 (ダイバーシティ) に配慮した都市づくり

これからの都市づくりにおいては、年齢や性別、障がいなどにかかわらず、誰もが安心して生活できる、多様性(ダイバーシティ)を考慮した都市づくりが重要です。

県では、世界保健機関(WHO)が主導する高齢者に優しい地域づくりに取り組む自治体の国際的なネットワーク「エイジフレンドリーシティ」の取組みを推進しており、また、障がいのある方への理解を深め、ともに生きる社会の実現をめざすため、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めています。

本プランにおいても、誰もが安心して生活し、自分の意思で自由に移動でき社会参加できる共生社会の実現に向けて、新たな技術なども活用しながら多様性(ダイバーシティ)に配慮した都市づくりをめざします。



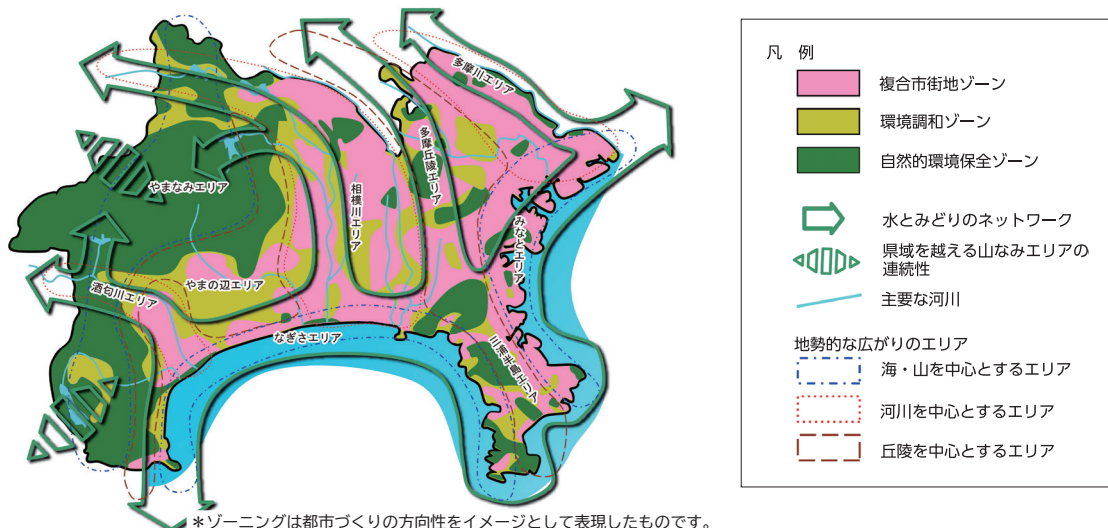
## 「環境共生」の方向性

### 環境と共生した安全性の高い県土の形成

利便性が高くにぎわいのある都市環境と個性ある豊かな自然的環境がともに存在し、調和している神奈川の魅力を維持・向上させるため、自然や地形などを考慮して水やみどりの適切な保全と活用を図ります。

さらに、地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進めます。

そこで、県土の土地利用状況などを踏まえて3つのゾーン(複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン、自然的環境保全ゾーン)と「水とみどりのネットワーク」を設定します。ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図ります。また、ゾーン間での連携により様々な環境問題への対応を図ります。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

## 複合市街地ゾーン

- 多様な都市機能の集積と居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- まちなか居住の誘導、笑いあふれるコミュニティの形成
- 環境や防災に配慮したゆとりある市街地の形成
- 低未利用地（空き地・空き家）などの有効活用
- 自然的環境や良好な都市景観の保全・創出

## 自然的環境保全ゾーン

- 自然的環境の積極的な保全
- 様々な機能を持つ森林の保全と活用
- 都市住民の自然とのふれあいの場の創出

## 環境調和ゾーン

- 都市と自然のバランスへの配慮
- 自然の恵みを生かした地域活力の維持・創出
- 市街地の無秩序な拡大抑制

## 水とみどりのネットワーク

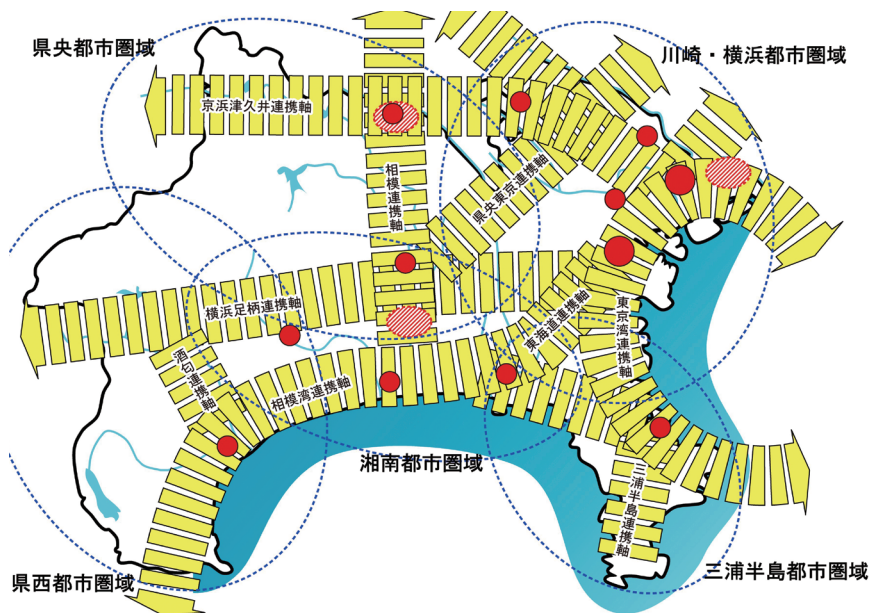
- 神奈川の特徴ある風土・環境・景観を生かし育み、水辺や緑地などのネットワーク化
- 多様な機能・役割を持つ自然的環境や、地域の歴史と一体となったみどりの風景などは、首都圏の共有財産として、山・川・海の連続性を踏まえた多様な主体のネットワークによる保全・活用
- 東京・山梨・静岡との交流を通じ、県域を越えた水とみどりの保全・活用

## 「自立と連携」の方向性

### 自立と連携による活力と魅力あふれる県土の形成

県土の骨格をなす地形や人、モノ、情報の集積と流動状況や地域政策圏などを踏まえて、5つの都市圏域を設定します。それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かし、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ、情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進めます。

自立と連携の方向性を定めるため、県土・都市づくりの要となる拠点及び連携軸を設定します。



\*拠点は、県土の骨格を形成する中核、広域拠点、新たなゲートを示しています。また、連携軸は広域連携軸を示しています。

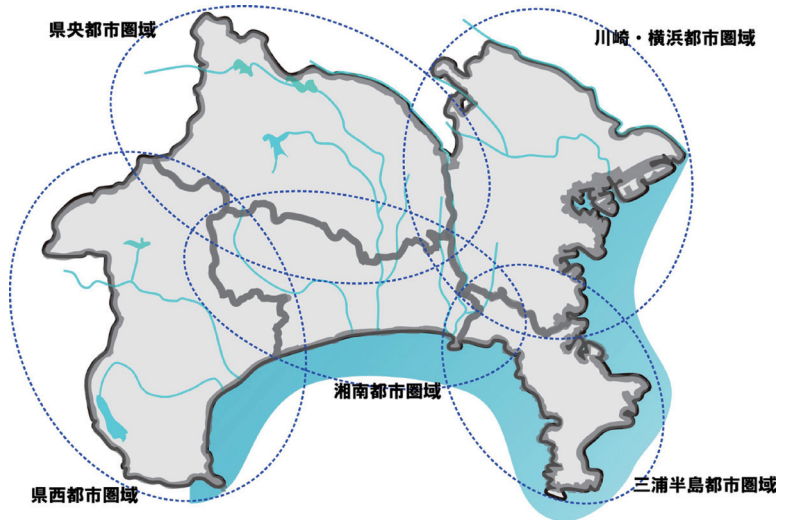
新たなゲート		県内に集積する産業や拠点との連携によって新しい産業の創出・育成などを行うため、交通基盤の整備や都市機能の集積を誘導し、拠点としての形成をめざします。
中核拠点		国際化、情報化の進展に対応した中核業務管理、県内外からの多様なニーズを満たす総合性や専門性のある商業機能や、芸術・文化、研究、国際交流など、複合的な都市機能の集積を図ります。
広域拠点		生活圏や経済活動の広がりに対応した商業、業務、研究開発、アミューズメント、教養文化、福祉・医療など、高度で多様な都市機能の集積を図ります。
整備機能強化する連携軸		県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、「多層・多機能型の都市構造」に対応した連携軸を設定します。

### 3 都市圏域別都市づくりの基本方向

神奈川は、首都圏という大消費地に位置するとともに豊かな自然的環境を有しています。各地域に魅力ある歴史・文化資源が存在している一方、先端的な技術産業や大学、企業の研究施設が集積しているなど、今後の時代を切り開く優れた潜在能力と豊かな個性を有しています。

これからは、それぞれの個性を伸ばすとともにそれらが相互に連携することで、神奈川を持つ潜在能力をさらに高め、行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる県土づくりを市町村や県民などと協働で進める必要があります。

そのため、「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「湘南都市圏域」、「県央都市圏域」、「県西都市圏域」の5つの都市圏域ごとに、それぞれの個性を生かした広域的な都市づくりの基本方向を示します。



#### 川崎・横浜都市圏域

##### 都市づくりの目標

##### 産業・文化が世界と交流し、国際的な魅力あふれる都市づくり

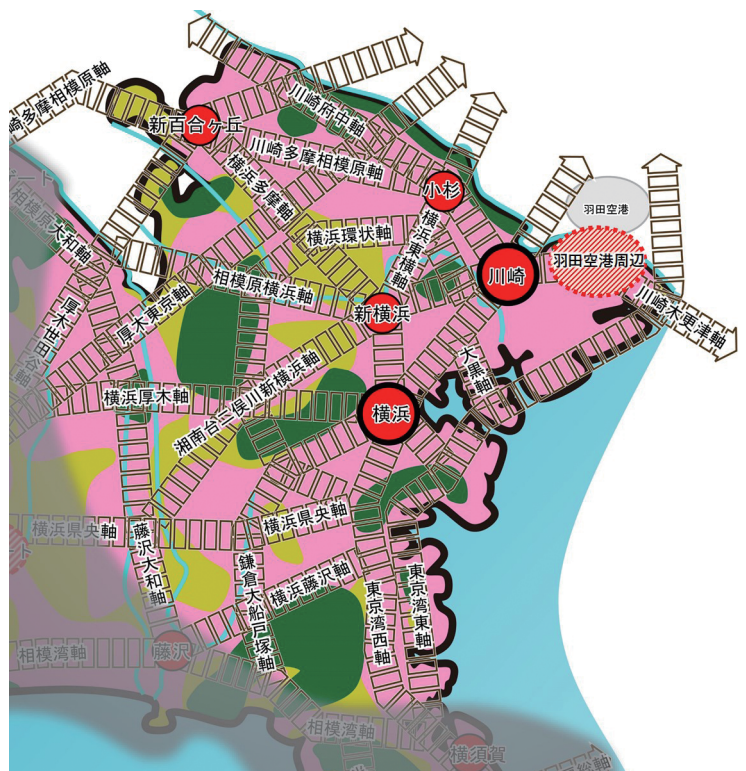
###### 【基本方向】

川崎・横浜都市圏域は、これからの神奈川全体の自立・発展をけん引する地域として、また、首都圏全体の中核的な都市としての役割を果たしていくことが重要です。

そのため、既存ストックの集積を活用しながら多彩な人材の活躍機会・ビジネスチャンスなどを生み出し、首都圏・全国・世界とのつながりの中で、その活力を生かしていくことが重要となります。特に、世界との交流連携を通じて人材・企業・情報など新たな資源を獲得していくために、国際競争力を一層強化していく必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、少子高齢化の進行などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靱性)」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア73の取り組み、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進める必要があります。

一方、多摩川や鶴見川沿いの自然空間や東京湾岸の水辺空間、多摩丘陵のみどりなど都市に残された貴重な自然的環境との調和を図りながら、多様な人々のニーズに応じた、より質の高い安全で機能的な都市づくりを進める必要があります。



\*連携軸は、都市連携軸としての機能を合わせ持った県土連携軸を示しています。  
\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	中核拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	広域拠点	
	自然的環境保全ゾーン	新たなゲート	

## 三浦半島都市圏域

### 都市づくりの目標

半島のみどりと海に調和し、生き生きとした都市づくり

#### 【基本方向】

三浦半島都市圏域は、都市圏域全体が「公園」のような魅力を発揮していくために、半島の多くの部分を占め、地域の個性を育てきた自然的環境の保全と活用を図るとともに、それと調和・共生した都市的環境を形成することが必要です。

また、恵まれた自然的環境を生かして自立性と活力を高めていくことが重要であり、知的産業の誘致、新たな人材、知恵・技術の獲得などができる魅力あふれる都市づくりや、農水産物など特色ある地域の資源・産業を活用して、「半島で暮らす」魅力や観光の魅力を高めることで、交流の活性化を図る必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア、観光の核づくり、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	地域の拠点	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン		

## 県央都市圏域

### 都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市づくり

#### 【基本方向】

県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要があります。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積など様々な地域資源を活用した魅力あふれる都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、産学官連携など、多様な主体間での交流連携を一層促進していくことが必要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	新たなゲート	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン	地域の拠点	

## 湘南都市圏域

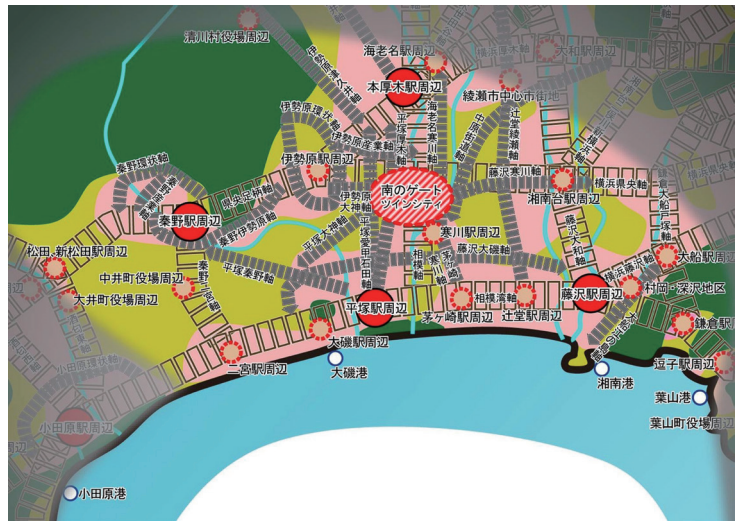
### 都市づくりの目標

やまなみをのぞみ、海と川が会い、  
歴史を生かし文化を創造する都市づくり

#### 【基本方向】

湘南都市圏域は、湘南海岸のなぎさや丹沢大山のやまなみなどの特色を生かして、より強い地域ブランドを構築することが重要であり、相模湾や相模川沿いに点在する貴重な地域資源を連携させ、一体的に保全・活用することで、魅力ある景観や質の高い環境を形成していくことが必要です。また、地域ブランドを積極的に活用しながら都市圏域内外での交流連携を活発化させるとともに、新たな生活文化や産業などを生み出す付加価値の高い都市づくりを進める必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靱性)」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア、観光の核づくり、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	新たなゲート	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン	地域の拠点	

## 県西都市圏域

### 都市づくりの目標

歴史と自然につつまれ、観光と交流  
によるにぎわいのある都市づくり

#### 【基本方向】

県西都市圏域は、国際的な観光・リゾート地としての優位性を生かして都市圏域全体の魅力と競争力の向上を図ることが重要であり、その強みの元となっている豊かな自然や文化的遺産などの観光資源の維持・活用とともに、交流を通じて地域の価値を一層高めることが必要です。

また、都市圏域の自立性を向上させるために、裾野の広い観光産業の育成を基調としつつ、環境や生活に配慮した新しい産業機能などの立地を促進することが重要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靱性)」といった観点を重視しつつ、未病の改善、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	地域の拠点	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン		

## 4 部門別都市づくりの方針

### 土地利用の方針

これからの少子高齢・人口減少社会では、これまでに形成された市街地を再編または維持し、県土の適切な利用と管理を行うことが都市づくりの主要な課題となります。

そのため、市街地に内在する防災や環境などの土地利用上の課題解決を図りながら、整序、抑制、促進という3つの視点を踏まえて、地域の自然的土地利用や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を図っていくことが求められます。

また、県民がゆとりと選択の多様性を実感できる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを進めるうえで、長期的なビジョンのもとに事業者などとの連携を図ることにより、新たな産業の創出や多様な都市のニーズに対応した都市機能の集約化を図るなど、効果的な土地利用の再編が求められています。

加えて、特区制度など新たな産業施策との連携、地域の実情に応じた集約型都市構造の実現に向けた居住などの適切な誘導、「都市のスポンジ化」対策及び災害の頻発・激甚化に対応した安全性の高い市街地の形成などが求められています。

さらに、住民参加のもとに策定される市町村マスタープランに基づく地域地区や地区計画などの制度の有効活用、立地適正化計画に基づく都市機能誘導・居住誘導施策の推進などによって、人口減少、防災、福祉、環境などの地域固有の課題にきめ細かな対応を図ることが求められます。

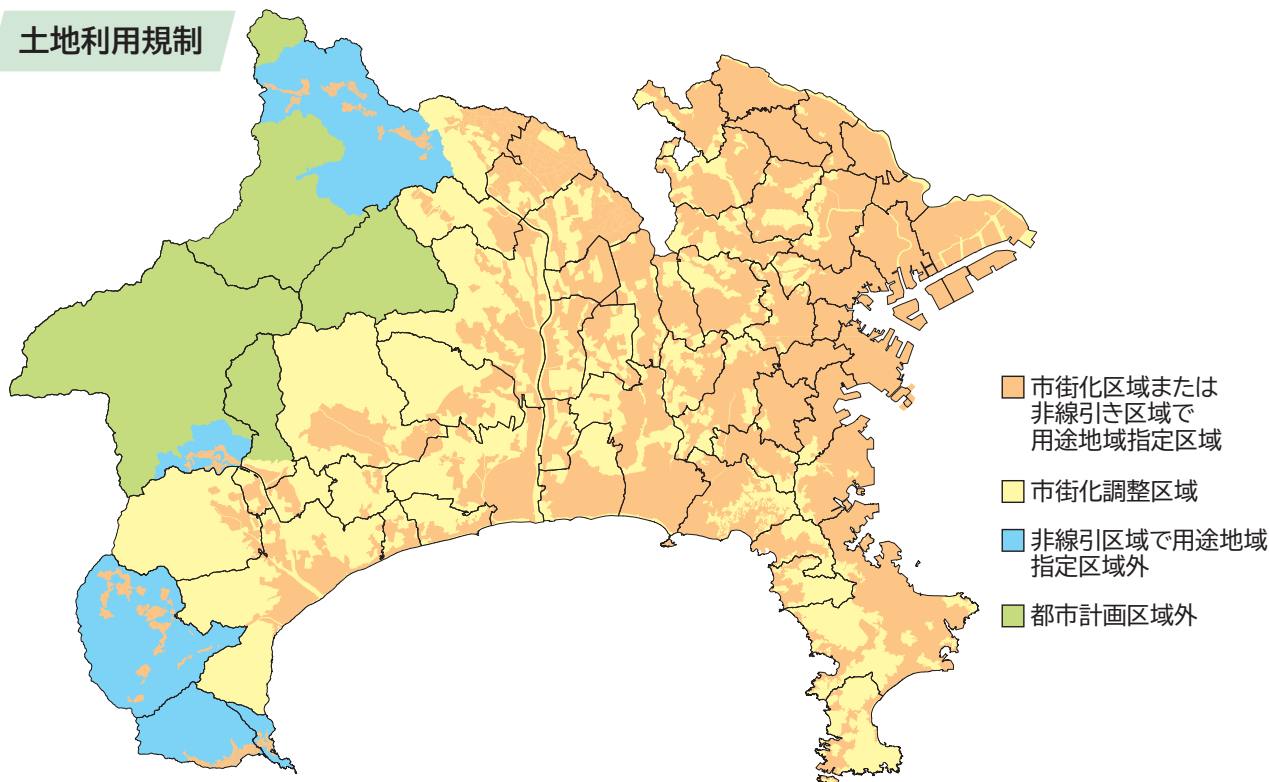
そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、住民参加などを行いながら、地域の実情に応じた計画的・効果的な土地利用を進めていきます。

土地利用における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

#### ◆施策形成の方針

- 都市計画区域及び区域区分に関する方針
- 線引き都市計画区域に関する方針
- 非線引き都市計画区域及び都市計画区域外に関する方針
- 市街地の特性に応じた土地利用の推進
- 住民や民間事業者などの参加による都市づくりの推進

### 土地利用規制



出典・資料：都市計画決定情報データ2024年度(令和6年度)版(国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト運営事務局)により作成

## 社会資本整備の方針

社会資本の整備は、ICTの進展や地球規模の環境問題の顕在化に対応して、その対象とする分野が広がっています。さらに、県民ニーズの多様化に応え、豊かさを実感できるような質の充実をめざしていかなければなりません。

一方で、人口減少・少子高齢社会を迎え、労働力人口が減少するとともに、高度経済成長期に建設された社会資本が更新時期を迎えることなどにより、新しい社会資本整備に対する投資余力の低下が見込まれます。

そのため、これからの社会資本整備に当たっては、施設の適正な維持管理や選択と集中の徹底、ストック効果の最大化に加え、近年、頻発・激甚化している災害などに備え、災害が発生しても最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりに向けて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策やインフラ分野のDXの推進を図る必要があります。

そこで「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、環境に配慮するとともに、自立と連携を支える効率的・効果的な社会資本整備を推進します。

社会資本整備における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

### ◆施策形成の方針

- 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくりを支える社会資本整備
- 自立と連携を支える交通・情報ネットワークの形成
- 都市の個性や魅力を高める社会資本整備
- 安全・安心な都市づくりに向けた社会資本整備
- 民間資本や県民参加による社会資本整備

## 市街地整備の方針

神奈川の既成市街地は、高度成長期の人口増加時に形成された市街地が多く、住工が混在し、老朽化した木造住宅が密集するなど防災性の向上が課題となっています。

また、人口減少・少子高齢化の進行、都市のスポンジ化、身近な犯罪への不安がある中、誰もが安心して住み続けられる市街地の整備や、環境問題が顕在化する中、様々な活動が営まれている既成市街地における環境負荷の低減、脱炭素社会の実現も大きな課題となっています。

さらに、駅周辺などの中心市街地では、商業・業務機能の集積が図られてきましたが、幹線道路沿道の大規模集客施設などの立地に見られるように、生活行動や生産活動の変化が進み、都市機能の集約化による拠点性の維持、向上や市街地周辺との適正な機能分担が課題となっています。また、人口減少の進行や財政制約などを踏まえて、より広域的な観点から都市機能の分担・連携を図ることや、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点から、ゆとりある都市空間の創出なども必要になっています。

このような様々な課題に対応した既成市街地の再編に当たっては、市街地を形成する多くの建築活動は民間によって行われていることから、民間の果たす役割は大きく、行政はその役割を十分に受け止めるとともに、民間の投資を促す観点からも官民が協働して取組みを進めることが必要です。

そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、人と環境にやさしい市街地の整備や、自立と連携を支える個性と魅力あふれる市街地の整備を官民連携のもと推進します。

市街地整備における施策形成の方針として、以下のようなものを定めています。

### ◆施策形成の方針

- 既成市街地の更新による機能強化
- 中心市街地における都市機能の回復

# 02 都市計画の役割

都市計画とは、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」です。

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急激な人口の集中によって様々な都市問題が発生したことを背景に、計画的な土地利用と都市整備を進めるため、昭和43(1968)年に制定されたものです。

神奈川県では、昭和45(1970)年の当初線引き以降、8回の線引き見直しを行いながら、市街地の開発整備や土地利用の規制・誘導を行ってきました。

都市計画制度は、平成12(2000)年に施行された地方分権一括法により、都市計画事務が自治事務となり、地域が主体となって、地域ごとの課題に的確に対応し得る柔軟性と透明性を備えた制度となりました。

また、平成24(2012)年には、地方分権に係る第2次一括法により、都市計画に関する決定権限の多くが都道府県から市町村に移譲され、さらに、平成27(2015)年には、地方分権に係る第4次一括法により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の決定権限が指定都市に移譲され、都市計画の分野においても地方分権は大きな流れとなっており、広域的な観点から都市計画を推進することが、ますます重要となっています。

## 都市計画区域

都市計画区域は、都市の健全で秩序あるまちづくりを進めるため、「市街化区域及び市街化調整区域」、「用途地域」、「都市施設」などの都市計画を定める一定の区域のことです。

令和7(2025)年4月1日現在では、清川村を除く19市13町に30都市計画区域が指定されており、その面積は、約199,774haで、県土面積の約8割です。

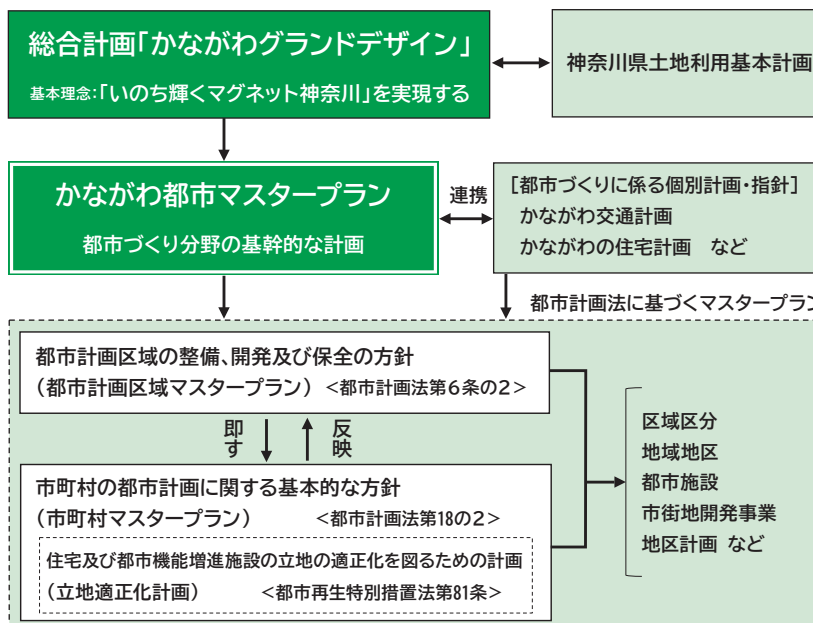


## マスタープラン

マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしたもので、都市計画法による法定のマスタープランと、任意のマスタープランがあります。

「かながわ都市マスタープラン」は、広域的な都市づくりの基本方向などを示した、任意のマスタープランです。

「市町村マスタープラン」は都市計画法(第18条の2)に基づくもので、神奈川県では令和7(2025)年4月1日現在、都市計画区域外となっている清川村を除き、すべての市町で定められています。



# 都市計画の内容

## 都市計画区域 マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画の目標や土地利用の方針、交通体系の整備の方針等を定めています。

## 市町村 マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針

都市計画の目標や目指すべき都市像の実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等を定めています。



### 土地利用

区域区分、地域地区など、土地利用について規制、誘導するための計画です。

### 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものです。

### 地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分することにより、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに合理的な土地利用を図るために定めるものです。

### 促進区域

土地所有者等の権利者による計画的な市街地開発を促進し、良好な土地利用を実現するために定めるものです。

遊休土地転換利用促進地区  
被災市街地復興推進地域

### 都市施設

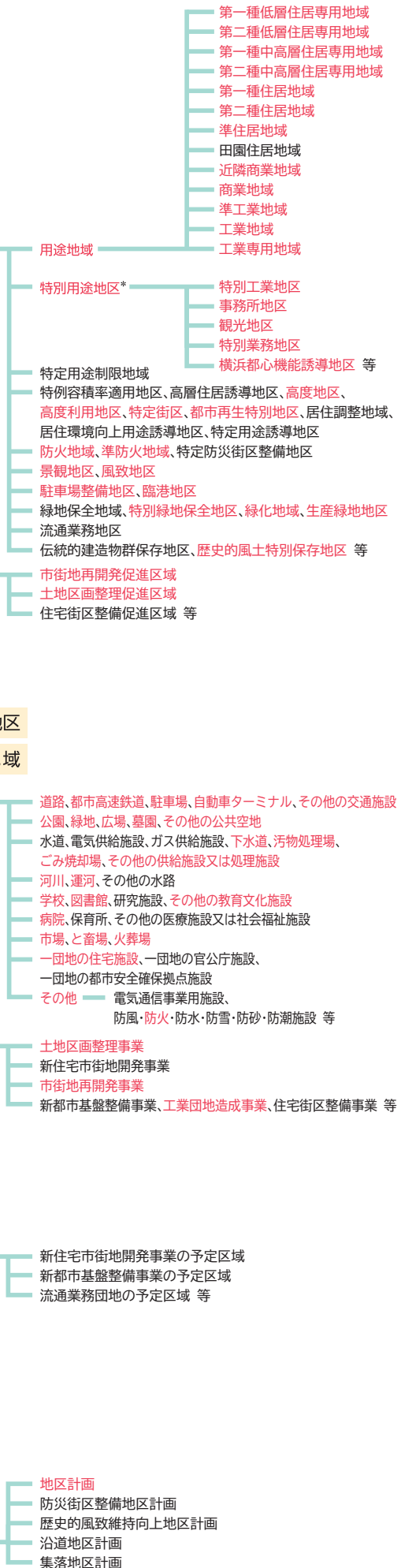
道路、公園、下水道など都市にとって必要な施設について定める計画です。

### 市街地開発事業等

土地区画整理事業、市街地再開発事業などの事業について定める計画です。

### 地区計画等

地区ごとの特性に応じて定める計画です。



本図は、令和7(2025)年4月1日現在の都市計画の体系で、赤文字は、神奈川県内において決定されているものです。

\* 特別用途地区の各類型は、現在の都市計画法にはありませんが、県内において過去に都市計画決定されているものとして表記しています。

# 03 多様な主体による都市づくりの推進

近年、地域の課題やニーズは多様化しており、都市づくりにおいても、行政だけでなく、住民、NPO、企業など様々な主体を都市づくりの担い手としてとらえ、官民連携によるきめ細かな都市づくりを進める取組みが広がっています。

住民には、「エリアマネジメント」の概念の基に、良好なコミュニティを形成し、地域で主体的にまちづくりを担う組織づくりを進め、都市づくりの構想や計画の策定、都市の管理・運営に積極的に参加していくことがますます期待されています。

また、地域に根ざした活動を行うNPOや企業には、組織としての発意・活動を活かし、地域の身近な課題に寄り添いながら、まちの魅力や活力を高めるために、都市づくりに積極的に参加することが求められます。

## 1 官民連携を基軸とした都市づくりの推進

### 都市づくりへの参加支援

県及び市町村は、都市づくりへの住民参加を促すため、都市づくりに関する情報を県民に提供するとともに、都市づくりに参加する住民同士の情報交換の場づくりやそのネットワーク化を支援しています。

県及び市町村は、構想や計画の段階から住民参加を求めるなど、官民連携による協議型の都市づくりを推進して、地域に貢献するプロジェクトの誘導を図っています。そのため、PFI/PPPなどの官民連携事業の拡大を図り、民間活力によるまちづくりの拡大を図るほか、オープンデータ化の推進やソーシャルビジネスの実施主体などへの支援などにより、民間事業者のまちづくりへの参入を促進します。そのほかにも、民間事業者の参入意欲を高め、ノウハウや投資を誘導するための戦略的な都市づくりを図ります。特に、ESG投資の考え方に基づく環境、社会への投資は都市づくりにも大きくかかわることから、都市づくりへの投資を促す環境づくりを検討します。

また、土地所有者、NPOなどによる都市計画提案制度など、都市づくりへの参加に有効な都市計画制度の普及・定着を図っています。さらに、住民ニーズの多様化に応じ、施設の管理運営などへの住民参加や、都市づくりに関する各種の専門家や都市再生推進法人、都市づくりのNPO育成などに取り組んでいます。

### 都市計画の提案制度

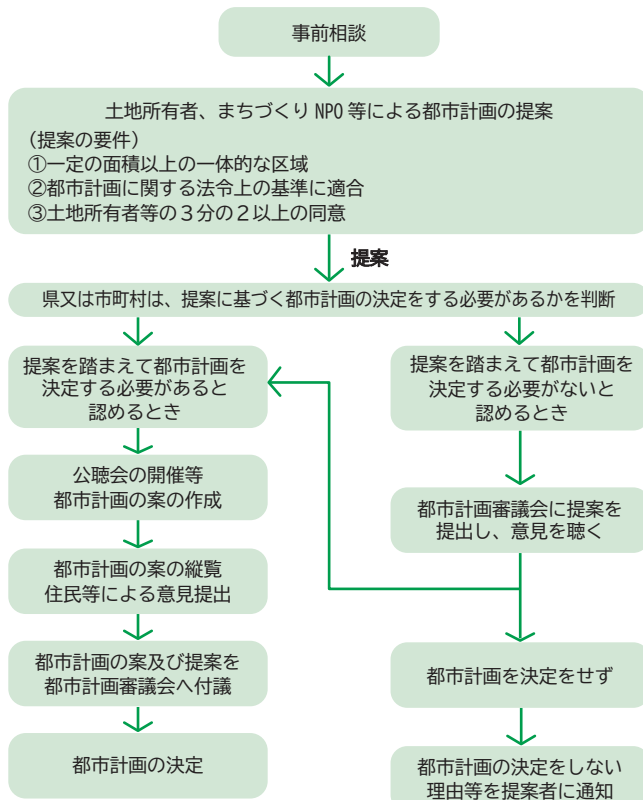
平成14(2002)年度の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定にともない、住民等による自主的なまちづくりの推進や、民間による都市再生の推進を図るための「都市計画提案制度」が創設されました。

これは、土地所有者やまちづくりNPOあるいは民間事業者等が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度です。

#### 提案できる都市計画

県及び市町村が定める都市計画のうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」並びに「都市計画再開発方針等」を除く都市計画について提案することができます。

#### ● 都市計画の提案手続きの流れ



出典・資料：国土交通省ホームページより作成

## 事例1 エリアマネジメント型まちづくり

「一般社団法人横浜西口エリアマネジメント」は、横浜西口エリアの活性化や賑わいづくりの様々な取り組みを行っていったために、母体である「横浜西口元気プロジェクト」を発展させるかたちで平成29(2017)年4月に設立されました。

イベントやワークショップなどの企画・運営、横浜西口の情報発信やプロモーション、防犯や環境美化活動、まちのインフォメーション事業などに取り組みながら、横浜西口をより楽しく安心安全なまちにしていくことを目指しています。

イベント活動としては、公共空間を利用した実証実験(写真:OPEN PARK #01)やイルミネーションなどを実施しています。また、公開空地「Niigoひろば」などでは、地域と連携した音楽フェスの開催をはじめ、年間を通じて音楽ライブやワークショップを実施、さらに、憩いの空間づくりとして「ヨコハマ西口イートテラス」を設置し、エリアの活性化や賑わいの創出に寄与しています。



写真提供：一般社団法人 横浜西口エリアマネジメント

## 事例2 神奈川県におけるPFIへの取組

神奈川県では、「神奈川県におけるPFIの活用指針」を定め、PFIに係る取組みを進めています。

「アサンテ スポーツパーク(神奈川県立スポーツセンター)」は、未病を改善する取組みや、かながわパラスポーツ推進宣言に則った対応を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも活用できるよう、県民のスポーツ推進の拠点として、隣接する総合教育センターと合わせて一体的に再整備が行われました。

アサンテ スポーツパークでは、各種競技大会の会場及び練習等の拠点として、2つのアリーナ、陸上競技場、球技場2面、テニスコートを利用できるほか、日常のスポーツ活動の場としてトレーニングルームとプールは個人利用することもできます。また、合宿等で利用できる宿泊棟を併設し、歴史的建造物であるグリーンハウス内のラウンジ・ミーティングルームは、懇親会等で利用ができます。

この事業では、アサンテ スポーツパーク及び総合教育センターの施設整備(設計、工事等)や維持管理・運営支援を民間事業者が行っています。



▲スポーツアリーナ2



▲陸上競技場

写真提供：神奈川県 文化スポーツ観光局 スポーツ課

### 事例3 京急沿線の富岡地区地域交通“とみおかーと”本格運行開始

京浜急行電鉄株式会社（以下、「京急電鉄」）は、横浜市金沢区富岡エリアにおいて、平成30（2018）年から横浜国立大学及び横浜市と産学官連携で「グリーンスローモビリティ（電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ）」（以下、「グリスロ」）等を活用した実証実験を進めてきました。

当該エリアは市内でも人口減少、高齢化の進行が著しく、さらに急勾配な坂道や狭い道路が多く、バス停や鉄道駅へのアクセスが容易でない等の地理的な交通課題を有していることから、5年にわたる交通実証実験を実施し、地域と検討を重ねた結果、京急電鉄を代表とし、地元町内会と地元タクシー会社が参画する「とみおかーと共創推進協議会」を企画運営者として、令和7（2025）年12月1日から「ちいきと育てて走らせるとみおかーと」の本格運行を開始しています。

なお、運行車両のデザインにも地域の声を反映し、京急電鉄マスコットキャラクター「けいきゅん®」のカラーをイメージしたラッピングが施されています。（ワンボックス車両（10人乗り））



写真提供：京急電鉄

#### ■ 乗合型移送サービスとみおかーと実証実験

とみおかーと実証実験は、横浜市と京急電鉄が締結した「京急沿線（横浜市南部地域）における公民連携のまちづくりの推進に関する協定」及び横浜国立大学と締結した「産学連携の協力推進に係る協定」に基づく取組の一環として実施されてきました。

## 2 協議型都市づくりによる広域的な取組みの推進

県は、「広域的な取組み」、「新技術の都市づくりへの展開」などの円滑な推進を図るため、市町村などと連携し、官民連携による多様な事業形態、管理形態の都市づくりを促進します。

### 事例1 Fujisawa サステナブル・スマートタウン

藤沢市では、平成19（2007）年から平成20（2008）年にかけての旧松下電器産業関連工場の撤退後、この跡地において地権者等の事業者が自ら「地域から地球に広がる環境行動都市-藤沢」の先導的モデルプロジェクトとして、「Fujisawa サステナブル・スマートタウン（Fujisawa SST）」の実現をめざしたまちづくりを行っています。

Fujisawa SSTでは、省エネ・創エネ・蓄エネ技術を核としたまち全体のCO2排出量削減、エネルギーの自給自足、街区全体でのエネルギーマネジメントなどにより、都市における低炭素化を推進する環境創造まちづくり拠点の創造を図っています。



写真提供：Fujisawa SST コンソーシアム

### 3 地域主体で進めるまちづくり ～コミュニティ経済社会の実現に向けた取り組み～

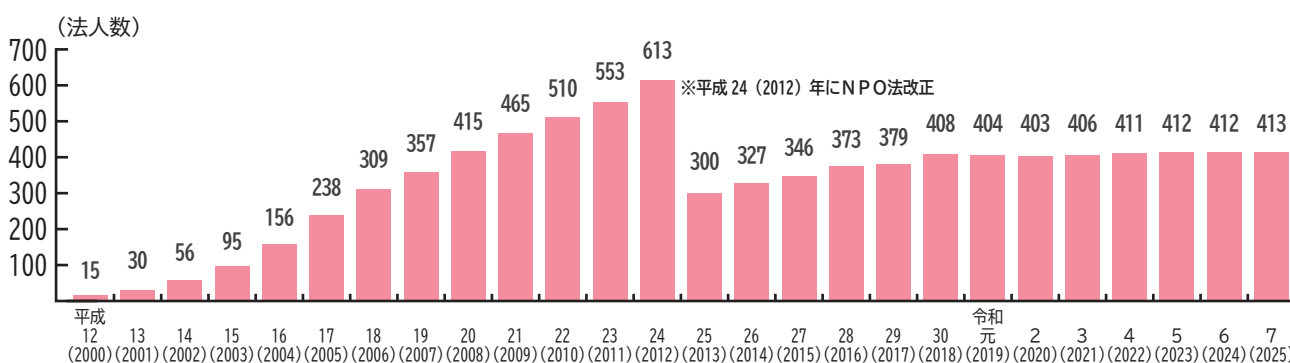
平成14(2002)年に創設された都市計画提案制度により、土地所有者やまちづくり分野のNPO法人(特定非営利活動法人)などが、都市計画の提案を行えるようになり、地域住民がより主体的にまちづくりへ関わるための仕組みが整いました。令和7(2025)年3月31日現在、県内のまちづくり分野のNPO法人の数は、413団体が認証されています。

近年では、コミュニティの形成や住民主体のまちづくりに対する関心が高まっており、若者から高齢者まで多様な世代が参画できる都市づくりが求められています。

また、社会問題の解決を目的としたソーシャルビジネス、とりわけ地域の課題に対応したコミュニティビジネスの取組など、民間主導のまちづくりも活発化しています。

こうした背景を踏まえ、地域のまちづくりは、住民・NPO・企業などと行政が協働し、地域主体で進めるまちづくりと行政の担う都市づくりが互いに調和しながら進められることが必要となっています。

#### まちづくり分野のNPO法人数の推移



出典・資料：内閣府NPOホームページ>NPO基本情報>NPO統計情報>認証数(活動分野別)>認証推移(第3号 まちづくりの推進を図る活動)特定非営利活動法人の活動分野について (<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-bunyabetsu>) (閲覧日：令和8(2026)年3月2日)

#### 事例1 NPO法人「湘南スタイル」(茅ヶ崎市)

地域の課題解決やニーズを満たす地域密着型ビジネスとして注目を浴びているコミュニティビジネス。

茅ヶ崎市では、「NPO法人湘南スタイル」がまちづくり活動をしています。湘南スタイルは、平成17(2005)年6月に「みんなが喜ぶしくみづくり」を共有の目標に、地域で事業を行う人や市民が、それぞれが持つ地域課題解決のアイデアの実現をプロジェクトを通じて行っています。

例えば、「湘南ワンハンドレッドプロジェクト」では、自分らしい100年ライフを探す現役世代のための相談機能や多世代の活動機会の創出などを行っています。

また、「ふれあい畑塾」では、耕作されていない農地が増えていることが地域の課題として顕在化していたことから、これらの農地を使った「畑塾」を運営するほか、食や農に関するイベントやワークショップを行っています。



▲湘南ワンハンドレッドプロジェクト



▲ふれあい畑塾



出典・資料：湘南ワンハンドレッドプロジェクト (<https://www.shonan-style.jp/>) (NPO法人湘南スタイルホームページ) により作成 (閲覧日：令和8(2026)年3月2日)

# 第3章 資料

- 01 かながわの姿
- 02 地形と水系
- 03 温暖な気候
- 04 かながわの歩み
- 05 都市形成史
- 06 県政の歴史
- 07 その他



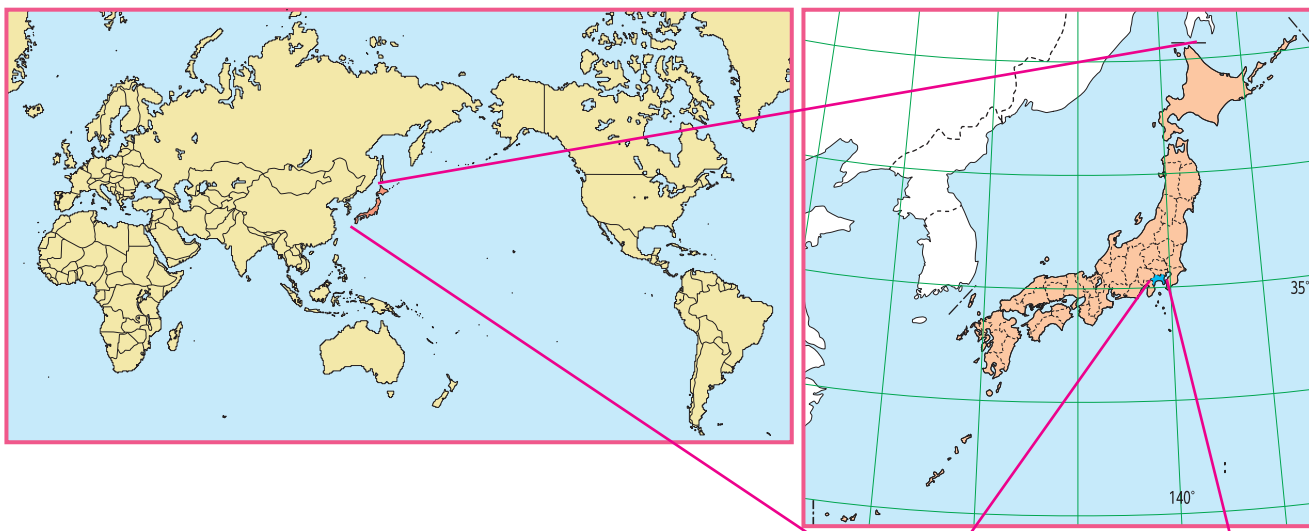
# 01 かながわの姿

神奈川県は、地球上の北緯35度7分43秒～35度40分22秒、東経138度54分57秒～139度47分46秒の範囲に位置し、北半球のやや南側、ユーラシア大陸の東端にあります。日本列島においてはほぼ中央、関東平野の南西部に位置し、首都圏の一角を形成しています。北側は東京都に接し、西側は丹沢山地を隔てて山梨県、箱根山地を隔てて静岡県と隣接しています。東側は東京湾、南側は相模湾に面し、東京湾アクアラインを通じて千葉県とも連絡しています。また、羽田空港に隣接し、横浜港をはじめとする国際港湾施設を有するなど、国際的な交通アクセスにも恵まれています。

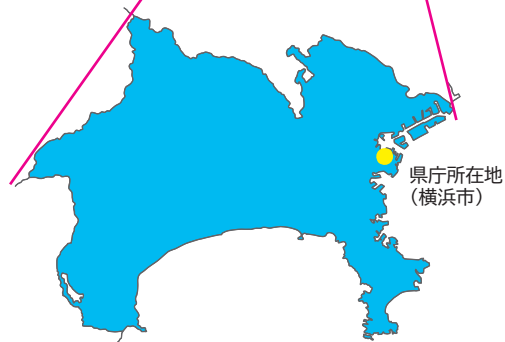
県の大きさは東西約78km、南北約60km、面積は2,416.55km<sup>2</sup>で、全国では5番目に小さな都道府県です。(面積が小さい都道府県)

人口は、住民基本台帳によると、令和7(2025)年1月1日現在で約920万人と、全国で東京都に次いで2番目に多い県となっています。(人口の多い都道府県)

## 世界の中のかながわ



## 世界の都市への時間 (羽田空港からの所要時間)



県庁所在地 (横浜市)

出典・資料：「就航都市一覧 (国際線)」(羽田空港ホームページ)  
 (https://tokyo-haneda.com/flight/city\_list.html) により作成  
 (閲覧日：令和8(2026)年3月2日)

## 日本の地勢と海流

日本は国土の約73%を山地が占め、また、いくつもの火山帯が走る島国であり、四方を海に囲まれています。太平洋側に流れる親潮（寒流）と黒潮（暖流）は亜寒帯収束線でぶつかり、潮目となっています。

また、神奈川県はユーラシアプレート\*、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートがぶつかりあう境界域にもあたります。

### ● 日本海の海流(暖流と寒流)



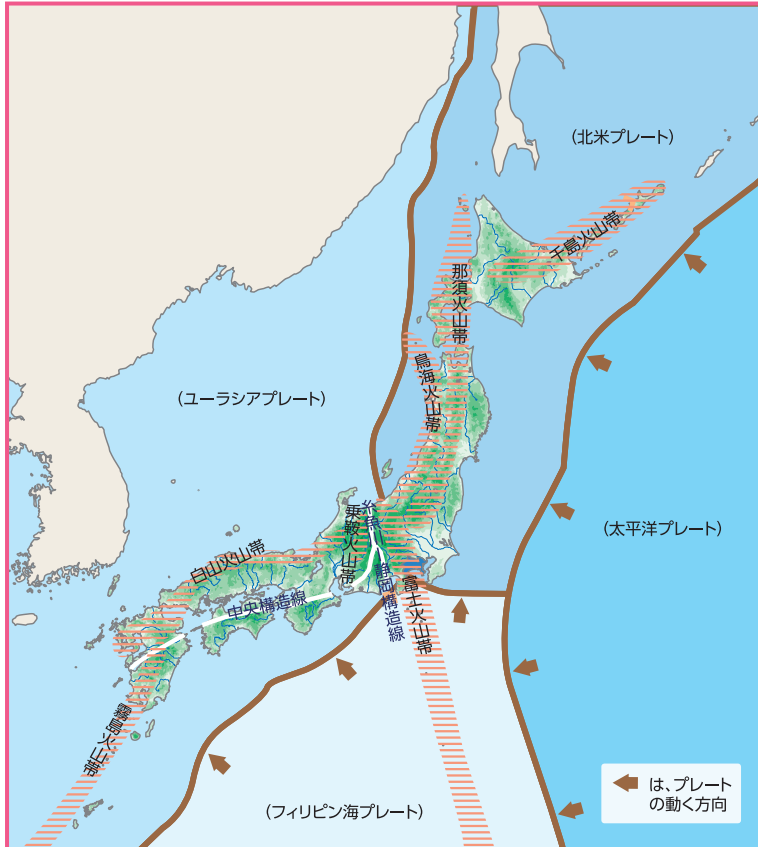
出典・資料：キッズ日本海学ホームページ 日本海のみみつ (<https://www.nihonkaigaku.org/kids/secret/ocean.html>) (閲覧日：令和8(2026)年3月2日)

#### \*プレート

プレートとは地球上の全表面にすき間無く敷き詰められている厚さ数十kmほどの岩盤を指します。プレートは、各々異なる方向に、年間数cm程度の早さで相対的に移動しており、それぞれのプレート境界では、プレートが離れ合ったり、近づき合ったりしています。プレート同士が押し合ってヒマラヤのような巨大な山脈を形成するか、あるいは一方のプレートが他方のプレートの下に沈み込みます。この沈み込むところに沿って、海溝などの巨大な溝状の地形が形成されます。

出典・資料：「日本の地震活動」平成9年10月（財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター）により作成

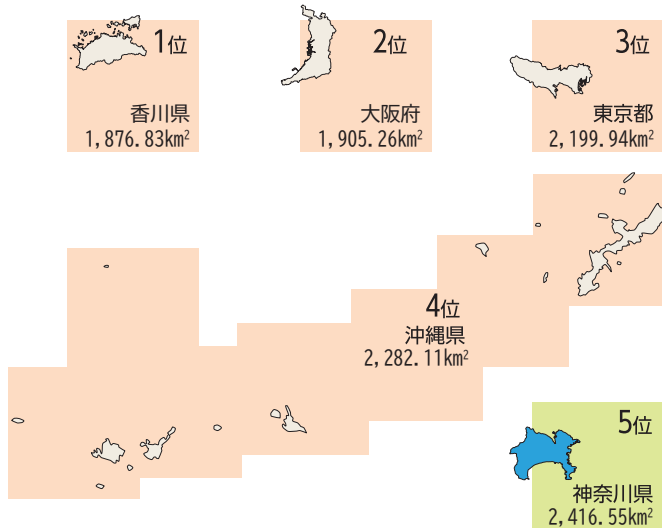
### ● 日本列島の火山帯とプレート境界



出典・資料：図説かながわのまち解体新書 1999年（神奈川県 都市政策課）、改訂地学図解（第1学習社）により作成

## 面積が小さい都道府県

令和7(2025)年10月1日

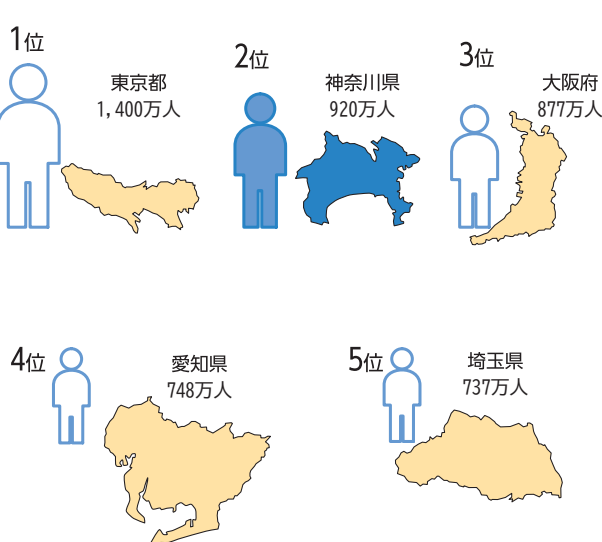


\*境界未定のある都県については、参考地を使用しています。

出典・資料：全国都道府県市区町村別面積調（令和7(2025)10月1日時点）（国土地理院）により作成

## 人口の多い都道府県

令和7(2025)年1月1日



出典・資料：住民基本台帳人口・世帯数（令和7(2025)1月1日時点）（総務省）により作成

# 02 地形と水系

神奈川県は、地形からみると大きく三つの地域に分けられます。まず、県内で最も高い蛭ヶ岳をはじめ標高1,500m前後の山々が連なる丹沢山地や、三重式火山で知られる箱根火山が位置する西部山岳地域。次に、多摩丘陵と三浦半島からなる東部丘陵地域。そして、相模川を中心に、両岸に広がる平坦な段丘と低地から構成される中央地域です。

地層に目を向けると、県の西部と東部では、形成された時代や構造に違いがあり、県西部は、約7000万～3000万年前に堆積した小仏層群や相模湖層群が、陣馬山から相模湖、津久井湖にかけて露出しています。一方、県東部には、三浦半島の中央に約1500万年前に堆積した葉山層群が分布しており、その一部は保水性の高い関東ローム層に覆われています。また、河川沿いには沖積層が形成されており、現在の地形は数千万年にわたるさまざまな変遷を経てつくられたものです。

水系をみると、東京都との県境には多摩川、県の中央部には相模川、西部には酒匂川が流れ、その周りには広い平野が広がっています。中でも相模川と酒匂川は重要な水源として、水道用水、工業用水、発電用水、農業用水などに利用され、地域の生活、産業、経済支えています。さらに、豊かな水資源の一つである湧水は、生活用水として使われるだけでなく、観光名所や公園としても親しまれています。また、箱根や湯河原などでは温泉が湧くことでも有名です。

## 神奈川県地形

### ■主な山(海からの高さ)

	標高
蛭ヶ岳	1,673m
大室山	1,587m
丹沢山	1,567m
塔ヶ岳	1,491m
神山	1,438m
菰釣山	1,379m
大山	1,252m

日本の山岳標高一覧  
— 1003山— 国土地理院



出典・資料：令和7年版「わたしたちの神奈川県」（神奈川県 総合政策課）

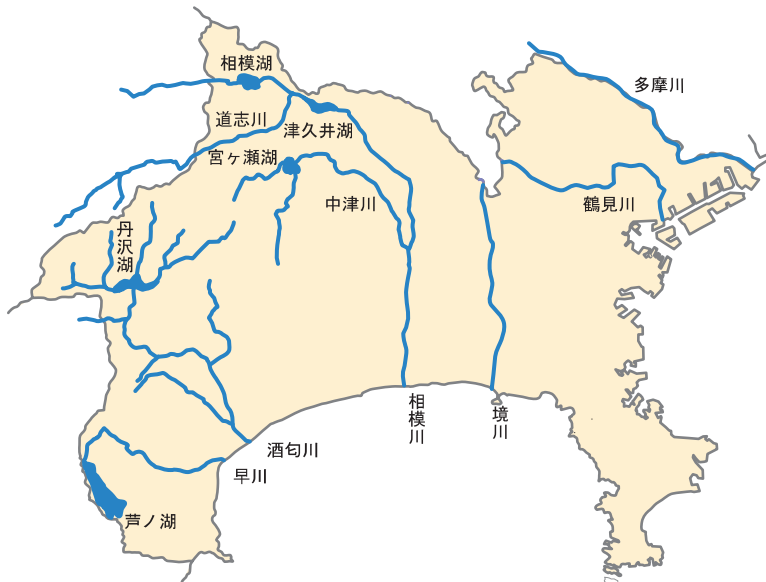
## 神奈川県水系

### ■主な川

	県内を流れる長さ
相模川	55.6km
境川	52.1km
中津川	32.8km
鶴見川	32.0km
多摩川	28.4km
酒匂川	27.2km
道志川	21.7km

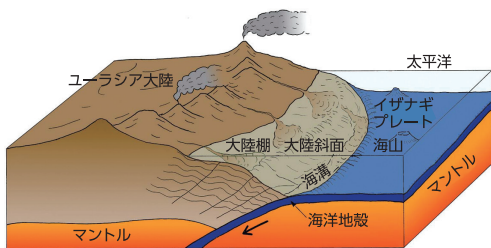
### ■主な湖

	面積
芦ノ湖	6.9km <sup>2</sup>
宮ヶ瀬湖	4.6km <sup>2</sup>
相模湖	3.3km <sup>2</sup>
津久井湖	2.5km <sup>2</sup>
丹沢湖	2.2km <sup>2</sup>

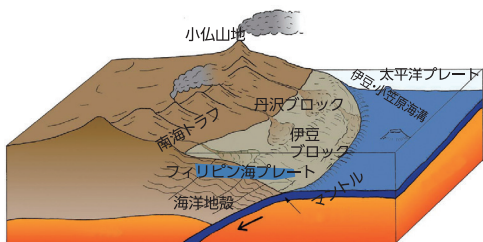


出典・資料：令和7年版「わたしたちの神奈川県」（神奈川県 総合政策課）

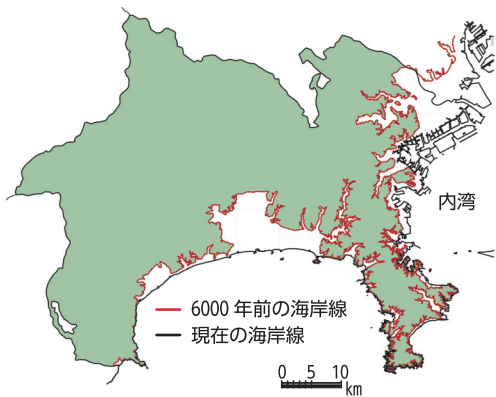
## 神奈川の大地の成り立ち



神奈川県内で最も古い地層（1億年～3,000万年前）は、相模湖や津久井湖の付近にある小仏山地をつくる地層です。このころ、日本海はまだなく、日本はユーラシア大陸の縁に位置していました。この地層は、大陸から流されてきた砂や泥、礫が大陸棚や大陸斜面に堆積し、さらに海底地すべりによって海溝に堆積してできたものです。



2,000万年前頃から大陸の一部が分裂をはじめ、日本海が拡大しました。伊豆・小笠原弧では1,700万～1,100万年頃に活発な海底火山活動が続き、丹沢が南の海の火山島として誕生しました。丹沢はプレートに乗って北へ移動して、500万年前には本州へ衝突し、後に続いて北上・衝突してきた伊豆に押されて隆起し、丹沢山地となりました。

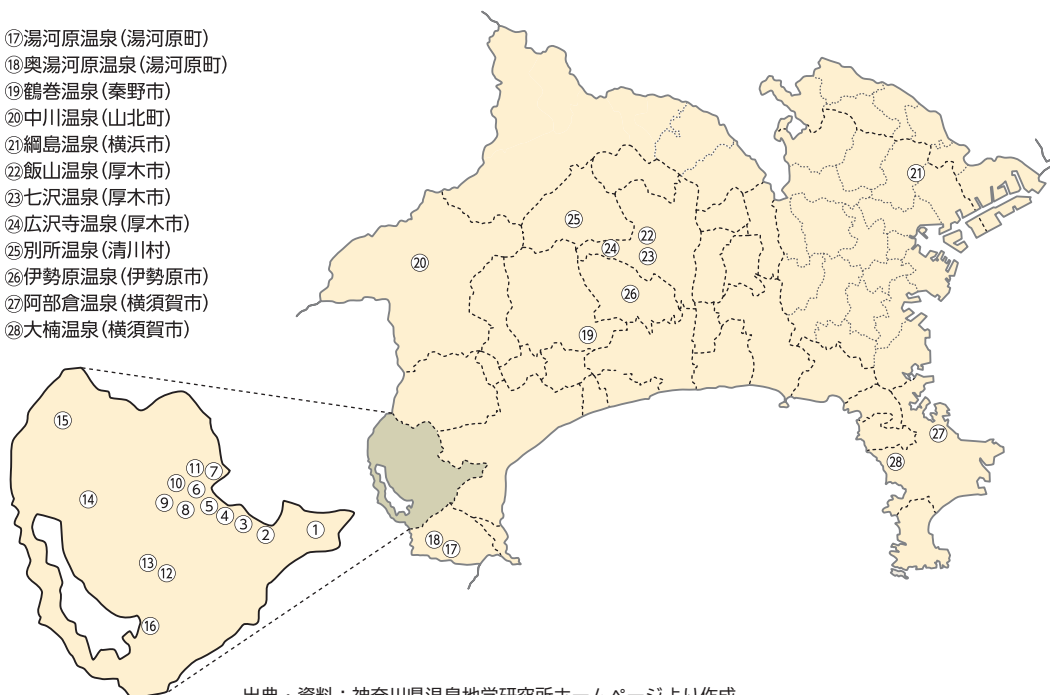


100万年前頃から、氷期と間氷期の繰り返しによる海面の上下変動が起こって、神奈川の大地も陸地になったり海に沈んだりしました。また、湯河原火山、箱根火山などの火山が活発に活動し、神奈川県の大地は火山灰層で覆われました。6,000年前は現在よりも暖かく、海面は現在に比べて2～3m上がり、広い内湾が形成されました。その後、海面の低下と地盤の隆起活動によって内湾が陸化し、平野や低地が形成されて現在の海岸線となりました。

出典・資料：神奈川県自然図鑑1 岩石・鉱物・地層（神奈川県立生命の星・地球博物館）、企画展ワークテキスト「+2℃の世界～縄文時代に見る地球温暖化～」

## 温泉

- ①湯本温泉(箱根町)
- ②塔ノ沢温泉(箱根町)
- ③大平台温泉(箱根町)
- ④堂ヶ島温泉(箱根町)
- ⑤宮ノ下温泉(箱根町)
- ⑥底倉温泉(箱根町)
- ⑦木質温泉(箱根町)
- ⑧小涌谷温泉(箱根町)
- ⑨二ノ平温泉(箱根町)
- ⑩強羅温泉(箱根町)
- ⑪宮城野温泉(箱根町)
- ⑫芦ノ湯温泉(箱根町)
- ⑬湯ノ花沢温泉(箱根町)
- ⑭姥子温泉(箱根町)
- ⑮仙石原温泉(箱根町)
- ⑯芦ノ湖温泉(箱根町)
- ⑰湯河原温泉(湯河原町)
- ⑱奥湯河原温泉(湯河原町)
- ⑲鶴巻温泉(秦野市)
- ⑳中川温泉(山北町)
- ㉑綱島温泉(横浜市)
- ㉒飯山温泉(厚木市)
- ㉓七沢温泉(厚木市)
- ㉔広沢寺温泉(厚木市)
- ㉕別所温泉(清川村)
- ㉖伊勢原温泉(伊勢原市)
- ㉗阿部倉温泉(横須賀市)
- ㉘大楠温泉(横須賀市)



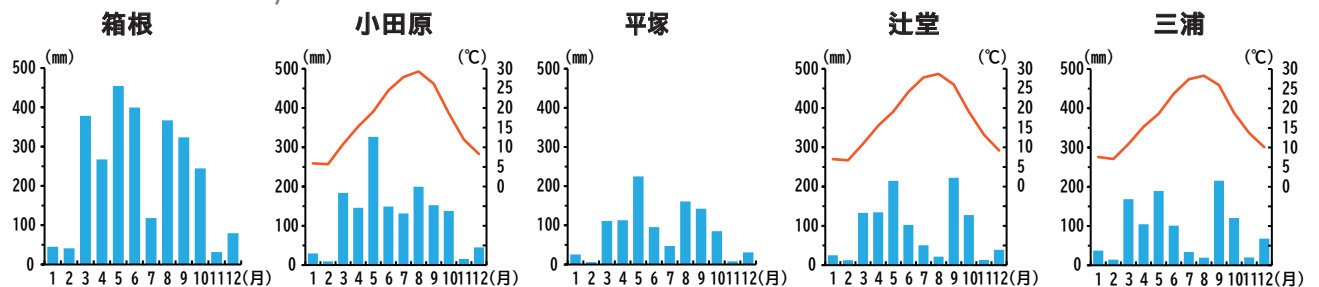
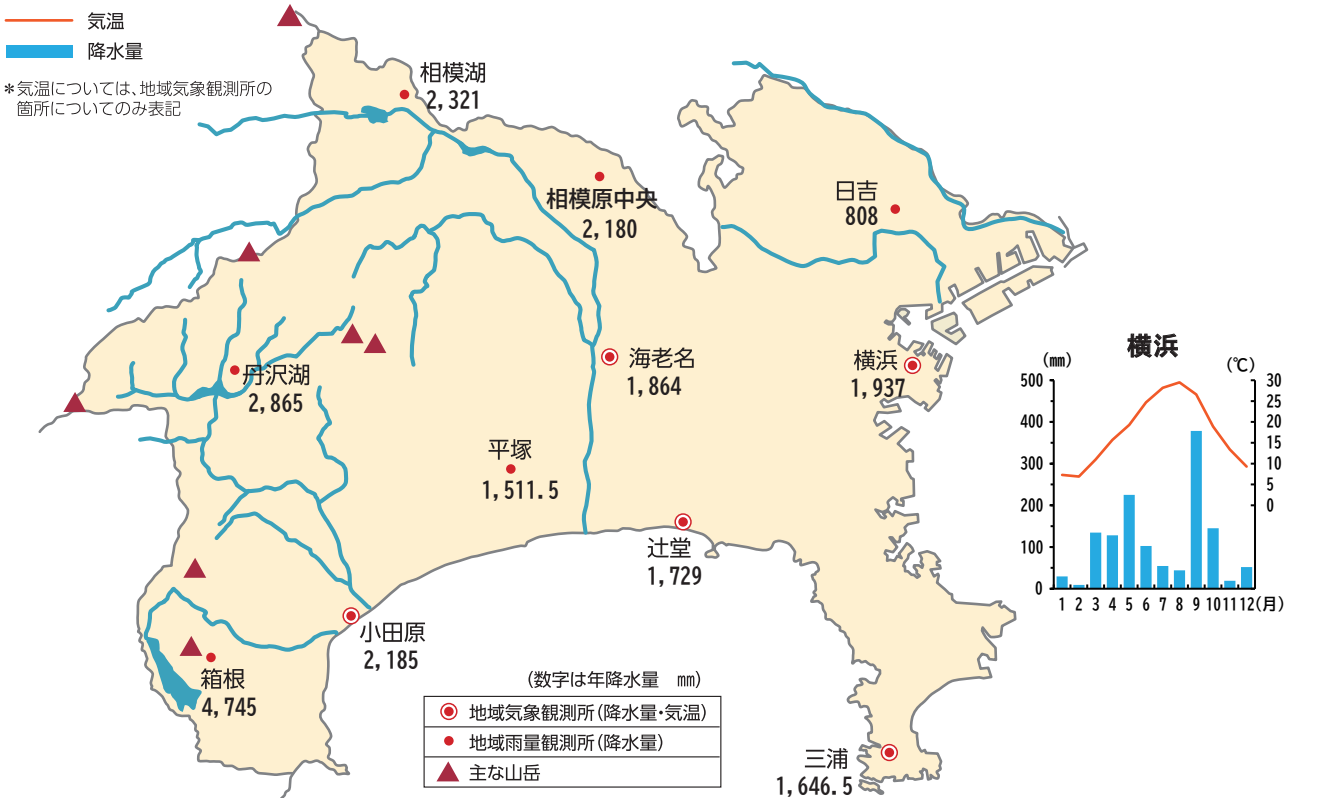
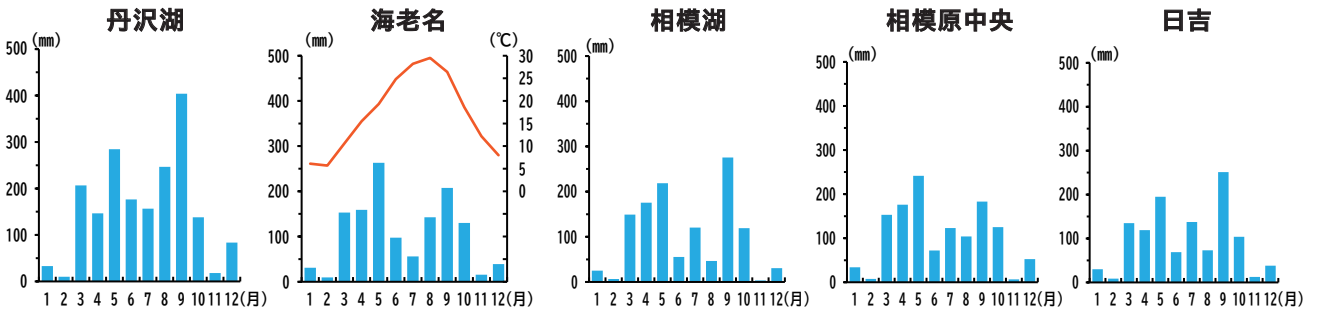
出典・資料：神奈川県温泉地学研究所ホームページより作成  
[https://www.onken.odawara.kanagawa.jp/hotspring/onsen\\_kouza/20200518-01.html](https://www.onken.odawara.kanagawa.jp/hotspring/onsen_kouza/20200518-01.html)  
 (閲覧日：令和7(2025)年12月2日)

# 03 温暖な気候

神奈川県は、丹沢や箱根の山々が北西からの季節風を遮り、さらに太平洋に面して黒潮の影響を受けているため、県全体として温暖で雨量の多い気候となっています。気候区分としては、太平洋側気候で、冬は晴天で乾燥し、夏は高温多湿の日が多く見られます。横浜地方気象台による令和7（2025）年の観測では、年平均気温は17.6℃、最高気温は38.1℃、最低気温は-0.6℃でした。また、同年の年間降水量は1,321.5mmで、西部地域の降水量が多く、箱根では横浜のおよそ2.2倍に達しています。

## 各地の平均気温と降水量

令和7（2025）年1月～12月現在



出典・資料：各地の平均気温と降水量（気象庁ホームページ）により作成  
 (https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php?prec\_no=46&block\_no=00&year=2025&month=&day=&view=p2)

# 04 かながわの歩み

神奈川には原始（先土器時代）から相模原台地を中心に人々が住み始め、源頼朝が鎌倉に幕府を開いた鎌倉時代には、日本の中心地となりました。この時に鎌倉では鶴岡八幡宮を中心に若宮大路などの道が整えられ、多くの寺社も建てられました。江戸時代には、東海道などの現在の交通網の骨格となる道なども生まれ、街道の拠点となる宿場町は、物資の輸送や旅人同士の交流の拠点となりました。東海道には、県内では九つの宿場が設けられ、また藤沢遊行寺や江の島など、その沿道にある信仰の地や行楽の場への往来でにぎわいました。

幕末には、横浜は「開港場」となり、関内地区に整然と外国人居留地が置かれ、公園や並木道（現日本大通り）が整備されました。これが、西洋の近代的都市計画の考え方を導入した日本の近代都市計画の始まりでした。こうしたことからいろいろなものが輸入され、このうち、アイスクリームやビール、テニス、鉄橋、鉄道などは横浜が発祥の地となっています。現在のみなとみらい地区（横浜市）の日本丸メモリアルパークから新港地区へ向かう遊歩道（汽船道）は、かつて物資輸送に使われた臨港鉄道の遺構を保存・活用したものです。その後、震災や戦災という、2度にわたる壊滅的な打撃を受けましたが、これを復興のエネルギーに変え、都市づくりは進みました。

## 神奈川の歴史

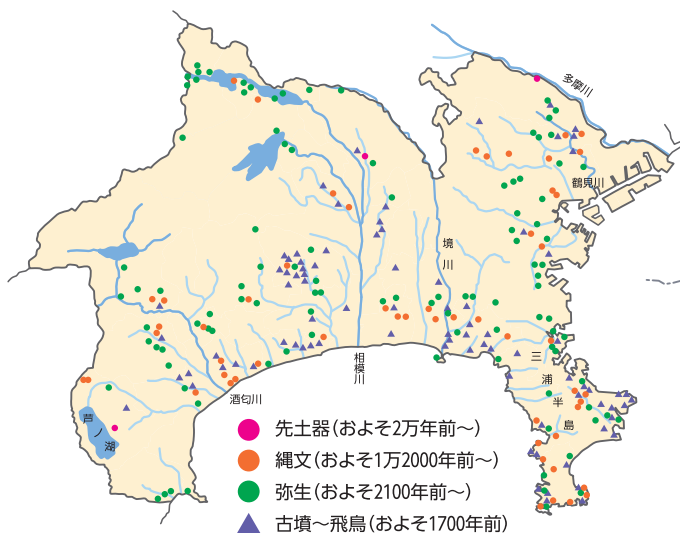
時代	年代	主なできごと	
原始	3万年前	相模野台地に人々が住み始める	
	2万年前	県内の各地に人々が住み始める	
古代	大化 1 645	☆大化の改新	
	霊亀 2 716	相模の国ができる	
	延暦 13 794	☆京都に都がおかれる（平安京）	
鎌倉〜江戸	建久 3 1192	☆源頼朝が征夷大将軍になる ☆源頼朝が鎌倉に幕府をひらく 鎌倉の大仏完成	
	文永 1 1264	☆鎌倉幕府が滅びる	
	元弘 3 1333	☆足利尊氏が京都に幕府をひらく （室町幕府）	
	暦応 1 1338	☆応仁の乱	
	応仁 1 1467	北条早雲、大森氏の小田原城をうばう	
	天文 12 1543	☆鉄砲が伝わる	
	天正 18 1590	豊臣秀吉、小田原城を攻め北条氏がほろぶ	
	慶長 5 1600	☆関ヶ原の戦い	
	慶長 8 1603	☆徳川家康が江戸に幕府をひらく （江戸幕府）	
	元和 5 1619	箱根に関所が設けられる	
	寛文 7 1667	横浜に吉田新田が完成	
	嘉永 6 1853	☆ペリーが浦賀に来航	
	安政 1 1854	☆日米和親条約（神奈川条約）が結ばれる	
	安政 5 1858	☆日米修好通商条約が結ばれる	
	安政 6 1859	☆神奈川の港が開かれる	
	慶応 3 1867	☆大政奉還	
	明治	明治 1 1868	☆明治維新 江戸が東京になる
		明治 2 1869	横浜の埋立がさかんに行われる （1869〜1875）
		明治 4 1871	廃藩置県により、小田原、荻野山中、 韭山、六浦、神奈川の5県が設置される
明治 5 1872		☆新橋・横浜間に鉄道が開通	
明治 9 1876		今の神奈川県ができる	
明治 22 1889		☆大日本帝国憲法発布 東海道線、横須賀線が開通 横浜が市になる	
明治 27 1894		☆日清戦争が始まる	
明治 35 1902		江ノ島電気鉄道が開通	
明治 37 1904		☆日露戦争が始まる	
明治 41 1908		横浜鉄道（現横浜線）が開通	

☆印は社会の大きなできごと、無印は神奈川県内のできごと・主な鉄道の開通

時代	年代	主なできごと
大正	大正 2 1913	浅野総一郎などが川崎の海岸の埋立をはじめる
	大正 3 1914	☆第一次世界大戦が始まる（～1918）
	大正 10 1921	相模鉄道が開通
	大正 12 1923	☆関東大震災
	大正 14 1925	☆普通選挙法ができる
大正 15 1926	東京横浜電鉄（現東横線）が開通	
昭和	昭和 2 1927	南武鉄道（現南武線）、小田原急行 鉄道（現小田急線）が開通
	昭和 16 1941	☆太平洋戦争が始まる
	昭和 20 1945	横浜が大空襲をうける ☆第二次世界大戦が終わる
	昭和 21 1946	☆日本国憲法が公布される
	昭和 31 1956	☆国際連合に加入 横浜市が政令指定都市になる
	昭和 39 1964	☆東京オリンピックが開かれる 東海道線新幹線が開通
昭和 44 1969	東名高速道路が全線開通	
昭和 47 1972	川崎市が政令指定都市になる	
平成	平成 1 1989	横浜展覧会が開催される 横浜ベイブリッジ開通
	平成 2 1990	サーフ'90が開催される
	平成 10 1998	かながわ・ゆめ国体が開催される
	平成 16 2004	みなとみらい線が開通
	平成 22 2010	相模原市が政令指定都市になる
	平成 23 2011	☆東日本大震災
	平成 24 2012	「かながわランドデザイン」策定 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線） 着工
	平成 25 2013	横浜新都市交通、横浜シーサイドラインと 改称
	平成 26 2014	リニア中央新幹線 品川駅、名古屋駅にて 準備工事着手
	平成 28 2016	南武支線「小田栄」駅開業
平成 30 2018	小田急電鉄小田原線 代々木上原～登戸間 複々線全面使用開始	
令和	令和 1 2019	東京急行電鉄が東急電鉄に名称変更 相模鉄道新横浜線 西谷～羽沢横浜国大間開通
	令和 3 2021	金沢シーサイドライン 金沢八景駅延伸両線開業 ☆東京オリンピック・パラリンピックが開催される
	令和 5 2023	東急電鉄新横浜線 日吉～新横浜間開通 相模鉄道新横浜線 羽沢横浜国大～新横浜間開通
	令和 6 2024	「新かながわランドデザイン」策定

出典・資料：令和7年版「わたしたちの神奈川県」（神奈川県 総合政策課）、神奈川県交通関係資料集（令和7年度版）（神奈川県 交通政策課）により作成

## 人のくらし、まちのはじまり



人々は相模川沿いの台地や酒匂川沿い、また三浦半島の海岸沿いに住み始めました

出典・資料：神奈川県史(神奈川県)、図説かながわのまち解体新書1999年(神奈川県 都市政策課)により作成

## 近世交通図



出典・資料：神奈川の東海道(上)(神奈川県東海道ルネッサンス推進協議会)により作成

## 鎌倉のまちとみち

源頼朝が鎌倉に入るとまずとりかかったのが道路の整備です。都市を構成するうえで重要な要素となる道路ですが、鎌倉時代の道路整備は、防備とともに物資と人の流入のために行われました。鎌倉への出入口は、山を削りつけて作られた「切り通し」であり、極楽寺坂、大仏、化粧坂、亀ヶ谷、巨福呂坂、朝比奈、名越の七つが整備され、「七切り通し」または「七口」と呼ばれています。切り通し付近には、外側左右の山腹を垂直に削って登りにくくした切り岸や、山腹をひた大壇状に削って陣地とした平場が現在も残っています。三方の山並を城壁とする城塞都市・鎌倉の特徴といえます。

### 鎌倉道

鎌倉幕府開府以後、各地から鎌倉に向かった中世古道を総称して鎌倉街道といいます。上ノ道(西の道)、中ノ道、下ノ道(東の道)の三街道、また六浦路、三浦道などがあり、これらは鎌倉を中心に放射線状に広がっていました。

- 上ノ道…信濃、上野方面から武蔵府中を経て境川沿いに南下して化粧坂に至ります。頼朝による鎌倉建設の道であるとともに、新田義貞によって攻められた鎌倉陥落の道でもあります。武相武士がもっとも多く往来した道です。
- 中ノ道…武蔵府中の是政渡しから下流の二子渡しにかけての渡河点で多摩川を渡り、多摩丘陵を越えて鶴ヶ峰に集まり二俣川を経て下ノ道に合流します。現在も世田谷の代田、若林、弦巻、用賀に鎌倉道という伝承が残っています。
- 下ノ道…江戸方面から東京湾岸の台地上を進み、鶴見、保土谷、弘明寺を経て亀谷坂または巨福呂坂に達します。室町時代には往返が多くなりました。
- 六浦路…房総方面から東京湾を渡り、金沢から朝比奈切り通しを越えます。交通上の重要な港、製塩の地、戦略上の用地、土民慰安の地として重要な地理的条件を備えていました。
- 三浦道…三浦方面から名越坂または小坪坂に向かいます。

かながわの古道(神奈川合同出版)、神奈川県史(神奈川県)より

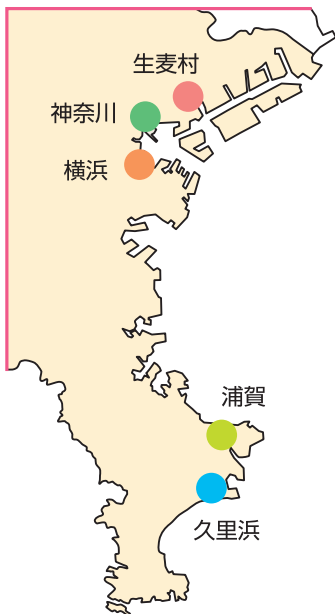
### 大山道(近世の道)

関東一円から相模国・大山阿夫利神社(現：伊勢原市)へ向かう参道です(江戸時代)。かつて大山信仰が隆盛を極めていた頃は、関東の道はすべて大山に通じると言われ、東北・東海地方へと広がっていました。これらの道は、信仰の道であるとともに地域の生活道でもあり、その道筋は時代により変わっていきました。大山道には大山講中などに献納された石灯ろうや不動尊蔵が建てられており、台座などに刻まれた道しるべが人々を導いています。現在では国道246号等に引き継がれ、主要幹線道路として重要な役割を果たしています。



出典・資料：かながわの古道(神奈川合同出版)により作成

## 開港の歴史



- 天保6(1837)年  
米船モリソン号浦賀沖に到着
- 嘉永6(1853)年  
ペリー、浦賀に来航
- 嘉永6(1853)年  
ペリーが久里浜に上陸し、米大統領フィルモアの親書を渡す。
- 嘉永7(1854)年  
ペリー再来航。横浜に上陸
- 安政元(1854)年  
日米和親条約
- 安政5(1858)年  
日米修好通商条約
- 安政6(1859)年  
日米修好条約により横浜港開港
- 文久2(1862)年  
外国商人リチャードソンら、島津久光の家臣等に殺傷される(生麦事件)。

出典・資料：図説かながわのまち解体新書1999年(神奈川県 都市政策課)により作成

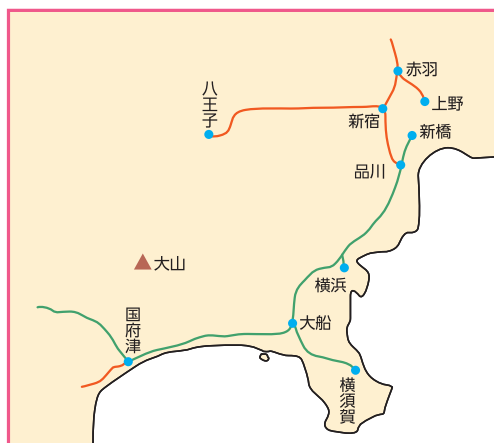
# 05 都市形成史

## 1 鉄道の発達と都市形成

近代の市街地の形成に、民間の宅地開発は大きな役割を果たしてきました。大正末期、私鉄による鉄道の敷設が盛んになり、横浜の郊外には、住宅地が拡大していきました。これは、鉄道資本が鉄道路線の開業と沿線の開発をセットで進めたことによるもので、今日の神奈川県各市街地イメージの代表である鉄道沿線の丘陵部の良好な市街地の原点は、この時にできあがりました。

たとえば東急電鉄は日吉台・綱島・菊名・白楽などに住宅地を造成し、昼間の利用者を増やすために、沿線に大学やレクリエーション施設を誘致したり、小田急電鉄は現在の中央林間・南林間に野球場、テニスコートなどを整備しました。また、箱根・湯河原の一带は観光地・温泉地として発展しました。葉山から大磯にかけての湘南海岸一帯は明治期より別荘地や海水浴場として注目され、東海道線や湘南海岸公園道路（現国道134号）の開通によって、ますます開発が進みました。

### 鉄道網の形成過程



— 国鉄  
— 私鉄  
— 地下鉄

明治 22(1889) 年  
明治 5 年に東海道線新橋～横浜間が開通



明治 38(1905) 年  
京浜電気鉄道の川崎～神奈川間の開通により、東京～横浜間が全線開通



大正 6(1917) 年  
明治 41 年に東神奈川～八王子を結ぶ横浜線が開通



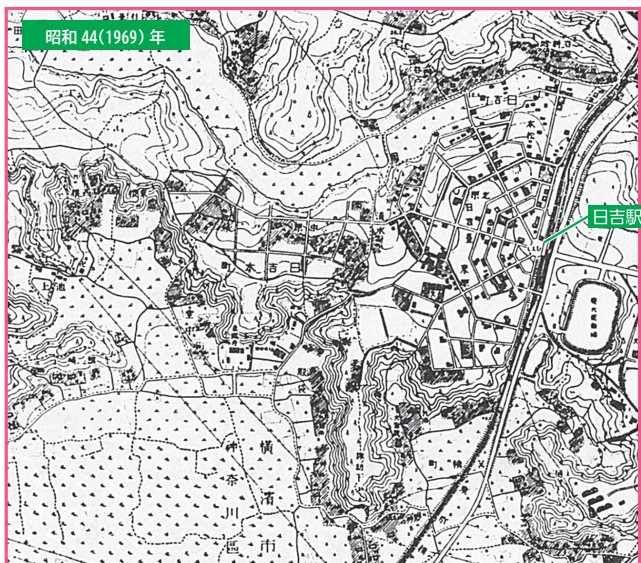
大正 15(1926) 年  
大正 10 年に相模鉄道が開通

昭和 10(1935) 年  
昭和 2 年に小田急線・南武線が開通。  
昭和 5 年に湘南電気鉄道が開通

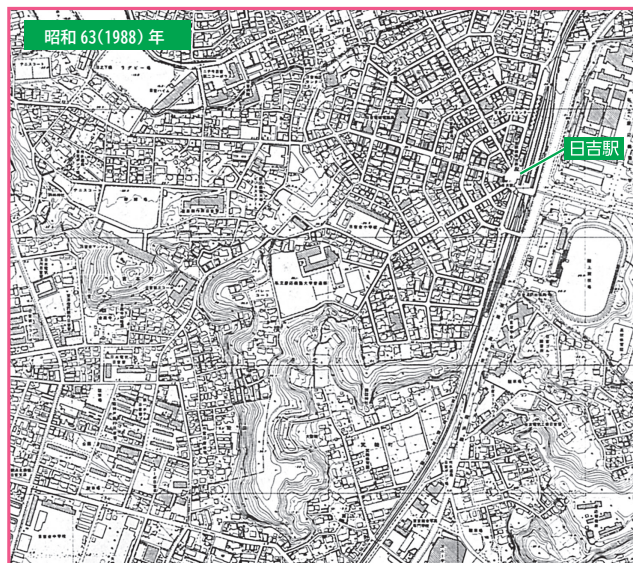
出典・資料：小田急五十年史(小田急電鉄株式会社)により作成

民間宅地開発

日吉台



分譲地は丘陵部にあり、道路が放射線状に整備されていることがわかります。



分譲地周辺の市街地は街路形状が不整形になっています。

出典・資料：神奈川県都市政策史料第1,2集(神奈川県 都市政策課)

中央林間・南林間



この地区の計画の特徴は、①駅前広場を設けている ②駅周辺は商業地区とし、区画も小さい ③駅を中心に斜めの道路を配置している ④住区を構成する考え方は存在しない ⑤公共施設用地としては、中央林間では中央公園が予定され、一種のシビックセンターとしている(公園は実現しない) ⑥敷地割は中央林間1街区1,440坪から2,400坪であることです。



ミニ開発が進み斜めの道路は分かりにくくなりました。

出典・資料：神奈川県都市政策史料第1,2集(神奈川県 都市政策課)

## 2 震災・戦災からの復興

大正12(1923)年9月1日、震度6、マグニチュード7.9の大地震が関東地方を襲いました。その被害は、東京府(現在の東京都)や神奈川県を中心に1府8県に及び、死者行方不明者14万人余、家屋の全壊と半壊が各13万戸弱、全半焼が45万戸弱という大きなものでした。

県内では、全世帯の86%にあたる23万7,338世帯が被災し、横浜に次いで小田原、横須賀、鎌倉、平塚などで大きな被害を受けました。一方で、この震災以後の復興事業によって街路が新設・拡幅されるなど横浜の市街地は一新されました。

昭和に入り、相模原台地上の畑地であった県央地区に軍事施設・軍需工場が集積し始めました。横須賀、相模原、大和では、「新興工業都市」としての大規模な県営区画整理が実施されましたが、これは日本初のニュータウン建設計画でした。

昭和16(1941)年12月8日に始まった太平洋戦争で、日本の主要都市は破壊され、大きな被害を受けました。昭和21(1946)年に制定された特別都市計画法により、横浜、川崎、平塚、小田原の各市が「戦災都市」の指定を受け、戦災復興事業として土地区画整理事業などが進められました。このように、震災・戦災の復興から都市の骨格が生まれてきました。

### 写真で見る関東大震災、被災状況



山津波の被害を受けた  
大山町(伊勢原市)



建物19棟が全壊した富士瓦  
紡績川崎工場(川崎市)



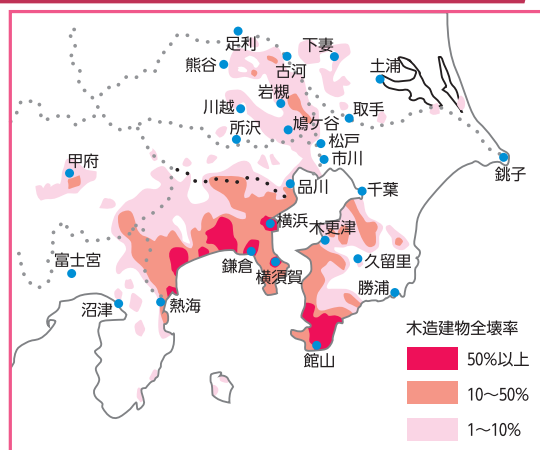
倒壊した遊行寺  
(藤沢市)



箱根宮ノ下富士屋ホテル前  
炊き出し(箱根町)

写真提供: 神奈川県立歴史博物館

### 関東大震災による木造家屋全壊率



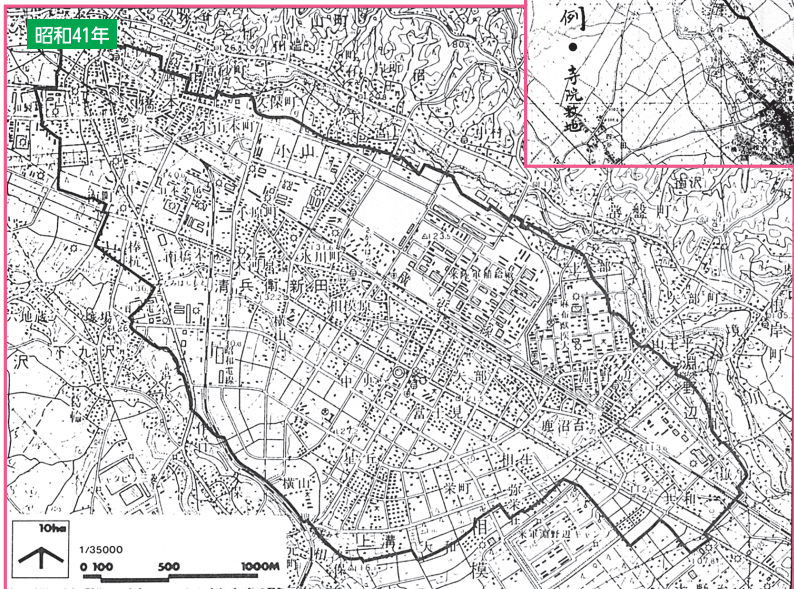
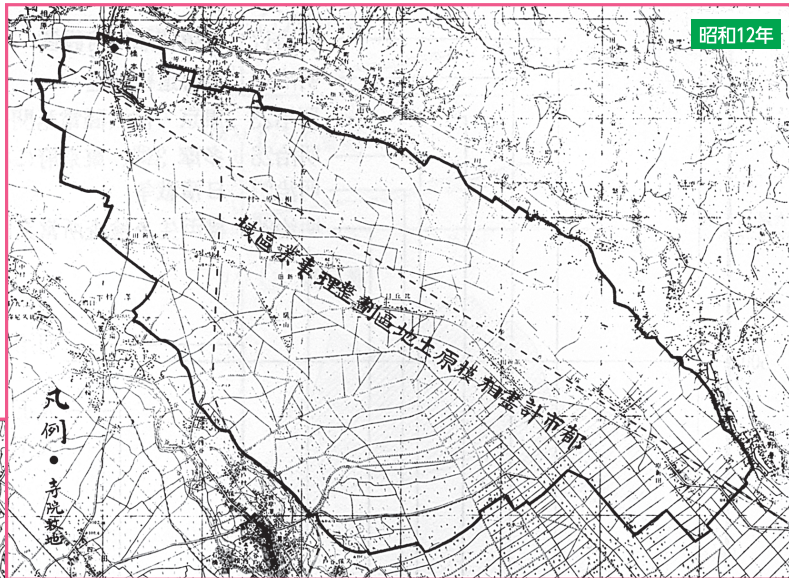
出典・資料: 日本の地震活動(財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター)により作成

### 川崎町火災跡地の区画整理



出典・資料: 図説アーバン神奈川1988年(神奈川県 都市政策課)

相模原軍都区画整理事業

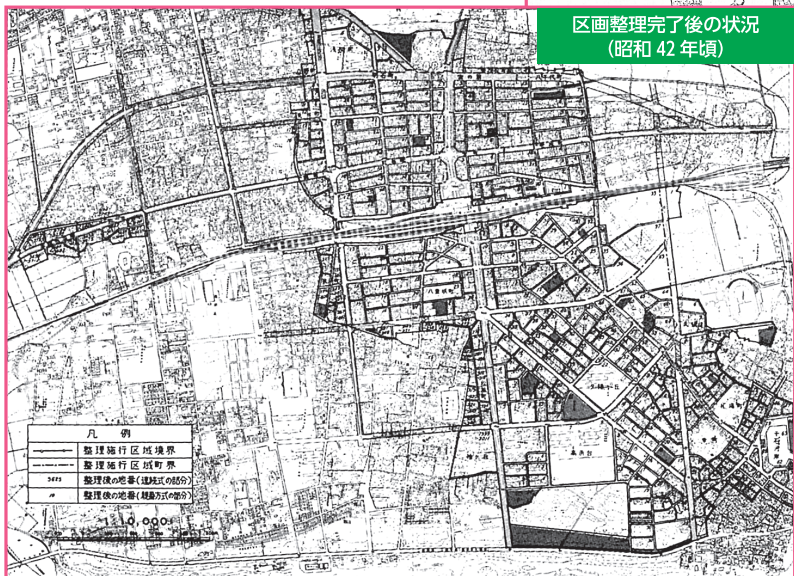
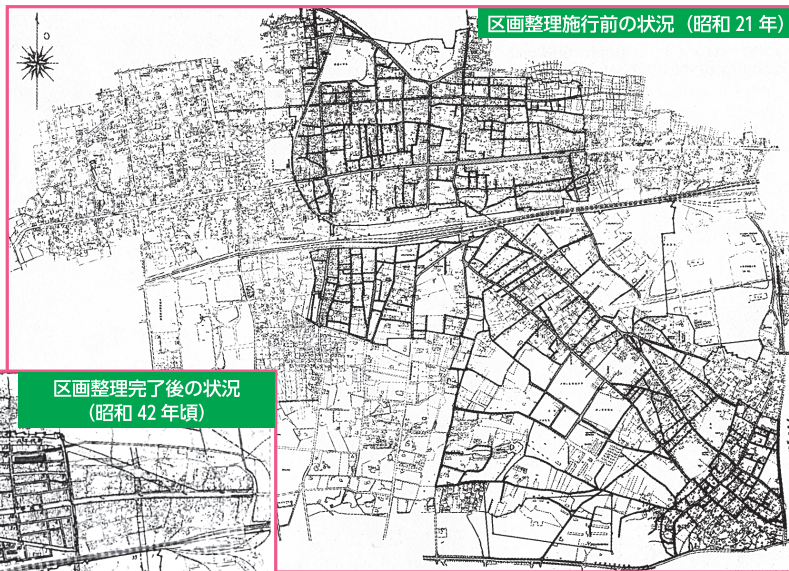


軍需産業が急速に成長し、郊外地・農村部に大規模工場が進出した結果、国庫補助を受けて「新興工業都市」としての土地区画整理事業が実施されました。

駅前を中心に街区が整備されています。

出典・資料：図説かながわの県土 1984年（神奈川県 都市政策課）

平塚の戦災復興事業



雑然とした市街地が広がっていました。

まちの東西を走る国道、そして駅を起点に整然と街区がはりめぐらされています。

出典・資料：図説アーバン神奈川 1984年（神奈川県 都市政策課）

### 3 高度経済成長による人口集中とその後

東京湾臨海部の埋立は、県内では大正期に始まり、以後、京浜工業地帯として神奈川県<sup>1</sup>の工業集積に大きな役割を果たしてきました。しかし、高度経済成長期には大気汚染などによる公害問題も生じ、国や県、市でも公害対策に取り組みました。

また、この時期、急激に増加する人口に対応するため、県住宅供給公社や住宅公団によって住宅団地が次々と建設され、民間事業者による宅地開発も進みました。風致景観をおびやかす山林の開発をきっかけに古都保存法<sup>\*1</sup>も誕生しました。昭和32(1957)年には藤沢市がマスタープラン(藤沢総合都市計画)を策定。市主導で区画整理を開始し、北部工業開発や湘南ライフタウンなどの宅地開発が実施されました。

急激な人口増加と住宅立地の弊害から、宅地開発指導要綱<sup>\*2</sup>の必要性や、アメニティ(快適環境)空間の重要性が求められるようになり、近年の宅地開発では、緑地率を高めたり、建築協定や地区計画により植栽や壁面後退の規定を設けるなど、質の高い開発事例も増えてきています。

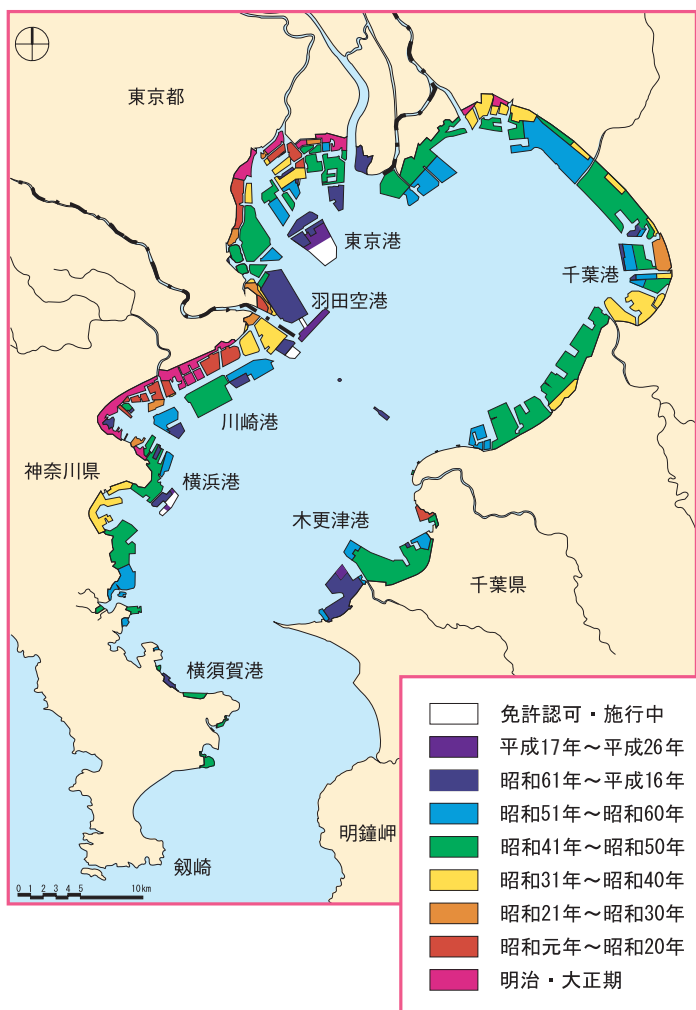
\*1 古都保存法 …鎌倉市には山林を切り開く宅地開発が集中し、鶴岡八幡宮の裏山一体「御谷」は、住民・市民の必死の働きかけにより開発をまねがれ、昭和41(1966)年に古都保存法が策定されるきっかけとなりました。

\*2 宅地開発指導要綱…宅地開発やマンション建設を行う業者などに対して、公園や学校などの公共施設を整備すること等を定めた市町村の要綱。

#### 京浜工業地帯埋立事業の歴史

大正2(1913)年から六郷川と鶴見川下流域の海岸578haが民間会社によって埋立てられました。ここが、県内で最も歴史の古い京浜工業地帯です。京浜運河開設とともに、この造成は大正から昭和の初期にかけて急速に進められました。昭和7(1932)年には、神奈川県が独自に鶴見川の改修とその周辺の埋立事業を起こし約13万6,000坪を造成。横浜市も昭和3(1928)年に生麦の海岸の埋立を計画、昭和11(1936)年には61万9,000坪を造成しました。官民の協力による完成でした。

#### 東京湾の埋立の推移



#### 高度経済成長をめぐる主な出来事

昭和25(1950)年	港湾法 朝鮮特需景気
昭和26(1951)年	県、事業所公害防止条例
昭和31(1956)年	首都圏整備法 神武景気(昭和30年~32年頃) なべ底不況(昭和32年~33年頃)
昭和33(1958)年	工場排水等規制法
昭和34(1959)年	工業等制限法 岩戸景気(昭和33年~36年頃)
昭和35(1960)年	川崎市、公害防止条例
昭和36(1961)年	国民所得倍増計画が決定
昭和37(1962)年	災害対策基本法 全国総合開発計画
昭和39(1964)年	県、公害防止条例 東京オリンピック いざなぎ景気(昭和40年~45年頃)
昭和42(1967)年	公害対策基本法
昭和43(1968)年	大気汚染防止法・騒音規制法
昭和45(1970)年	川崎で光化学スモッグ発生
昭和46(1971)年	ニクソン・ショック
昭和47(1972)年	工業再配置促進法 川崎市市区制施行
昭和48(1973)年	第一次石油ショック
昭和49(1974)年	工場立地法改正
昭和52(1977)年	川崎市、環境影響評価に関する条例 県、石油コンビナート等防災計画
昭和54(1979)年	第二次石油ショック

赤字は、臨海工業地帯に関連する法律をさします。

出典・資料：東京湾環境情報センター ホームページ 東京湾を取り巻く環境(水際線の状況)により作成  
(<https://www.tbeic.go.jp/kankyo/mizugiwa.asp>)  
(閲覧日：令和7(2025)年12月2日)

出典・資料：図説かながわのまち解体新書2006年(神奈川県 都市計画課)

高度経済成長期の開発

■ 藤沢市のマスタープラン(総合都市計画) 昭和32(1957)年



広報ふじさわに  
掲載された計画



北部工業開発

出典・資料：図説アーバン神奈川 1988年（神奈川県 都市政策課）

■ 西鎌倉・片瀬山開発(鎌倉市・藤沢市)



宅地開発の進んだ鎌倉一帯の丘陵。古都の風致景観保存問題が発生しました。  
出典・資料：図説アーバン神奈川 1988年（神奈川県 都市政策課）

■ 汐見台団地(横浜市)



県住宅供給公社により造成された大規模団地。72.7ha

出典・資料：図説アーバン神奈川 1988年（神奈川県 都市政策課）

近年の開発（都市再生緊急整備地域における主な事例）

■ 横浜都心・臨海地域(横浜市)

商業・業務・文化芸術・居住の機能を備えた国際色豊かなまちづくりが行われています。



写真提供：新港ふ頭客船ターミナル株式会社

■ 浜川崎駅周辺地域(川崎市)

南渡田地区では、マテリアルから世界を変える新産業拠点の形成が進められています。



I期地区  
(北地区北側)▶

※イメージパース内の周辺建物は、Vexcel Imaging US社の都市モデルを使用しています。

写真・全体俯瞰図提供：川崎市

# 06 県政の歴史

神奈川は、明治4(1871)年の廃藩置県の際には小田原・荻野山中・葦山・六浦・神奈川の5県に分かれていましたが、同年11月に神奈川県と足柄県に大別されました。この頃の人口は約10万6千人余りで、戸数は約4万9千戸でした。明治9(1876)年、足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入され、明治26(1893)年に南・北・西多摩の3郡が東京府に移され、現在の神奈川県の県域となりました。

明治21(1888)年に市制町村制が制定されました。政府のねらいは、各町村を主体的に国を支える単位とすることにより国家行政の負担を地方に分担しようというものでした。明治22(1889)年の横浜に始まり、昭和22(1947)年の地方自治法、昭和28(1953)年の町村合併促進法により市町村の新設や編入合併が次々に行われ、法施行以前の8市7郡35町71村が、昭和53(1978)年11月に19市7郡17町1村となりました。平成18(2006)年3月20日には、津久井町と相模湖町が相模原市と、平成19(2007)年3月11日には、城山町と藤野町が相模原市と合併し、19市6郡13町1村となり今日に至っています。

## シルクロード

国道16号の八王子～横浜間は、「日本のシルクロード」と呼ばれる八王子街道が前身です。背後に絹の産地である群馬や長野を抱える八王子は桑都と呼ばれていました。日本各地から集められた生糸を横浜港に運ぶ要路として利用されていたのが八王子街道です。運ばれた生糸は横浜港からアメリカなどへ輸出されていました。

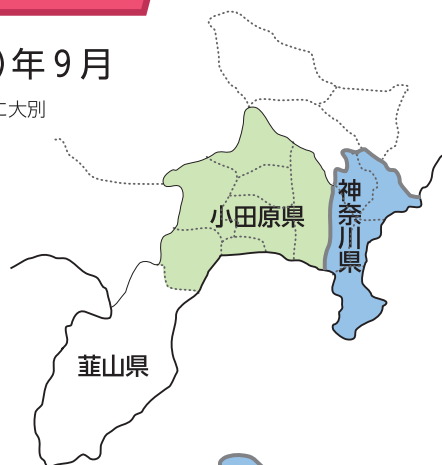


出典・資料：図説アーバン神奈川1988年(神奈川県 都市政策課)

## 神奈川県域変遷図

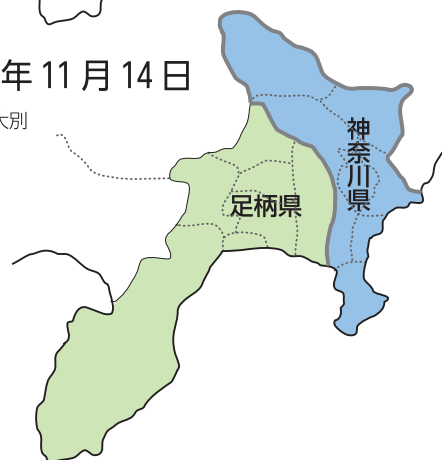
明治4(1871)年9月

小田原県と神奈川県に大別



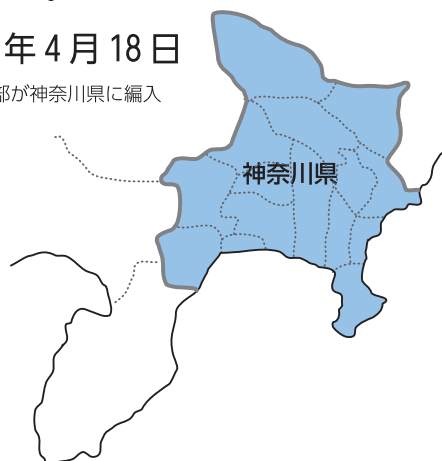
明治4(1871)年11月14日

足柄県と神奈川県に大別



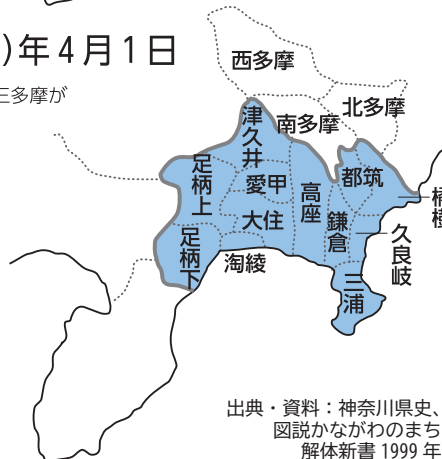
明治9(1876)年4月18日

足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入



明治26(1893)年4月1日

東京の水源地として三多摩が東京に移管。



出典・資料：神奈川県史、  
図説かながわのまち  
解体新書1999年  
(神奈川県 都市政策課)

### 市制施行年

明治 21 年 (1888)	●市制町村制制定 「明治の大合併」 (明治21年~22年)	政令 指定都市	
明治 22 年 (1889)	横浜市		
明治 40 年 (1907)	横須賀市		
大正 13 年 (1924)	川崎市		
昭和 7 年 (1932)	平塚市		
昭和 14 年 (1939)	鎌倉市		
昭和 15 年 (1940)	藤沢市		
	小田原市		
昭和 22 年 (1947)	●地方自治法施行		
	茅ヶ崎市		
昭和 28 年 (1953)	●町村合併促進法公布 「昭和の大合併」 (昭和28年~36年)		
昭和 29 年 (1954)	逗子市		
	相模原市		
昭和 30 年 (1955)	三浦市		
	厚木市		
	秦野市		
昭和 31 年 (1956)	横浜市	政令 指定都市	
昭和 34 年 (1959)	大和市		
昭和 46 年 (1971)	伊勢原市		
	座間市		
	海老名市		
昭和 47 年 (1972)	南足柄市		川崎市
昭和 53 年 (1978)	綾瀬市		
平成 11 年 (1999)	●市町村の合併の特例に関する法律公布 「平成の大合併」 (平成11年~22年)		
平成 22 年 (2010)	相模原市		

### 市町村合併図

昭和28(1953)年10月1日から昭和34(1959)年3月1日まで



出典・資料：神奈川県史（神奈川県）

### 現在の市町村区画

令和7(2025)年9月1日まで



- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政令指定都市の要件(横浜・川崎・相模原)<br/>人口50万人以上で政令で指定する市</li> <li>■ 中核市の要件(横須賀)<br/>人口30万人以上で政令で定める市</li> <li>■ 特例市の要件(平塚・厚木・大和・小田原・茅ヶ崎)<br/>人口20万人以上で政令で定める市</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市の要件</li> <li>①人口5万人以上(2005(平成17)年3月31日までに合併の場合4万人以上)</li> <li>②中心市街地形成戸数が全戸数の6割以上</li> <li>③商工業その他の都市的業態に従事する者及びその同一世帯に属する者の数が全人口の6割以上</li> <li>④都道府県が条例で定める要件</li> </ul> |
|---|---|

# 07 その他

## 1 都市計画行政の歴史

年号	西暦	県の動き	国の動き
昭和43年	1968年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新都市計画法公布（昭和44（1969）年施行）、旧都市計画法廃止〔都市計画法決定権限を地方公共団体に移譲、区域区分制度・開発許可制度の導入、住民参加規定等〕</li> <li>●第2次首都圏基本計画策定</li> </ul>
昭和44年	1969年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新全国総合開発計画策定</li> <li>●都市再開発法公布</li> </ul>
昭和45年	1970年	●当初線引き告示	●建築基準法改正〔集団規定の全面改定（用途地域の細分化、容積率規制、北側隣地斜線制限等）〕
昭和48年	1973年	●神奈川県新総合計画策定	●都市緑地保全法公布（昭和49（1974）年施行）
昭和49年	1974年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土利用計画法公布</li> <li>●生産緑地法公布</li> <li>●都市計画法、建築基準法改正〔開発許可制度の非線引き区域への拡大〕</li> </ul>
昭和51年	1976年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3次首都圏基本計画策定</li> <li>●建築基準法改正〔日影規制制度〕</li> </ul>
昭和52年	1977年	●第1回線引き見直し告示（横浜市、川崎市ほか11市町）	●第三次全国総合開発計画策定
昭和53年	1978年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新神奈川計画（基本構想）策定</li> <li>●神奈川県国土利用計画策定</li> </ul>	
昭和54年	1979年	●第1回線引き見直し告示（平塚市、小田原市ほか4市町）	
昭和55年	1980年		●都市計画法、建築基準法改正〔地区計画制度の創設〕
昭和58年	1983年	●改定神奈川計画（基本計画）を正式決定	
昭和59年	1984年	●第2回線引き見直し告示	
昭和61年	1986年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かながわ都市マスタープラン策定</li> <li>●神奈川の交通マスタープラン策定</li> </ul>	●第4次首都圏基本計画策定
昭和62年	1987年	●第二次新神奈川計画策定	●第四次全国総合開発計画策定
昭和63年	1988年		●都市再開発法、建築基準法改正〔再開発地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充〕
平成元年	1989年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地基本法公布</li> <li>●道路法、都市計画法、建築基準法改正〔道路内建築制限の緩和、立体道路にともなう地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充〕</li> </ul>
平成2年	1990年	●第3回線引き見直し告示（横浜市以外の市町）	●都市計画法、建築基準法改正〔住宅地高度利用地区、用途別容積率地区計画等の緩和型計画制度の創設〕
平成3年	1991年	●かながわ都市マスタープラン及び神奈川の交通マスタープラン改定	
平成4年	1992年	●第3回線引き見直し告示（横浜市）	●都市計画法、建築基準法改正〔市町村マスタープランの創設、用途地域の細分化、開発許可基準の見直し〕
平成6年	1994年		●建築基準法改正〔住宅地下室容積率算定から除外〕
平成7年	1995年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方分権推進法公布（平成14（2002）年失効）</li> <li>●都市計画法、建築基準法改正〔街並誘導型地区計画の創設、前面道路による容積率制限の変更、住宅系用途地域の道路斜線緩和〕</li> </ul>
平成9年	1997年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かながわ都市マスタープラン及びかながわ交通計画改定</li> <li>●かながわ新総合計画21策定</li> <li>●第4回線引き見直し告示</li> </ul>	●都市計画法、建築基準法改正〔高層住居誘導地区の導入、共同住宅の廊下階段部分を容積率算定から除外〕
平成10年	1998年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●21世紀国土のランドデザイン策定</li> <li>●「まちづくり三法」公布〔中心市街地活性化法、大店立地法（200（平成12）年施行）、都市計画法改正〕</li> <li>●特定非営利活動促進法（NPO法）公布</li> <li>●市町村合併特例法公布</li> <li>●都市計画法、建築基準法改正〔特別用途地区の法定類型を廃止し、自治体か類型・規制内容を決定、市街化調整区域における地区計画制度の拡充〕</li> </ul>
平成11年	1999年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地方分権一括法」公布（平成12（2000）年施行）</li> <li>●都市計画法、建築基準法改正〔地方分権一括法による改正、機関委任事務の廃止〕</li> <li>●第5次首都圏整備計画策定</li> </ul>
平成12年	2000年		●都市計画法改正〔都市計画に関するマスタープランの拡充など〕
平成13年	2001年	●第5回線引き見直し告示（横浜市、川崎市以外の市町）	
平成14年	2002年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市再生特別措置法公布</li> <li>●都市計画法、建築基準法改正〔地区計画制度の再編、特例容積率適用地域の導入、都市計画提案制度の創設〕</li> </ul>
平成15年	2003年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回線引き見直し告示（横浜市、川崎市）</li> <li>●かながわ都市マスタープラン・地域別計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美しい国づくり政策大綱公表</li> <li>●地方自治法改正〔指定管理者制度創設〕</li> <li>●都市計画法、建築基準法改正〔特定防災街区整備地区の創設等〕</li> </ul>
平成16年	2004年	●神奈川力構想・プロジェクト51策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「景観三法」公布（平成17（2005）年全面施行）〔景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律〕</li> <li>●市町村の合併の特例等に関する法律公布（平成17（2005）年）</li> </ul>
平成17年	2005年	●かながわ都市マスタープラン改訂及びかながわ交通計画追録版作成	●地域再生法公布
平成18年	2006年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり三法改正〔中心市街地活性化法、都市計画法改定（準都市計画区域の拡充、開発許可制度の見直し）〕</li> <li>●地方分権改革推進法公布（平成19（2007）年施行、平成22（2010）年失効）</li> </ul>
平成19年	2007年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●神奈川力構想・基本構想及び神奈川力構想・実施計画策定</li> <li>●かながわ都市マスタープラン改定及びかながわ交通計画改定</li> </ul>	●建築基準法改正〔構造計算適合性判定制度、法定審査期間の延長〕
平成21年	2009年	●第6回線引き見直し告示（横浜市ほか5市町以外の市町）	
平成22年	2010年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回線引き見直し告示（横浜市、平塚市、茅ヶ崎市、寒川町、相模原市（旧津久井3町を除く）、伊勢原市）</li> <li>●かながわ都市マスタープラン・地域別計画改定</li> </ul>	●地域主権戦略大綱の閣議決定
平成24年	2012年	●「かながわランドデザイン基本構想」及び「かながわランドデザイン実施計画」を決定	
平成25年	2013年	●かながわ都市マスタープラン（津波対策編）策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害からの復興に関する法律公布</li> <li>●強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法公布</li> </ul>
平成26年	2014年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等対策の推進に関する特別措置法公布</li> <li>●都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画制度の創設）</li> <li>●都市計画法・建築基準法の改正（居住調整地域、特定用途誘導地区の創設）</li> </ul>
平成27年	2015年		●都市農業振興基本法公布
平成28年	2016年	●第7回線引き見直し告示（横浜市、川崎市、相模原市以外の市町）	
平成29年	2017年	●第7回線引き見直し告示（川崎市、相模原市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市緑地法の改正（民間による市民緑地の整備を促す制度の創設等）</li> <li>●都市公園法の改正（民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設等）</li> <li>●生産緑地法の改正（面積要件の引き下げ等）</li> <li>●都市計画法、建築基準法の改正（田園居住地域の創設）</li> </ul>
平成30年	2018年	●第7回線引き見直し告示（横浜市）	
令和2年	2020年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画法、建築基準法の改正（災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、居住誘導区域内における日常生活に必要な施設の用途・容積率制限の緩和等）</li> <li>●都市再生特別措置法の改正（開発許可制度の見直し、立地適正化計画の手引き改訂）</li> </ul>
令和3年	2021年	●かながわ都市マスタープラン改定	
令和4年	2022年	●かながわ交通計画改定	●都市計画法改正（災害リスク区域での開発原則禁止、市街化調整区域の開発厳格化）
令和5年	2023年		
令和6年	2024年	●「新かながわランドデザイン基本構想」及び「新かながわランドデザイン実施計画」を決定	●都市緑地法等の一部改正（国主導による戦略的な都市緑地の確保等）
令和7年	2025年	●第8回線引き見直し告示	

出典・資料：かながわの都市計画のあらまし（令和7年度）（神奈川県 都市計画課）、法令データベース（総務省ホームページ）

## 2 都市計画基礎調査について

本書の内容の多くは、「都市計画基礎調査」のデータを基にしています。

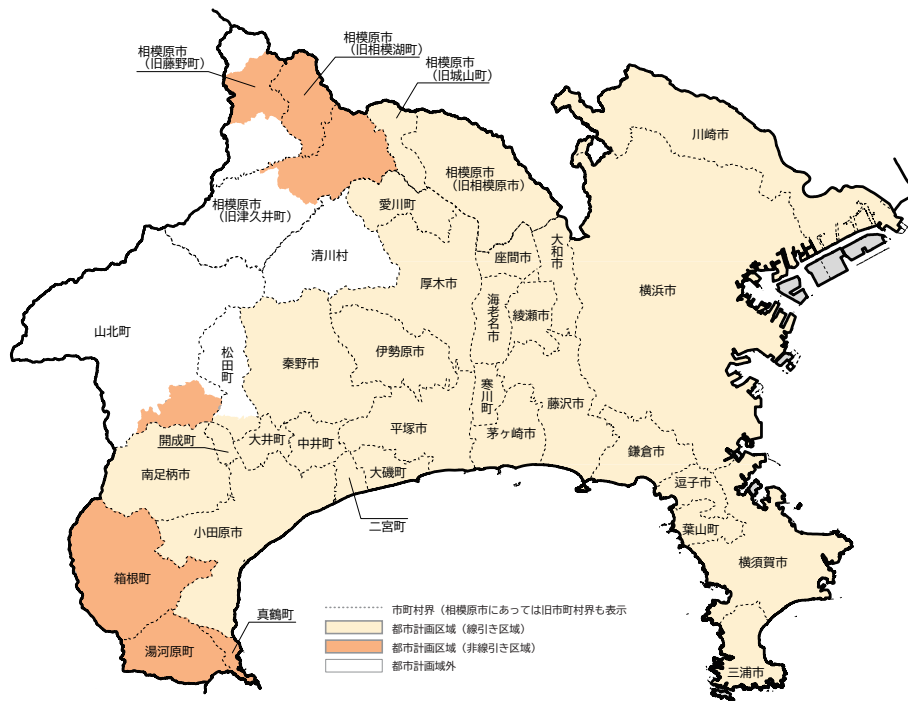
この調査は、都市計画分野の「国勢調査」といわれるもので、昭和43(1968)年の都市計画法の全面改正によって制度化され、都市計画法第6条に規定されています。都市の現況や都市化の動向を的確に把握するため、全国の都道府県で、都市計画区域を対象におおむね5年ごとに実施されています。土地利用や建物、都市施設の状況を詳細に調査したもので、都市計画の決定をはじめ、まちづくりを進める上での基礎的なデータを提供する重要な調査です。また、都市計画分野に限らず、防災や環境など県民の生活に関わる様々な分野における活用が期待されます。

調査項目は、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などで、法令に示されていますが、各都市の地域特性に応じて定めることができるため、全国一律とはなっていません。神奈川県では、より高精度な調査を行うことで十分なデータを得られるとの考えから、詳細かつ広範囲な調査を行っています。

本書では、令和2(2020)年度を基準として実施した調査の結果をまとめた「神奈川県都市計画基礎調査解析報告書【令和7(2025)年3月】」を使用しています。

### (1) 調査対象地区

都市計画法によって、調査対象地域は都市計画区域内とされていますが、神奈川県では、土地利用、建物など一部の項目については県全域で調査を実施しています。



出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

### (2) 調査区

調査単位は、町丁目に対応した小ゾーン(8,770ゾーン)をもとにし、大・中・小のゾーン区分を設定しています。

### (3) ゾーン界

調査区	ゾーン数	対象	平均面積
大ゾーン	213	昭和20~30年代の町村合併前の旧町村界を基本とする。政令指定都市では区を大ゾーンとする。	約 1,134ha
中ゾーン	1,636	住居表示実施区域は旧大字を、未実施区域では大字を基本とする。	約 148ha
小ゾーン	8,770	町丁目及び線引き界を基本とする。	約 28ha

出典・資料:『神奈川県都市計画基礎調査解析報告書』令和7年3月 都市計画課 により作成

## 3 市町村基礎データ

市町村の 名前	人口・世帯		面積				市町村施行日・合体日	
	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	行政区域 面積 (km <sup>2</sup> )	都市計画 区域面積 (ha)	市街化 区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)		
横浜市	3,772,320	1,836,882	43,823	43,653	33,767	9,885	明治22年4月1日	市制施行
川崎市	1,558,411	795,778	14,296	14,435	12,728	1,707	大正13年7月1日	市制施行
相模原市	721,770	351,504	32,891	21,704	6,855	4,172	昭和29年11月20日	市制施行
横須賀市	367,293	166,415	10,080	10,081	6,627	3,456	明治40年2月15日	市制施行
平塚市	257,696	119,223	6,783	6,788	3,152	3,636	昭和7年4月1日	市制施行
鎌倉市	169,598	77,489	3,966	3,953	2,569	1,384	昭和14年11月3日	市制施行
藤沢市	443,399	205,609	6,956	6,956	4,799	2,158	昭和15年10月1日	市制施行
小田原市	185,027	86,326	11,360	11,380	2,822	8,558	昭和15年12月20日	市制施行
茅ヶ崎市	245,075	109,214	3,570	3,576	2,221	1,355	昭和22年10月1日	市制施行
逗子市	54,919	25,001	1,728	1,728	832	896	昭和29年4月15日	市制施行
三浦市	38,834	17,038	3,206	3,144	729	2,415	昭和30年1月1日	合体（市制施行）三崎町、南下浦町、初声村
秦野市	159,991	74,210	10,376	10,376	2,459	7,917	昭和30年1月1日	合体（市制施行）秦野町、南秦野町、東秦野村、北秦野村
厚木市	222,940	107,240	9,383	9,384	3,201	6,183	昭和30年2月1日	合体（市制施行）厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村、玉川村
大和市	244,704	118,328	2,709	2,709	2,019	690	昭和34年2月1日	市制施行
伊勢原市	100,717	47,851	5,556	5,556	1,207	4,349	昭和46年3月1日	市制施行
海老名市	141,397	63,852	2,659	2,659	1,479	1,180	昭和46年11月1日	市制施行
座間市	131,956	63,382	1,757	1,757	1,253	504	昭和46年11月1日	市制施行
南足柄市	38,907	16,827	7,709	7,712	729	6,983	昭和47年4月1日	市制施行
綾瀬市	82,740	36,567	2,214	2,214	1,034	1,180	昭和53年11月1日	市制施行
葉山町	30,340	13,012	1,704	1,704	513	1,191	大正14年1月1日	町制施行
寒川町	48,262	20,849	1,334	1,342	723	619	昭和15年11月1日	町制施行
大磯町	30,565	13,096	1,718	1,723	548	1,175	昭和29年12月1日	合体 大磯町、国府町
二宮町	26,460	11,830	908	908	434	474	昭和10年11月3日	町制施行
中井町	8,839	3,541	1,999	1,999	233	1,766	昭和33年12月1日	町制施行
大井町	17,136	7,238	1,438	1,438	348	1,090	昭和31年4月1日	合体 相和村、金田村、曾我村大字上大井、西大井
松田町	10,216	4,571	3,775	571	198	373	昭和30年4月1日	合体 松田町、寄村
山北町	8,925	3,940	22,464	2,153	-	-	昭和30年2月1日	合体 三保村、清水村、共和村、山北町
開成町	18,710	7,525	655	655	284	371	昭和30年2月1日	合体（町制施行）酒田村、吉田島村
箱根町	10,804	6,573	9,286	9,286	-	-	昭和29年1月1日	合体 箱根町、元箱根村、芦之湯村
真鶴町	6,021	2,861	705	705	-	-	昭和31年9月30日	合体 真鶴町、岩村
湯河原町	21,733	10,752	4,097	4,097	-	-	昭和30年4月1日	合体 福浦村、吉浜町、湯河原町
愛川町	39,127	18,196	3,428	3,428	855	2,573	昭和30年1月15日	合体 愛川町、中津村
清川村	2,815	1,136	7,124	-	-	-	昭和31年9月30日	合体 煤ヶ谷村、宮ヶ瀬村
<b>神奈川県</b>	<b>9,217,647</b>	<b>4,566,767</b>	<b>241,655</b>	<b>199,774</b>	<b>94,618</b>	<b>78,240</b>		

出典・資料：【人口・世帯】神奈川県人口統計調査結果令和7年9月1日現在（神奈川県 統計センター 人口・社会統計課）  
【行政面積】全国都道府市区町村別面積調（令和7(2025)10月1日時点）（国土地理院）  
※平塚市、茅ヶ崎市及び中郡大磯町は、境界の一部が未定のため、参考値を示した。  
【その他の面積】かながわの都市計画のあらまし（令和7年度）（神奈川県 都市計画課）



本書の内容を無断転載・複製を禁じます。  
本書を引用・利用する場合は、必ず下記のように出典を明記してください。  
【図説 かながわのまち解体新書 令和8(2026)年3月 神奈川県 都市計画課】

令和8(2026)年3月発行



神奈川県

神奈川県県土整備局都市部都市計画課  
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 (045) 210-1111 (代表)